

健康福祉行政の概要

平成22年度

青森県健康福祉部

目 次

総 括

地域県民局地域健康福祉部の所管区域	1
健康福祉部機構図	2
健康福祉部各課分掌事務	3
健康福祉部職員総括表	7
健康福祉部出先機関・県立社会福祉施設等一覧	8
平成22年度健康福祉行政の主要な施策	10
平成22年度健康福祉部当初予算概要	19

各課の事業概要

健康福祉政策課事業概要

第1節 保健・医療・福祉総合対策	25
第2節 民生委員・児童委員	27
第3節 生活福祉資金	28
第4節 福祉理解・ボランティア活動等の推進	30
第5節 地域福祉の推進	30
第6節 福祉マンパワーの確保	31
第7節 社会福祉関係職員の研修	32
第8節 生活保護の概要	32
第9節 災害救助	36
第10節 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付の状況	37
第11節 援護に関する業務	40
第12節 地域県民局地域健康福祉部	46
第13節 県立保健大学の概要	47
第14節 社会福祉法人	49
第15節 保健師の配置状況等	49
第16節 社会福祉審議会を開催状況	53
第17節 社会福祉施設等指導監査の実施	53

医療薬務課事業概要

第1節 保健医療計画	57
第2節 医療機関等の設置状況等	58
第3節 医師等の従事状況	60
第4節 医療施設等指導監督	61
第5節 救急医療対策	63
第6節 周産期医療対策	70
第7節 地域医療サービスの向上	71

第8節	試験免許の実施	72
第9節	医師確保対策	73
第10節	看護従事者対策	75
第11節	へき地医療対策	80
第12節	自治体病院機能再編成の推進	84
第13節	薬事衛生対策	86

保健衛生課事業概要

第1節	健康づくり対策	101
第2節	感染症対策	113
第3節	結核予防対策	119
第4節	難病対策	122
第5節	ハンセン病回復者支援及び原爆被爆者援護対策	124
第6節	水道対策	126
第7節	生活衛生対策	128
第8節	食品衛生対策	132
第9節	食肉衛生対策	143
第10節	動物愛護管理等対策	148

高齢福祉保険課事業概要

第1節	高齢社会対策	153
第2節	高齢者福祉対策	154
第3節	介護保険	160
第4節	国民健康保険	167
第5節	老人（後期高齢者）医療	170
第6節	保険医療機関に対する指導等	172

こどもみらい課事業概要

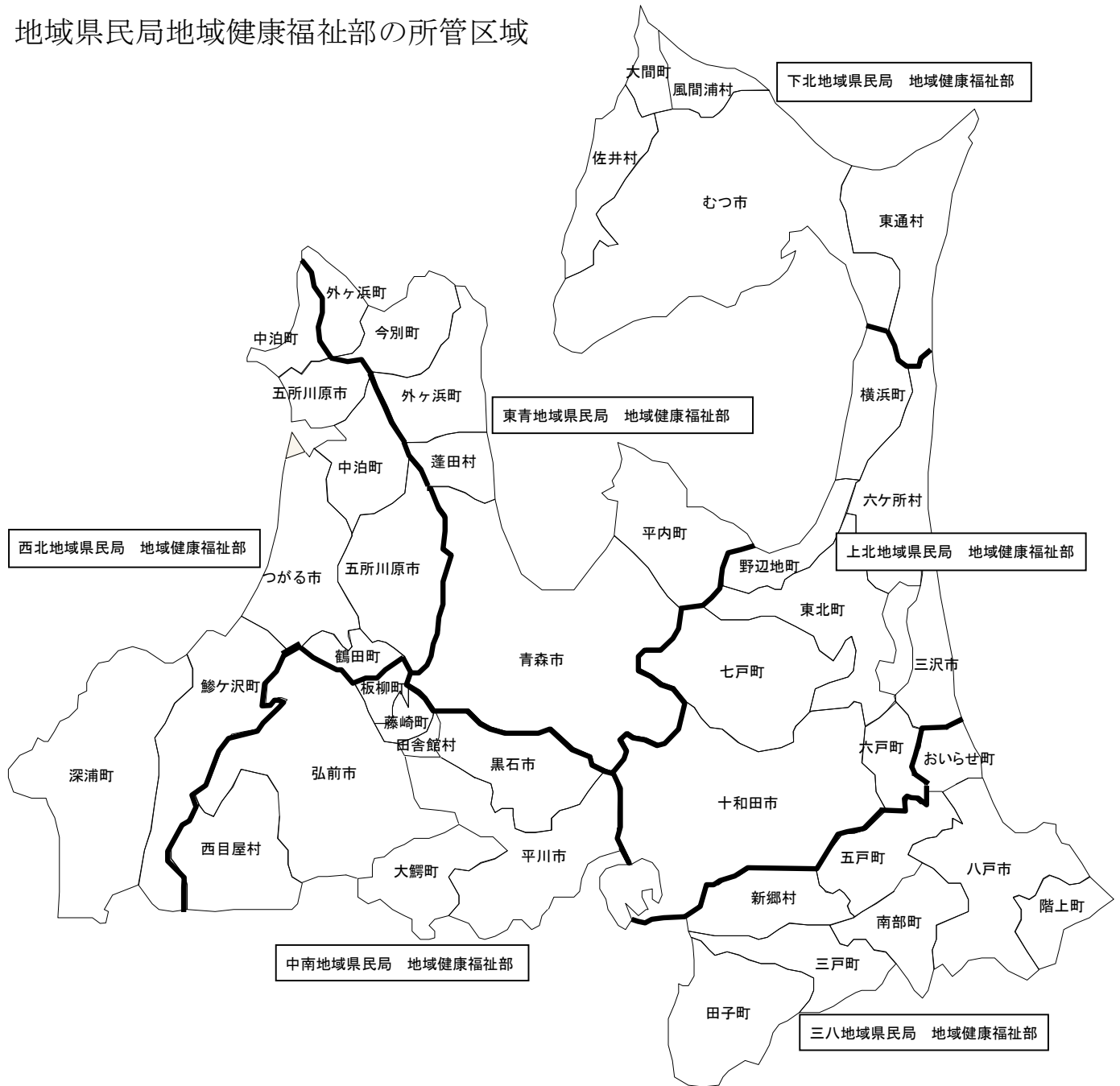
第1節	児童福祉の相談機関	173
第2節	要保護児童の福祉対策	175
第3節	児童の健全育成	181
第4節	母子福祉対策	190
第5節	女性保護	197
第6節	母子保健対策	201

障害福祉課事業概要

第1節	機構図及び職種別職員数と出先機関等	211
第2節	障害者施策の推進	215
第3節	障害者の現状と障害者を取り巻く環境の変化	216

総括

地域県民局地域健康福祉部の所管区域

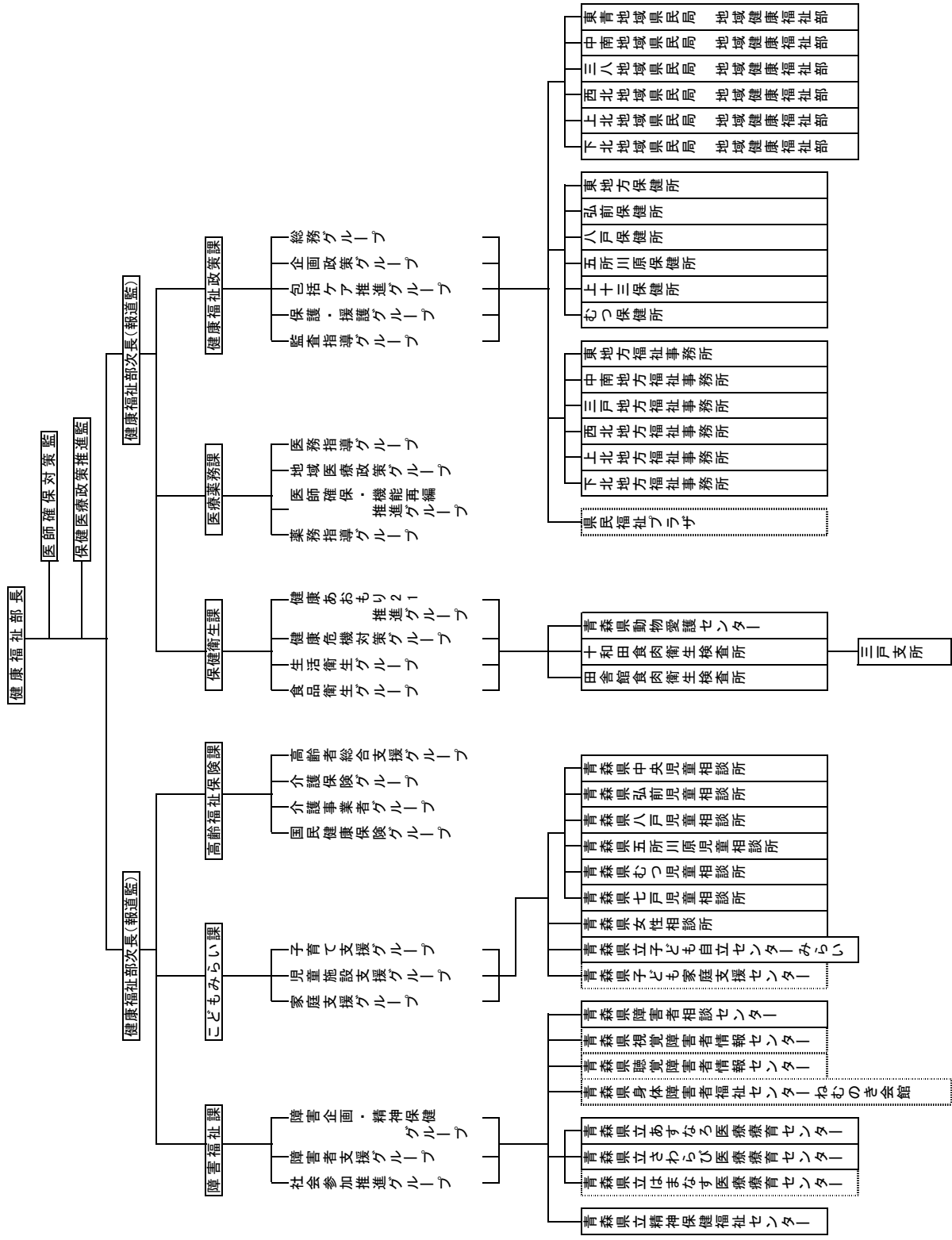


地域県民局	地域健康福祉部	所管区域
東青地域県民局	地域健康福祉部	青森市、東津軽郡
中南地域県民局	地域健康福祉部	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
三八地域県民局	地域健康福祉部	八戸市、三戸郡、おいらせ町
西北地域県民局	地域健康福祉部	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
上北地域県民局	地域健康福祉部	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）
下北地域県民局	地域健康福祉部	むつ市、下北郡

注 東青・中南・三八地域県民局地域健康福祉部には、保健総室（保健所）、福祉総室（地方福祉事務所）及びこども相談総室（児童相談所）、西北・上北・下北地域県民局地域健康福祉部には保健総室（保健所）及び福祉こども総室（地方福祉事務所・児童相談所）が置かれている。

なお、青森市の保健所業務については、青森市保健所が行っている。

健康福祉部 機構図



.....は指定管理施設を示す

健康福祉部各課分掌事務

(健康福祉政策課)

- 1 部内の人事、組織、予算（支出負担行為（各課共通経費に係るものを除く。）及び収入通知に関する事務を除く。）及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。
- 2 部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 3 医療社会事業に関すること。
- 4 社会福祉事業に関すること（他課の分掌に係る事務を除く。）。
- 5 地域における社会福祉活動に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。
- 6 福祉人材センター並びに共同募金及び社会福祉協議会に関すること。
- 7 民生委員に関すること。
- 8 生活保護に関すること。
- 9 行旅病人、行旅死亡人及び浮浪者の取扱いに関すること。
- 10 社会福祉統計及び保健統計に関すること。
- 11 保健師に関すること（免許、書類の経由等に関する事務を除く。）。
- 12 災害救助に関すること。
- 13 災害弔慰金及び災害援護資金に関すること。
- 14 軍人軍属であった者の身上の取扱い及び軍人恩給に関すること。
- 15 戦没者等叙位叙勲に関すること。
- 16 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。
- 17 中国残留邦人等に対する支援給付に関すること。
- 18 公立大学法人青森県立保健大学の運営に関すること。
- 19 県民福祉プラザに関すること。
- 20 地域県民局に関すること（地域健康福祉部の総括的管理に関する事務に限る。）。
- 21 保健所及び福祉事務所の総括的管理に関すること。
- 22 社会福祉審議会に関すること（こどもみらい課及び障害福祉課の分掌に係る事務を除く。）。
- 23 部内他課の主管に属しない事務に関すること。

(医療薬務課)

- 1 医療計画に関すること。
- 2 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること。
- 3 医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、診療エックス線技師、歯科技工士、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 4 保健師の免許、書類の経由等に関すること。

- 5 死体解剖保存に関する事。
- 6 医務関係法人の指導監督に関する事。
- 7 救急医療対策及びへき地医療対策に関する事。
- 8 薬局及び医薬販売業に関する事。
- 9 毒物及び劇物に関する事。
- 10 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する事。
- 11 医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関する事（他課の分掌に係る事務を除く。）。
- 12 薬用資源開発に関する事。
- 13 採血業に関する事。
- 14 臓器の移植に関する事。
- 15 医師修学資金及び保健師・助産師・看護師修学資金の貸与に関する事。
- 16 医療審議会、准看護師試験委員、地方薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関する事。

（保健衛生課）

- 1 健康増進に関する事。
- 2 栄養士及び調理師に関する事。
- 3 難病対策に関する事。
- 4 感染症、結核その他の疾病の予防に関する事。
- 5 口こう保健に関する事。
- 6 衛生教育に関する事。
- 7 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事。
- 8 食品衛生に関する事。
- 9 狂犬病予防に関する事。
- 10 動物の愛護及び管理に関する事。
- 11 と畜場に関する事。
- 12 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事。
- 13 化製場等に関する事。
- 14 旅館業、公衆浴場及び興行場に関する事。
- 15 理容師及び美容師に関する事。
- 16 クリーニング業に関する事。
- 17 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事。
- 18 墓地及び埋葬に関する事。
- 19 建築衛生一般に関する事。
- 20 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。
- 21 入浴料金の統制に関する事。
- 22 水道に関する事。
- 23 飲料水の改善に関する事。
- 24 製菓衛生師に関する事。

- 25 獣医師修学資金の貸与に関する事。
- 26 動物愛護センター及び食肉衛生検査所に関する事。
- 27 感染症診査協議会、結核診査協議会及び生活衛生適正化審議会に関する事。

(高齢福祉保険課)

- 1 高齢社会対策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。
- 2 高齢社会対策の総合的な推進に関する事。
- 3 老人福祉に関する事。
- 4 介護保険に関する事。
- 5 介護に関する知識及び技術の普及に関する事。
- 6 国民健康保険に関する事。
- 7 高齢者の医療の確保に関する事。
- 8 介護保険審査会、国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関する事。

(こどもみらい課)

- 1 児童の福祉に関する事(他課の分掌に係る事務を除く。)
- 2 児童福祉統計に関する事。
- 3 母子及び寡婦福祉に関する事。
- 4 売春防止に関する事。
- 5 母体保護に関する事。
- 6 母子保健に関する事。
- 7 児童扶養手当に関する事。
- 8 特別児童扶養手当に関する事。
- 9 児童手当及び子ども手当に関する事(他課の分掌に係る事務を除く。)
- 10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する事(総務学事課の分掌に係る事務を除く。)
- 11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事。
- 12 婦人相談所、児童自立支援施設及び子ども家庭支援センターに関する事。
- 13 児童相談所の総括的管理に関する事。
- 14 社会福祉審議会に関する事務中こどもみらい課の分掌に係る事務に関する事。

(障害福祉課)

- 1 障害者施策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。
- 2 障害者施策の総合的な推進に関する事。
- 3 身体障害者福祉に関する事。
- 4 知的障害者福祉に関する事。
- 5 児童福祉法による知的障害児、盲児、ろうあ児及び重症心身障害児の福祉に関する事。

- 6 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 7 発達障害者支援に関すること。
- 8 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。
- 9 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- 10 障害者相談センター、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉センター、医療療育センター及び精神保健福祉センターに関すること。
- 11 社会福祉審議会、障害者施策推進協議会、精神保健福祉審議会、精神医療審査会及び障害者介護給付費等不服審査会に関すること（社会福祉審議会に関する事務中障害福祉課の分掌に係る事務に限る。）。

健康福祉部職員総括表

平成22年4月1日現在

所 属	部長級	次長級	総括 課長級	課長級	課長 補佐級	班長級	主査級	一般 職員	現業	所属 合計
部長、次長	1	2								3
健康福祉政策課	1	1	2	5	11	12	14	8		54
医療薬務課			1	3	4	8	5	5		26
保健衛生課		1	1	1	4	9	8	8		32
高齢福祉保険課			1	1	5	4	12	5		28
こどもみらい課			1	3	2	4	5	5		20
障害福祉課			1	3	2	5	7	4		22
本庁 小計	2	4	7	16	28	42	51	35	0	185
東青地域県民局地域健康福祉部		1	2	4	1	18	19	29	5	79
中南地域県民局地域健康福祉部	1		2	3	9	16	23	23	2	79
三八地域県民局地域健康福祉部		1	2	3	3	16	23	32		80
西北地域県民局地域健康福祉部		1	1	3	4	11	30	20	1	71
上北地域県民局地域健康福祉部		1	1	3	3	12	23	26	2	71
下北地域県民局地域健康福祉部		1	1	2	1	11	15	15		46
動物愛護センター			1			2	3	2	10	18
十和田食肉衛生検査所			1	2	3	13	10	18		47
十和田食肉衛生検査所三戸支所					1	4	3	2		10
田舎館食肉衛生検査所			1			5	2	1		9
女性相談所			1	1		1	2		2	7
子ども自立センターみらい			1		1	4	8	4	4	22
障害者相談センター			1		1	3	3	5		13
精神保健福祉センター			1	2		2	5	6	1	17
出先機関 小計	1	5	16	23	27	118	169	183	27	569
あすなろ医療療育センター			2	1	1	7	28	30	7	76
さわらび医療療育センター			1	1	2	4	13	15	7	43
特別会計 小計	0	0	3	2	3	11	41	45	14	119
健康福祉部 合計	3	9	26	41	58	171	261	263	41	873

健康福祉部出先機関・県立社会福祉施設等一覧

名 称	所 在 地	電話番号
東青地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（東地方保健所）	〒030-0911 青森市造道三丁目25-1	017-741-8116
福祉総室（東地方福祉事務所）	〒030-0801 青森市新町二丁目4-30 （県庁舎北棟3階）	017-734-9950
こども相談総室（中央児童相談所）	〒038-0003 青森市石江江渡5-1	017-781-9744
中南地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（弘前保健所）	〒036-8188 弘前市吉野町4-5	0172-33-8521
福祉総室（中南地方福祉事務所）	〒036-8345 弘前市蔵主町4	0172-35-1622
こども相談総室（弘前児童相談所）	〒036-8065 弘前市西城北一丁目3-7	0172-32-5458
三八地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（八戸保健所）	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7	0178-27-5111
福祉総室（三戸地方福祉事務所）	”	0178-27-4435
こども相談総室（八戸児童相談所）	”	0178-27-2271
西北地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（五所川原保健所）	〒037-0056 五所川原市末広町14	0173-34-2108
福祉こども総室（西北地方福祉事務所）	〒037-0046 五所川原市栄町10	0173-35-2156
福祉こども総室（五所川原児童相談所）	”	0173-38-1555
上北地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（上十三保健所）	〒034-0082 十和田市西二番町10-15	0176-23-4261
福祉こども総室（上北地方福祉事務所）	〒039-2594 七戸町蛇坂55-1	0176-62-2145
福祉こども総室（七戸児童相談所）	”	0176-60-8086
下北地域県民局 地域健康福祉部 保健総室（むつ保健所）	〒035-0084 むつ市大湊新町11-6	0175-24-1231
福祉こども総室（下北地方福祉事務所）	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8	0175-22-2296
福祉こども総室（むつ児童相談所）	”	0175-23-5975
県民福祉プラザ*	〒030-0822 青森市中央三丁目20-30	017-777-9191
青森県動物愛護センター	〒039-3505 青森市宮田玉水119-1	017-726-6100
十和田食肉衛生検査所	〒034-0001 十和田市三本木野崎1-13	0176-22-1716
十和田食肉衛生検査所三戸支所	〒039-0134 三戸町同心町同心町平54-7	0179-22-1145
田舎館食肉衛生検査所	〒038-1141 田舎館村川部富岡84-1	0172-58-4456
青森県女性相談所	〒038-0003 青森市石江江渡5-1	017-781-0708

名 称	所 在 地	電話番号
青森県立子ども自立センターみらい	〒030-0134 青森市合子沢字松森265	017-738-2043
青森県子ども家庭支援センター*	〒030-0822 青森市中央三丁目17-1	017-732-1011
青森県障害者相談センター	〒036-8065 弘前市西城北一丁目3-7	0172-32-8437
青森県視覚障害者情報センター*	〒038-8585 青森市石江江渡5-1	017-782-7799
青森県聴覚障害者情報センター*	〒030-0944 青森市筒井八ッ橋76-9	017-728-2920
青森県身体障害者福祉センターねむのき会館*	〒030-0122 青森市野尻今田52-4	017-738-5033
青森県立あすなろ医療療育センター (肢体不自由児・重症心身障害児施設)	〒038-0003 青森市石江江渡101	017-781-0174
青森県立さわらび医療療育センター (重症心身障害児施設)	〒036-8385 弘前市中別所平山168	0172-96-2121
青森県立はまなす医療療育センター (肢体不自由児・重症心身障害児施設)*	〒031-0833 八戸市大久保大塚17-729	0178-31-5005
青森県立精神保健福祉センター	〒038-0031 青森市三内沢部353-92	017-787-3951

*は指定管理者制度導入施設

平成22年度健康福祉行政の主要な施策

1 青森県基本計画未来への挑戦

県では、平成16年度から20年度までの5年間を計画期間とした「生活創造推進プラン」に基づき、暮らしやすさではどこにも負けない地域づくりを目指すこと、すなわち「生活創造社会」の実現に取り組んできたところであり、成果が着実に芽を出している部分もあるが、社会経済環境が大きく変化する中、いまだ課題も残されている。このため、県民の豊かな生活を支える経済的基盤を確立し、この青森でいきいきと働き、生活していくことができる社会の実現に向けて、平成21年度から25年度までを計画期間とする「青森県基本計画未来への挑戦」が新たに策定された。

本計画では、「産業・雇用分野」、「安全・安心、健康分野」、「環境分野」及び「教育・人づくり分野」の4分野ごとにめざす姿を具体的に掲げており、そのうち健康福祉部が関わる「安全・安心、健康分野」の政策・施策体系は次のとおりとなっている。

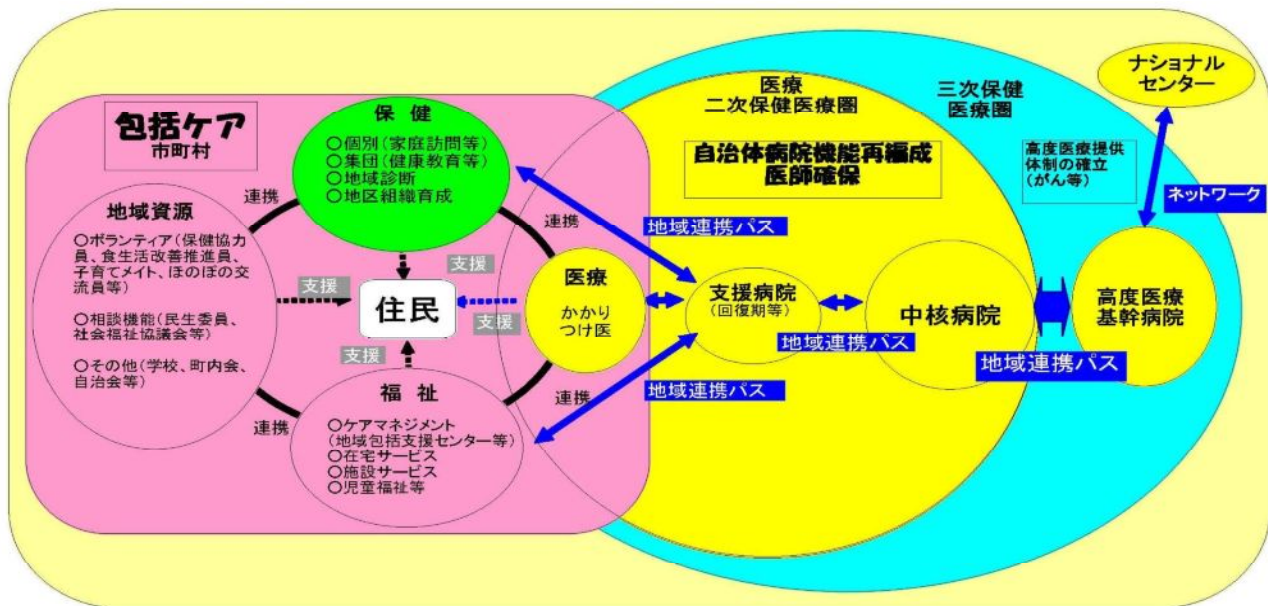
- (1) がんの克服を始めとした健康寿命アップの推進
 - ①がん対策先進県の実現
 - ②ライフステージを通じた生活習慣の改善
 - ③こころの健康づくり
- (2) 健康を支える地域医療サービスの充実
 - ①医療従事者等の人財の確保・育成
 - ②医療連携体制の再構築
- (3) 子どもを産み育てやすい環境づくり
 - ①社会で支え合う安心子育ての推進
 - ②様々な環境にある子どもや家庭に対する支援の充実
 - ③親と子の健康の増進
- (4) 誰もが安んじて暮らせる環境づくり
 - ①安心・自立した生活の支援
 - ②高齢者・障害者の生きがいづくりと社会参加の促進
- (5) 原子力施設の安全確保対策の推進
 - ①安全確保対策の徹底
 - ②安全確保対策に係る広報活動
- (6) 災害や危機に強い地域づくり
 - ①安全・安心な県土の整備
 - ②防災・危機管理機能の充実
- (7) 安心して快適に暮らせる生活環境づくり
 - ①地域防犯対策の推進
 - ②交通安全対策の推進
 - ③「食」を始めとした消費生活の安全・安心の確保
 - ④安全で快適な生活環境づくり

2 保健・医療・福祉総合対策

すべての県民が住み慣れた地域や家庭で、生涯にわたり適時、適切な保健・医療・福祉サービスを受けることができる「保健・医療・福祉包括ケアシステム」の構築を進めている。

このため、自治体病院機能再編成、医師確保対策、地域連携パスの活用促進を一体的に進めていくこととしている。

また、「予防」の視点を重視し、地域保健活動の中核を担う保健師の活動体制の整備・充実を図る。



3 地域福祉対策

少子・高齢化や核家族化が進行する中で、地域社会で伝統的に培われていた相互信頼、相互扶助機能が低下し、地域における人間関係が希薄化するなど、県民生活を取り巻く社会経済環境が大きく変化し、県民の福祉に対するニーズは増大し多様化している。

このような背景を踏まえ、本県における地域福祉の推進に向けて、市町村や地域の住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割を果たしていくことができるよう、広域的な見地から支援していくために、平成19年3月、社会福祉法に基づき「青森県地域福祉支援計画」を策定した。

本計画では、高齢者、障害者、子育て家庭等の各分野を繋ぎ、その隙間を埋める役割を果たすとともに、住民参加を基本として、社会福祉協議会や民生委員をはじめとするボランティア、NPOなど地域で活躍する様々な方々が適切に役割分担を行い、相互に連携しながら、地域福祉の推進を図ることとしている。

本計画に基づき、市町村における地域福祉計画の策定の支援・推進を図るとともに、市町村と協働して地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会の活動を強化し、地域福祉を計画的に推進するため、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定を支援し、併せて住民参加による地域福祉活動を地域の実情に即し総合的に推進するため、「ほのぼのコミュニティ21推進事業」等の各種施策を実施する。

また、福祉サービスが従来の措置制度から利用者が自ら選択し、契約により利用する制度へと移行したことから、認知症高齢者など判断能力が不十分な人が福祉サービスを適切に利用できるようにするための体制を整備する「日常生活自立支援事業」を引き続き実施し、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できる地域福祉社会づくりを推進する。

4 社会福祉施設の運営

本県の社会福祉施設の整備状況は、老人福祉施設、障害者福祉施設等各種福祉施設の整備が進み、全国平均を上回る水準にあり、この社会福祉施設の有する設備及び機能を積極的に地域社会に開放し、地域に根ざした在宅福祉対策を推進する必要がある。

社会福祉法人及び社会福祉施設は極めて公共性が高く、公正な法人経営を維持し、健全な施設の運営を行い、県民の信頼に応えることが要請されている。

このことから、法人及び施設の適正な運営を図るため、県が実施する指導監査を通じて運営体制、経理事務処理体制、利用者支援体制等について今後も継続的に指導していくものである。

5 医療対策

人口の高齢化、疾患構造の変化、社会環境の複雑化などに伴い、県民の医療に対するニーズは複雑多様化、高度化している。

これに対応するため、医療資源の有効活用を図りながら、医療体制に関わる総合的な施策を推進する。

(1) 地域保健医療対策

本県の保健医療供給体制の体系的な整備充実と医療連携体制の構築を図るため、医療法に基づき策定された「青森県保健医療計画」のきめ細かな推進を図る。

(2) がん医療対策

日本人の全死亡原因の第1位、30%を占め、今後その割合はますます増えるものと予測されているがんについての医療の充実に取り組むため、平成20年5月に策定した「青森県がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院の機能強化やがん登録の促進を図る。

また、がんの克服には県民に対する正しい知識の普及及び医療機関等関係機関が活用できる情報提供が必要であることから、それらを行うことができる、がん情報センター機能を整備する。

(3) 糖尿病医療対策

平均寿命の低下や、合併症による医療費の高騰を招く糖尿病に関する医療対策として、糖尿病に関する病診・診療連携システムの構築を進めるため、糖尿病を専門的に治療できる医療機関と一般診療所の間において、患者の紹介・逆紹介が円滑に行われるよう、紹介・逆紹介の手順等を定めたガイドラインを策定し、糖尿病の予防と重篤化対策を強化する。

(4) 救急医療対策

救急医療の確保を図るため、救急医療情報システムの運用により、救急医療に必要な情報の収集・提供を行い、県民が緊急時に適切に医療機関を利用できる体制を整備する。

また、小児救急医療体制の充実を図るため、小児救急電話相談事業の実施及び小児救急医療体制を整備する病院に対する運営費の補助を行う。

このほか、平成21年3月25日から運航を開始したドクターヘリについて、引き続き八戸市立市民病院を運航病院として、ドクターヘリの運航を行う。

(5) へき地医療対策

医療に恵まれないへき地住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が行う巡回診療等の医療活動及びへき地診療所の運営費に対し、引き続き助成する。

(6) 医師確保対策

本県の深刻な医師不足の状況を打開するため、平成17年度に策定した「『良医』を育むグランドデザイン」に基づき、これまでの発想から脱却し、「仕組みを変える・創る」を基本として、自治体医療機関の医師の確保・定着に係る種々の施策について取り組んできたところ、本県出身の医学部進学者数の増加等一定の成果が出ている。今後も、市町村とともに、本県独自の優れた医育環境の整備、医師の過重負担を軽減し医師が意欲を持って勤務できる環境の整備等多様な施策を実施する。

(7) 看護職員確保対策

県内医療機関等におけるニーズに対応するため、平成18年3月に策定した「青森県看護職員需給見通し（第4次）」に基づき、看護職員の確保並びに資質の向上を図る。

具体的には、県内養成施設卒業生の県内定着の促進、就業環境の整備、再就業の促進、資質の向上を図ることとし、看護普及啓発事業、看護学生に対する修学資金貸与、看護師等養成所運営費補助、ナースセンター事業を行う。

(8) 自治体病院機能再編成の推進

県内26か所の自治体病院が抱えている医師確保や経営健全化などの課題を解消し、良質で適切な医療を効率的に提供する体制を構築するために、二次保健医療圏ごとに自治体病院機能再編成を推進する。

6 薬務衛生対策

県民の医薬品等の安全性・有効性の関心が高まりを見せる中で、優良な医薬品の供給と適正使用の情報提供等を通じて、保健・医療の増進に努めている。

(1) 薬剤師確保対策

大都市においては薬剤師が飽和状態にあるといわれているが、本県においては、人口10万人対の薬剤師数が全国でも最も少ない状況となっており、公立・民間医療機関や保険薬局を問わず、薬剤師不足となっている。

このため、平成12年度から、本県出身の薬学生への県内の就職情報提供による「薬剤師確保対策事業」を実施しており、引き続き本県の薬剤師の不足を補い、医療の質の向上を図る。

(2) 献血推進対策

血漿分画製剤を含むすべての血液製剤の県内自給体制の確立を図るため、広報活動の

強化等により献血の思想の普及と意識の高揚に努め、200ml献血、400ml献血及び成分献血の推進を図る。

特に、学生等若年層対策をより充実・強化し、また400ml献血及び成分献血についても、強力な推進を図る。

(3) 薬物乱用防止対策

覚せい剤、シンナー等の薬物の乱用防止対策を一層推進するため、取り締まりの強化はもとより、家族ぐるみ、学校・地域ぐるみでの乱用防止活動の強化を図る。

また、薬局開設者及び医療関係者等に対し、麻薬・向精神薬等の不適正な流失を防止するため、その取扱いの指導強化を図る。

(4) 骨髄移植対策・臓器移植対策

骨髄移植対策については、普及・啓発をボランティア団体等と連携して推進するとともに、骨髄提供者登録希望者に対する相談受付業務の拡充を図る。

また、臓器移植対策については、臓器提供に関する意思表示カードの普及啓発及び院内臓器移植コーディネーターの設置の要請に努める。

7 保健衛生対策

本県の健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病予防対策に重点を置きながら、県民が健康を保持し、生涯にわたって健やかで快適な生活を送ることができるように、健康の保持増進と疾病予防のための総合的な施策を推進する。

また、近年の県民生活における生活様式の多様化、生活水準の向上に即応した生活環境施設の整備を進めるとともに、生活衛生の監視指導體制の強化を図る。

(1) 健康づくり対策

「健康あおもり21」（平成13年1月策定、平成19年3月改定、平成20年3月改定）に掲げた、栄養・食生活を始めとする9領域において、目標達成に向けて、関係機関との連携を強化しながら、健康増進対策の総合的な推進を図る。

(2) 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の趣旨を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関して総合的な施策を実施する。

(3) エイズ予防対策

予防知識の普及及び保健所での相談や検査体制の充実並びにエイズ拠点病院機能の体制の整備等により新たな発生の防止と患者・感染者の早期発見に努めるとともに、重症患者等に対する総合的専門的医療を提供する。

(4) 結核予防対策

結核を予防するため、「青森県結核予防計画」に基づき予防知識の普及や検診受診率の向上を図るための施策等総合的な結核対策を推進する。

(5) 難病対策

原因が不明であって治療方法が確立されていない、いわゆる難病について「特定疾患治療研究事業」を推進し医療の確立、普及と難病患者の経済的負担の軽減を図るとともに、「難病患者等居宅生活支援事業」等を実施し、難病患者の生活の質（QOL）の向

上を図る。

(6) 水道対策

本県の水道普及率は97.5%（平成20年度末現在）に達しており、県民の大部分が水道による水の供給を受けることができるようになっている。

これからの水道は、施設の整備拡充から維持管理の時代に移行しつつあることから、立入検査等を強化し、安全な水を安定的に供給できるよう水道事業者等を指導していく。

(7) 生活衛生対策

生活衛生関係事業者の経営の健全化及び衛生水準の向上並びに消費者の利益を擁護するため、事業者等に対し指導、研修等を実施するとともに、財団法人青森県生活衛生営業指導センターを育成強化し、指導体制の整備を進める。

(8) 食品衛生対策

青森県食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者の監視指導、食品等の試験検査、食中毒等の健康被害防止対策、情報提供等を効果的・効率的に実施することにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品の安全性確保に努める。

(9) 食肉衛生対策

食肉の安全確保を図るため、と畜検査及び食鳥処理に関する指導を実施し、異常肉の排除に努めるとともに、施設における衛生管理の向上及びと畜場・食鳥処理場の衛生保持の指導を強化する。

(10) 動物愛護管理対策

平成18年4月1日に開設した「青森県動物愛護センター」を拠点として、狂犬病予防対策と平成14年12月に制定された「青森県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく動物愛護思想の普及啓発、動物の適正管理対策及び福祉施策への動物の活用など、動物愛護管理行政を総合的に推進する。

8 高齢社会対策

高齢者一人ひとりが安心して「すこやか」に「自立」した生活ができるような社会づくりを支援するとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進することにより、「高齢者が生きがいを持って安んじて暮らせる環境づくり」を目指して「あおり高齢者すこやか自立プラン2009」（平成21年3月策定）に基づき、施策を推進する。

また、みんなが輝いている長寿社会の実現に向けて、高齢者が生涯を健康で、生きがいをもって社会活動が行える基盤整備を図るため、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団の青森県長寿社会振興センターにおいて、高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進するための組織づくり、高齢者の社会活動の振興のための指導者等の養成、仲間づくり等の各種事業を推進する。

9 高齢者福祉対策

高齢者が住み慣れた地域の中で、生きがいを持って暮らしていける環境づくりを推進していくため、保健・医療・福祉等の各種サービスの総合調整を推進するほか、高齢者

ができる限り健康で、自立した生活を営めるよう、介護保険制度の効率的運用等、在宅福祉サービス供給体制の整備を図る。

1 0 介護保険対策

介護保険制度の円滑な推進を図るため、実施主体である市町村及び関係団体と密接な連携を図りながら各種施策を推進する。

(1) 公正かつ適正な要介護認定の確保

公正かつ適正な要介護認定が確保されるよう、認定調査員及び介護認定審査会委員等に対する研修の充実を図る。

(2) 介護支援専門員に対する支援

介護保険制度が円滑に運営されるためには、介護支援専門員がその役割を十分に果たしていくことが必要不可欠であることから、その資質向上のため、介護支援専門員実務研修や現任者を対象とした研修等を体系的に実施し、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現を図る。

(3) 介護サービスの効果的な利用・質の向上

介護サービスの「量の確保」の段階から、「効果的な利用」、「質の確保」の段階に重点を移し、在宅サービスが真に在宅生活を支えられる効果的な利用・内容となっているかケアプランを検証するなど保険者機能の強化を図る。

(4) 介護給付適正化対策の推進

介護給付費の増大が見込まれる中で、介護給付適正化対策の推進により介護保険制度の安定的運営の確保を図る。

1 1 医療保障の確保対策

県民の医療保障の確保及び健康水準の向上のため、その基盤的役割を果たす国民健康保険及び後期高齢者医療制度の長期的、かつ、安定的運営を推進する。

1 2 児童・母子保健福祉対策

急速な少子化の進行は、子ども自身の自主性や社会性を損なうだけでなく、地域社会の活力の低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

このような流れを変えるために、「青森県基本計画未来への挑戦」及び青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」（後期計画）に基づき、以下の施策の推進を図る。

(1) 社会で支え合う安心子育ての推進

延長保育、一時預かり、放課後児童健全育成事業など多様な保育サービス等の充実を図る。また、本県の子育て支援力のレベルアップを図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため平成21年度から、ファミリー・サポート・センターの設置

促進や子育て支援ネットワークの構築、青い森のほほえみプロデュース活動の支援など、安心して子育てできる環境づくりに取り組む。

さらに、店舗等の協力を得て子育て世帯に割引等のサービスを行う「あおもり子育て応援わくわく店事業」や青森県子ども家庭支援センターにおける事業などを含め、社会で支え合う安心子育ての推進を図る。

(2) 様々な環境にある子どもや家庭に対する支援の充実

児童扶養手当の支給、母子・寡婦福祉資金の貸付、母子家庭等の自立支援、医療費の助成などにより、ひとり親家庭に対する支援を行う。

また、子ども虐待防止対策事業や市町村の児童家庭相談体制の充実支援などにより、児童虐待の早期発見、早期保護のための体制を強化するとともに、児童相談所における虐待が起きた家族や虐待を受けた子どもの支援、配偶者暴力相談支援センターによる相談支援を行う。

平成22年度からは、子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）をより実効性のあるものへと強化するため、「子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業」を実施する。

(3) 親と子の健康の増進

不妊専門相談センター事業の充実や特定不妊治療費助成事業などにより、不妊治療に関する支援を行うとともに、乳幼児はつらつ育成事業、妊婦健康診査への公的助成の拡充、未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業などにより、乳幼児・妊産婦の健康づくりの促進を図る。また、平成22年度は、望まない妊娠対策、高リスク妊産婦対策として、安心して妊娠、出産、育児ができる環境をつくるため、「母子保健地域力向上支援事業」を実施する。

1.3 障害者保健福祉対策

ノーマライゼーションの理念の実現に向け、県民の障害者に対する正しい理解と認識を深めることを基本に、「新青森県障害者計画」（平成15年3月策定。平成21年3月改定。計画期間：平成15～24年度）に基づき、各種施策を推進する。

平成17年10月に、障害者が地域で安心して暮らせる生活の実現を目指す障害者自立支援法が制定され、平成18年4月に利用者負担の見直しと自立支援医療が開始され、平成18年10月からは、新事業体系への移行や地域生活支援事業の開始、障害児施設の措置から契約制度への移行が行われたが、現行法は、平成25年8月までに廃止される予定であり、今後国が創設する総合的な障害者福祉制度について対応していく。

また、自殺による死亡が増加していることや、社会的ひきこもりが顕在化していることから、その減少に向けて、地域住民の心の健康づくりへの啓発及び関係機関による相談機能を充実する。

障害のある人たちが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供することを目的として策定された平成18年度から平成20年度までの「青森県障害福祉計画（第1期計画）」の実施状況を踏まえ、平成21年3月に策定された「青森県障害福祉サービス実施計画（第2期計画）」に基づ

き、障害福祉サービス等に関わる各種施策を推進する。

平成22年度健康福祉部当初予算概要

(単位：千円)

主 要 施 策	本年度当初	前年度当初	差引増減
1 保健医療福祉総合対策			
(1) 保健・医療・福祉包括ケアシステム関連事業費	15,066	14,981	85
①あおり地域保健・医療・福祉総合推進事業費	9,270	9,381	△ 111
②保健・医療・福祉地域連携情報共有促進事業費	5,796	5,600	196
(2) 虐待等総合対策推進事業費		378	△ 378
①家族援助事例蓄積システム運営費		378	△ 378
(3) 県民福祉プラザ指定管理委託費	103,835	103,835	
(4) 公立大学法人青森県立保健大学運営事業費	1,210,526	1,262,201	△ 51,675
(5) 地域保健活性化事業費	2,670	2,670	
(6) 地域健康危機管理体制整備事業費	37,879	157,513	△ 119,634
(7) 保健師「知の伝承」システム推進事業費	4,353	4,353	
2 地域福祉対策			
(1) ほのぼのコミュニティ21推進事業費	42,248	45,082	△ 2,834
(2) 地域福祉等推進特別支援事業費補助	6,310	8,745	△ 2,435
(3) 日常生活自立支援事業費補助	61,137	56,694	4,443
(4) 福祉サービス苦情解決事業費補助	10,279	10,421	△ 142
(5) 福祉人材センター運営費	37,911	38,082	△ 171
3 健康づくり対策			
(1) 「健康あおり21」関連事業費	9,441	14,124	△ 4,683
①健康啓発等事業費補助	1,744	1,744	
②喫煙対策推進事業費	1,408	1,552	△ 144
③健康あおり21推進事業費	1,192	1,251	△ 59
④親子ヘルスアップ大作戦事業費 (肥満予防対策事業費)	5,097	6,234	△ 1,137
		3,343	△ 3,343
(2) 認知症対策等総合支援事業費	5,900	1,346	4,554
(3) 地域包括支援センター職員等研修事業費	1,486	5,038	△ 3,552
(4) 青森県がん罹患等調査事業費		5,416	△ 5,416
(5) 心のヘルスアップ事業費	8,222	11,993	△ 3,771
(6) 青森県小児がん等がん調査事業費	8,093	8,228	△ 135
(7) がん検診受診率向上企業連携事業費(新規)	5,145		5,145
(8) 地域保健支援のための総合的地域診断システム構築事業費(新規)	2,570		2,570
(9) 難病患者地域支援対策推進事業費	4,382	4,382	
(10) 結核対策特別促進事業費	2,807	2,807	
(11) 感染症指定医療機関運営費補助	22,950	22,950	
(12) ハンセン病知識啓発等事業費	3,403	3,423	△ 20
(13) 肝炎特別対策事業費	246,985	199,237	47,748
(がん対策推進事業費(保健衛生課分))		139	△ 139
4 医療対策			
(1) 医師確保対策費	303,138	283,626	19,512
①医師修学資金貸付金	35,046	43,326	△ 8,280
②弘前大学医学部入学生特別対策事業費	70,842	64,607	6,235
③自治医科大学費	129,106	129,886	△ 780
④あおり地域医療・医師支援機構設置運営事業費	4,622	4,622	
⑤医師臨床研修対策事業費	3,900	3,900	
⑥医師確保ネットワーク化推進事業費	4,673	4,761	△ 88
⑦医療人育成・確保対策事業費	21,654	20,733	921
⑧地域医療を担う医師確保特別対策事業費(新規)	5,252		5,252
⑨病院勤務医を支える事務作業補助者養成支援事業費(新規) (医育環境整備特別対策事業費)	28,043		28,043
		11,791	△ 11,791
(2) 救急医療対策費	747,844	925,571	△ 177,727

(単位：千円)

主 要 施 策		本年度当初	前年度当初	差引増減
①	救急医療情報システム整備運営事業費	53,824	55,394	△ 1,570
②	精神科救急医療システム整備事業費	106,886	102,212	4,674
③	小児救急医療支援実施事業運営費補助	5,650	5,648	2
④	小児救急電話相談事業費	5,143	5,256	△ 113
⑤	ドクターヘリ運航事業費	212,096	169,461	42,635
⑥	ドクターヘリ運航体制整備事業費	2,518	1,900	618
⑦	県立中央病院ドクターヘリ関連事業費	57,424	85,700	△ 28,276
⑧	救急勤務医支援事業費	43,235		43,235
⑨	医療施設耐震化特別対策事業費補助（新規）	261,068		261,068
	（弘前大学高度救命救急センター施設整備費補助）		500,000	△ 500,000
(3)	がん対策費	84,584	69,781	14,803
①	がん情報提供システム構築事業費（新規）	32,000		32,000
②	がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助	47,000	53,400	△ 6,400
③	青森県がん罹患等調査事業費	5,584	5,416	168
	（がん対策推進事業費（医療薬務課分））		10,965	△ 10,965
(4)	周産期医療対策費	67,234	30,972	36,262
①	周産期医療システム運営事業費	7,293	11,037	△ 3,744
②	総合周産期母子医療センタードクターカー整備運営事業費	1,884	1,368	516
③	産科医・新生児医療担当医確保支援事業費	19,564		19,564
④	地域周産期母子医療センター運営費補助（新規）	38,493		38,493
	（周産期医療体制強化特別対策事業費）		18,567	△ 18,567
(5)	地域医療再生特別対策事業費	800,567		800,567
①	西北五圏域地域医療再生特別対策事業費（新規）	106,052		106,052
②	周産期地域医療再生特別対策事業費（新規）	694,515		694,515
(6)	へき地医療対策費	36,588	39,631	△ 3,043
①	へき地診療所運営費補助	6,279	6,432	△ 153
②	へき地医療拠点病院群運営費補助	27,501	33,199	△ 5,698
③	へき地診療所整備費補助（新規）	2,808		2,808
(7)	八戸赤十字病院施設整備対策費	622,271	624,115	△ 1,844
(8)	看護職員確保対策費	132,290	127,070	5,220
①	看護師等修学資金貸付金	17,112	19,296	△ 2,184
②	看護師等養成所運営費補助	88,744	88,744	
③	看護師等確保対策費	7,194	3,579	3,615
④	ナースセンター事業費	15,540	15,451	89
⑤	看護職員定着推進事業費（新規）	3,700		3,700
(9)	県立病院対策費	5,584,470	6,040,021	△ 455,551
①	県立中央病院費	4,615,710	4,587,235	28,475
②	県立つくしが丘病院費	968,760	1,452,786	△ 484,026
(10)	原子力施設に係る緊急時医療施設等整備事業費	51,382	54,593	△ 3,211
(11)	麻薬対策費	6,405	5,958	447
(12)	薬事指導取締費	9,995	9,874	121
(13)	献血事業推進対策費	9,397	11,343	△ 1,946
(14)	臓器移植推進対策費	4,323	4,341	△ 18
	（医療施設設備整備事業費補助）		52,500	△ 52,500
5	生活衛生・食品衛生対策			
(1)	動物愛護センター費	48,412	51,198	△ 2,786
①	動物愛護センター事業費	26,178	28,970	△ 2,792
②	動物愛護センター庁舎管理費	22,234	22,228	6
(2)	県産食品安全推進事業費	31,907	31,126	781
①	県産農畜製品の安全確保対策事業	11,889	11,889	
②	輸出水産食品衛生対策事業費	17,077	16,099	978

(単位：千円)

主 要 施 策		本年度当初	前年度当初	差引増減
	③流通食品安全対策重点事業	2,941	3,138	△ 197
	(3) 牛海綿状脳症対策事業費	37,691	44,304	△ 6,613
	(4) レジオネラ対策事業	451	529	△ 78
	(広域水道施設等整備費補助)		323,000	△ 323,000
6	高齢社会対策			
	(1) 青森県長寿社会振興センター運営費	54,430	56,095	△ 1,665
	(2) 生涯現役社会づくり推進事業費	3,511	5,050	△ 1,539
7	老人福祉対策			
	(1) 地域包括支援センター等支援事業費	2,872	2,872	
	(2) 認知症対策等総合支援事業費(再掲)	5,900	1,346	4,554
	(3) 認知症介護実践者等養成事業費	1,542	1,538	4
	(4) 介護実習・普及センター事業費	15,257	15,296	△ 39
	(5) 介護老人ホーム等入所者処遇向上支援事業費	102,307		102,307
	(6) 民間社会福祉施設省エネ・グリーン化推進事業費	28,438		28,438
	(7) 介護資格取得支援事業費	84,968		84,968
8	介護保険対策			
	(1) 介護給付費県負担金	15,725,158	14,775,840	949,318
	(2) 地域支援事業県交付金	346,764	316,786	29,978
	(3) 介護保険財政安定化基金	257,223	857,141	△ 599,918
	①積立金	156,195	330,476	△ 174,281
	②貸付金	101,028	526,665	△ 425,637
	(4) 低所得者利用者負担対策事業費補助	16,544	16,851	△ 307
	(5) 地域包括支援センター職員等研修事業費(再掲)	1,486	5,038	△ 3,552
	(6) 介護支援専門員養成事業費	6,594	6,575	19
	(7) 老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画推進事業費	644	674	△ 30
	(8) 認定調査員等研修事業費	4,138	4,138	
	(9) 介護基盤緊急整備等特別対策事業費	2,604,953		2,604,953
	(10) 介護職員処遇改善等特別対策事業費	2,813,386		2,813,386
9	婦人福祉対策			
	(1) DV被害者支援事業費	59	617	△ 558
	①ステップハウス活動支援事業費		500	△ 500
	②DV被害者等身元保証人対策事業費	59	117	△ 58
	(2) DV防止広報事業費	264	264	
10	児童福祉対策			
	(1) 保育対策	1,009,521	461,604	547,917
	①保育対策等促進事業費補助	930,660	382,400	548,260
	ア 一時・特定保育事業費補助	43,146	59,580	△ 16,434
	イ 休日・夜間保育事業費補助	37,800	37,800	
	ウ 地域子育て支援拠点事業費補助	849,714	285,020	564,694
	②保育料軽減事業費補助	78,861	79,204	△ 343
	(2) 放課後子どもプラン推進事業費補助	294,990	269,254	25,736
	(3) ファミリー・サポート・センター設置促進事業	567	567	
	(4) 子育て支援ネットワークづくり支援事業	2,032	2,032	

(単位：千円)

主 要 施 策	本年度当初	前年度当初	差引増減
(5) ほほえみプロデュース活用推進事業費		3,401	△ 3,401
(6) 青い森のほほえみプロデュース活動支援事業	500		500
(7) 次世代育成支援地域行動計画推進事業費(組替)	642	3,496	△ 2,854
(8) 地域の子育て支援力向上バックアップ事業費		2,127	△ 2,127
(9) 児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業費補助	2,520	2,800	△ 280
(10) 子育て支援24時間電話情報サービス		3,881	△ 3,881
(11) 子ども虐待対策強化事業費	5,492	5,664	△ 172
①児童相談所虐待対応強化研修事業費	4,830	5,002	△ 172
②児童相談所カウンセリング強化事業費	662	662	
(12) 子ども虐待防止対策事業費	683	751	△ 68
(13) 一時保護機能充実強化事業費	3,320	3,325	△ 5
①一時保護児童処遇促進事業費	1,678	1,661	17
②一時保護機能強化事業費	1,642	1,664	△ 22
(14) 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業費	5,123		5,123
11 母子保健対策			
(1) 乳幼児はつらつ育成事業費補助	543,704	519,283	24,421
(2) 養育支援体制強化事業費(組替)	4,183		4,183
(3) 特定不妊治療費助成事業費	82,642	42,043	40,599
(4) 母子保健地域力向上支援事業費(新規)	3,242		3,242
(5) 高リスク未受診妊婦支援医システム検討事業費		1,381	△ 1,381
(6) 妊婦健康診査特別対策事業費	311,193	331,401	△ 20,208
12 母子等福祉対策			
(1) ひとり親家庭等医療費補助	360,363	373,436	△ 13,073
(2) 遺児等援護対策費補助	2,433	2,674	△ 241
(3) ひとり親家庭リフレッシュ支援事業費	636	701	△ 65
(4) 母子家庭自立支援給付金事業費	10,482	2,241	8,241
(5) 母子自立支援プログラム策定事業費	320	120	200
13 障害者保健福祉対策			
(1) 重度心身障害者医療給付事業費補助	913,841	892,717	21,124
(2) 福祉のまちづくり対策費	3,514	3,708	△ 194
①バリアフリーマップ運用管理事業費	998	998	
②福祉のまちづくり推進事業費	2,516	2,710	△ 194
(3) 障害者自立支援給付費関連経費	6,002,910	5,458,214	544,696
①障害者自立支援給付費負担金	4,090,640	3,605,767	484,873
②障害児施設給付費	1,912,270	1,852,447	59,823
(4) 障害者介護給付費等不服審査会開催費	549	639	△ 90
(5) 都道府県地域生活支援事業費	39,452	36,610	2,842
(6) 市町村地域生活支援事業費	191,906	193,728	△ 1,822
(7) 障害者自立支援特別対策事業費	1,249,234	834,274	414,960
(8) 障害者あおもり体感推進事業費(新規)	3,728		3,728
(9) ねむのき会館指定管理委託費	53,302	53,302	
(10) 聴覚障害者情報センター指定管理委託費	37,129	37,029	100
(11) 視覚障害者情報センター指定管理委託費	35,971	35,971	
(12) 発達障害者支援体制整備事業費	4,877	4,982	△ 105
(13) 発達障害者支援パワーアップ事業費(新規)	2,568		2,568
(14) 重症心身障害児(者)通園事業費	16,300	16,278	22
(15) 療育機能充実強化事業費(地域医療再生基金)(障害福祉課分)	36,763		36,763

(単位：千円)

主 要 施 策		本年度当初	前年度当初	差引増減
(16)	措置入院及び通院医療費	2,496,848	2,353,867	142,981
(17)	小規模通所授産施設運営費補助	37,500	37,500	
(18)	精神科救急医療システム整備事業費（再掲）	106,886	102,212	4,674
(19)	心のヘルスアップ事業費（再掲）	8,222	11,993	△ 3,771
(20)	精神障害者地域移行支援特別対策事業（再掲）	3,340	3,652	△ 312
(21)	自殺対策緊急強化事業費（新規）	66,187		66,187
(22)	地域自殺予防情報センター運営事業費（新規）	3,310		3,310
14	医療保険対策			
(1)	国民健康保険	11,610,546	12,598,095	△ 987,549
①	保険基盤安定事業費負担金	4,647,659	4,873,628	△ 225,969
②	高額医療費共同事業費負担金	715,338	742,618	△ 27,280
③	財政調整交付金	6,247,549	6,981,849	△ 734,300
(2)	老人（後期高齢者）医療	13,216,592	12,845,329	371,263
①	老人医療費負担金	2,245	2,245	
②	後期高齢者医療費負担金	10,324,204	10,054,638	269,566
③	後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金	2,207,145	2,142,312	64,833
④	後期高齢者医療高額医療費負担金	302,294	312,057	△ 9,763
⑤	後期高齢者医療財政安定化基金積立金	380,704	334,077	46,627
15	遺家族等援護対策			
(1)	青森県戦没者追悼式開催事業費	1,164	1,164	
(2)	青森県遺族連合会補助	1,261	1,261	
(3)	戦没者遺族海外慰霊巡拝参加費補助	600	600	
(4)	中国残留邦人等支援給付費	12,427	12,427	
16	健康福祉関係施設の整備			
(1)	障害児福祉施設	144,765	81,030	63,735
(2)	障害者支援施設			
(3)	障害児福祉施設	144,765	81,030	63,735
(4)	児童福祉施設	186,303	186,303	
17	その他の福祉施策			
(1)	生活保護費	7,099,605	7,099,605	
(2)	児童扶養手当給付費	1,570,211	1,573,099	△ 2,888
(3)	特別障害者手当等給付費	253,053	259,514	△ 6,461
(4)	児童手当負担金	203,149	2,691,811	△ 2,488,662
(5)	子ども手当県負担金（新規）	2,370,508		2,370,508

健康福祉政策課

事 業 概 要

第1節 保健・医療・福祉総合対策

1 青森県地域福祉支援計画

本計画は、社会福祉法第108条に基づき、本県における「地域福祉の推進」に向けて、県としての基本的な方針を示すために、平成19年3月に策定した。

本県の「生活創造社会」の実現を、地域福祉の視点から推進するもので、住民に最も身近な自治体である市町村や地域を構成する住民、様々な団体等が協働してそれぞれの役割を果たしていくことができるよう、県が広域的な観点から支援していく方向性とその方策を定めたものである。

○ 計画の概要

(1) 基本目標

一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりとした絆で支え合う地域社会の実現を目指す。

(2) 基本方策

- ① サービスを利用しやすい あおもり福祉の体制づくり
- ② 地域福祉を担う あおもり福祉の人財づくり
- ③ 共に支え合う あおもり福祉の地域づくり

(3) 計画の重点的視点

- ① 地域住民の主体的参画と様々な主体間の役割分担
- ② 利用者本位の福祉サービスの創造
- ③ 保健・医療・福祉サービスの総合化
- ④ 福祉の人材の育成・確保と教育との連携

(4) 計画の期間

平成19年度～平成23年度（5か年）

2 保健・医療・福祉包括ケアの推進

県では、「青森県基本計画未来への挑戦」において、継続的かつ集中的に取り組む「最重要戦略キーワード」である「あおもり型セーフティネット」の内容として「保健・医療・福祉包括ケア」を位置付け、地域の全ての住民が保健・医療・福祉のサービスを必要な時に一体的に受けられるよう、市町村を基本単位とした「保健・医療・福祉 包括ケアシステム」の改良・発展を支援するとともに、市町村では完結できない医療のネットワークとの連携など広域的な連携体制の構築を図ることにより、保健・医療・福祉包括ケアを推進することとしている。

平成15年3月には、市町村における包括ケアシステムの構築に向けた手順や関係施策との関係を整理した「青森県における保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進方策」（指針）をまとめ、各市町村に配布した。

これまでの取組みの結果、全県的に保健・医療・福祉の連携の必要性に関する認識

が高まり、ほとんどの市町村において、それぞれの地域特性に応じた形態での包括ケア推進体制が整っている。

今後は、市町村における包括ケアシステムの内容や効果を広く県民及び関係者に伝えるとともに、2次保健医療圏における保健・医療・福祉の連携を深めることを目的とした地域連携パスの定着支援、保健・医療・福祉関係者の情報共有の促進などにより、包括ケアシステムの更なる充実と広域的な連携を進めていくこととしている。

併せて、「予防」の視点を重視し、地域保健活動の中核を担う保健師の活動体制の整備・充実を図っていく。(保健師「知の伝承」システム推進事業参照)

(1) あおもり地域保健・医療・福祉総合推進事業

県民が生涯にわたり住み慣れた地域において安心して生活ができるようにするため市町村における保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築を支援する。

【県全域での事業】

- ・青森県保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会の運営
- ・保健・医療・福祉の専門家や関係団体等からなる推進協議会を開催し、県全域における包括ケアシステムの構築・推進について検討・協議する。

【2次保健医療圏での事業】

- ・地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議の運営
- ・各圏域の市町村の包括ケアシステムの構築・推進について、調整・指導・助言を行う。

(2) 高齢者等地域リハビリテーション支援体制整備推進事業

高齢者等のそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが円滑に提供される体制の整備を推進するため、青森県リハビリテーション協議会の設置・運営、青森県高齢者等地域リハビリテーション支援センター及び青森県高齢者等地域リハビリテーション広域支援センターの指定・事業委託を行う。

県支援センター (県内1か所)	財団法人 黎明郷 (黎明郷リハビリテーション病院・弘前脳卒中センター)	
広域支援センター (県内6か所)	青森圏域	青森市民病院
	津軽圏域	弘前市立病院
	八戸圏域	青森労災病院
	西北五圏域	五所川原市立西北中央病院
	上十三圏域	十和田市立中央病院
	下北圏域	むつ総合病院

3 保健師「知の伝承」システム推進事業

県では、平成20年度から重点事業として、予防を重視した包括ケアシステムの更なる推進に向け、かつて保健師が行っていた、地域を「みる」「つなぐ」「動かす」という保健師の専門性を発揮した地域保健活動を活性化させるため、ここ数年内に大量退職するベテラン保健師を活用し、専門性の基礎となる保健師の経験知、いわゆる能

力、技術・技能等を若手保健師へ伝承するシステムづくりを行っている。

(1) 新任等保健師育成支援事業（国保連との共同事業）

市町村の20歳代の若手保健師を対象に、退職保健師がトレーナー保健師として家庭訪問や健康相談等へ同行し保健師の基本となる能力を育成した。

①トレーナー保健師の登録：24人（うち派遣数15人）

②支援市町村及び新任等保健師数：10市町村15人

(2) 「保健師のための塾」開講システム整備事業

県保健所が30歳代までの保健師を対象に、事例検討等のグループワークを主体とした「保健師のための塾」を年18回開講し、個別事例から地域全体へ活動を発展させる戦略を学ぶ機会を提供した。

(3) 環境を整える（「青森県保健師活動指針」の普及、推進）

21年度当初に県内全保健師に配付した「青森県保健師活動指針」に沿った保健師活動を推進するため、本庁等で開催する研修会や会議等で意見交換を行った。また、活動体制整備の一環として県保健所内に圏域における保健師活動の総括者を位置づけたほか、市町村担当窓口を設置した。

4 セーフティプロモーション推進事業

平成18年度及び平成19年度に実施した「子どもの外傷予防総合推進事業」をきっかけに、十和田市では独自にWHOの「セーフコミュニティ」認証を目指すこととなり、平成21年3月にはWHOアジアセーフコミュニティ認証センターによる現地視察が行われ、平成21年8月に世界で159番目、国内で2番目となるセーフコミュニティの認証を取得した。十和田市の認証取得は本県におけるセーフコミュニティ・セーフティプロモーションの普及に大きな役割が期待できることから、同市の認証取得後も引き続き技術的側面等の後押しを行う。

また、子どもの外傷予防総合推進事業を通じて得られた関係者のネットワークを生かし、セーフティプロモーションの理解促進と地域保健施策への定着を図る。

第2節 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、担当する地区住民の生活状態の把握、要支援者に対する相談・援助、福祉事務所等関係行政機関への協力等幅広い活動を行っているほか、児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童をとりまく社会環境の把握、青少年の健全育成などの児童福祉の推進についても重要な役割を果たしている。

また、児童委員活動の一層の推進を図るため、平成6年1月から主任児童委員を設置し、児童関係機関と区域を担当する児童委員との連絡調整業務を行っている。

平成18年10月からは青森市が中核市に移行したことに伴い、青森市における民生委員に関する事務が委譲された。

平成19年12月1日、民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、青森市を除く青森県内の民生委員・児童委員の定数は、2,756名（主任児童委員229名含む）であり、厚生労働大臣が委嘱している。

なお、平成19年12月1日における女性委員（青森市を除く）は1,545名（全体の57

%) である。

第1表 内容別相談・支援件数

年度	在宅福祉	介護保険	健康 保健医療	子育 て 母子保 健	子どもの 地域生活	子どもの 教育 学校生活	生活費	年金 保険	仕 事	家庭 関係	住 居	生活環境	日常的 な 支 援	その他	計
19	11,970	3,275	7,446	2,583	6,450	4,419	5,524	1,588	1,694	4,180	1,591	4,506	18,288	25,230	98,744
20	9,508	2,890	5,851	2,451	6,256	4,528	5,263	1,766	1,844	3,642	1,452	4,246	16,228	23,612	89,537
21	8,812	2,646	6,270	2,294	6,174	4,305	5,383	1,395	1,848	3,589	1,561	4,122	17,248	25,959	91,606

※青森市分を除いた件数。

第2表 分野別相談・支援件数

年度	高齢者に関する こと	障害者に関する こと	子どもに関する こと	そ の 他	計
19	51,104	7,598	15,552	24,490	98,744
20	46,369	6,455	15,005	21,708	89,537
21	46,292	6,992	15,436	22,886	91,606

※青森市分を除いた件数。

第3節 生活福祉資金

1 生活福祉資金

この制度は、低所得者、高齢者、身体障害者等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活が営めるようにすることを目的とするものである。

この資金は、県社会福祉協議会が実施主体となって貸付けを行っており、平成21年度末の貸付原資総額は3,219,366千円である。

本制度については、平成21年度、国の経済危機対策の一環として、活用促進及び効果的な支援を実施できるよう、資金の種類統合・再編、要件緩和等の見直しが行われ、平成21年10月1日から改正されている。

第3-1表 生活福祉資金年度別貸付決定状況（平成21年9月まで）（円）

区分	更生資金		障害者更生資金		福祉資金		福祉資金 (住宅)		修学資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
19	11	12,374,000	0	0	9	2,839,000	0	0	129	150,393,000
20	9	7,262,000	0	0	5	2,195,000	4	6,600,000	98	86,269,000
21	4	2,188,000	0	0	4	1,187,000	0	0	73	64,723,000

区分	療養・介護等 資金		災害援護資金		緊急小口資金		離職者支援資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
19	5	3,293,000	0	0	7	505,000	3	2,170,000
20	6	4,296,000	1	1,200,000	33	2,745,000	5	3,640,000
21	3	1,213,000	0	0	65	6,124,000	31	24,590,000

区分	長期生活支援資金		要保護世帯向け長期生活支援資金	
	件数	金額	件数	金額
19	3	27,961,000	0	0
20	2	17,472,000	27	136,629,500
21	0	0	9	52,659,000

第3-2表 生活福祉資金年度別貸付決定状況（平成21年10月以降）（円）

区分	総合支援資金		福祉資金		教育支援資金		不動産担保型 生活資金		要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
21	251	127,468,000	217	27,959,000	146	142,509,000	0	0	9	52,659,000

* 不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金の実績は第3-1表再掲

2 臨時特例つなぎ資金

この制度は、平成21年度、国の経済危機対策の一環として創設され、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、その自立を支援することを目的として、青森県社会福祉協議会が実施主体となり、平成21年度から平成23年度までの3年間実施するものである。

第4表 臨時特例つなぎ資金貸付決定状況（円）

年度	件数	金額
21	6	600,000

第4節 福祉理解・ボランティア活動等の推進

1 地域福祉等推進特別支援事業（広域福祉活動推進事業）

ボランティア活動の振興を図るための拠点として県社会福祉協議会に県ボランティアセンターを設置し、福祉教育の推進やボランティアグループのリーダー等に対する研修、ボランティアのネットワークづくり及び広報・啓発活動に努めている。

(1) 福祉教育の推進事業

児童・生徒を対象に、地域での活動体験をとおして社会福祉への理解や関心を高めるとともに、思いやりや助け合いの心を育むため、ボランティア推進校を指定し、活動費の助成を行っている。

3か年の継続指定で、平成21年度は6校を指定している。

(2) ボランティア関係者の養成研修及び体験学習等

災害ボランティアコーディネーター養成研修、ボランティア活動保険説明会、ボランティアコーディネーター養成セミナー、ボランティアのつどい及びボランティア講座等を実施している。

第5節 地域福祉の推進

1 ほのぼのコミュニティ21推進事業

住民参加による地域福祉活動を地域の実情に即し総合的に推進し、誰もがその地域の中で共に支え合い安心して生活できる地域福祉社会を構築するため、平成7年度から実施している「地域福祉ほのぼの交流事業」及び平成10年度から実施している「ふれあいコミュニティ創造事業」を統合し、子どもに福祉の心やボランティアの心を育む事業を加え、住民参加による福祉社会づくりの基盤整備を図るとともに、21世紀を担う人材の育成に努めている。

(1) 地域福祉推進員の設置

事業計画を作成し、住民の福祉活動に対する支援や助言を行う地域福祉推進員を市町村社会福祉協議会に設置する。

(2) ほのぼの交流協力員事業

住民ボランティアが在宅の一人暮らしやねたきりの高齢者等への友愛訪問や見守り活動を行う。

(3) 子どもほのぼの交流員事業（平成13年度から実施）

小学校高学年程度で訪問活動のできるボランティアがほのぼの交流協力員の支援のもと高齢者等への友愛訪問を行う。

(4) ボランティア活動促進事業

(2)及び(3)の事業に従事する者が加入するボランティア活動保険料の一部を助成する。

<実施状況>

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域福祉推進員の設置	36市町村	36市町村	36市町村
ほのぼの交流協力員事業	37市町村	37市町村	37市町村
子どもほのぼの交流員事業	16市町村	17市町村	15市町村
ボランティア活動促進事業	36市町村	32市町村	35市町村

2 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人に対して、生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行うことにより、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援することを目的とする事業であり、県社会福祉協議会が9基幹的社会福祉協議会に業務の一部を委託して実施している。

なお、本事業は、平成18年度まで実施してきた「地域福祉権利擁護事業」を改称したものである。

- ・平成21年度末の契約件数 1,087件

第6節 福祉マンパワーの確保

1 青森県福祉人材センター

社会福祉施設職員やホームヘルパー等福祉マンパワー確保対策を総合的に推進するため平成5年3月に県福祉人材センターを設置し、その運営を県社会福祉協議会に委託している。

同センターでは、福祉人材の無料職業紹介、社会福祉事業経営者に対する人材確保のための相談、援助、福祉人材の養成や福祉に関する啓発・広報などの事業を実施するほか、弘前市・八戸市に支所として「福祉人材バンク」を設置し、福祉マンパワーの育成・確保に努めている。

2 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士又は介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、青森県福祉人材センターが平成21年度から平成23年度までの3年間実施する介護福祉士等修学資金の経費を補助し、質の高い人材の確保に努めている。

3 福祉・介護人材確保対策事業（障害者自立支援対策臨時特例基金）

福祉・介護人材の確保を図るため、障害者自立支援対策臨時特例基金の活用により、平成21年度から平成23年度までの3年間において、学生・教員等から相談を受け、助言を行う進路選択学生等支援事業、介護福祉士等の潜在的有資格者等に対する実践的な研修を行う潜在的有資格者等養成支援事業、小規模な事業所が共同して求人活動や職員研修等を行う複数事業所連携事業、福祉・介護の職場を体験する機会を提供する職場体験事業、個々の求職者にふさわしい職場の開拓と紹介を行う福祉・介護人材マッチング支援事業、

施設等を訪問して職員に対する研修を行うキャリア形成訪問指導事業等の実施により、新たな人材の参入と定着の促進に努めている。

第7節 社会福祉関係職員の研修

社会環境の変化に伴い複雑多様化している国民の福祉ニーズに適切に対処するため、行政機関職員と社会福祉施設職員等を対象とした研修を実施した。

1 研修の基本方針

行政機関職員については、社会環境の変化や制度改正の動向を常に把握して、福祉関係の業務を円滑に行っていくための能力・技能を備えることが求められており、また、社会福祉施設職員等については、福祉サービス利用者のニーズを的確に把握し、ニーズにあった質の高いサービスを提供することが求められている。

このため、「人間性豊かで、専門性と実践力を兼ね備えた社会福祉従事者の育成」に重点を置いた社会福祉研修を実施し、時代の要請に対応できるような職員の育成と資質の向上を図る。

2 研修実施状況

県が実施した社会福祉研修は、次表のとおりである。

第5表

種 別	19年度			20年度			21年度		
	種目	日数	受講人員	種目	日数	受講人員	種目	日数	受講人員
行政職員研修	4	4	123	3	3	83	3	3	47
社会福祉従事者研修	15	17	1,647	16	19	1,631	18	20	1,562
資格付与研修（社会福祉主事）	1	63	43	1	51	43	1	52	51
累 計	20	84	1,813	20	73	1,757	22	75	1,660

第8節 生活保護の概要

1 被保護者世帯数、被保護実人員及び保護率

平成21年度の本県の月平均被保護世帯数は20,125世帯、被保護実人員は26,572人、保護率（人口千人に対する被保護実人員の割合）は19.20%である。

昭和55年度以降の被保護世帯数及び被保護実人員の推移をみると、昭和59年をピークに昭和60年度から減少傾向が続いてきたが、被保護世帯数については平成8年度以降増加傾向に転じており、被保護実人員についても、平成9年度以降は増加となっている。

本県の保護率を市部、郡部別にみると、昭和50年代は郡部が高かったが、昭和61年度からは逆転して市部が高くなり、平成21年度は市部20.17%、郡部16.02%となっている。

本県の保護率は昭和60年以降年々減少傾向が続いていたが、平成10年度から増加に転じ、平成21年12月では高い方から全国都道府県中7位、東北で1位となっている。

2 扶助別人員

平成21年度の月平均の各扶助別人員は、対前年度比で見ると全て増加している。扶助別にみて最も受給人員が多いのは、生活扶助の24,548人で被保護人員の92.4%が受給し、次いで医療扶助が22,381人(84.2%)、住宅扶助が18,606人(70.0%)の順になっている。

3 被保護世帯の構造

被保護世帯について世帯類型別にみると、高齢者世帯が9,970世帯(49.5%)と最も多く、次いで傷病・障害者世帯が7,181世帯(35.7%)、母子世帯が966世帯(4.8%)、その他世帯が2,010世帯(10.0%)となっている。近年は高齢者世帯及びその他の世帯の割合は増加、母子世帯及び傷病・障害世帯の割合は減少傾向にあったが、平成21年度は全ての世帯類型で前年度より増加しており、特にその他の世帯が最も高い伸び率を示している。(総数6.1%増、その他の世帯22.1%増)

また、労働力類型別にみると、世帯主又は世帯員が働いている世帯が1,876世帯(前年度比7.8%増)、働いている者のいない世帯は18,249世帯(前年度比5.9%増)となっている。

4 保護費

平成21年度における生活保護費は、400億7,812万円で、前年度に比べ23億4,057万円増となっている。

扶助別の割合は、医療扶助が47.4%(190億1,243万円)を占め、次いで生活扶助が36.6%(146億6,671万円)となっている。

第6表 被保護世帯数・実人員及び保護率の年度推移(月平均)

区分	被保護世帯		被保護人員		保護率	生活扶助	
	世帯数	指数	実人員	指数	‰	人員	指数
平成17年度	17,105	100.0	23,241	100.0	16.16	21,202	100.0
平成18年度	17,908	104.7	24,122	103.8	16.93	22,216	104.8
平成19年度	18,427	107.7	24,546	105.6	17.39	22,591	106.6
平成20年度	18,972	110.9	25,087	107.9	17.96	23,256	109.7
平成21年度	20,125	117.7	26,572	114.3	19.20	24,548	115.8

住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他の扶助
人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員
15,658	100.0	1,533	100.0	19,201	100.0	3,922	100.0	489
16,792	107.2	1,526	99.5	20,084	104.6	4,252	108.4	537
17,396	111.1	1,484	96.8	20,281	105.6	4,515	115.1	503
17,440	111.4	1,399	91.3	20,917	109.0	4,828	123.1	583
18,606	118.9	1,437	93.7	22,381	116.6	5,186	132.2	701

第7表 医療扶助人員の推移（月平均）

区 分	入 院					
	精 神 病		そ の 他		計	
	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
平成17年度	796	100.0	977	100.0	1,772	100.0
平成18年度	774	97.2	1,083	110.8	1,857	104.8
平成19年度	739	92.8	944	96.6	1,683	95.0
平成20年度	742	93.2	1,024	104.8	1,767	99.7
平成21年度	786	98.7	1,320	135.1	2,106	118.8

入 院 外					
精 神 病		そ の 他		計	
人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
1,958	100.0	15,471	100.0	17,429	100.0
305	15.6	17,922	115.8	18,227	104.6
321	16.4	18,276	118.1	18,597	106.7
317	16.2	18,834	121.7	19,150	109.9
349	17.8	19,926	128.8	20,275	116.3

第8表 世帯類型別被保護世帯数の推移（月平均：停止を除く）

区 分	総 数		高 齢 者 世 帯				母 子 世 帯	
			単 身		2 人 以 上			
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成17年度	17,105	100.0	6,992	40.9	937	5.5	1,077	6.3
平成18年度	17,908	100.0	7,296	40.7	953	5.3	1,108	6.2
平成19年度	18,427	100.0	7,621	41.4	958	5.2	1,069	5.8
平成20年度	18,972	100.0	8,329	43.9	1,020	5.4	943	5.0
平成21年度	20,125	100.0	8,924	44.3	1,046	5.2	966	4.8

傷 病 ・ 障 害 者 世 帯				小 計		そ の 他 の 世 帯	
単 身		2 人 以 上					
世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
5,340	31.2	1,529	8.9	15,876	92.8	1,229	7.2
5,573	31.1	1,567	8.8	16,497	92.1	1,411	7.9
5,682	30.8	1,585	8.6	16,916	91.8	1,511	8.2
5,447	28.7	1,587	8.4	17,326	91.3	1,646	8.7
5,560	27.6	1,621	8.1	18,115	90.0	2,010	10.0

第9表 労働力類型別被保護世帯数の推移（月平均：停止を除く）

区 分	総 数		世 帯 主 が 働 い て い る 世 帯			
	世帯数	構成比	常用勤労者	日雇勤労者	内 職 者	その他就業者
平成17年度	17,105	100.0	740	85	57	371
平成18年度	17,908	100.0	795	87	55	341
平成19年度	18,427	100.0	811	89	58	325
平成20年度	18,972	100.0	871	106	62	312
平成21年度	20,125	100.0	954	118	58	312

		世帯員のみが働いて		計		働いている者のいな	
計(1)	構成比	いる世帯(2)	構成比	(1)+(2)	構成比	い 世 帯	構成比
1,253	7.3	402	2.4	1,655	9.7	15,450	90.3
1,278	7.1	399	2.2	1,677	9.4	16,231	90.6
1,284	7.0	411	2.2	1,695	9.2	16,733	90.8
1,351	7.1	390	2.1	1,741	9.2	17,231	90.8
1,442	7.2	434	2.2	1,876	9.3	18,249	90.7

第10表 生活保護費支出額の推移（年度）（扶助額単位：千円）

区 分	生 活 扶 助		住 宅 扶 助		教 育 扶 助	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
平成17年度	13,013,894	35.7	3,120,063	8.5	152,928	0.4
平成18年度	13,319,463	35.8	3,331,204	9.0	148,511	0.4
平成19年度	13,452,882	36.7	3,486,313	9.5	145,427	0.4
平成20年度	13,685,594	36.3	3,628,632	9.6	138,872	0.4
平成21年度	14,666,709	36.6	3,936,451	9.8	182,691	0.5

医 療 扶 助		介 護 扶 助		そ の 他 の 扶 助		計	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
18,429,137	50.5	1,016,139	2.8	766,114	2.1	36,498,275	100.0
18,483,333	49.7	1,112,180	3.0	778,408	2.1	37,173,099	100.0
17,589,988	47.9	1,255,524	3.4	772,794	2.1	36,702,928	100.0
18,154,373	48.1	1,339,018	3.5	786,558	2.1	37,733,047	100.0
19,012,434	47.4	1,469,320	3.7	810,521	2.0	40,078,126	100.0

第9節 災害救助

1 災害救助事務

台風、豪雨、地震、津波、火災等の災害により法令で定める程度以上の被害が生じた場合に、災害救助法を適用し、被災者に対し必要な応急救助を実施するもので、救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 救出
- (6) 住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

また、災害救助法の適用基準に達しない災害についても、県で定めている「災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱」の適用基準に達した時は、寝具等の給与を行い、被災者の応急救助にあたっている。

2 災害救助基金

災害救助基金は、災害救助法を適用して応急救助を実施する場合の費用に充てるもので、災害救助法第37条及び第38条並びに同施行令第26条の規定に基づいて、毎年積立を行っている。

平成22年4月1日現在の積立額は493,327千円となっている。

そのうち、同法第41条第3号の規定により、事前に物資を購入し、次のとおり備蓄している。

第11表 備蓄物資の状況

区 分	数 量	金 額
毛布	12,029	千円 16,847
バスタオル・タオル	16,998	
タオルケット	11,998	
ろうそく	7,992	

3 過去における災害救助法適用状況

わが国は、地理的气象条件からして災害国といわれ、毎年各地で災害が発生している。本県でも毎年のように災害が発生し、災害救助法が制定された昭和22年以来平成20年度まで、95回の救助法適用災害が発生している。

第12表 過去における年度別災害救助適用状況

(単位：千円)

年度	発生年月日	災 害 名	法 適 用 市 町 村	救助法総額
40	40. 1. 4 41. 1. 11	水 害 三沢市大火	青森市 三沢市	30,803
41	41. 6. 29 41. 8. 13 41.10.14	台風4号 集中豪雨 東部地区集中豪雨	むつ市 大鱒町、碓ヶ関村 平内町、東北町、七戸町	11,857
42	42. 9. 22	風 水 害	八戸市	2,067
43	43. 5. 16 43. 8. 12 43. 8. 20	十勝沖地震 水 害 8月豪雨	八戸市、十和田市、三沢市、 むつ市、五戸町、六戸町、東北町、 百石町、上北町、青森市、七戸町、 天間林村、下田町 五所川原市 脇野沢村、むつ市、六ヶ所村、蟹田 町、中里町、川内町、東通村	27,399
44	44. 8. 5 44. 8. 24	三八地方の前線に よる大雨 台風9号	八戸市 青森市、平内町、大畑町、川内町、 佐井村	52,786
48	48. 9. 24	局地的大雨災害	むつ市	11,526
49	49. 9. 10	〃	青森市	2,509
50	50. 7. 28 50. 8. 6 50. 8. 20	大雨災害 〃 〃	佐井村 岩木町、黒石市 黒石市、弘前市、相馬村、大鱒町、 平賀町、藤崎町、田舎館村	71,588
51	52. 2. 11 52. 2. 16	豪雪災害 〃	青森市、五所川原市 むつ市、大畑町、川内町、東通村、 六ヶ所村、横浜町	13,333
52	52. 8. 5	大雨災害	弘前市、黒石市、浪岡町	29,438
57	57. 5. 21	〃	八戸市	2,474
58	58. 5. 26	日本海中部地震	鱒ヶ沢町、木造町、深浦村、 車力村、小泊村	92,037
3	3. 9. 28	台風19号	弘前市、黒石市、浪岡町、大鱒町、 平賀町、尾上町	23,517
6	6.12.28	三陸はるか沖地震	八戸市	14,055
11	11.10.28	大雨災害	八戸市	5,667

第10節 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付の状況

昭和52年度以降における災害弔慰金の支給状況及び災害援護資金の貸付状況は次のとおりである。

第13表 年度別災害弔慰金の支給状況

(単位：円)

年 度	市町村名	災 害 名	災 害 発 生 年月日	死者・行方不明の区分			実支出額	負 担 金
				死者	行方 不明	計		
52	弘 前 市 む つ 市 平 賀 町 森 田 村 青 森 市 横 浜 町	昭和52年1月から3月までの降雪 による豪雪災害	52.1 ～ 52.2	8		8	7,500,000	5,625,000
	弘 前 市 黒 石 市	昭和52年8月5日の津軽海峡付近 を通過した低気圧による大雨災害	52.8.5	10		10	9,750,000	7,312,500
55	弘 前 市	昭和55年12月から昭和56年2月 までの降雪による豪雪災害	55.12 ～ 56.2	2		2	3,000,000	2,250,000
56	弘 前 市	〃	〃	2		2	1,500,000	1,250,000
	三 沢 市	昭和56年6月22日から23日にかけて 日本海北部を北東進した低気圧と 梅雨前線の北上に伴う大雨災害	56.6.22 ～ 56.6.23	2		2	3,000,000	2,250,000
	車 力 村	昭和56年8月21日から23日ま での台風15号と前線による大雨災 害	56.8.21 ～ 56.8.23	2		2	3,000,000	2,250,000
58	八 戸 市 五所川原市 鱒ヶ沢町 深 浦 町 車 力 村 市 浦 村 小 泊 村 階 上 町	昭和58年日本海中部地震災害	58.5.26	16		16	43,500,000	32,625,000
60	青 森 市 弘 前 市 五所川原市 浪 岡 町	昭和60年1月から3月までの降雪 による豪雪災害	60.1	8		8	22,500,000	16,875,000
61	青 森 市 弘 前 市 鶴 田 町 尾 上 町	昭和61年1月から3月までの降雪 による豪雪災害	61.1	4		4	10,500,000	7,875,000
3	青 森 市 弘 前 市 十和田市 三 沢 市 岩 木 町 平 賀 町	平成3年9月28日の台風19号によ る強風災害	3.9.28	9		9	32,500,000	24,375,000
4	弘 前 市	〃	〃	1		1	2,500,000	1,875,000
5	大 間 町	平成5年7月13日の北海道南西沖 地震災害	5.7.13	1		1	5,000,000	3,750,000
6	八 戸 市 五 戸 町	平成6年12月28日の三陸はるか 沖地震災害	6.12.28	2		2	7,500,000	5,625,000
11	八 戸 市 五 戸 町	平成11年10月27日から28日にか けての発達した低気圧による大 雨・暴風災害	11.10.28	1	1	2	5,000,000	3,750,000
17	青 森 市 弘 前 市 平 川 市 田 子 町	平成18年豪雪災害	17.12 ～ 18.3	4		4	12,500,000	9,375,000
18	弘 前 市 鱒ヶ沢町 大 鱒 町 野 辺 地 町	平成18年豪雪災害	17.12 ～ 18.3	4		4	15,000,000	11,250,000

第14表 年度別災害援護資金貸付状況

(単位：千円)

年度別	災害別	市町村名	貸付限度額別貸付件数											
			世帯主の負傷		住居の半壊		住居の全壊		家財の損害		重複・特別貸付		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
52	昭和52年8月5日の津軽海峡付近を通過した低気圧による大雨災害	弘前市 黒石市 浪岡町 常盤村 藤崎町 岩崎村 板柳町 相馬村 大鰐町 田舎館村			41	20,500	2	1,700	300	104,750	11	12,700	354	139,650
57	昭和57年5月20日から21日にかけての2つ玉低気圧による大雨災害	八戸市 五戸町			2	800			26	15,150			28	15,950
58	昭和58年5月26日日本海中部地震災害	弘前市 黒石市 五所川原市 蟹田町 鱒ヶ沢町 木造町 深浦町 岩崎村 柏力村 車木町 岩岡町 浪岡町 金木町 鶴田町 市浦村 小泊村	1	600	393	391,700	326	384,800	5	3,000	29	46,800	754	748,900
3	平成3年9月28日台風19号による強風災害	青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三沢市 鱒ヶ沢町 岩木町 相馬村 藤崎町 大鰐町 尾上町 浪岡町 平賀町 常盤村 田舎館村 碓ヶ関村 上天間町 新郷村	3	4,500	472	632,500	36	86,600			13	35,800	524	759,450
6	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 十和田市 三沢市 天間林村 階上町 南郷村	1	1,500	32	51,900	5	11,700	4	6,000	7	20,700	49	91,800
7	平成6年12月28日三陸はるか沖地震災害	八戸市 名川町 階上町 南郷村	1	1,000	16	27,200	2	3,500	2	3,000	9	26,500	30	61,200
11	平成11年10月27日から28日にかけての発達した低気圧による大雨・暴風災害	青森市 八戸市			1	1,700			14	18,840	1	2,500	16	23,040

第11節 援護に関する業務

1 旧軍人・軍属の援護

(1) 旧軍人・軍属の恩給

旧軍人・軍属及びその遺族に対し、恩給法による普通恩給、傷病恩給、一時恩給、一時金及び公務扶助料等が支給される。(県の法定受託事務で、受給権の裁定は総務省人事・恩給局長が行う。)

第15表 恩給処理状況

平成22年3月31日現在 (単位：件)

種 別	対象予想件数	申込受付件数	処 理 状 況		今後の申請 予 想 件 数
			進達済件数	未処理件数	
普通恩給	26,300	0 (25,397)	0 (25,397)	0	903
傷病恩給	3,820	0 (3,817)	0 (3,817)	0	3
一時恩給	18,600	4 (18,543)	4 (18,543)	0	57
一時金	3,000	0 (2,795)	0 (2,795)	0	205
公務扶助料	22,300	0 (22,221)	0 (22,221)	0	79
普通扶助料	2,600	0 (2,499)	0 (2,499)	0	101
一時扶助料	1,200	0 (1,158)	0 (1,158)	0	42
小 計	77,820	4 (76,430)	4 (76,430)	0	1,390
加算改定	15,500	0 (15,396)	0 (15,396)	0	104
合 計	93,320	4 (91,826)	4 (91,826)	0	1,494

※ 公務扶助料、普通扶助料については青森県を經由したもの
()内は平成22年3月31日現在までの累計

(2) 軍歴証明

公務員共済組合法等による軍人期間の通算に関する軍歴証明書を交付する。
93件(28,933件)

※ ()内は平成22年3月31日現在までの累計

2 戦没者遺族の援護（恩給法による公務扶助料以外）

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護

旧軍人・軍属・準軍属等の戦没者の遺族に対し、遺族年金、遺族給与金及び弔慰金等が支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は厚生労働大臣が行う。）

◎ 遺族年金処理状況

受付件数0件(4,164件)、進達件数0件(4,164件)となっている。

※（）内は平成22年3月31日現在までの累計

(2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）による援護

戦没者等の妻に対して200万円から20万円までの特別給付金が10年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は知事が行う。）

◎ 特別給付金裁定状況

受付件数7件(20,288件)、処理件数7件(20,190件)（可決件数6件(18,287件)）となっている。

可決の内訳

※（）内は平成22年3月31日現在までの累計

(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）による援護

戦没者等の遺族で、公務扶助料、遺族年金等を受ける遺族がない場合に、その他の遺族に対して3万円、20万円、12万円、18万円、30万円、40万円及び24万円の特別弔慰金が10年又は6年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は知事行う。）

◎ 特別弔慰金裁定状況

受付件数390件(82,935件)、処理件数384件(82,486件)、可決件数349件(78,185件)となっている。

可決の内訳

3万円	20万円	12万円	30万円	18万円	40万円	24万円
0件 (9,033件)	0件 (13,098件)	0件 (1,800件)	0件 (17,179件)	0件 (1,119件)	6件 (34,851件)	343件 (1,105件)

※（）内は平成22年3月31日現在までの累計

(4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）による援護

戦没者の死亡時において、戦没者以外に子・孫がないか、又はあるが、その子・孫が戦没者と姓を異にしている場合に、その父母又は祖父母に対して100万円から10万円までの特別給付金が5年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は知事が行う。）

◎ 特別給付金裁定状況

受付件数1件(449件)、処理件数1件(447件)、可決件数1件(378件)となっている。

※（）内は平成22年3月31日現在までの累計

(5) 戦没者遺族相談員

戦没者の遺族の生活等に関する相談に応じ、援護のために必要な指導等を行い、その福祉の増進を図るため、19人が厚生労働大臣の委託を受けて県内に配置されている。

(6) 戦没者の慰霊事業

・全国戦没者追悼式

国主催により例年8月15日東京で行われる。平成21年度は48人の遺族が参列した。

・青森県戦没者追悼式

本県出身戦没者を追悼するため、昭和61年度から県が主催して実施している。平成21年度は8月25日青森市文化会館で行われ、約1,700人の遺族等が参列した。

・みちのくの塔慰霊祭

沖縄県糸満市摩文仁丘に建立されている青森県戦没者沖縄慰霊塔（みちのくの塔）前で、昭和39年11月から毎年、青森県遺族連合会が主催して実施している。平成21年度は11月11日に行われ、20人の遺族が参列した。

3 戦傷病者の援護（恩給法による傷病恩給以外）

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護

旧軍人・軍属・準軍属等の戦傷病者に対し、障害年金、障害一時金が支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は厚生労働大臣が行う。）

◎ 障害年金等処理状況

受付件数0件(388件)、進達件数0件(388件)となっている。

※（ ）内は平成22年3月31日現在までの累計

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による援護

旧軍人・軍属・準軍属等の戦傷病者に対し、療養の給付等の援護が行われる。（県の法定受託事務で、認定は知事が行う。）

第16表 援護の状況

（各年度3月31日現在 単位：件）

区分	年度	17	18	19	20	21
戦傷病者手帳所持者数（人）		404	370	318	265	217
処 理 件 数	療 養 の 給 付	99	83	57	62	45
	療 養 手 当 の 給 付	0	0	0	0	0
	葬 祭 費 の 支 給	0	0	1	0	0
	更 生 医 療 の 給 付	0	0	0	0	0
	補 装 具 の 支 給 及 び 修 理	7	3	6	2	3
	国 立 保 養 所 へ の 収 容	0	0	0	0	0
	J R 無 賃 乗 車 券 の 交 付	354	189	191	150	50

(3) 戦傷病者相談員

戦傷病者の更生等に関する相談に応じ、援護のために必要な指導等を行い、その福祉の増進を図るため、13人が厚生労働大臣の委託を受けて県内に配置されている。

- (4) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）による援護恩給法等に規定する第5款症以上の障害がある戦傷病者等の妻に対して、条件100万円から5万円までの特別給付金が10年又は5年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、受給権の裁定は知事が行う。）

◎ 特別給付金の裁定状況

受付件数55件(5,635件)、処理件数57件(5,617件)、可決件数54件(5,177件)となっている。

※（）内は平成22年3月31日現在までの累計

4 未帰還者及び引揚者の援護

- (1) 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）による援護

旧軍人等で海外において生死不明となっている者について、その消息調査を行う。

◎ 未帰還者の消息別状況（平成22年3月31日現在）

総	数	1人
死亡と思われる者		1人
生存資料のある者		0人
状況不明の者		0人

◎ 未帰還者の身分別状況（平成22年3月31日現在）

1人

身分はすべて一般邦人であり、軍人はいない。

- (2) 未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）による援護

旧軍人等で海外において生死不明となっている者について、留守家族の同意を得て戦時死亡宣告の請求又はその取消の請求を行い、戦時死亡宣告を受けた未帰還者の遺族に対して弔慰料を支給する。（県の法定受託事務で、知事が行う。）

◎ 戦時死亡宣告審判状況

軍人・軍属の申立件数	0件(147件)	確定件数	0件(147件)
一般邦人の申立件数	0件(414件)	確定件数	0件(413件)
合計申立件数	0件(561件)	確定件数	0件(560件)

※（）内は平成22年3月31日現在までの累計

◎ 弔慰料の支給状況

公務による者（2万円）	0件（330件）	支給金額	0円（660万円）
非公務による者（3万円）	0件（174件）	支給金額	0円（522万円）

※（）内は平成22年3月31日現在までの累計

(3) 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）による援護

外地に終戦時まで引き続き6か月以上生活の本拠を有し、終戦日以降引き揚げてきた者又は死亡した者の遺族に、給付金が10年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、認定は知事が行う。）

◎ 処理状況

受付件数1件(35,703件)、認定件数1件(35,470件)、取下件数0件(233件)、支給金額7,000円(6億8,604万8千円)となっている。

※ ()内は平成22年3月31日現在までの累計

(4) 引揚者等に対する特別交付金支給法（昭和42年法律第114号）による援護

外地に終戦時まで引き続き1年以上生活の本拠を有し、終戦日以降引き揚げてきた者又は死亡した者の遺族に、特別交付金が10年償還の国債で支給される。（県の法定受託事務で、認定は知事が行う。）

◎ 処理状況

受付件数1件(37,394件)、認定件数1件(28,381件)、他都道府県送付件数0件(8,953件)、取下件数0件(60件)、支給金額20,000円(32億3,826万4千円)となっている。

※ ()内は平成22年3月31日現在までの累計

5 中国帰国者等の援護

(1) 中国等からの帰国者の状況

昭和47年9月29日の日中国交回復以後、戦後中国に残留した日本人の帰国が逐次行われている。しかし、平成22年3月31日現在、厚生労働省統計によると、孤児が271名等が中国に残って居住している。

また、平成元年度からはロシア連邦のサハリン等からも残留日本人の帰国が行われている。

本県における帰国の状況は、次のとおりである。

第17表 永住帰国者

(各年度3月31日現在)

区分	年度	S 4 7 ~ H 1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	計
中 国	世 帯	9 0	1	2	0	0	9 3
	人 員	4 8 4	3	8	0	0	4 9 5
ロシア 連 邦	世 帯	4	0	0	0	0	4
	人 員	1 3	0	0	0	0	1 3

第18表 一時帰国者

(各年度3月31日現在)

区分	年度	S 4 7 ~ H 1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	計
中 国	世 帯	1 3 6	1	0	1	1	1 3 9
	人 員	2 3 5	1	0	1	1	2 3 8
ロシア 連 邦	世 帯	3 1	0	0	0	0	3 1
	人 員	4 2	0	0	0	0	4 2

(2) 中国帰国者援護事業

国及び県が帰国に伴う諸経費の援助を行う。

第19表 援助の状況

	区 分	金 額	備 考
国の援助	帰国旅費		
	1. 中国国内	実 費	厚生労働省→航空会社
	2. 航空運賃	〃	
	帰郷旅費		
	1. 日本国内	実 費	厚生労働省→J R
自立支度金（1人当たり）			
	1. 大人	159,400円	18歳以上
	2. 小人	79,700円	18歳未満
県の援助	見舞金（1世帯当たり）	50,000円	
	帰郷支度金	3,800円	

(3) 中国残留邦人等生活支援事業

① 中国残留邦人等に対する支援給付

平成20年4月1日から、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の規定に基づき、老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として生活支援を行うこととなり、生活支援給付、医療支援給付等の給付を行っている。

◎ 支援給付実績

第20表 支援給付対象世帯人員

区 分	21年度末実数
世帯数	3
人員数	3

第21表 各給付人員及び扶助費

区 分	人員	金額（千円）	構成比
生活支援給付	3	2,568	44.5%
住宅支援給付	2	419	7.3%
医療支援給付	3	2,715	47.0%
介護支援給付	1	69	1.2%
合 計		5,771	100.0%

② 中国残留邦人等支援・相談員の設置

支援給付の実施に当たり、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことで

安心した生活を送ることができるよう、中国残留邦人等に理解が深く、中国語が可能な支援・相談員を1名配置している。

平成21年度においては、支援・相談員による訪問9回（職員同行）のほか、中国語への翻訳、電話での相談等を行っている。

第12節 地域県民局地域健康福祉部

保健・医療・福祉サービスの総合的、一体的な提供を図り、効果的、効率的な健康福祉行政を推進するため、平成14年4月に、それまで独立して設置されていた保健所、福祉事務所、児童相談所を県内6圏域ごとに広域的、専門的な拠点として集約し、東地方、中南地方、三戸地方、西北地方、上北地方及び下北地方健康福祉こどもセンターを新設した。センターには、総務企画室及び保健部、福祉部、こども相談部の1室3部を設置した。

また、平成18年4月からは、中南地方、三戸地方及び下北地方健康福祉こどもセンターを廃止し、新たに設置された中南地域、三八地域及び下北地域県民局地域健康福祉部にそれぞれの地域の健康福祉こどもセンター業務を移管した。

さらに、平成19年4月からは、東地方、西北地方及び上北地方健康福祉こどもセンターを廃止し、新たに設置された東青地域、西北地域及び上北地域県民局地域健康福祉部にそれぞれの地域の健康福祉こどもセンター業務を移管した。

東青・中南・三八地域県民局地域健康福祉部には、保健総室、福祉総室及びこども相談総室の3室、西北・上北・下北地域県民局地域健康福祉部には、保健総室及び福祉こども総室の2室を設置している。

1 保健総室（保健所）

(1) 保健総室は、地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所としての業務のほか、地域健康福祉部の総合調整業務を行っている。

保健所としては、地域における公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的として、地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること、栄養の改善及び食品衛生に関すること、母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること、精神保健に関すること、エイズ・結核・性病・感染症その他の疾病の予防に関すること等の事務を所管している。

なお、平成6年7月に保健所法が地域保健法に改正されたことに伴い、従来保健所で行われていた保健サービスのうち、住民に身近で頻度の高い母子保健サービスや一般的な栄養指導の事務は平成9年4月から市町村が実施しており、県の保健所の役割は精神・難病対策等の高度で専門的な保健サービスの提供や市町村相互間の連絡調整、市町村への技術的支援などに移っている。

また、平成18年10月1日に青森市が中核市となり、青森市保健所が設置された。

(2) 平成22年4月現在、県内には県設置6か所及び青森市設置1か所、計7か所の

保健所が設置されている。

県の保健所は、より広域的・専門的・技術的な拠点としての機能強化を図るため、平成9年4月に、それまでの11保健所を8保健所1支所に再編した。

さらに平成14年4月には、福祉事務所及び児童相談所との組織統合を機に所管区域が2次保健医療圏に一致するよう、6保健所1支所に再編し、平成18年4月には支所を廃止し、各二次保健医療圏に1か所ずつの配置となった。

- (3) 地域健康福祉部の総合調整業務については、健康福祉対策の実施に係る企画・調整、健康福祉に関する情報の収集・活用・提供並びに部内の連絡調整及び連携等を所管している。

2 福祉総室又は福祉こども総室（福祉事務所）

- (1) 福祉総室・福祉こども総室は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉事務所として、生活保護、児童福祉、母子及び寡婦福祉並びに身体障害者及び知的障害者福祉に関わる事務を処理することを目的として設置されている。

具体的には、管内市町村の身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること、母子・寡婦福祉資金の貸付けに関すること、町村の区域の生活保護及び児童扶養手当に関すること等を所管している。さらに、配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力に関する相談に応じている。

また、介護保険法による介護サービス及び老人福祉法、障害者自立支援法によるサービス利用等について、市町村への広域的調整、助言等を行っている。

- (2) 平成22年4月現在、県内には県設置6か所、市設置10か所、計16か所の福祉事務所が設置されている。県設置の福祉事務所においては、保健・医療・福祉の連携強化のため、平成9年4月から所管区域を二次保健医療圏に一致するよう再編している。

3 こども相談総室又は福祉こども総室（児童相談所）

こども相談総室・福祉こども総室は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所として、児童に関する各般の問題について、家庭、学校などからの相談に応じ、必要な調査のほか、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定並びに一時保護による行動観察等を行い、それぞれの診断に基づいた援助活動を行っている。

（事業の詳細は、こどもみらい課の事業概要参照）

第13節 県立保健大学の概要

県立保健大学は、急速な人口の高齢化等、社会構造の変化や生活水準の向上に伴い、保健医療、福祉に対するニーズが高度化、多様化し、これまで以上に高度な専門的知識及び豊かな情操を兼ね備えた人材が必要とされていることから、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を培い、幅広い領域で人々の健康及び福祉の向上に貢献できる人材を育

成し、本県の保健・医療・福祉の進展を図るため、平成11年4月に開学し、平成20年4月に、県民の健康の増進と食育活動を担う人材を養成するため栄養学科を開設した。

また、平成20年4月には、公立大学法人化のメリットを生かして教育研究の高度化、大学運営の活性化等を図るとともに、より自律的かつ弾力的な運営を図るため、公立大学法人へ移行した。

- (1) 名 称 青森県立保健大学
- (2) 位 置 青森市大字浜館字間瀬58-1
- (3) 学部及び学科 健康科学部看護学科
 - 〃 理学療法学科
 - 〃 社会福祉学科
 - 〃 栄養学科
- (4) 在 学 生 861名（平成22年度入学者223名） ※平成22年5月1日現在
 - 看護学科 441名（入学定員100名、編入学定員10名）
 - 理学療法学科 120名（入学定員30名、編入学定員2名）
 - 社会福祉学科 202名（入学定員50名、編入学定員4名）
 - 栄養学科 98名（入学定員30名、編入学定員3名）
- (5) 学 位 学士（看護学、理学療法学、社会福祉学、栄養学）
- (6) 卒業後の資格 看護学科 看護師及び保健師並びに助産師国家試験の受験資格付与
 - 理学療法学科 理学療法士国家試験の受験資格付与
 - 社会福祉学科 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の受験資格付与
 - 栄養学科 栄養士及び栄養教諭一種の免許並びに管理栄養士国家試験の受験資格付与

【大学院】

保健・医療・福祉の連携、統合を図る教育・研究を推進し、保健・医療・福祉に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的に、平成15年4月1日に大学院を開設し、修士課程を設置した。平成17年4月1日には、修士課程を博士前期課程に変更し、新たに博士後期課程を設置した。

- (1) 研究科名 健康科学研究科
- (2) 専 攻 健康科学専攻
- (3) 課 程 博士前期課程（修業年限2年）
博士後期課程（修業年限3年）
- (4) 在 学 生 53名（定員52名） ※平成22年5月1日現在
 - 博士前期課程 30名（入学定員20名）
 - 博士後期課程 23名（入学定員4名）
- (5) そ の 他 土曜日、夜間開講など社会人が在職のまま修学できるよう配慮している。

第14節 社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であるが、昭和62年4月より社会福祉法人の設立認可等の権限が厚生大臣から県知事に移譲されている。

地域福祉活動推進の中核組織である市町村社会福祉協議会の基盤強化を図るため、その法人化を促進し、平成4年度には県内全市町村の社会福祉協議会が法人化された。

また、平成16年度から市町村合併に伴う市町村社会福祉協議会の合併が進み、平成19年度末には社会福祉協議会数は40法人まで減少した。

なお、平成18年10月に青森市が中核市となったことに伴い、青森市に所在の社会福祉法人は青森市に移管となった。

第21表 社会福祉法人数・認可件数

	社会福祉協議会	共同募金会	社会福祉事業団	施設経営法人	計
社会福祉法人数 (20年度末現在)	40	1	0	376	417
設立認可件数 (21年度中)	0	0	0	0	0
解散認可件数 (21年度中)	0	0	0	1	0
合併認可件数 (21年度中)	0	0	0	0	0
社会福祉法人数 (21年度末現在)	40	1	0	375	416

第15節 保健師の配置状況等

1 保健師従事者数

県、市町村などの行政で働く保健師数は、平成22年4月1日現在、第22表のとおり470人である。また、病院診療所、事業所等で働く保健師は、平成20年12月末現在の業務従事者届によると第23表のとおり119人となっている。

県保健師数は第22表のとおり、平成22年度73人で年々減少しており、このうち本庁等に勤務している保健師は10人となっている。

平成22年度の県保健師の配置状況をみると、地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)に63人が配置されている。その他、本庁、精神保健福祉センター、つくしが丘病院に配置されている。

市町村保健師の配置状況をみると、昭和39年度に保健師の未設置の町村は29町村であったが、この充足に努めた結果、昭和46年11月で保健師未設置町村はすべて解消された。

また、保健分野以外(地域包括支援センター、高齢・障害福祉関係、病院の訪問看

護、介護保険業務等) に従事する保健師数は、平成22年度は90人で昨年度に比べ4人増えている。

第22表 県・市町村保健師数の推移

(各年度4月1日現在)

区分 年度	県 保 健 師			市 町 村 保 健 師		合 計 (人)
	地域健康福祉部内	駐 在	本庁等	派 遣	市町村	
6	105	25	11	3	250	394
7	104	24	13	-	279	420
8	102	24	14	-	295	435
9	118	-	19	-	317	454
10	114	-	20	-	338	472
11	116	-	16	-	362	494
12	116	-	16	-	371	503
13	111	-	19	-	375	505
14	109	-	17	-	372	498
15	99	-	19	-	379	497
16	98	-	15	-	371	484
17	91	-	15	-	373	479
18	83	-	16	-	379	478
19	71	-	15	-	383	469
20	67	-	12	-	389	468
21	67	-	11	-	388	466
22	63	-	10	-	397	470

第23表 青森県保健師数

保健福祉行政保健師数：平成22年4月1日現在 健康福祉政策課調べ
 その他の保健師数：平成20年12月末現在の保健師、助産師、看護師、准看護師業務
 従事者届による。

区分	保健福祉行政保健師			行政機関以外従事保健師					合計	
	県保健師	市保町健村師	小計	事業所	病診療・所	介護施設保等除	その他	小計		
東 青 民地 局域 管内	青森市		40	40	20	8	4	25	57	97
	平内町		8	8					0	8
	外ヶ浜町		8	8			1		1	9
	今別町		3	3					0	3
	蓬田村		3	3			1		1	4
	県保健所	8		8					0	8
	県本庁等	10		10					0	10
	小計	18	62	80	20	8	6	25	59	139
中 南 地 域 県 民 局 管内	弘前市		29	29	2	3	3	9	17	46
	西目屋村		2	2					0	2
	板柳町		7	7			2		2	9
	黒石市		12	12		1		1	2	14
	藤崎町		9	9			1		1	10
	大鰐町		6	6					0	6
	平川市		14	14			1		1	15
	田舎館村		4	4					0	4
	県保健所	12		12					0	12
小計	12	83	95	2	4	7	10	23	118	
三 八 地 域 県 民 局 管内	八戸市		33	33	6	4	3	6	19	52
	おいらせ町		8	8					0	8
	三戸町		6	6			1		1	7
	五戸町		6	6		1			1	7
	田子町		7	7					0	7
	南部町		14	14					0	14
	階上町		6	6					0	6
	新郷村		4	4					0	4
	県保健所	12		12					0	12
小計	12	84	96	6	5	4	6	21	117	

*介護保険施設等には、介護老人保健施設、居宅サービス、社会福祉施設（老人、児童等）を含む。

*その他には、看護学校、研究機関、その他を含む。

区分 県・市町村別		保健福祉行政保健師			行政機関以外従事保健師					合計
		県保健師	市保町健村師	小計	事業所	病診療・所	介護施設保等險	その他	小計	
西 北 県地 民域 局 管 内	五所川原市		17	17			1		1	18
	鯨ヶ沢町		6	6		1	1		2	8
	つがる市		19	19					0	19
	深浦町		7	7					0	7
	中泊町		7	7					0	7
	鶴田町		5	5					0	5
	県保健所	12		12					0	12
	小計	12	61	73	0	1	2	0	3	76
上 北 地 域 県 民 局 管 内	十和田市		21	21		1	1		2	23
	七戸町		10	10	1				1	11
	六戸町		5	5					0	5
	東北町		10	10					0	10
	三沢市		9	9	2				2	11
	野辺地町		6	6		1			1	7
	横浜町		5	5					0	5
	六ヶ所村		6	6		1			1	7
	県保健所	11		11					0	11
	小計	11	72	83	3	3	1	0	7	90
下 北 県地 民域 局 管 内	むつ市		21	21		1	1		2	23
	大間町		3	3			1		1	4
	東通村		5	5		2		1	3	8
	風間浦村		3	3					0	3
	佐井村		3	3					0	3
	県保健所	8		8					0	8
	小計	8	35	43	0	3	2	1	6	49
合計		73	397	470	31	24	22	42	119	589

2 保健師現任教育

県では、平成20年度末に作成した「青森県保健師活動指針」に基づき、県・市町村保健師を対象に行政に携わる保健師として、また公衆衛生看護の専門職として、経験年数に応じた効果的な活動を展開できるよう人材育成を図っている。

(1) 県内研修

県本庁が主催した研修は、「段階別保健師研修」として初任期保健師研修、新任保健師研修、中堅期保健師研修、リーダー期保健師研修、「機能別保健師研修」として保健師活動研修、健康教育研修、保健所保健師研修を実施し、保健師の資質の向上を図った。

地域県民局地域健康福祉部保健総室では、市町村・学校等地域保健関係者を対象に健康な地域づくりを目的とした「地域保健関係者研修」を計34回実施し、各分野の関係者が専門的知識や技術を共通に学び、包括的な保健福祉サービスが提供できるよう資質の向上を図った。

また、管内市町村の5年目までの新任保健師を対象に、「初任期保健師及び新任保健師研修会」をそれぞれ年3～4回開催し、地域保健活動を展開するための基本的な知識及び技術の習得を図った。

(2) 県外研修

地域県民局地域健康福祉部保健総室の保健師を対象に、国立保健医療科学院での研修、全国保健師長研修会、日本公衆衛生学会、全国地域保健師学術研究会等に派遣し、保健師の資質の向上を図った。

第16節 社会福祉審議会の開催状況

平成21年度は民生委員審査専門分科会を3回、身体障害者福祉専門分科会審査部会を1回（書面審査9回）、児童福祉専門分科会のうち里親審査部会を3回、児童処遇部会を1回開催した。

第17節 社会福祉施設等指導監査の実施

社会福祉施設の利用者は、養護に欠ける児童、介護や人権の保護が必要な高齢者、障害者等であり、その施設の運営には、公的経費が充当されていること等、社会福祉施設及びそれを運営する社会福祉法人は極めて公共性の高い組織であることから、社会福祉法及び福祉関係法令等に基づき、適正な運営が求められている。

このため、県では、「指導監査要綱」を定め、運営管理、利用者処遇、会計経理等の状況について原則として年1回指導監査を実施している。

指導監査の実施に当たっては、広域的な調整、施設の指導等の一元的な推進及び地域の事情に密着したきめ細かな指導體制を推進するため、県立施設、大型法人など本庁が所管する施設を除き、地域県民局へ委任している。

指導監査は、法人・施設の運営が法令、通知等に基づき適正に行われているか確認を行う「監査」と、法人・施設の抱えている課題や問題点を解決するための助言や健全で安定した運営が行われるよう誘導していく「指導」を併せて行うことを基本としている。

また、地域・在宅福祉への積極的な関わりなどについて指導するとともに経験の浅い法人・施設に対して指導・助言を行い運営が適正に行われるよう努めている。

1 指導監査の対象

社会福祉施設等及びこれを経営する社会福祉法人

2 実施にあたっての重点事項

- (1) 法人運営の適正化の推進
 - ア 自己評価を含む福祉サービスの評価とその向上
 - イ 監事監査の充実
- (2) 施設等運営の適正化の推進
 - ア 内部牽制体制の確立
 - イ 労働基準法等に即応した規程の整備
- (3) 適切な利用者処遇の確保
 - ア 苦情解決体制の整備
 - イ 感染症等対策の強化
 - ウ 施設での事故防止対策の強化
 - エ 入所者預り金の適切な管理
- (4) 経理事務の適正化の推進
 - ア 契約手続きの遵守
 - イ 予算（補正予算）編成の適正化
 - ウ 未収金、未払金等の債権債務の適正管理

3 実施状況

(実施率 %)

区分	施設の種別	H21地域県民局実施状況			H21本庁実施状況			H21地域県民局・本庁実施状況			H22年度 実施計画数
		対象 施設数	実施数	実施率	対象 施設数	実施数	実施率	対象 施設数	実施数	実施率	
生活 保護 施設	救護施設	1	1	100.0	2	0	0.0	3	1	33.3	2
老人 福祉 施設	養護老人ホーム	2	(1) 2	100.0	6	(3) 6	100.0	8	(4) 8	100.0	8
	特別養護老人ホーム	46	0	0.0	36	1	2.8	82	1	1.2	0
	軽費老人ホーム	9	(3) 9	100.0	11	(5) 11	100.0	20	(8) 20	100.0	20
児 童 福 祉 施 設	保育所	328	(180) 328	100.0	57	(23) 57	100.0	385	(203) 385	100.0	382
	児童自立支援施設	0	0	—	1	(1) 1	100.0	1	(1) 1	100.0	1
	母子生活支援施設	1	(1) 1	100.0	2	2	100.0	3	(1) 3	100.0	3
	児童養護施設	1	1	100.0	5	(2) 5	100.0	6	(2) 6	100.0	6
	乳児院	3	(2) 3	100.0	0	0	—	3	(2) 3	100.0	3
	肢体不自由児施設	0	0	—	3	(2) 3	100.0	3	(2) 3	100.0	3
	知的障害児施設	4	(2) 4	100.0	3	(1) 3	100.0	7	(3) 7	100.0	7
	知的障害児通園施設	1	(1) 1	100.0	2	2	100.0	3	(1) 3	100.0	3
	情緒障害児短期治療施設	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1
身 体 障 害 者 援 護 施 設	身体障害者療護施設	5	0	0.0	3	0	0.0	8	0	0.0	3
	身体障害者授産施設	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0	—
知 的 障 害 者 援 護 施 設	知的障害者更生施設	16	(1) 4	25.0	17	0	0.0	33	(1) 4	12.1	6
	知的障害者授産施設	14	2	14.3	5	0	0.0	19	2	10.5	3
	知的障害者通勤寮	0	0	—	1	0	0.0	1	0	0.0	—
	小規模通所授産施設	2	0	0.0	0	0	—	2	0	0.0	—
障害者支援施設	3	1	33.3	3	0	0.0	6	1	16.7	—	

(実施率%)

区分	施設の種別	H21地域県民局実施状況			H21本庁実施状況			H21地域県民局・本庁実施状況			H22年度 実施計画数
		対象 施設数	実施数	実施率	対象 施設数	実施数	実施率	対象 施設数	実施数	実施率	
精神障害者 社会復帰 施設	精神障害者生活訓練施設 (援護寮)	0	0	—	8	(3) 6	75.0	8	(3) 6	75.0	6
	精神障害者授産施設(通所)	0	0	—	8	(3) 8	100.0	8	(3) 8	100.0	7
	精神障害者授産施設(入所)	0	0	—	2	(2) 2	100.0	2	(2) 2	100.0	2
	精神障害者福祉ホーム	0	0	—	4	(2) 4	100.0	4	(2) 4	100.0	4
合 計		437	(191) 357	81.7	180	(47) 111	61.7	617	(238) 468	75.9	470
社会福祉法人数		325	141	43.4	50	18	36.0	375	159	42.4	189

* ()は、書面監査の実施数で再掲。

* 特別養護老人ホームについては、介護保険施設の指導において、また、障害者支援施設については、指定障害福祉サービス事業者等の指導において、特に重大な運営上の問題点が認められなければ、老人福祉法又は障害者自立支援法に基づく指導監査を省略することとしている。

医 療 薬 務 課

事 業 概 要

第1節 保健医療計画

高齢社会の進展に伴う医療需要の増大と多様化に対応し地域で体系的な保健医療体制を整備するため、昭和60年12月の医療法の一部改正により都道府県に医療計画の策定が義務付けられた。本県では医療法に基づく医療計画として平成元年4月に「青森県保健医療計画」を策定し、以後、数次の見直しを行いながら医療体制の整備を図ってきた。

しかし、急速な少子高齢社会の到来や生活習慣病の増加、深刻な医師不足など、我が国の保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、安全で質の高い医療の確保が強く求められるようになったことから、国では平成18年6月に「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」を公布し、医療法等関係法令の改正を行った。

改正医療法では、医療圏や基準病床数の設定という従来の量的な体制整備に加え、「医療機能の分化・連携」と「患者の視点に立った分かりやすい計画であること」を重視した医療計画へと大きく転換されている。特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4つの生活習慣病と、救急医療、災害医療、周産期医療、へき地医療、小児医療（小児救急を含む）の5分野（以下「4疾病5事業」という。）については、それぞれ具体的な医療連携体制を構築し、医療機能の分化と連携を推進することが必要とされた。また、改正医療法では疾病分野毎の柔軟な医療連携の構築が可能となり、二次医療圏毎の計画策定が必須ではなくなった。

こうしたことから、平成20年7月に「青森県保健医療計画」を見直すとともに、平成3年12月以降策定していた二次医療圏毎の計画を廃止し、県計画の中で地域における疾病分野毎の医療体制の確保を図ることとした。

現行計画は平成24年度までの5カ年計画で、行政機関・保健医療関係機関・県民等が保健医療に関する取組を進める際の基本指針として、改正医療法に基づく4疾病5事業の具体的な医療連携体制を示し、その推進を図ることとしたほか、包括ケアの推進や医師確保対策について詳細に記載し保健医療体制の確保・充実を図っている。

なお、基準病床数について、5年毎に定めるという医療法の規定に従い、平成17年3月の設定から5年を経過する平成21年度において見直しを行い、当該計画を変更し、平成22年4月から施行されている。

第2節 医療機関等の設置状況等

1. 病院及び診療所の状況

平成21年10月1日現在における県内の医療施設数は、下記のとおりである。

第1表 病院、診療所（年次別）

（各年10月1日現在）

年	区 分		病 院	一般診療所	歯科診療所	合 計
	全 国 (20)	青 森 県 (20)				
14			110	974	571	1,545
15			109	972	568	1,649
16			108	976	578	1,662
17			109	972	575	1,656
18			109	976	580	1,665
19			106	969	579	1,654
20			105	938	570	1,613
21			104	—	—	—
	全 国 (20)		8,794	99,083	67,779	175,656
人 口	全 国 (20)		6.9	77.6	53.1	137.6
10万対	青 森 県 (20)		7.5	67.4	40.9	115.8

注：平成21年の一般診療所・歯科診療所については集計中である。

資料 「医療施設調査」（厚生労働省）

2. 病床状況

平成13年3月「医療法等の一部を改正する法律」が施行され、「その他の病床」（療養型病床を含む。）を一般病床と療養病床に区分することとし、平成15年8月31日までの経過措置として、区分を未届けの病床については経過的旧その他の病床として区分することとなった。

第2表 病院、診療所の病床数

(各年10月1日現在)

区分 年	病院の病床数								一般診療所の 病床数	
	総数	病床種別内訳						療養病床		一般病床
		療養病床	一般病床	経過的旧 他の病床	旧療養型 (再掲)	精神病床	結核病床			
	床	床	床	床	床	床	床	床	床	
14	20,061	1,516	5,374	8,134	979	4,646	377	14	5,628	
15	19,686	2,815	11,997	-	-	4,648	206	20	5,327	
16	19,632	2,982	11,738	-	-	4,694	198	20	5,190	
17	19,453	3,022	11,529	-	-	4,749	133	20	4,704	
18	19,292	3,054	11,404	-	-	4,702	112	20	4,559	
19	18,998	2,951	11,283	-	-	4,632	112	20	4,375	
20	18,879	2,841	11,287	-	-	4,619	112	20	3,981	
全国(20)	1,609,403	339,358	909,437	-	-	349,321	9,502	1,785	146,568	
人口 10 万 対	全国 (20)	1,375.3	265.8	712.2	-	-	273.6	7.4	1.4	114.8
	青森県 (20)	1,356.3	204.1	810.8	-	-	331.8	8.0	1.4	286.0

資料「医療施設調査」(厚生労働省)

第3-1表 病院の病床利用率

(単位：%)

区分 年	総数	内訳			
		その他の病床等	精神病床	結核病床	感染症病床
平成 13	82.1	81.5	89.9	22.0	0.1
14	81.6	80.6	89.6	21.9	0.2
15	82.3	80.8	89.9	25.8	0.2

注：「その他の病床等」とは、療養病床、一般病床及び経過的旧その他の病床の合計を示す。

第3-2表 病院の病床利用率

(単位：%)

区分 年	総数	内訳				
		療養病床	一般病床	精神病床	結核病床	感染症病床
平成 16	81.6	91.7	77.7	88.0	23.3	0.1
17	82.0	92.0	78.1	87.1	28.6	-
18	80.9	89.8	76.5	87.2	32.3	0.1
19	79.4	89.3	75.0	85.7	22.9	0.0
20	79.5	90.1	74.8	86.1	25.3	0.0
全国(20)	81.7	90.0	75.9	90.6	38.0	2.4

資料「病院報告」(厚生労働省)

第3節 医師等の従事状況

本県における医師をはじめとする医療従事者は、平成20年末現在で医師が2,563人、歯科医師が789人となっている。

しかし、全国平均との比較では、医師、歯科医師とも低い充足状況にある。

1. 医師、歯科医師の推移

医師数は、昭和59年には1,938人であったが、平成20年には2,563人へと、625人、32.2%増加している。

歯科医師数は、昭和59年には501人であったが、平成20年には789人へと、288人、57.5%増加している。(第4表参照)

第4表 医師・歯科医師(実数・人口10万対)、年次別 (各年12月末現在)

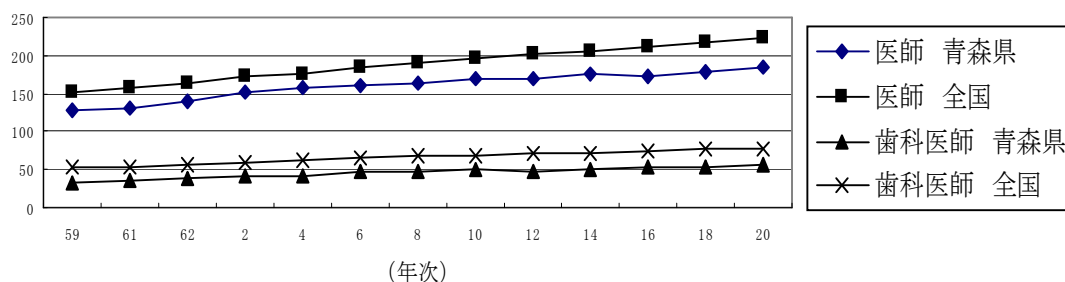
年次	医 師				歯 科 医 師			
	青 森 県		全 国		青 森 県		全 国	
	実 数	人 口 10万対	実 数	人 口 10万対	実 数	人 口 10万対	実 数	人 口 10万対
昭和59	1,938	126.7	181,101	150.6	501	32.7	63,145	52.2
61	2,000	131.6	191,346	157.3	548	36.1	66,797	54.9
63	2,120	140.5	201,658	164.2	569	37.7	70,572	57.5
平成2	2,296	153.0	211,797	171.3	614	41.4	74,028	59.9
4	2,331	158.4	219,704	176.5	634	43.1	77,416	62.2
6	2,377	161.6	230,519	184.4	681	46.3	81,055	64.8
8	2,432	164.1	240,908	191.4	708	47.8	85,518	67.9
10	2,487	168.3	248,611	196.6	730	49.4	88,061	69.6
12	2,516	170.5	255,792	201.5	717	48.6	90,857	71.6
14	2,564	174.5	262,687	206.1	758	51.6	92,874	72.9
16	2,522	173.7	270,371	211.7	757	52.1	95,197	74.6
18	2,561	180.0	277,927	217.5	777	54.6	97,198	76.1
20	2,563	184.1	286,699	224.5	789	56.7	99,426	77.9

注：従業地別による確定数

これを人口10万対で全国平均と比較すると、医師については、昭和62年以降は較差が縮小傾向にあったものの、平成6年からは再び較差が拡大した。

歯科医師については、昭和59年時には、19.5ポイント差であったが、それ以降較差が拡大し、平成20年には21.2ポイントの較差が生じた。(図1参照)

図1 医師・歯科医師の推移



2. 医師、歯科医師の地域分布

医師の地域分布については、津軽地域が人口10万対で287.5で最も多く、青森地域の188.8がこれに次いでいる。西北五地域100.5、上十三地域120.7、下北地域140.7は、県平均184.1を大きく下回っている。

歯科医師については、津軽地域の66.7が最も多く、青森地域の61.3がこれに次いでいる。(第5表参照)

第5表 医師・歯科医師数 (実数、人口10万対)

		平成16年		平成18年		平成20年	
		実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
医 師	総 数	2,522	173.7	2,561	180.0	2,563	184.1
	津 軽 地 域	901	264.9	883	280.5	888	287.5
	八 戸 地 域	557	158.1	570	164.8	563	165.6
	青 森 地 域	576	177.9	634	187.9	625	188.8
	西 北 五 地 域	160	102.8	162	105.8	149	100.5
	上 十 三 地 域	224	115.6	213	112.3	225	120.7
	下 北 地 域	104	122.4	99	120.0	113	140.7
歯 科 医 師	総 数	757	52.1	777	54.6	789	56.7
	津 軽 地 域	203	59.7	195	61.9	206	66.7
	八 戸 地 域	170	48.2	191	55.2	185	54.4
	青 森 地 域	199	61.5	202	59.9	203	61.3
	西 北 五 地 域	69	44.3	66	43.1	65	43.8
	上 十 三 地 域	83	42.8	92	48.5	94	50.4
	下 北 地 域	33	38.8	31	37.6	36	44.8

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

第4節 医療施設等指導監督

1. 病院医療監視

医療法に基づく病院医療監視の状況は次のとおりである。

第6表 医療監視の状況

区 分	対 象 病 院 数	実 施 件 数	監 視 率 (%)
平成14年度	110	108	98.2
平成15年度	110	108	98.2
平成16年度	108	108	100.0
平成17年度	109	107	98.2
平成18年度	109	109	100.0
平成19年度	106	106	100.0
平成20年度	105	105	100.0
平成21年度	104	104	100.0

2. 病院開設許可等

医療法に基づく病院の開設許可等の状況は次のとおりである。

第7表 病院開設許可等

区 分	開 設 許 可	使 用 許 可
平成 14	4	71
15	0	78
16	7	40
17	6	45
18	4	63
19	7	64
20	0	43
21	1	42

3. 公益法人

公益法人の設立状況は次のとおりである。

第8表 公益法人

(平成21年度末)

区 分	社 団	財 団	計
病 院 事 業 を 行 う 公 益 法 人	4	9	13
病院事業以外の事業を行う公益法人	25	3	28

4. 医療法人

医療法人の設立状況は次のとおりである。

第9表 医療法人

(平成21年度末)

圏 域 名	医 療 法 人 数		
	社 団	財 団	計
青 森 地 域	53	2	55
津 軽 地 域	86		86
八 戸 地 域	111	2	113
西 北 五 地 域	22		22
上 十 三 地 域	51		51
下 北 地 域	11		11
計	334	4	338

第5節 救急医療対策

救急医療を確保するため、昭和56年12月から青森県地域保健医療対策協議会の中に救急医療対策専門部会を設け、今後の救急医療体制の在り方等について検討している。

1. 救急医療体制の現況

(1) 救急認定医療関係

「救急病院等を定める省令」に基づき救急病院及び救急診療所を認定しているが、平成21年5月20日現在、55施設(病院51、診療所4)となっている。

第10表 救急認定医療機関 (平成22年5月20日現在)

開設者 区分	独立行政 法人等	県立	市町村・一 部事務組合	日赤	私立	計
病院	4	1	25	1	20	51
診療所					4	4

(2) 休日夜間急患センター

休日又は夜間における初期救急患者の診療を確保するために、休日夜間急患センターが次のとおり設置されている。

第11表 休日夜間急患センター (平成22年4月1日現在)

名称	開設者	開設年月日	診療科	診療時間
青森市 急病センター	青森市	S 53. 9. 11	内科 外科 小児科	休日 12時～18時 毎夜間 19時～23時
弘前市急患診療所	弘前市	S 51. 12. 24 (S 61. 12. 7 移転)	内科 小児科	休日 10時～16時 毎夜間 19時00分～ 22時30分
八戸市休日 夜間急病診療所	八戸市	S 60. 11. 1	内科 小児科 外科	休日 12時～18時 毎夜間 19時～23時

(3) 在宅当番医制

休日夜間急患センターと同じく休日又は夜間における初期の救急患者の診療を確保するため、地区医師会の協力を得て在宅当番医制が次のとおり実施されている。

第12表 在宅当番医制

(平成22年4月1日現在)

実施場所	実施主体	実施年月	診療科	診療時間
青森市	青森市医師会	S 53. 1	内科 婦人科 外科 整形外科 眼科	休日 9時～13時 毎夜間 18時～23時
弘前市	弘前市医師会	S 51. 12	眼科 耳鼻咽喉科	日曜日 10時～16時 年末・年始
八戸市	八戸市医師会	S 35. 7	内科 外科 整形外科 小児科	休日 9時～18時 19時～23時 毎夜間 19時～23時
黒石市	南黒医師会	S 53. 4	内科、外科、小児科、 婦人科、眼科、耳鼻 咽喉科、整形外科	休日 9時～16時30分
五所川原市	北五医師会	S 52. 10 (H16. 4～9除く)	内科、整形外科、小 児科、婦人科	休日 9時～17時
十和田市	上十三医師会	S 52. 10	内科系、外科系	休日 9時～17時
三沢市		S 55. 1	内科、外科、婦人科、 小児科	
むつ市	むつ下北医師会	S 55. 12	内科、外科、小児科、 婦人科、眼科、脳神 経外科、整形外科、 耳鼻科、泌尿器科	休日 19時～22時

(4) 病院群輪番制病院

初期救急医療体制である休日夜間急患センター及び在宅当番医制の後方体制として、入院又は手術を必要とする比較的重症な患者の診療を確保するため第二次救急医療体制としての病院群輪番制方式が、次のとおり実施されている。

第13表 病院群輪番制

【救急病院】計20病院

(平成22年4月1日現在)

地域名	実施年月日	参加病院	診療科	診療日及び診療時間
青森地域	S55.6.1	青森県立中央病院 青森市民病院 医療法人 近藤病院 青森保健生活協同組合 あおもり協立病院	内科系 外科系	毎夜間 16時45分～ 翌朝8時30分 休日 8時～翌朝8時
津軽地域	S54.2.19	独立行政法人国立病院機構 弘前病院 弘前市立病院 津軽保健生活協同組合 健生病院 医療法人弘愛会 弘愛会病院 弘前小野病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
八戸地域	S60.11.1	八戸市立市民病院 八戸赤十字病院(日赤) 医療法人豊仁会 八戸城北病院 財団法人シルバーリハビリテーション協会 八戸西病院 労働者健康福祉機構 青森労災病院	内科系 外科系	毎夜間 16時30分～ 翌朝8時30分 休日 8時～ 翌朝8時30分
西北五地域	H10.4.1	国民健康保険 五所川原市立西北中央病院 医療法人白生会 胃腸病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
上十三地域	S56.9.1	十和田市立中央病院 中部上北広域事業組合 公立七戸病院 三沢市立三沢病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
下北地域	S57.6.1	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～ 翌朝8時30分 休日 8時30分～ 翌朝8時30分

(5) 救命救急センター

第一次救急医療体制及び第二次救急医療体制の後方体制として、重篤な救急患者の救命医療を確保するため県立中央病院(昭和56年9月)及び八戸市立市民病院(平成9年9月)に救命救急センターを併設している。

また、弘前大学医学部附属病院に昭和53年10月1日に救急部が設けられ、救命救急センターに準じた機能を有している。

なお、同病院では、高度救命救急センターを平成22年7月1日から運用開始する。

(6) 救急医療情報システム

救急医療活動の円滑な推進と医療資源の効率的な活用を図るための救急医療情報システムが、昭和61年11月1日から青森地域、津軽地域及び八戸地域において、また、昭和62年11月1日から西北五地域、上十三地域及び下北地域についてそれぞれ整備を終え、全県で運用している。また、平成15年11月のシステム更新に伴い、現在は県内の全医療機関の基礎情報を提供している。

なお、平成20年度における救急医療情報システムの内容は、次のとおりである。

(第14表、第15表、第16表)

第14表 端末設置台数

(単位：台)

区 分	デスク型及びノート型					モバイル型 (携帯型)	備 考
	消 防 機 関	医 療 機 関	周産期 機 関	その他	計		
計	14	112	19	1	146	15	
青森地域	1	38	4	1	44	4	青森市及び東津軽郡（平内町を除く。）
津軽地域	4	23	5	0	32	3	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡及び板柳町
八戸地域	1	27	5	0	33	2	八戸市、三戸郡及びおいらせ町
西北五地域	3	9	2	0	14	2	五所川原市、つがる市、西津軽郡及び北津軽郡（板柳町を除く。）
上十三地域	4	12	2	0	18	2	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）及び平内町
下北地域	1	3	1	0	5	2	むつ市、下北郡

注：上表のほか、青森県医師会館に管理統計資料の作成等に使用するキーボード・プリンターが設置されている。

第15表 医療機関応需率(年平均)

(単位：%)

区 分	青森地域	津軽地域	八戸地域	西北五地域	上十三地域	下北地域
10 時	47	40	44	42	66	84
17 時	61	53	65	59	77	84
平 均	54	47	55	51	72	84

注：1. 医療機関応需率は、それぞれの時刻において、次の算式により算出したものである。

$$\frac{\text{応需可能診療科目数}}{\text{延登録診療科目数}} \times 100$$

2. 数値は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平均値であり、平成20年度救急医療情報システム統計資料年報（青森県医師会作成）による。

(7) 基幹・地域災害拠点病院

災害時において24時間対応可能な緊急体制を確保するため、①2次保健医療圏を単位に、災害時における救命救急医療の提供、被災地への救護チームの派遣、応急用医療資器材の備蓄など、災害医療救護の中核的な役割を担う「地域災害拠点病院」及び②全県を単位に、研修機能をも有する「基幹災害拠点病院」を指定している。

第16表 基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院指定状況

NO	区分	2次保健医療圏名	医療機関名	病床数	ヘリポートの状況		
					敷地内外	区分	病院からの距離
1	基幹		青森県立中央病院	705	内	臨時	300m
2	地域	青森地域	青森市民病院	538	外	臨時	2km
3	地域	津軽地域	弘前市立病院	250	外	臨時	2km
4	地域	津軽地域	黒石市国保黒石病院	290	外	臨時	300m
5	地域	八戸地域	八戸市立市民病院	584	内	-	-
6	地域	西北五地域	国保五所川原市立西北中央病院	476	外	臨時	800m
7	地域	上十三地域	十和田市立中央病院	479	外	臨時	200m
8	地域	下北地域	一部事務組合下北医療センター むつ総合病院	483	外	臨時	2.5km

(指定年月日 平成9年8月29日)

※ 地域災害拠点病院については、圏域内500床を目途に確保することとし、津軽地域保健医療圏では2病院を指定した。

(8) 緊急被ばく医療対策

① 原子力施設に係る緊急被ばく医療施設等整備

原子力災害発生時における緊急被ばく医療活動を行うため必要な資機材等を整備している。

② 緊急被ばく医療体制の検討等

緊急被ばく医療に係る情報共有と意見交換を行うため、「青森県緊急被ばく医療対策専門部会」を開催している。

③ 人材育成等

専門機関が実施する各種研修会等に、緊急被ばく医療関係者を派遣するとともに、青森県原子力防災訓練の一部として、緊急被ばく医療訓練を実施し、緊急被ばく医療関係者の資質向上を図っている。

(9) 小児救急電話相談事業

休日・夜間の保護者の不安を軽減するとともに、二次救急病院等基幹病院の負担を軽減するため、小児救急医療に関する電話相談事業を平成18年12月2日から実施している。

(10) ドクターヘリ運航事業

本県における救命率の向上、後遺障害の軽減等を図ることを目的として、平成21年3月25日より、八戸市立市民病院を運航病院として、ドクターヘリの運航を開始した。

第17表 ドクターヘリ運航実績 (H21. 4. 1～H22. 3. 31)

出動要請	不出動	出 動			小 計
		患者接触	要請元 キャンセル	途中帰投	
257件	23件	215件	12件	7件	234件

※「不出動」の理由・・・天候不良、運用時間外（日没間際等）の要請、重複要請

※「途中帰投」の理由・・・天候不良等

2. 救急医療対策費の助成費

第18表 救急医療対策費補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金等の名称		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
		か所数	補助額	か所数	補助額	か所数	補助額	か所数	補助額	か所数	補助額	か所数	補助額
計			139,559		14,000	—	—		14,000	—	—	—	—
病院群 輪番制 病院 補助金 国1/3 県1/3	施設 整備費					—	—			—	—	—	—
	設備 整備費	1市	28,000	1市	14,000	—	—	1市	14,000	—	—	—	—
	運営費	6市2 一部事 務組合	111,559			—	—			—	—	—	—

第6節 周産期医療対策

乳児死亡率等の改善に向け、本県における周産期医療体制の整備・充実を図るための総合的な取り組みを推進している。

1. 青森県周産期医療システムの運営

「青森県周産期医療システム」は、限られた周産期医療資源を効果的に活用することにより、すべての妊産婦や新生児が必要とする医療を速やかに受けることができる環境を整えることを目的として、県内の周産期医療関係者の合意の下に、本県の周産期医療体制の目指すべき方向性を示し、施設間の連携と役割分担の仕組みを明確化したものである。

システムの円滑な運営を図るため下記の事業を行うこととしている。

- (1) 周産期医療協議会の開催
- (2) 周産期医療ネットワーク事業
 - ①周産期医療情報システムの維持運営
 - ②地域周産期母子医療センターへのネットワーク運営費補助
- (3) 専門相談事業
 - ①総合周産期母子医療センター専門相談
 - ②周産期医療に関する普及啓発・情報提供
- (4) 周産期医療システム調査研究事業
 - ①新生児死亡・母体死亡登録管理事業
 - ②母体・胎児、新生児搬送状況調査

2. ドクターカーの運営

総合周産期母子医療センターにドクターカーを配置し、遠隔地からの重症例の搬送、新生児担当医・産科医の不足等に対応している。また、同センターの病床の有効利用を図るため、軽快した患者の転院搬送に活用する。

第7節 地域医療サービスの向上

1. 医療安全支援センター

医療に関する患者や家族等の苦情・心配・相談の迅速な対応や、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制の整備を図ることにより医療の安全と信頼を高め、医療機関における患者サービスの向上を図ることを目的とし、平成16年5月20日、医療薬務課内に医療安全支援センターを設立した。

「医療相談」は、医療安全支援センターと各保健所で対応している。

第19表 医療相談件数

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
件数	247	205	274	208	268

2. がん医療対策

(1) がん情報提供システム構築事業

がんに関する正しい知識を広く県民に情報発信するために必要な、がん医療機能情報やがん相談等に関するデータベースを構築し、県民自らが、がんと闘えるシステムの一つとして、がん情報サイトを開設する。

(2) がん登録促進事業

がんの罹患率や生存率など、がん対策の評価及び企画立案にとって重要なデータとなるがん登録の充実を図るため、がん登録実務者研修の実施、がん登録マニュアルを検証するためのワーキンググループの設置を行う。

(3) がん診療連携拠点病院機能強化事業

がん診療連携拠点病院において、地域医療機関との緊密な連携体制の構築、院内がん登録事業の整備・充実、地域の医療従事者に対する研修など、地域におけるがん診療連携拠点としての機能の充実を図るための事業を行う。

なお、現在、県内では5か所（県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、八戸市立市民病院、三沢市立三沢病院、むつ総合病院）が、がん診療連携拠点病院として指定されている。

3. 糖尿病医療対策

糖尿病を発症した県民が、その症状に応じた最適な専門治療を切れ目なく受けることが可能な、糖尿病に関する病診・診診連携システムの構築を進めるため、糖尿病を専門的に治療できる医療機関と一般診療所との間において、患者の紹介・逆紹介が円滑に行われるよう、紹介・逆紹介の手順等を定めたガイドラインを策定する。

第8節 試験免許の実施

准看護師、登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験を実施している。

また、厚生労働省免許（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び歯科技工士）交付申請等の進達関係事務を行っている。

第20表 平成21年度准看護師試験実施結果

区分	実施年月日	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
准看護師	22.2.16	524	523	512	97.9

第21表 平成21年度知事免許交付関係事務処理状況

区分	免許交付件数	籍訂正・書換件数	再交付件数	抹消件数	計
准看護師	393	186	43	0	622

第22表 平成21年度登録販売者試験実施結果

区分	実施年月日	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
登録販売者	21.8.25	691	682	188	27.6

登録販売者試験とは、一般用医薬品のうち第2類医薬品及び第3類医薬品に係る情報提供を行うことができる資質を有しているかを確認するために薬事法第36条の4第1項の規定に基づき都道府県知事が実施している試験であり、試験に合格し都道府県へ登録した者は薬局、店舗販売業において上記医薬品に係る情報提供を行うことができる。

第23表 平成21年度毒物劇物取扱者試験実施結果

区分	実施年月日	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
一般	21.9.2	138	131	57	43.5
農業用	21.9.2	119	115	39	33.9
特定品目	21.9.2	9	8	4	50.0

毒物劇物取扱者試験は、毒物及び劇物取締法第7条に係る毒物又は劇物を直接に取り扱う営業所等において、毒物及び劇物による保健衛生上の危害の防止にあたる者となるための試験であり、同法第8条第1項に基づき実施している。

第9節 医師確保対策

1. 自治医科大学生の入学、卒業及びへき地医療従事状況

へき地医療に従事する医師を養成するため、昭和47年2月都道府県が共同で自治医科大学を設立したところであるが、本県からの入学生等の状況は次のとおりである。

第24表 入学生及び卒業生の状況 (単位：人)

年度 区分	～12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計
入学生	65	2	2	3	2	3	2	2	3	2	3	89
卒業生	53	2	2	2	3	2	2	2	3	2	3	76

※22年度卒業生は、現6年生の数である。

第25表 自治医科大学卒業医師の勤務先等の状況 (平成22年5月1日現在)

勤務先等	人員(人)	勤務先等	人員(人)
むつ総合病院	2	三戸中央病院	2
国保大間病院	6	国保田子診療所	2
国保外ヶ浜中央病院	3	六ヶ所村国保尾駁診療所	1
国保小泊診療所	1	研修等	10
		計	27

2. 医師修学資金貸与制度の実施

県内における医師の充足を図るため、医学を専攻する者で将来県内に医師として勤務しようとする者に対する修学資金制度を実施している。修学生の状況は次のとおりである。

第26表 医師修学資金貸与制度の実績

事業名	区分	年度	16	17	18	19	20	21	累計
青森県医師修学資金貸与事業 (H11年度～)	新規被貸与者		10人	4人	3人	3人	3人	2人	77人
	継続被貸与者		41	45	39	32	26	21	
	計		51	49	42	35	29	23	
青森県医師確保特別対策事業費(入学生対策)補助 (H17年度～)	弘前大学医学部(通常入学特別枠)		—	10	14	19	24	28	114
	新規被貸与者		—	10	5	5	5	5	
	継続被貸与者		—	—	9	14	19	23	
	弘前大学医学部(通常入学一般枠)		—	13	22	32	48	59	
	新規被貸与者		—	13	9	10	16	13	
	継続被貸与者		—	—	13	22	32	46	
	弘前大学医学部(学士枠)		—	3	8	12	16	20	
	新規被貸与者		—	3	5	5	5	5	
	継続被貸与者		—	—	3	7	11	15	
	計		—	26	44	63	88	107	
新規被貸与者		—	26	19	20	26	23		
継続被貸与者		—	—	25	43	62	84		

※ 弘前大学医学部生を対象とした「青森県医師確保特別対策事業費(入学生対策)補助」の実施に伴い、「青森県医師修学資金貸与事業」は平成17年度の新規分から県外医学部・医科大学に在学する本県出身者を対象としている。

3. あおもり地域医療・医師支援機構の設置、運営

県外からのU I ターン医師等が安心して県内自治体医療機関に勤務できるよう自治体医療機関への配置調整や支援機能を有する「あおもり地域医療・医師支援機構」を平成17年9月25日に設置したところである。

機構登録医師数（平成22年5月1日現在）54名

4. 医師臨床研修対策

医師法の改正により、平成16年度から、医師に医師免許取得後2年間の臨床研修が義務付けられた。

青森県では、平成22年4月1日現在、13病院において医師臨床研修が実施されている。

県は、医師臨床研修の充実強化を図るため、医師臨床研修病院等で構成する青森県医師臨床研修対策協議会が実施する事業の事業費の一部を助成し、本協議会の運営を支援している。

(1) 医師臨床研修医確保対策事業

①青森県医師臨床研修対策協議会の開催

・協議会 平成22年3月29日

②青森県医師臨床研修指定病院合同説明会の開催

・弘前会場 平成21年6月6日 弘前市総合学習センター（弘前市）

・東京会場 平成21年7月19日 東京ビッグサイト

・福岡会場 平成22年3月21日 福岡国際会議場

③青森県の医師臨床研修ホームページの作成

(2) 医師臨床研修指導医養成講習会

医師臨床研修指導医ワークショップの開催

・平成21年11月7日～8日 ホテル青森

・平成22年1月9日～10日 ベストウエスタンニューシティホテル弘前

第27表 青森県の臨床研修病院数と臨床研修医数（平成22年4月1日現在）

年度		17	18	19	20	21	22
臨床研修病院数		12	12	12	12	13	13
臨床研修医数	1年次	51	50	53	63	62	66
	2年次	56	51	50	53	63	63
	計	107	101	103	116	125	129

第10節 看護従事者対策

平成18年3月に策定した「青森県看護職員需給見通し（第4次）」に基づき、看護職員の確保と資質の向上について推進することとしている。

1. 看護従事者数の推移

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条の届出による隔年12月末現在の就業状況は第28表のとおりである。

平成20年12月末現在の就業者数は、17,855人であり、職種別に見ると保健師601人、助産師299人、看護師10,701人、准看護師6,254人である。

就業状況の推移を年次別で見ると、保健師、看護師においては、年々増加しており、昭和50年に比べ保健師は2.0倍、看護師は4.6倍の就業者数となっている。助産師は産科医療機関の減少に伴い、年々減少している。また、准看護師は平成20年に初めて前回の調査を下回った。

なお看護師、准看護師の割合は、昭和53年を境に逆転し、看護師の占める割合は准看護師を上回っている。

第28表 保健師・助産師・看護師・准看護師就業者数（年次別）（人）

	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計
平成10年度	516	354	7,745	5,812	14,427
12	608	368	8,446	5,951	15,373
14	581	302	8,723	6,043	15,649
16	556	333	9,267	6,102	16,258
18	589	301	10,170	6,417	17,477
20	601	299	10,701	6,254	17,855

(1) 地域別就業状況

県内各地域の就業保健師、助産師、看護師、准看護師の状況は、第29表のとおりである。

保健師の地域分布については、下北地域が10万対で63.5で最も多く、西北五地域の56.0がこれに次いでいる。助産師については、津軽地域が31.1で最も多く、八戸地域の23.2がこれに次いでいる。看護師については、津軽地域の915.1が最も多く西北五地域、上十三地域、下北地域では県平均を下回っている。准看護師についても、津軽地域が495.1と最も多く、上十三地域の473.0がこれに次いでいる。

第29表 地域別就業状況（実数、人口10万対）

		平成16年		平成18年		平成20年	
		実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
保 健 師	津 軽 地 域	126	36.8	121	38.4	124	40.2
	八 戸 地 域	118	33.3	119	34.4	119	35.0
	青 森 地 域	95	29.1	129	38.2	132	39.9
	西北五地域	78	49.6	81	52.9	83	56.0
	上十三地域	92	47.1	95	50.1	92	49.3
	下北地域	47	54.7	44	53.3	51	63.5
	総 数	556	38.0	589	41.4	601	43.2
	全 国	39,195	30.7	40,191	31.5	43,446	34.0
助 産 師	津 軽 地 域	90	26.3	97	30.8	96	31.1
	八 戸 地 域	85	24.0	73	21.1	79	23.2
	青 森 地 域	79	24.2	76	22.5	76	23.0
	西北五地域	24	15.2	16	10.5	20	13.5
	上十三地域	37	19.9	22	11.6	14	7.5
	下北地域	16	18.6	17	20.6	14	17.4
	総 数	333	22.8	301	21.2	299	21.5
	全 国	25,257	19.8	25,775	20.2	27,789	21.8
看 護 師	津 軽 地 域	2,613	763.8	2,658	844.4	2,826	915.1
	八 戸 地 域	2,402	678.3	2,662	769.5	2,853	839.2
	青 森 地 域	2,189	672.3	2,606	772.5	2,724	823.0
	西北五地域	680	432.6	720	470.3	720	485.4
	上十三地域	958	491.2	1,063	560.2	1,095	587.2
	下北地域	425	494.7	461	558.7	483	601.5
	総 数	9,267	634.7	10,170	714.7	10,701	768.8
	全 国	760,221	595.4	811,972	635.5	877,182	687.0
准 看 護 師	津 軽 地 域	1,535	448.7	1,590	505.1	1,529	495.1
	八 戸 地 域	1,414	399.3	1,437	415.4	1,437	422.7
	青 森 地 域	1,370	420.7	1,501	444.9	1,468	443.5
	西北五地域	630	400.8	682	445.5	654	440.9
	上十三地域	876	449.1	909	479.1	882	473.0
	下北地域	277	322.4	298	361.2	284	353.7
	総 数	6,102	417.9	6,417	450.6	6,254	449.3
	全 国	385,960	302.3	382,149	299.1	375,042	293.7

※県人口は推計人口（10月1日）を使用。

(2) 就業場所別就業状況

助産師、看護師、准看護師の就業場所別推移は第30表のとおりである。

平成20年末の助産師は、病院73.6%、診療所19.7%、養成所5.0%の就業割合となっている。

看護師は、病院71.7%、診療所11.7%であり、8割強が医療機関勤務となっている。

また、准看護師は病院33.3%、診療所39.4%、介護老人保健施設19.4%となっている。

第30表 就業場所推移

[助産師]

(各12月末現在)

年次	養成所	病院	診療所	助産所			保健所	その他	計
				開設者	従事	出張			
平成									
12	16	297	22	10	1	2	1	19	368
14	15	225	34	8	—	6	—	12	302
16	19	253	40	5	—	5	1	10	333
18	15	233	38	6		3	2	4	301
20	15	220	45	2		2	1	14	299

[看護師]

年次	養成所	病院	診療所	保健所	介護保健施設	訪問看護ステーション	その他	計
平成								
12	133	(272) 6,605	(9) 833	5	(7) 184	265	(18) 421	(306) 8,446
14	(4) 165	(302) 6,672	(9) 892	—	(11) 430	(3) 287	(9) 277	(338) 8,723
16	(5) 136	(336) 7,090	(14) 980	—	(16) 532	(2) 228	(10) 301	(383) 9,267
18	(7) 198	(372) 7,314	(16) 1,210	5	(22) 819	(2) 315	(9) 309	(428) 10,170
20	(11) 222	(427) 7,681	(13) 1,254	4	(25) 714	(6) 336	(12) 490	(494) 10,701

[准看護師]

年次	養成所	病院	診療所	保健所	介護保健施設	訪問介護ステーション	その他	計
平成								
12	—	(233) 2,605	(69) 2,416	3	(21) 349	(2) 71	(52) 507	(377) 5,951
14	—	(239) 2,454	(39) 2,502	—	(36) 741	(2) 73	(39) 273	(355) 6,043
16	2	(234) 2,332	(44) 2,429	—	(56) 983	(2) 67	(34) 289	(370) 6,102
18	1	(236) 2,135	(68) 2,514	—	(96) 1,436	(2) 105	(14) 226	(416) 6,417
20	—	(248) 2,085	(45) 2,461	1	(74) 1,216	(5) 111	(24) 380	(396) 6,254

※ () は男性の再掲

2. 看護師等学校養成所

平成22年4月現在の県内学校養成所の一学年定員数は、保健師・看護師統合カリキュラム280人(助産師課程の19人を含む)、助産師課程19人、短期大学(3年)160人、看護師3年課程90人、看護師2年課程290人(うち通信制100人)、5年一貫課程80人、准看護師課程240人であり、養成比率は看護師78.9%、准看護師21.1%となっている。

第31表 学校・養成所の一学年定員数

(平成22年4月現在)

区分	助産師		看護師										准看護師		定員 合計		
			保健師・看護師統合 カリキュラム		短期大学		3年課程		2年課程		5年一貫 課程		2年課程				
			校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員		校数	定員
国立大学 法人	(1)	(9)	1	80 〔10〕													80
学校法人			2	100	2	160						1	40				300
独立行政法人 国立病院機構							1	40									40
県立	(1)	(10)	1	100 〔10〕								1	40				140
市町村立									3	130							130
医師会立									1	40				3	170		210
その他							1	50	2	120				3	70		390
計	(2)	(19)	4	280 〔20〕	2	160	2	90	6	290	2	80	6	240			1,140 〔20〕

※1 () は大学の選択コース

※2 [] は3年編入定員

3. 看護職員確保対策

(1) 修学資金貸与事業

県内における看護師等の定着を図るため、看護職員養成施設の在学生に対し、修学資金の貸与を行っている。貸与の状況は次のとおりである。

表32表 修学資金貸与人員

区分	年度	17	18	19	20	21
合計		82(人)	64(人)	58(人)	58(人)	55(人)
新規	計	28	25	25	25	25
	保健師	0	0	0	0	0
	助産師	0	0	0	0	0
	看護師	15	13	13	13	13
継続	准看護師	13	12	12	12	12
	計	54	39	33	33	30
	看護師	41	26	22	21	18
	准看護師	13	13	11	12	12

(2) 看護師等養成所運営費補助

看護師等養成所の教育内容の向上を図るため、看護師等養成所に対し、専任教員の
 の人件費、生徒教材費等運営に必要な経費（国1/2、県1/2）の助成を行っている。
 補助の状況は次のとおりである。

第33表 看護師等養成所運営費補助状況

平成	看護師 (3年課程)		看護師 (2年課程)						准看護師				計		
	全日制		全日制			定時制			公立		民間				
	民間		公立		民間		公立		民間		公立		民間		
	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校
17	1	15,675						2	20,028			6	50,693	9	86,396
18	1	16,424						2	20,005			6	51,026	9	87,455
19	1	16,944						2	20,005			6	50,962	9	87,911
20	1	17,053						2	20,053			6	51,020	9	88,126
21	1	17,143						2	20,024			6	51,107	9	88,274

(3) ナースセンター事業

未就業看護職員の就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する者の資質の向上や訪問看護の実施に必要な支援事業を行い、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的に、社団法人青森県看護協会に委託し、ナースセンター事業を実施している。

(4) 現任教育

① 保健師助産師看護師実習指導者講習会

看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるように必要な知識・技術を習得することを目的に、社団法人青森県看護協会に委託し、保健師助産師看護師実習指導者講習会を実施している。

② 看護業務指導・支援事業

質の高い看護職員の養成のために、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づき、看護師等養成施設の運営の指導を行っている。

第11節 へき地医療対策

1. へき地医療拠点病院の整備

道路網の整備等による生活圏の広域化などへき地を取り巻く情勢の変化を考慮し県では、昭和50年度から広域市町村圏単位にへき地中核病院（平成15年度から「へき地医療拠点病院」に名称変更）の整備に努めてきたところであり、当該病院では、圏域内の無医地区等に対する巡回診療及びへき地診療所への医師派遣等の医療活動を毎年実施している。

第34表 へき地医療拠点病院の整備及び運営状況

指定 年度	へき地 医療拠点 病院名	開設主体	二 次 保健医療 圏 名	運 営 状 況 (21年度)				備 考
				へき地診療所等への医師派遣		巡 回 診 療		
				派遣先診療所	派遣回数	診 療 地 区	診療回数	
S50	む つ 総合病院	一部事務組 合下北医療 センター	下北地域	脇野沢診療所 牛滝診療所 計2地区	5回 26 31			
S52	三 戸 中央病院	三 戸 町	八戸地域			大平・泉地区 大舌地区 蛇沼地区 計3地区	15回 13 8 36	
S53	公 立 野辺地病院	北部上北広 域事務組合	上 十 三 地 域	千歳平診療所	49回	明神平地区	24回	
S56	鱒ヶ沢 町立 中央病院	鱒ヶ沢町	西 北 五 地 域			長平地区 深谷地区 細ヶ平地区 一ッ森地区 長慶平地区 計5地区	24回 12 12 24 24 96	
H17	外ヶ浜 中央病院	外ヶ浜町	青森地域	今別診療所	47回			
H17	大間病院	一部事務組 合下北医療センター	下北地域	福浦診療所	49回			

2. へき地診療所の整備及び運営状況

無医地区等における住民の医療を確保するため、人口が原則として1,000人以上で、かつ交通が不便な区域内にへき地診療所が整備、運営されているが、その状況は次のとおりである。

第35表 へき地診療所設置運営状況

医療圏	設置年度	診療所名	設置場所		設置者	運営状況(平成21年度)		備考
			市町村名	地区名		医師の常勤・非常勤の別	運営日数	
津軽	36	葛川診療所	平川市	葛川	平川市	常勤	231	
	41	早瀬野診療所	大鰐町	早瀬野	大鰐町	非常勤	12	
八戸	49	新郷診療所	新郷村	戸来	新郷村	常勤	288	
西北五	24	小泊診療所	中泊町	小泊	中泊町	常勤	242	
	30	市浦医科診療所	五所川原市	相内	五所川原市	常勤	242	
	43	関診療所	深浦町	関	深浦町	常勤	241	
	56	長平診療所	鱒ヶ沢町	長平	鱒ヶ沢町	非常勤	24	
上十三	52	十和田湖診療所	十和田市	十和田湖	十和田市	非常勤	102	
	52	千歳平診療所	六ヶ所村	千歳平	六ヶ所村	常勤	120	
下北	35	脇野沢診療所	むつ市	脇野沢	一部事務組合下北医療センター	常勤	242	
	36	牛滝診療所	佐井村	牛滝	〃	非常勤	26	
	40	福浦診療所	〃	福浦	〃	非常勤	49	
	55	風間浦診療所	風間浦村	易国間	〃	常勤	242	

3. へき地医療対策補助

へき地医療対策事業の補助金として、へき地医療拠点病院運営費、へき地診療所運営費が交付されているが、その状況は次のとおりである。

第36表 へき地医療拠点病院運営費補助

(単位：千円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
むつ総合病院	15,052	12,952	13,242	13,316	4,042
三戸中央病院	4,398	4,434	4,433	4,376	3,892
公立野辺地病院	3,294	3,275	3,417	3,240	3,203
鱒ヶ沢町立中央病院	17,839	18,179	19,106	18,682	13,170
外ヶ浜中央病院	3,234	1,899	2,018	965	293
大間病院	210	1,630	0	6,087	5,439
計	44,027	42,369	42,216	46,666	30,039

第37表 へき地診療所運営費補助

(単位：千円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
診療所数	4カ所	4カ所	3カ所	4カ所	4カ所
補助額	6,927	6,587	4,600	6,640	5,613

4. 無医地区及び無歯科医地区

無医地区等については5年毎に行われる全国調査で把握している（厚生労働省平成21年10月調査）が、無医地区数は35地区（無医地区に準じる地区11地区を含む。）、無歯科医地区数は26地区（無歯科医地区に準じる地区5地区を含む。）となっている。

第38表 無医地区及び無歯科医地区

<無医地区>

二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名	
津軽地域	黒石市	厚目内	八戸地域	新郷村	荒巻	上十三地域	横浜町	明神平※	
		沖揚平※			大畑			六ヶ所村	二又
					川代				中志・内沼
	弘前市 (旧相馬村)	藍内			滝沢	下北地域	佐井村		磯谷
		沢田※			平			牛滝※	
					中崎			大佐井※	
平川市 (旧平賀町)	大木平	横沢	川目						
		第二松代※	古佐井※						
		長平	長後						
八戸地域	三戸町	蛇沼大平※	西北五地域	鯡ヶ沢町	深谷		原田※		
		大舌			一ツ森	福浦※			
		横沢※			細ヶ平	矢越			
		大平・野沢平			深浦町	長慶平			
					松原				

※は無医地区に準じる地区である。

<無歯科医地区>

二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名		
津軽地域	黒石市	厚目内	八戸地域	新郷村	荒巻	西北五地域	深浦町	長慶平		
		沖揚平※			大畑			下北地域	佐井村	松原
					川代					牛滝
	弘前市 (旧相馬村)	藍内			滝沢	長後				
		沢田※			平	福浦				
					中崎					
平川市 (旧平賀町)	大木平	横沢								
		第二松代※								
		長平								
八戸地域	三戸町	蛇沼大平※	西北五地域	鯡ヶ沢町	深谷					
		大舌			一ツ森					
		横沢※			細ヶ平					
		大平・野沢平								

※は無歯科医地区に準じる地区である。

第12節 自治体病院機能再編成の推進

1. 自治体病院機能再編成の趣旨

県内に設置されている26か所の自治体病院（市町村立又は一部事務組合立）が抱えている医師の確保や経営の健全化などの課題解消を目的として、2次保健医療圏ごとの自治体病院機能再編成を推進するため、県主導による自治体病院機能再編成計画の策定などによる支援を行い、地域住民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する医療体制の構築を図る。

2. 自治体病院機能再編成計画策定の基本的な考え方

- (1) 圏域全体で地域医療を支えていくため、圏域を構成する市町村で広域運営体制を構築する。
- (2) 圏域内で脳卒中、がん及び心筋梗塞などの一般的な医療を完結させ、地域医療の底上げを図る。
- (3) 圏域内に新たに救急医療や高度・専門医療を担う中核病院を確保（創設）し、周辺の医療機関は中核病院との緊密な連携のもとに、回復期や慢性期を担う病院や初期医療を担う診療所に機能を転換し、在宅医療を含めた地域住民の医療ニーズに対応する。

3. 再編成の取組状況

公立病院等の再編・ネットワーク化の推進は医師確保対策の観点からも喫緊の課題となっており、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）に基づく公立病院改革においても主要な柱の一つをなすものであり、再編等に係る計画の速やかな策定と着実な実現が期待されている。

平成19年12月に国から示された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、すべての公立病院において、平成20年度中に「公立病院改革プラン」を策定済みであり、県においては、各市町村の改革プランを参考にし、市町村と共に機能再編成を推進することとしている。

(1) 西北五圏域

西北五圏域においては、平成20年度に中核病院の建設予定地や病院規模を変更するとともに、サテライト病院となる2病院とサテライト診療所となる2病院、各医療機関の構成市町間における負担割合等を決定し、「西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープラン」を改訂したところである。

また、平成21年度には中核病院の基本設計を実施するとともに、平成22年度には実施設計と青森県地域医療再生計画の対象地域として各種取組を進めることとしている。

県では、再編成計画の早期具体化を図るため、推進委員会における検討に参画するなどして、圏域の取組を支援する。

(2) 下北圏域

下北圏域においては、むつ総合病院の機能強化、大畑・川内病院の診療所への転換、一部事務組合下北医療センターの機能再構築などを内容とする再編成計画を平成15年9月に策定した。

現在は、計画に基づき、一部事務組合下北医療センターが中心となって機能再編成を進めており、平成17年4月1日からは大畑病院が診療所に機能転換し、平成21年4月からは川内病院も入院病床を20床から19床に変更し、診療所化した。

(3) 上十三圏域

既に圏域が独自に計画を策定している上十三圏域においては、平成13年に策定した計画を平成19年3月に見直ししており、現在は計画の具体化に向け取り組んでいる。

なお、機能再編成計画は策定済みであるものの、医師確保の問題や経営健全化の問題等を抱えていることから、県としても必要に応じ会議に参加するなど支援する。

(4) 青森圏域・津軽圏域・八戸圏域

計画の見直しが必要な青森圏域と、計画未策定の津軽圏域と八戸圏域については、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることが急がれることから、計画策定に向けて、県としても引き続き必要な助言を行うなど支援する。

第13節 薬事衛生対策

1. 薬局及び医薬品販売業の許可

(1) 薬局等の許可施設数

平成22年3月31日現在、本県において許可を受けている薬局、医薬品販売業の数は、次のとおりである。

第39表 保健所別薬局・医薬品販売業等業者数

保健所名	医薬品等製造販売業		医薬品等製造業		修理工療業機器	薬局	卸売	店舗	旧薬種商	特 例				既存配置	医療機器販売業賃貸業	
	専業	薬局	専業	薬局						一般	歯科	ガス	綿		高度管理	管理
東地方	1	21	2	21	30	160	59	45	2	2			12	167	537	
弘前	1	8	9	8	26	144	17	69	6		3	13	6	15	491	
八戸	1	24	5	24	20	131	22	81	2	7	3	17	17	149	512	
五所川原	1	3	1	3	1	51	2	37	1	1		3	2	19	165	
上十三		5	4	5	3	66	3	56	3	1		8	2	7	284	
むつ	1	5	2	5	4	21	3	23		6		2	1	30	112	
小計	5	66	23	66	84	573	106	311	14	17	6	43	10	71	2,101	
青森市								14		2	4	5	0			
合計	5	66	23	66	84	573	106	325	14	19	10	48	10	71	2,101	
備考	うち化粧品1 医療機器1		うち部外品2 化粧品2 医療機器8											県外業者76		

※店舗欄には、みなし店舗販売業を含む。

第40表 薬局等の施設数の推移（青森市保健所分含む）

業種別	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	実数	増加率%	実数	増加率%	実数	増加率%	実数	増加率%	実数	増加率%
薬 局	546	1.3	549	0.5	562	2.4	564	0.4	574	1.8
一般販売業	147	△3.3	145	△1.4	142	△2.1	138	△2.8	25	△81.9
薬種商販売業	344	△3.6	337	△2.0	326	△3.3	312	△4.3	264	△15.4
卸売販売業	—	—	—	—	—	—	—	—	106	—
店舗販売業	—	—	—	—	—	—	—	—	50	—
計	1,037	△1.0	1,031	△0.6	1,030	△0.1	1,014	△1.6	1,019	0.5

※平成20年度以前の一般販売業には、「卸売一般販売業」を含む。

※薬種商販売業には、「旧薬種商販売業」を含む。

(2) 医薬品製造業等

平成17年度から、新たな業態として製造販売業が追加となった。平成22年3月31日現在で、第2種医薬品製造販売業が4件、化粧品製造販売業が1件、薬局医薬品製造販

売業が66件となっている。

また、製造業については、医薬品製造業11件、薬局医薬品製造業66件、医薬部外品製造業2件、化粧品製造業2件、医療機器製造業8件となっている。

医薬品製造業の内訳は、医療用ガス製造8件、殺虫剤原料製造1件、消炎酵素剤原料製造1件、血液製剤製造1件となっている。

また、専門の医薬品製造業及び医療機器製造業の総生産額は、平成20年実績で約29,975百万円となっている。

2. 薬事監視指導

(1) 薬事監視

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の無承認無許可品、不良品、不正表示品などの流通と不適正な販売を防止するため、通常監視、一斉監視及び集中監視を実施し、関係業者に対する指導を行っている。

薬事監視については、県の薬事監視員20名（医療薬務課5名、保健所15名）及び青森市保健所の薬事監視員2名の計22名を配置し、これに当たっている。平成21年度は、監視対象施設である1,858施設の45.1%に当たる838件の監視を行い、247件の違反を発見、その是正指導を行った。

違反の主なものは、管理者の実務管理の不良、毒薬劇薬の貯蔵陳列・保管方法等の不備、広告違反及び医療安全に係る手順書の未整備などであった。

なお、平成22年度においては、監視対象施設の40%以上の施設に対して監視を行うこととしている。

第41表 薬事監視件数及び違反発見件数(青森市保健所分含む)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
監視対象数	1,844	1,912	1,951	1,972	1,858
監視件数(%)	477(25.9)	766(40.1)	701(35.1)	764(38.7)	838(45.1)
違反発見件数(%)	112(23.5)	205(26.8)	235(33.5)	257(33.6)	247(29.5)

第42表 業種別薬事監視状況

区 分	平成21年度実績				
	監視対象数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数	違反率(%)
医薬品等製造販売業	5	5	100.0	2	40.0
医薬品等製造業	23	28	121.7	18	64.3
医療機器修理業	84	52	61.9	11	21.2
薬局医薬品製造業	66	25	37.9	0	0.0
薬 局	573	284	49.6	123	43.3
店舗販売業(みなし含む)	284	132	46.5	55	41.7
旧薬種商販売業	14	2	14.3	0	0.0
配置販売業	147	1	0.7	0	0.0
特例販売業	87	19	21.8	0	0.0
高度管理医療機器等販売賃貸業	575	290	50.4	38	13.1
計	1,858	838	45.1	247	29.5

(2) 薬事関係者講習会開催状況

薬事関係者の資質の向上を図るため、業界団体が主催している講習会に講師を派遣して、薬事法等の趣旨の徹底に努めている。

平成21年度は、社団法人青森県薬剤師会各部会の開催する講習会に5回、社団法人青森県登録販売者協会の開催する講習会に2回、社団法人青森県医薬品配置協会の開催する講習会に4回、その他の団体に2回、それぞれに講師を派遣している。

平成22年度も前年同様講師を派遣し、関係法規の遵守、薬物乱用防止活動、献血制度などについて講演することとしている。

3. 医薬分業

昭和49年10月の診療報酬改正に伴う処方せん料の引き上げを契機として、保険薬局数、医薬分業率（処方せん受付率）とも順調に伸びてきており、本県の医薬分業率（処方せん受付率）は、平成20年度の実績で65.9%（全国平均59.1%）と47都道府県中11番目に高い実績となっている。

第43表 保険薬局数の推移

区 分	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月
保険薬局数	533	537	552	555	564

第44表 医薬分業率(処方せん受付率)の推移

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総処方せん枚数	9,009,100	9,174,540	9,199,739	9,492,458	9,309,191
処方せん受取率	61.4	61.0	62.2	64.1	65.9
同 全国平均	53.8	54.1	55.8	57.2	59.1

4. 医薬品の安全対策

(1) 医薬品等安全性情報報告制度

医薬品の安全対策として、医薬品、医療用具等に起因すると思われる副作用情報、感染症情報、不具合情報等を広く収集するため、国においては医薬品安全性情報報告制度により、医薬品等の安全性に関する情報を収集しており、県でも、医療機関等に対して本制度の周知に努めている。

また、医薬品の安全性情報の伝達については、国の発行する「医薬品等安全性情報」等を医療関係者に周知するため、県医師会、県薬剤師会等を通じ関係者にこれを配布するなど、必要な情報の伝達に努めている。

(2) 医薬品副作用被害救済制度

医薬品の安全対策は、薬務行政の重要課題であり、これまでも諸施策が講じられてきたところである。医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用による健康被害が生じた場合に、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした医薬品副作用被害

救済制度が設けられている。

(3) 薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律による改正薬事法が平成19年4月1日に施行されたことに伴い、薬局も「医療提供施設」として、医薬品安全管理責任者の設置や医薬品の業務に係る医療安全確保のための指針策定などを行っている。県も薬局への薬事監視を実施し、情報提供及び指導に努めている。

5. 緊急治療ワクチンの備蓄と供給対策

ボツリヌス中毒症及びガスエソ病は、その治療のためには早急に治療用ワクチンを投与する必要がある。このため、県では、治療用ワクチンをあらかじめ国から購入し、備蓄している。備蓄本数は、ボツリヌス抗毒素A B E F型が6本、ガスエソ抗毒素が6本である。

なお、最近では平成13年度にガスエソ病患者1名が発生し、ガスエソ抗毒素3本を供給した。

6. 青森県災害時医薬品等備蓄供給事業

県内で大規模災害が発生した場合に必要な医薬品と衛生材料の備蓄を、平成11年度から開始しており、県内6つの2次保健医療圏ごとに50の薬効分類の医薬品と12種類の衛生材料を備蓄している。

当該事業は、青森県医薬品卸組合と委託契約を締結し、県内7社の医薬品卸売業者の23営業所が参加している。

7. 毒物、劇物の取締対策

毒物及び劇物取締法において、人の健康を直接に害する作用の強い物質を毒物又は劇物として指定し、保健衛生上の見地からその製造、販売、貯蔵、運搬等の取扱いについて指導を行っている。

毒物及び劇物の監視については、医療薬務課5名、保健所17名、計23名の毒物劇物監視委員を配置しこれに当たっている。平成21年度は、毒物劇物営業者及び毒物劇物の業務上取扱者962施設の24.2%に当たる233件の監視を行い、83件の違反を発見し、その是正の指導を行った。

違反内容の主なものは、毒物劇物の譲渡手続きの不備、毒物劇物取扱責任者の実務管理の不良、貯蔵方法の不備などであった。

なお、平成22年度においては、監視対象施設の40%の施設に対して監視を行うこととしている。

第45表 毒物劇物営業者及び毒物劇物の業務上取扱者(平成22年3月31日現在)

保健所名	毒物劇物 製造業	毒物劇物販売業			業務上 取扱者	特定毒物 研究者	特定毒物 使用者	計
		一般	農業用	特定				
東地方	0	6	8	0	0	4	1	19
弘前	4	101	94	10	9	3	2	223
八戸	4	138	82	15	14	5	3	261
五所川原	0	35	61	3	2	0	0	101
上十三	3	71	77	6	0	1	0	158
むつ	0	30	11	3	0	0	0	44
計	11	381	333	37	25	13	6	806
青森市	0	87	49	20	0	0	0	156
備考	うち輸入 業1 (八戸)							

第46表 毒物劇物監視件数及び違反発見件数(青森市保健所分を含む)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
監視対象数	995	996	976	971	962
監視件数(%)	187(18.8)	288(28.9)	279(28.6)	400(41.2)	233(24.2)
違反発見件数(%)	42(22.5)	69(24.0)	83(29.7)	128(32.0)	83(35.6)

第47表 業種別毒物劇物監視状況(青森市保健所分を含む)

区 分	平成21年度実績					
	監視対象数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数	違反率(%)	
製造業・輸入業	11	3	27.3	0	0.0	
販売業	一般	468	136	29.1	39	28.7
	農業用品目	382	88	23.0	40	45.5
	特定品目	57	3	5.3	3	100.0
業務上取扱者	25	1	4.0	0	0.0	
特定毒物研究者	13	2	15.4	1	50.0	

8. 薬剤師確保対策事業

本県の医療機関や薬局に勤務する薬剤師は絶対数が不足しており、また、近年の医薬分業の進展に伴い、これらの施設において薬剤師を確保することが困難になっている。このため、薬剤師確保のために社団法人青森県薬剤師会と連携を図りながら、平成12年度から次のような事業を行っている。

- (1) 就職サポート情報紙（合併号）を作成し、本県出身の薬学生に提供する。
- (2) 薬学生を対象にした病院、薬局の職場見学会を実施する。
- (3) 本県出身者の多い大学に対し、薬剤師確保対策事業の説明と協力の要請を行う。

9. 麻薬及び覚せい剤の取締り対策

麻薬・覚せい剤は、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法、あへん法によって所持、譲渡、譲受あるいは栽培等について、免許、指定等の規制がなされている。このため、医療薬務課に司法警察権を有する麻薬取締員4名を含む5名の監視員を、保健所には17名の監視員をそれぞれに配置し、監視及び指導取締りを行っている。

(1) 麻薬診療施設等の数

平成22年3月31日現在の各保健所管内における麻薬診療施設等の数は、次のとおりである。

第48表 保健所別麻薬診療施設等数 (件)

種別 保健所	麻薬				覚せい剤		覚せい剤原料		大麻	計
	卸売	小売	診療施設	研究	施用機関	研究	取扱者	研究	研究	
東地方	7	122	167(23)	4	1	5	7		2	315
弘前	5	104	155(25)	14	1		9			288
八戸	6	116	129(25)				8			259
五所川原	2	32	49(9)				2			85
上十三	2	50	61(10)	2			2			117
むつ	3	17	33(4)	2			2			57
計	25	441	594(96)	22	2	5	30	0	2	1121

※ 「診療施設」欄の（ ）内の値は、病院数の内数である。

(2) 立入検査

ア. 麻薬関係

平成21年度は、対象業務所1,084か所中475か所について、立入検査を実施したが、うち18.5%にあたる88か所に違反が発見された。その内訳は麻薬帳簿への記載の不備、麻薬保管庫に麻薬以外のものが保管されていた等管理・保管に関する不備及び譲受証作成の不備が主なものである。

また、アンプルの破損、所在不明等の麻薬事故届が46件提出され、うち13件について調査を行った。

その他、麻薬及び向精神薬取締法違反事案として、麻薬の無免許所持事案及び無免許施用事案が各1件あった。

なお、平成22年度においては、対象業務所の1/2以上の業務所に立入検査を行うことを目標としている。

第49表 麻薬関係施設監視状況（平成21年度実績）

業種		対象業務所数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数
麻薬卸売業者		25	38	152	6
麻薬小売業者		441	251	56.9	45
麻薬診療施設	病院	96	126	131.3	23
	一般診療所	435	44	10.1	9
	歯科診療所	0	—	—	—
	飼育動物診療施設	51	9	17.6	2
	介護老人保健施設	12	4	33.3	1
	小計	594	183	30.8	35
麻薬研究者		22	3	13.6	2
大麻研究者		2	0	0	0
合計		1,084	475	43.8	88

イ. 向精神薬関係

平成21年度は、対象業務所2,557か所のうち590か所について立入検査を実施したが、うち、9.3%にあたる55か所に違反が発見された。その内訳は、帳簿への記載の不備、保管・管理の不備が主なものである。

なお、平成22年度においては、対象業務所の1/3以上の業務所に立入検査を行うことを目標としている。

ウ. 覚せい剤関係

平成21年度は、覚せい剤施用機関等の対象業務所数2,450か所のうち534か所について立入検査を実施したところ、覚せい剤原料の管理・保管等が適切でない施設が35件発見された。

また、覚せい剤原料の無届廃棄事案や所在不明等の覚せい剤原料事故届が4件あった。

今後、正規ルートからの不正流出を防止するためにも、さらに継続して立入検査を実施する。

第50表 向精神薬関係施設監視状況（平成21年度）

業種		対象業務所数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数
向精神薬卸売業者		1	0	0.0	0
免許みなし一般販売業者		134	88	65.7	14
免許みなし薬局		564	258	45.7	25
向精神薬小売業者		0	—	—	—
小計		699	346	49.5	39
病院等	病院	104	129	124.0	9
	一般診療所	947	70	7.4	4
	歯科診療所	579	30	5.2	0
	飼育動物診療施設	163	8	4.9	1
	介護老人保健施設	57	4	7.0	1
小計		1,850	241	13.0	15
向精神薬試験研究施設		8	3	37.5	1
合計		2,557	590	23.1	55

第51表 覚せい剤関係施設監視状況（平成21年度）

業種		対象業務所数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数
覚せい剤	大臣指定の施用機関	1	0	0.0	0
	知事指定の施用機関	1	2	200.0	0
	覚せい剤研究者	5	0	0.0	0
	小計	7	2	28.6	0
覚せい剤原料	覚せい剤原料取扱者	30	36	120.0	3
	覚せい剤原料研究者	0	0	0.0	0
	業務上取扱える者※	2,414	496	20.5	32
	小計	2,444	532	21.8	35
合計		2,451	534	21.8	35

※ 業務上取扱える者とは、覚せい剤取締法第32条第2項の規定が適用される者で、厚生労働大臣又は青森県知事の指定を受けていない者をいう。

(3) 自生大麻・けしの除去

ア. 自生大麻

自生大麻は県南地方に多く群生していることから、不正使用などを防止する目的で、保健所職員を中心に除去対策を強力に推進してきたところである。平成21年度の除去本数は約18万9千本である。依然として大麻事犯が憂慮される状況にあることから、引き続き除去の徹底を図ることとしている。

第52表 自生大麻除去状況

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
除去箇所数	319か所	289か所	291か所
除去延日数	36日	39日	39日
除去本数	77,972本	148,585本	189,036本

イ. けし

けしは、植えて良いものと植えてはならないものがあり、その区別が一般県民に徹底されていないこともあって、平成20年度は9,204本、平成21年度は2,846本が不正栽培（単なる鑑賞用として）のけしとして除去している。

今後も保健所職員による巡回指導、ポスター、リーフレット、ラジオ及びテレビ等による広報活動を強力に推進し、不正栽培の撲滅を図ることにしている。

10. 薬物乱用防止対策

覚せい剤、シンナー等の薬物の乱用は、依然として後を絶たず非常に憂慮すべき状況にある。薬物乱用を防止するためには、指導取締を行い、また一般県民に薬物乱用による危害等を十分浸透させること等広報啓発活動が重要である。

- (1) 県では国及び県の関係団体が行う薬物乱用防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、昭和50年に副知事を本部長とする青森県薬物乱用対策推進本部を設置し、指導取締り及び広報啓発活動の強化に努めている。
- (2) 昭和63年1月に各保健所に薬物相談窓口を設置し、各地域における薬物に関する相談、広報、啓発活動に努めている。
- (3) 昭和63年12月には保護司、民生委員、薬剤師及び医薬品配置販売業者等から構成される「青森県薬物乱用防止指導員」を設置し、地域に密着した薬物乱用防止の広報啓発活動を推進しており、平成6年に指導員の組織的かつ効果的な啓発活動を図ることを目的として、保健所ごとに指導員地区協議会を設置するとともに、その総合調整等を行う機関として連合協議会を設置し、より効果的な啓発活動を実施している。
- (4) 平成21年度においては、地区協議会の組織的な活動として、十和田市において街頭キャンペーンを実施した。
- (5) 平成4年度から県内の中学生及び高校生の若い世代及びその父母にシンナー等の乱用の弊害を認識してもらうため、文化祭等の薬物乱用防止コーナーへの啓発資料の貸し出しを行っている。また、平成5年度から中学校・高等学校等の養護教員、生徒指導担当者等に対して生徒に対する指導及び啓発のために、薬物の乱用による弊害等の知識を取得してもらうことを目的として、薬物乱用防止指導者研修会を開催している。
- (6) 「新国連薬物乱用根絶宣言」（2009～2019年）の支援事業の一環として、青森県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日から7月19日までの1ヶ月間）を実施し、平成21年6月27日（土）に、青森市、弘前市、八戸市の繁華街において総勢253人の協力を得て、県民一人一人の薬物乱用問題の知識を高め、県内における薬物乱用防止活動に資することを目的として、「6・26ヤング街頭キャンペーン」を行った。
- (7) 平成21年度においては、薬物乱用防止リーダーを養成するための薬物乱用防止リーダー養成講習会を開催した。薬物乱用防止指導員40名が参加し、修了証と薬物乱用防止リーダー養成講習会修了認定証の交付を受けた。

第53表 シンナー等有機溶剤乱用行為の検挙・補導状況

(単位：人)

区分		年別	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
		総数	17(3)	6(0)	0(0)	8(0)	4(0)	0(0)
少年総数		8(3)	1(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	
内 学 生 内 訳	小学生	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	中学生	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	高校生	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	大学生・その他	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	
	計	3(1)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	
	有職少年	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	無職少年	4(2)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	
成人総数		0(0)	5(0)	0(0)	6(0)	3(0)	0(0)	

注：()内の数値は、女性の数の内訳を示す。

(県警本部少年課調)

11. 献血対策

(1) 献血実績及び献血目標

平成21年度は、献血者59,400人、献血量22,515ℓを目標に献血事業を実施した。献血者数では前年度と比較して873人減の56,773人、献血量では21,464.8ℓと、前年度に比較して、316.5ℓの減となった。また、本県は依然として200ml献血者の割合が高く、これからより一層400ml献血及び成分献血への採血構造の転換を図る必要がある。

平成22年度の献血目標は、58,700人、22,272ℓと設定し、新規の献血者の掘り起こしを図りながら、献血量の確保を図っていくこととしている。

第54表 献血者数の推移

年度	献血者数 (構成比率)				献血量 (ℓ)
	200ml献血	400ml献血	成分献血	計	
平成17年度	19,162 (29.7%)	27,882 (43.3%)	17,429 (27.0%)	64,473	22,315.7
平成18年度	16,380 (25.5%)	31,048 (48.4%)	16,758 (26.1%)	64,186	22,768.0
平成19年度	7,997 (13.9%)	33,569 (58.7%)	16,050 (27.9%)	57,616	21,829.8
平成20年度	8,183 (14.2%)	33,673 (58.4%)	15,826 (27.5%)	57,646	21,781.3
平成21年度	7,868 (13.9%)	32,890 (57.9%)	16,015 (28.2%)	56,773	21,464.8
平成22年度 (目標)	6,000 (10.2%)	35,000 (59.6%)	17,700 (32.7%)	58,700	22,272

第55表 年齢別献血者数の推移

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
16歳～19歳	6,955	6,326	4,739	4,684	3,983
20歳～29歳	14,763	14,002	12,067	11,758	10,828
30歳～39歳	16,564	16,776	15,279	15,025	14,750
40歳～49歳	13,791	14,276	13,944	14,077	14,370
50歳～59歳	9,837	10,289	9,199	9,535	9,813
60歳～69歳	2,563	2,517	2,388	2,567	3,029
計	64,473	64,186	57,616	57,646	56,773

(2) 血液製剤の供給

平成21年度における血液製剤の供給は、実本数では56,245本で前年度に比較して1,526本増加し、また200ml換算でも190,876本と前年度に比較して10,079本増加している。医療では患者の安全を確保するため、400ml献血及び成分献血由来の高単位製剤の要請が多いところであるが、血液製剤のうち成分製剤が99.9%（200ml換算）を占めていることは輸血による副作用の防止及び血液の有効利用の観点からも好ましいことであり、今後も継続して血液製剤使用適正化を普及していくこととしている。

(3) 献血受入体制の整備

県内における献血の受入施設としては、現在、青森献血ルーム、弘前献血ルーム及び八戸献血ルームの3ヶ所がある。休業日は、平成22年4月1日からは、3ヶ所とも12月31日と1月1日になっており、受入体制の充実を図っている。

この他、献血車4台（内1台予備車）が県内各市町村を巡回し、全血献血者を受け入れている。

また、成分献血については、県内の3ヶ所の献血ルームの受入体制を充実させることにより、血漿及び血小板の成分献血について一層の推進を図っている。

第56表 血液製剤県内供給本数の推移

(単位：本) [実本数]

区分 年度	全血製剤	成分製剤				合計
		赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	小計	
平成17年度	31	41,525	13,110	9,395	64,030	64,061
平成18年度	3	41,138	11,887	8,231	61,256	61,259
平成19年度	15	36,552	9,383	7,374	53,309	53,324
平成20年度	5	38,057	8,403	8,254	54,714	54,719
平成21年度	6	38,780	8,262	9,197	56,239	56,245

(単位：本) [200ml換算本数]

区分 年度	全血製剤	成分製剤				合計
		赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	小計	
平成17年度	62	66,257	31,190	94,850	192,297	192,357
平成18年度	3	67,753	29,476	82,660	179,889	179,892
平成19年度	15	68,383	28,907.5	77,305	174,595.5	174,610.5
平成20年度	9	68,442	28,026	84,320	180,788	180,797
平成21年度	10	69,725	27,506	93,635	190,866	190,876

(4) 献血事業の推進

県では、「血漿分画製剤を含む全ての血液製剤を自給する」という国の方針により、県民の必要とする輸血用血液の確保はもとより血漿分画製剤用原料血漿を確保するため、県民の理解を求めて、献血思想の普及向上に努め、地域及び職域における献血組織の育成強化を図ることとしている。特に、

ア 成分献血及び400mL献血の推進

イ 若年層献血者の確保

ウ 学生献血推進組織の育成

エ 血液凝固因子製剤の完全自給のための原料血漿の確保

を図ることとしている。

(5) 献血感謝の集いの開催

「愛の血液助け合い運動」が毎年7月1日から1ヶ月間実施される。同運動の関連行事の一環として、平成21年度は8月4日に青森市において、「献血感謝の集い」を開催した。

平成22年度は8月10日に青森市において、開催することとしている。

(6) 青森県献血推進計画の策定

平成15年7月30日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、毎年度、翌年度の青森県献血推進計画を策定している。

献血推進計画は、確保目標数値や事業計画を盛り込んでおり、より安全性の高い血液の確保及び血液製剤の安定供給のための指針となっている。

12. 薬剤師の従事状況

(1) 本県における薬局・医療施設に従事する薬剤師数は、平成20年末現在で1,546人であるが、全国平均との比較では低い従事状況にある。

ア 薬剤師の推移

薬剤師数は、昭和59年には、1,018人であったが、平成20年には、1,882人となり、864人、84.8%増加している。(第57表参照)

第57表 薬剤師（実数・人口10万対）、年次別

（各年12月末）

年次	青森県（人）		全国（人）	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対
昭和59年	1,018	66.8	129,700	107.9
昭和61年	1,068	70.3	135,990	111.8
昭和63年	1,115	73.9	143,429	116.8
平成2年	1,166	78.6	150,629	121.9
平成4年	1,237	84.0	162,021	130.2
平成6年	1,347	91.6	176,871	141.5
平成8年	1,422	96.0	194,300	154.4
平成10年	1,519	102.8	205,953	162.8
平成12年	1,556	105.4	217,477	171.3
平成14年	1,684	114.6	229,744	180.3
平成16年	1,724	118.7	241,369	189.0
平成18年	1,796	126.3	252,533	197.6
平成20年	1,882	135.2	267,751	209.7

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

これを人口10万対で全国平均とその差を比較すると、昭和59年は、41.1人であったが、平成20年には74.5人と格差が拡大した。

イ 薬剤師の地域分布

薬剤師の地域分布については、青森地域が人口10万対で172.7人で最も多く、津軽地域の146.7人がこれに次いでいる。

その他の地域は全て県平均135.2人を下回っている。（第58表参照）

第58表 薬剤師数

（実数、人口10万対）

	平成16年		平成18年		平成20年	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
総数	1,724	118.7	1,796	126.3	1,882	135.2
津軽地域	417	122.6	422	134.1	466	146.7
八戸地域	400	113.5	409	118.2	417	119.8
青森地域	546	168.6	580	171.9	588	172.7
西北五地域	102	65.6	107	69.9	112	72.1
上十三地域	187	96.5	204	108.1	216	112.8
下北地域	72	84.8	74	89.7	83	99.1

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

13. 臓器移植対策及び骨髄移植対策

(1) 臓器移植対策

平成9年10月に施行された「臓器の移植に関する法律」において、移植医療に関して国民の理解を深めるために、必要な措置を講ずることが、国とともに地方公共団体の責務となった。

このため、臓器提供に関する意思表示カードについて市町村や各種イベント会場への設置等で普及啓発に取り組むとともに、平成11年度から青森県臓器移植コーディネーターを設置し、医療従事者や県民への普及啓発及び関係機関との連絡調整を行っている。

県内の腎臓移植希望者は、平成22年4月末現在で93人であるが、平成14年1月に腎臓レシピエント（移植希望者）選択基準が見直され、同一県内で提供があった場合その県の移植希望患者が優先されることになった。

このため、臓器移植の環境整備の取り組みとして、平成17年2月より県内の医療機関に院内臓器移植コーディネーターが設置されるなど、現在14医療機関25名のコーディネーターがおり、臓器移植連絡調整体制の強化が図られている。

なお、平成21年7月に「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成22年1月からは臓器提供の意思表示に併せて親族への優先提供の意思表示が可能となっている。さらに、平成22年7月からは本人の臓器提供の意思が不明の場合でも家族の承諾により臓器提供ができるようになり、また、15才未満の方からの脳死下での臓器提供も可能となる。

(2) 骨髄移植対策

青森県赤十字血液センターと連携し、骨髄移植について啓発普及を図り、骨髄提供希望者の登録受付業務を実施しており、その窓口は、3カ所の献血ルームと献血バスである。

また、骨髄ドナー登録において、登録希望者の受付、意思の確認その他必要な事項を説明する要員として、（財）骨髄移植推進財団から委嘱されている骨髄バンク登録説明員は、青森県内に11名（平成22年3月31日現在）おり、献血並行骨髄ドナー登録会等で活躍している。

本県における骨髄提供希望登録者数は、平成22年3月31日現在で2,909人であり、登録患者は累計で179人となっている。

保 健 衛 生 課

事業概要

第1節 健康づくり対策

1 「健康あおもり21」の推進

(1) 策定の趣旨

少子・高齢社会を迎え、すべての県民が健康で明るく元気に生活できる社会を実現するため、壮年期死亡の減少、日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる期間（健康寿命）の延伸を図ることを目的として、生活習慣の改善に関する具体的な目標値を設定し、総合的な県民の健康づくり運動として推進していくために、青森県健康増進計画「健康あおもり21」を平成13年1月に策定した。

(2) 性格と役割

ア 青森県基本計画未来への挑戦「がんの克服をはじめとした健康寿命アップの推進」の実現に向けて、壮年期死亡者数等を減少させ、健康寿命の延伸を図る。

イ 健康の保持増進は、県民一人ひとりが自己の健康観に基づき主体的に取り組む必要があることから、こうした個人の努力と併せて、社会全体で個人の健康づくりを総合的に支援する環境づくりを推進する。

(3) 期間

運動の期間は、平成24年度までの12年間である（平成19年度に計画の見直しを行い、計画期間を2年延長した）。

(4) 基本方針

ア 一次予防の重視

イ 目標値・行動目標の設定と評価

健康づくり関係者が保健・医療に関する重要な課題を選択し、それぞれの課題に対して取り組むべき具体的な目標を設定し、目標達成のための諸施策の成果を評価し、その後の健康づくり運動に反映する。

ウ 健康づくり支援のための環境整備

行政関係者をはじめ、マスメディア、企業、学校、関係団体等と連携を図りながら、効果的に運動を推進する。

(5) 策定内容

「健康寿命の延伸」を目的とし、生活習慣病とこころの健康づくりに関する、9領域について目標値と行動目標等を設定した。

また、健康寿命に関する各種調査研究結果から、「喫煙防止対策」「肥満予防対策」「自殺予防対策」を重点項目とした。

① 栄養・食生活

② 身体活動・運動

③ こころの健康づくり

④ たばこ

⑤ アルコール

- ⑥ 歯の健康
- ⑦ 糖尿病
- ⑧ 循環器病
- ⑨ がん

(6) 推進体制

運動の推進にあたっては、広く関係者が協力して、継続的に運動を進めるために、「めざせ長寿作戦本部」を中核とした推進体制で進めている。

また、市町村においては、それぞれの市町村の健康課題に優先順位づけをし、その実践のための目標設定、目標達成のための具体的行動計画等を総合的に盛り込んだ市町村健康増進計画を策定し、推進している。

(推進組織と実施状況)

① めざせ長寿作戦本部

県民の健康づくりに関する総合的な施策の推進と、健康づくりに関する県民運動の展開を図るため、知事を本部長とし、健康づくりに関係する学識経験者、保健医療従事者、関係団体、行政関係者で構成される「健康あおもり21」推進の中核組織である。

② 健康寿命アップ会議

作戦本部で示された基本指針に基づき、健康寿命に係る現状と課題の整理及び健康づくりについて、関係団体が共通の目的意識を持ち、継続的で協調のとれた実践的な運動推進について検討・実施する組織である。

③ 健康寿命アップ計画推進委員会

「健康あおもり21」の推進状況の評価、健康（平均）寿命に係る課題の整理、現行施策の分析や評価方法等について検討する組織である。

2 領域毎の事業の実施状況等

(1) 栄養・食生活

昭和40年代から市町村及び関係団体の協力の下に積極的に減塩対策を推進しており、食塩摂取量は減少傾向している。平成8年の県民一人1日あたりの食塩摂取量14.1gから、平成17年には11.0gとなり、目標とする10g未満に近づきつつある。

一方、朝食欠食率、肥満者出現率が高まる傾向にあることから、県民がバランスのよい食生活で、適正体重を維持できることを目指して、平成21年度は次の業務を実施した。

※肥満予防対策事業は(6)糖尿病に記載している。

① 国民健康・栄養調査の実施

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づいて以下のとおり実施した。

- ・ 調査内容：栄養摂取状況調査、生活習慣調査、身体状況調査(血液検査)
- ・ 調査地区：3地区（八戸市、階上町、つがる市）
- ・ 被調査世帯・人員：42世帯、118人

② 健康増進法に係る食品表示の指導

健康増進法に基づく国の認可が必要な特別用途食品及び特定保健用食品、栄養表示基準や誇大表示の禁止について、食品表示に関わる他法担当部署と連携し、研修会の講師を務めたり、事業者への指導を行っている。また、住民に対しては適切な栄養量の摂取等のために、栄養表示の活用を図るとともに、不足している栄養素の補完を目的とした活用にも努めてもらうこと等を周知している。なお、青森市内の事業者に対する指導は青森市保健所の管轄である。

③ 外食栄養成分表示店定着促進事業

外食利用者の増加に伴い、県民が自らの食事量を管理して健康増進、肥満予防を図るために外食料理栄養成分表示店定着促進事業を実施している。

第1表 保健所別外食栄養成分表示店の状況 (平成22年3月末現在 単位：店)

保健所名	表示店数	表示店市町村内訳
東地方保健所	54	平内町4、外ヶ浜町5、蓬田村1 (青森市44)
弘前保健所	50	弘前市20、黒石市23、平川市1、藤崎町1、田舎館村1、板柳町1、大鰐町3
八戸保健所	20	八戸市15、おいらせ町2、南部町2、五戸町1
五所川原保健所	11	五所川原市3、鶴田町2、つがる市2、深浦町2、鱒ヶ沢町1、中泊町1
上十三保健所	24	十和田市8、三沢市9、七戸町3、東北町2、野辺地町1、六戸町1
むつ保健所	35	むつ市26、大間町2、東通村2、佐井村3、風間浦村2
計	194	

※営業を廃止した店舗は計上していない。

④ 給食施設栄養管理指導

健康増進法により、保健所の栄養指導員が特定給食施設等の栄養管理について巡回指導、研修会を実施している。なお、青森市内の施設は青森市保健所の管轄である。

- ・巡回指導：対象施設数780か所、指導施設数336か所（指導率43.1%）
概ね1回50食以上または1日100食以上の給食施設を対象
- ・研修会：回数8回 参加者数265人
管理栄養士を置かなければいけない指定給食施設数14か所を対象

⑤ 市町村栄養改善業務支援事業

県民に対する一般的な栄養指導を担う市町村が、円滑に栄養改善事業を推進できるよう、市町村行政栄養士を対象としたスキルアップ研修会、保健所単位による市町村関係者の連絡調整会議・研修会を実施した。

また、保健所では市町村の栄養改善事業への支援も行っている。

スキルアップ研修会 実施回数：2回、参加者数：62人

連絡調整会議・研修会 実施回数：11回、参加者数：89人

⑥ 食生活改善推進員の組織育成・活動支援

食生活改善推進員は市町村単位の組織で活動しているが、県は県組織の活動を支援し、保健所は管轄市町村食生活改善推進員会が実施する事業が円滑に行

われるよう、調整や助言、事業の支援を行い、食生活改善推進員の資質の向上を図っている。

また、保健所は市町村が実施する養成講座への支援も行っており、会員の確保にも努めている。

県では肥満予防啓発教材制作事業を県協議会に委託した。

第2表 保健所単位食生活改善推進員数（平成22年6月1日現在 単位：人）

計	東地方	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	青森市
3,140	132	660	736	568	667	221	156

⑦ 市町村栄養士の配置状況（平成22年6月1日現在）

市町村の栄養改善業務を担う行政栄養士（臨時職員等を含む）は、27市町村に42名配置されている。このうち、正職員として管理栄養士が配置されている市町村は、40市町村中13ヵ所となっている。

⑧ 栄養士・調理師養成施設状況（平成22年4月1日現在）

管理栄養士養成施設：1施設 入学定員30人（青森市1）

栄養士養成施設：4施設、入学定員270人（青森市1、弘前市3）

調理師養成施設：7施設、入学定員370人（昼間部350人、夜間部20人）
（青森市3、弘前市1、八戸市2、おいらせ町1）

（2）身体活動・運動

本県は、全国に比べて肥満者の出現率が高い状況にあり、肥満は動脈硬化、心臓病、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の発症と深く関係をもっていることから、運動習慣を広く県民に普及し、肥満の解消と健康増進を図ることが重要である。

子どもころの生活習慣は継続しやすく、また、妊娠・出産・子育ての時期は、親は子どものために行動変容しやすい時期であることに着目し、子と親という2世代を対象とした肥満予防（歩育（運動）・食育（食事））に向けた重点的な取り組みを行い、適切な生活習慣の親子を増加させるため市町村・地域・関係機関が連携しながら取り組んでいくための環境整備を進めていくことを目的に次の事業を実施した。

① 保育所・幼稚園（栄養士未配置）における給食を通じた食育支援

栄養士未配置の保育所・幼稚園に対し、栄養士を派遣して食育の支援を行う。
（青森県栄養士会に委託）

・実施回数：34回

② 保育所・幼稚園を対象とした歩育等運動指導研修会

・実施回数：8回

・受講延人数：264人

③ 歩育・食育ポスター作製・掲示

歩育・食育に関心を持ってもらうためのポスターを作成し、県内保育所・幼稚園に提示してもらった。

④ 歩育事例コンテストの実施・選定

歩育に関する取り組みを実施した事例を募集し、その中から40事例程度選定

し、事例集を作成する。(事例集作成は平成22年度)

⑤ 医療従事者を対象とした歩育・食育研修会

医療機関が子どもとその親に対して、診療や予防活動などにおいて、歩育・食育について指導できるための研修会を開催する。

- ・実施回数： 1回
- ・受講者： 105名

(3) たばこ

たばこは、肺がん等多くの疾患の危険因子であり、喫煙者だけでなく周囲の非喫煙者にも被害を及ぼすことから、生活習慣病の予防意識と禁煙の普及啓発を図るため、各地域県民局地域健康福祉部保健総室において、小・中・高校生や事業所等を対象とする防煙・禁煙教室、地域住民、学校保健関係者及び職場の管理者等に対する研修会や検討会を実施し、喫煙による健康被害の知識の普及啓発を行った。

また、健康あおもり推進隊『空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）』推進事業として、県民の健康にとって良好な環境を提供するために、受動喫煙防止対策を実施している施設の認証制度を実施した。

- ① 防煙・禁煙教室受講者 延人数 253人
- ② 検討会、普及啓発活動

第3表

③ 空気クリーン施設（空気もメジャー店含む）認証施設件数 229件

施設種別	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	閉店等による登録除外	計
官公庁		20	19	24	1	3	7		74
文化施設		5	2	8	1	1	5		22
教育・保育施設		255	110	57	43	57	11		535
医療施設（機関）		66	263	42	158	89	72	3	685
福祉・介護施設		6	4	2	1	4	2		19
体育施設		4	2	11			1		18
事業所		4	19	11	9	4	3		50
飲食店	38	15	33	11	10	10	7	10	114
宿泊施設		1		1		1	1	2	2
その他の施設		7	13	9	5	11	7		52
タクシー			5	4		23	113		145
総計	38	383	470	180	228	203	229	15	1,716

※ 平成15年度分は青森保健所単独で実施した医師等調査研究事業による。

④ 未成年者喫煙防止対策検討会

学校・地域関係者等が未成年者の喫煙防止に関するそれぞれの役割を認識し、取り組みを推進できるようなしくみづくりの場とする。

- ・実施回数： 1回 （委員数： 15名）

⑤ 禁煙治療医療機関従事者研修会

禁煙治療を効果的に実施することが、禁煙の成功率につながることから看護師、

医師等従事者全体に対する研修会を開催した。

実施回数： 1回

受講者数： 51名

⑥ 親子の喫煙防止推進事業

妊娠・出産のため禁煙した親が再び喫煙しないよう、新生児訪問を通じた適切な指導体制の整備を図った。

○指導のためのリーフレット作成

○新生児訪問に係る助産師・訪問看護師等研修会

・実施回数： 6回

・延参加者数： 201人

○産科医療従事者を対象とした禁煙継続指導講習会

・実施回数： 1回

・受講者数： 87人

(4) 歯の健康

① 歯科保健の現状

本県の幼児や学童におけるむし歯有病者率は、年々、改善傾向にはあるが、依然として全国平均よりも高く、県民の生涯における歯の健康保持に影響を与えている。

また、障害者においては、その障害により、健常者と同等の歯科保健医療サービスが受けられない状況にある。

県では、このような現状の改善をめざし、市町村をはじめとする関係機関及び関係団体との連携のもとに、幼児期から老年期までライフステージ毎の歯科保健対策や障害児者に対する歯科保健対策の促進を図るとともに、各種基盤整備に努め、県民一人ひとりの「生涯を通じた歯の健康づくり」の推進を図っている。

第4表 幼児のむし歯有病者率の年次推移

(単位：%)

区分	青森県		全国	
	1歳6か月児	3歳児	1歳6か月児	3歳児
平成16年	5.24	46.69	3.21	29.81
平成17年	4.79	44.03	3.07	28.01
平成18年	4.36	44.40	2.98	26.64
平成19年	4.11	40.16	2.84	25.86
平成20年	4.09	39.30	2.66	24.56

② 歯科保健事業の実施状況

ア 歯科保健対策事業

むし歯予防及び「8020（ハチマルニイマル）運動」の普及啓発を目的とし、市町村や関係団体の協力のもと、全県的に「歯の衛生週間」を実施するとともに、「母と子のよい歯のコンクール」や「よい歯のシニア・コンテスト」を開催し、優秀者の表彰を行った。

また、県内歯科保健従事者の資質の向上と歯科保健活動の充実を図るため、

歯科保健指導者研修会を開催した。

○歯の衛生週間：平成21年6月4日～10日

パンフレット・新聞広告・テレビ放送等による普及啓発
歯科健康診査、健康相談、歯科保健指導、講演等の実施

○母と子のよい歯のコンクール参加者数：母子144組

表彰者数：最優秀賞1組、優秀賞2組

○よい歯のシニア・コンテスト参加者数：50人

表彰者数：優秀賞5人、会長賞1人、優良賞5人、8020認定者17人

○歯科保健指導者研修会参加者：109人

イ 8020運動推進特別事業

地域における8020運動の普及啓発と歯科保健対策の円滑な推進体制の整備を目的とし、青森県歯科医師会の協力を得て、以下の事業を実施した。

i 8020運動推進運営委員会の開催

各地域県民局地域健康福祉部に設置し、地域における歯科保健対策の円滑な推進を図るため、協議・検討を行った。

○出席者延数：69人

○開催回数：4回

ii 「歯周疾患対策事業」の実施

(青森県歯科医師会に委託)

歯周疾患と糖尿病の関連性について調査を実施したところ、DMコントロールと歯周組織の炎症の有無や歯周ポケットの深さ等の関連が深く疑われる結果となった。

また、歯周疾患についての専門的な知識の取得や歯周疾患対策に関する普及啓発のため、研修会を開催した。

○事業内容：①歯周疾患対策検討委員会

・開催回数：3回（委員数：10名）

②歯周疾患実態調査

・調査対象者：16名

③歯周疾患対策リーダー研修会

・青森市で開催（参加者数：15名）

(5) アルコール

平成13年度県民健康調査によると、多量飲酒者（1日に平均純アルコールで60g（日本酒で約3合）を超えて飲酒する人）は、40代、50代の男性が目立っており、全国平均の約4倍（男性）と高率である。

アルコールは依存を形成し、肝障害、膵炎、糖尿病などの内臓障害のみならず、脳や精神・神経障害を引き起こすなど、重大な健康障害をもたらすことから、節度ある適度な飲酒の知識の普及をあらゆる機会をとらえて図っていく必要がある。

(6) 糖尿病

① 肥満予防対策事業

「健康あおもり21」では、重点課題の一つとして肥満予防を掲げ、成人の肥満者の割合の減少を目標に取り組みを継続している。平成21年度は肥満予防対策事業として次の事業を実施し、肥満予防のための環境整備を図った。

ア 働く人の健康度アップ支援事業

各保健所について、働く人、主に(小規模事業所の就業者)の健康づくりを支援し、肥満予防に対する意識向上を図ることを目的に実施した。

- ・ 支援方法： 健康相談(個別)、健康教育(集団)
- ・ 支援者： 管理栄養士、保健師、運動指導者、医師
- ・ 被支援者数： 941人

イ 肥満予防啓発教材制作事業

肥満予防を啓発するための教材を制作し、教材集を作成した。地域で教材を活用し、肥満予防の意識の向上を図った(青森県食生活改善推進員連絡協議会に委託、平成20年度から継続)。

(7) がん、循環器病

① 主要死因別にみた死亡の状況

医学、医療技術の著しい進歩に伴い、感染性の疾患による死亡が減少する一方で、生活習慣病による死亡が人口の高齢化とともに増加しており、いわゆる3大生活習慣病といわれる3大死因(がん、脳血管疾患、心臓病)による死亡が約6割を占めている。

第5表 生活習慣病による死亡率等の推移

年次	16		17		18		19		20	
	死亡率	百分比	死亡率	百分比	死亡率	百分比	死亡率	百分比	死亡率	百分比
悪性新生物	298.8	30.1	305.9	29.5	313.9	30.2	327.7	30.7	345.8	31.2
心疾患	154.7	15.6	172.9	16.6	171.2	16.5	167.6	15.7	173.1	15.6
脳血管疾患	141.2	14.2	141.3	13.6	134.8	13.0	134.3	12.6	136.2	12.3
小計	594.7	59.9	620.1	59.7	619.9	59.7	629.6	59.0	655.1	59.1
糖尿病	14.4	1.4	13.3	1.3	13.6	1.3	16.9	1.6	16.9	1.5
高血圧性疾患	4.4	0.4	3.8	0.4	4.1	0.4	3.7	0.3	4.3	0.4
合計	613.5	61.7	637.2	61.4	637.6	61.4	650.2	60.9	676.3	61.0

※ 注：死亡率は人口10万対、百分比は総死亡に対する割合。

第6表 がん（悪性新生物）の部位別男女別死亡率の推移

年次 部位		16	17	18	19	20	構成比%	
							男女別	計
肺がん	男	90.1	83.1	91.6	96.1	94.8	22.4	18.4
	女	25.1	23.6	26.3	31.9	30.2	11.8	
大腸がん	男	55.3	47.5	51.6	55.2	59.4	14.0	15.1
	女	36.5	37.4	39.5	37.7	43.4	17.0	
胃がん	男	66.4	65.2	63.4	71.0	65.8	15.5	14.5
	女	33.6	29.8	32.0	35.6	32.8	12.8	
肝臓がん	男	36.1	37.0	37.0	35.6	35.4	8.4	8.1
	女	17.6	16.8	16.0	18.3	19.9	7.8	
膵臓がん	男	25.0	25.7	26.6	31.5	30.2	7.1	8.3
	女	20.0	21.1	20.3	25.1	26.3	10.3	
食道がん	男	17.6	19.8	20.3	20.7	19.8	4.7	3.2
	女	1.6	2.0	2.1	2.4	2.0	0.8	
子宮がん	女	8.4	8.2	9.1	8.5	10.1	3.9	1.5
乳がん	女	17.6	17.1	21.6	20.6	20.3	7.9	3.0
その他	男	97.4	113.9	109.2	110.8	118.2	27.9	27.9
	女	64.3	64.9	71.6	64.6	70.8	27.7	
合計	男	380.9	400.7	398.2	420.9	423.6	100.0	100.0
	女	224.7	220.8	238.5	244.7	255.8	100.0	

注：死亡率は人口10万対、構成比はがんによる死亡者数に対する部位別死亡者数の割合。

第7表 がん検診受診状況（地域保健・健康増進事業報告による）

区 分		年 度				
		16	17	18	19	20
胃がん	受診人員	102,327人	102,047人	99,619人	98,355人	93,254人
	受診率	26.3%	26.3%	25.5%	24.6%	21.8%
子宮がん	受診人員	57,579人	44,453人	43,314人	43,765人	41,232人
	受診率	20.6%	33.6%	26.2%	26.5%	23.6%
肺がん	受診人員	116,224人	114,612人	106,479人	107,406人	93,924人
	受診率	29.8%	29.6%	27.4%	26.9%	22.0%
乳がん	受診人員	35,132人	35,406人	33,062人	35,045人	22,951人
	受診率	16.1%	31.6%	26.7%	27.1%	20.3%
大腸がん	受診人員	113,619人	114,409人	116,053人	118,717人	112,021人
	受診率	29.0%	29.3%	29.5%	29.4%	26.0%

②がん検診の周知

女性のがん検診受診率の向上を図るため、女性の健康支援対策事業を実施した。

ア 女性のがん検診普及啓発キャンペーン

市町村の健康まつりや商業施設でキャンペーンを実施した。

- ・キャンペーン実施回数：28か所（市町村12か所、商業施設16か所）
- ・チラシ及び検診勧奨グッズ配付数：21,846部

イ テレビ広報

女性のがん検診（特に乳がん検診）の必要性について、県内テレビ会社3社（RAB・ATV・ABA）との提携により、テレビ広報を実施した。テレビコマーシャル終了後は、各テレビ局が独自の特別番組等を実施した。

- ・テレビコマーシャル作成本数：30秒1本、15秒1本
- ・テレビ放送実施期間：平成21年11月1日～11月30日
- ・放送回数：Aタイム15本、Bタイム35本、Cタイム5本
- ・特別番組等の実施回数：21回（平均視聴率4.5%～18.5%）

ウ 模型やパネル等による展示、検診の疑似体験コーナーを市町村の健康まつり等に併せ設置

- ・展示、疑似体験コーナーの設置回数：7回
- ・参加者：1,410人

3 市町村保健センター

地域住民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の総合的な対人保健サービスを充実するため、市町村に市町村保健センターを整備して、市町村における保健指導体制の確立を図ることとしている。

第8表 市町村保健センターの設置状況（平成22年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	設置主体	設置年月日	構造及び面積		備考
					構造	面積(m ²)	
1	野辺地町保健センター (野辺地町健康増進センター)	野辺地町字前田5-2	野辺地町	S54.3.31	鉄筋コンクリート 平屋建て	748.40	14.4.1移転新設、 健康増進施設併設
2	中泊町小泊保健センター	中泊町大字小泊字 砂山1144	中泊町	S55.2.8	鉄筋コンクリート 平屋建て	544.75	
3	外ヶ浜町保健センター	外ヶ浜町字平館根 岸湯ノ沢150	外ヶ浜町	S56.2.20	鉄筋コンクリート 2階建て	518	
4	保健センター五所川原	五所川原市字新町 33-1	五所川原市	S58.3.21	鉄筋コンクリート 4階建て	2,149.827	働く婦人の家併設
5	八戸市南郷保健センター	八戸市南郷区大字島 守字梨子ノ久保25-3	八戸市	S58.3.25	鉄筋コンクリート 平屋建て	594.660	南郷診療所併設
6	三沢市保健相談センター	三沢市中央町1丁目 3-10	三沢市	S58.4.1	鉄筋コンクリート 一部3階建て	1,469.64	
7	横浜町保健センター	横浜町寺下59	横浜町	S59.3.15	鉄筋コンクリート 2階建て	497.925	
8	保健センター金木	五所川原市金木町 朝日山319-1	五所川原市	S59.3.23	鉄筋コンクリート 2階建て	528.26	
9	青森市保健センター (青森市総合福祉センター)	青森市中央3丁目 16-1	青森市	S61.3.20	鉄筋コンクリート 2階建て	1,302.0405	老人福祉センター、身 体障害者福祉センタ ー、児童センター併設
10	中泊町中里保健センター	中泊町大字中里字 宝森1-2	中泊町	S61.3.25	鉄筋コンクリート 平屋建て	527.2	
11	六ヶ所村保健相談センタ ー	六ヶ所村大字尾駸 字野附1161	六ヶ所村	S61.4.1	鉄筋コンクリート 一部3階建て	2,465.70	診療所併設
12	弘前市保健センター	弘前市大字野田2 丁目7-1	弘前市	S62.3.27	鉄筋コンクリート 4階建て	4,057.81	急患診療所併設
13	東北町上北保健福祉セン ター	東北町大字上野字 上野191-1	東北町	S62.10.1	鉄筋コンクリート 一部2階建て	1,298.70	老人福祉センター 併設
14	つがる市木造保健センタ ー	つがる市木造若緑 61-1	つがる市	H1.2.28	鉄筋コンクリート 3階建て	5,883.33	役場庁舎併設
15	岩木保健センター	弘前市大字賀田字 大浦4-1	弘前市	H2.3.26	鉄筋コンクリート 2階建て	1,369.76	
16	十和田市保健センター	十和田市西13番 町4-37	十和田市	H3.2.17	鉄筋コンクリート 2階建て	1,383.84	
17	東通村保健福祉センター	東通村大字砂子又 字沢内5-32	東通村	H3.3.20	鉄筋コンクリート 一部4階建て	552.90	
18	平川市尾上保健センター	平川市猿賀南田96 -3	平川市	H3.4.17	鉄筋コンクリート 2階建て	661.49	地域福祉センター 併設
19	平川市碓ヶ関保健センタ ー	平川市碓ヶ関村三 笠山120-1	平川市	H6.3.18	鉄筋コンクリート 2階建て	2,138.88	地域福祉センター 併設
20	七戸保健センター	七戸町影津内98-59	七戸町	H6.4.1	木造平屋建て	632.90	

番号	施設名	所在地	設置主体	設置年月日	構造及び面積		備考
					構造	面積(m ²)	
21	田子町保健センター (せせらぎの郷)	田子町田子字前田 2-1	田子町	H7. 3. 30	鉄筋コンクリート 2階建て	1,775.69	福祉施設等併設
22	おいらせ町保健福祉センター	おいらせ町下前田 158-1	おいらせ町	H7. 3. 31	鉄筋コンクリート 平屋建て	2,355.25	
23	三戸町保健センター	三戸町大字在府小路町43	三戸町	H8. 3. 28	鉄骨2階建てのうち1階	633.58	役場庁舎併設(議会棟1階)
24	十和田市十和田湖保健センター	十和田市大字奥瀬 字中平61-6	十和田市	H9. 3. 21	鉄骨平屋建て	1,092.69	
25	風間浦村保健センター	風間浦村易国間字 大川目11-2	風間浦村	H10. 1. 31	鉄筋コンクリート 平屋建て	788.556	福祉施設併設
26	鯉ヶ沢町総合保健福祉センター	鯉ヶ沢町舞戸町字 後家屋敷9-4	鯉ヶ沢町	H10. 3. 31	鉄筋コンクリート 平屋建て	3,150	福祉センター、デｲｰヒﾞｽ・在宅介護支援センター併設
27	新郷村総合福祉センター	新郷村大字戸来字 坂ノ下17-1	新郷村	H10. 9. 1	鉄筋コンクリート 建てのうち1階	612.93	地域福祉センター、在宅介護支援センター併設
28	鶴田町保健福祉センター (鶴遊館)	鶴田町大字鶴田字 沖津193	鶴田町	H11. 4. 1	鉄筋コンクリート 平屋建て	3,652.46	デｲｰヒﾞｽ・在宅介護支援センター併設
29	五戸町保健福祉センター	五戸町大字倉石中 市字幸神道前15-4	五戸町	H11. 4. 1	鉄筋コンクリート 平屋建て一部鉄骨造	1,387	在宅介護支援センター併設
30	平川市健康センター	平川市柏木町藤山 16-1	平川市	H11. 4. 5	鉄筋コンクリート 一部2階建て	2,923.85	
31	南部町保健福祉センター ぼたんの里	南部町大字沖田面 字千刈45	南部町	H11. 8. 30	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建て	3,319.00	
32	むつ市総合福祉センター	むつ市大畑町観音 堂25-1	むつ市	H11. 11. 1	鉄筋コンクリート造 2階建て	2,536.00	
33	青森市浪岡総合保健福祉センター	青森市大字浪岡字 稲村274	青森市	H12. 4. 1	鉄筋コンクリート 一部2階建て	3,185	
34	外ヶ浜町総合福祉センター (などわーる)	外ヶ浜町字下蟹田 43-2	外ヶ浜町	H12. 10. 1	鉄筋コンクリート 平屋建て	2,490.04	デｲｰヒﾞｽ・在宅介護支援センター併設
35	南部町総合保健福祉センター ゆとりあ	南部町大字福田字 館先25-1	南部町	H13. 2. 13	鉄筋コンクリート 平屋建て	2,255.37	
36	つがる市森田保健センター (あーすとぴあ)	つがる市森田町森 田月見野277-3	つがる市	H14. 9. 11	鉄筋コンクリート 平屋建て	2,266.93	デｲｰヒﾞｽ・ヘルﾊﾞｰｽﾃｰｼﾞｮﾝ、在介、高齢者生活福祉センター、ボランティアセンター併設
37	深浦町地域包括ケアセンター	深浦町大字関字栴 沢78-2	深浦町	H15. 3. 15	木造平屋建て	677.49	介護部門、訪看ステーション併設
38	天間林保健センター	七戸町字森ノ上359 -5	七戸町	H15. 3. 19	鉄筋コンクリート 2階建て	1,672.00	在宅介護支援センター併設
39	東北町保健福祉センター	東北町字膳前37-1	東北町	H16. 4. 1	木造平屋建て	973.06	健康増進センター併設
40	保健センター市浦 (ピンコロ館)	五所川原市相内273	五所川原市	H16. 4. 19	木造平屋建て	652.457	歯科・医科診療所併設

第2節 感染症対策

国は、新興・再興感染症への対策や感染症患者の人権の尊重等の観点から、総合的な感染症対策を推進するため、平成10年10月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）を制定し、翌4月に施行した。

平成15年10月には、重症急性呼吸器症候群（SARS）等の国外における感染症の発生や高病原性鳥インフルエンザ等の動物由来感染症対策を強化するため同法を改正し、新たに一類から五類までの5つの類型に感染症を分類し、各類型に応じた予防・発生時対策等を講じている。

平成18年12月には、テロの未然防止に関する病原体等の管理体制の確立、最新の医学の知見に基づく感染症分類の見直し及び結核対策の見直しのため同法を改正し、感染症を巡る環境の変化に対応できる体制を整備している。

また、平成20年5月には、新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況を踏まえ、同法を改正し、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、感染症の類型に「新型インフルエンザ等感染症」を追加し、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とする等の所要の規定を整備した。

本県においては、感染症発生動向調査の実施により、感染症の発生情報を収集・分析し、週報として県民、医療機関に対し情報を提供している。また、ホームページ「青森県結核・感染症情報ネット」を整備し、結核・感染症に関する国内外の最新の情報についても提供し、県民に対し感染症に係る知識の普及及び注意喚起を行い、広く感染症対策を図っている。

1 一類～四類感染症

平成21年における一類から四類感染症として届出された患者数は合計で394人である。その内訳は、結核（二類感染症）335人、腸管出血性大腸菌感染症（三類感染症）35人、腸チフス（三類感染症）1人、E型肝炎（四類感染症）1人、エキノコックス症（四類感染症）1人、つつが虫病（四類感染症）16人、レジオネラ症（四類感染症）5人である。

2 五類感染症（全数把握）

平成21年における五類感染症（全数把握）の患者数は合計で41人である。その内訳は、アメーバ赤痢4人、ウイルス性肝炎（E型・A型肝炎を除く。）1人、急性脳炎4人、クリプトスポリジウム症9人、劇症型溶血性レンサ球菌感染症3人、後天性免疫不全症候群7人、破傷風2人、麻しん11人である。

3 五類感染症（定点把握）

平成21年における主な五類感染症（定点把握）の患者数は、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）38,461人、感染性胃腸炎7,566人、流行性耳下腺炎704人、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎3,059人、水痘2,580人などとなっている。インフルエンザについては、県内65

定点医療機関からの各週ごとの届出数の年間合計であり、感染性胃腸炎、流行性耳下腺炎、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎及び水痘については、県内42定点医療機関からの各週ごとの届出数の年間合計である。

第9表 感染症発生状況

(単位：人)

類型	感染症名	21年
一類	エボラ出血熱	
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
二類	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナイムであるものに限る。）	
	結核	335
	鳥インフルエンザ（H5N1）	
三類	腸管出血性大腸菌感染症	35
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸チフス	1
	バラチフス	
四類	E型肝炎	1
	A型肝炎	
	黄熱	
	Q熱	
	狂犬病	
	炭疽	
	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。）	
	ボツリヌス症	
	マラリア	
	野兔病	
	ウエストナイル熱	
	エキノコックス症	1
	オウム病	
	オムスク出血熱	
	回帰熱	
	キャサヌル森林病	
	コクシジオイデス症	
	サル痘	
	腎症候性出血熱	
	西部ウマ脳炎	
	ダニ媒介脳炎	
	つつが虫病	16
	デング熱	
	東部ウマ脳炎	
	ニパウイルス感染症	
	日本紅斑熱	
	日本脳炎	
	ハンタウイルス肺症候群	
	Bウイルス病	
	鼻疽	
	ブルセラ病	
	ベネズエラウマ脳炎	
	ヘンドラウイルス感染症	
	発しんチフス	
	ライム病	
	リッサウイルス感染症	
リフトバレー熱		
類鼻疽		
レジオネラ症	5	
レプトスピラ症		
ロッキー山紅斑熱		

類 型	感染症名	21年	
五類 全数 把握	アメーバ赤痢	4	
	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	1	
	急性脳炎(ウエストニル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	4	
	クリプトスポリジウム症	9	
	クロイツフェルト・ヤコブ病		
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3	
	後天性免疫不全症候群	7	
	ジアルジア症		
	髄膜炎菌性髄膜炎		
	先天性風しん症候群		
	梅毒		
	破傷風	2	
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症		
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	風しん		
	麻しん	11	
	定点 把握	RSウイルス感染症	653
		咽頭結膜熱	435
		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	3,059
		感染性胃腸炎	7,566
水痘		2,580	
手足口病		2,490	
伝染性紅斑		469	
突発性発しん		1,010	
百日咳		16	
ヘルパンギーナ		347	
流行性耳下腺炎		704	
インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		38,461	
急性出血性結膜炎		3	
流行性角結膜炎		201	
性器クラミジア感染症		338	
性器ヘルペスウイルス感染症		74	
尖圭コンジローマ		68	
淋菌感染症		99	
クラミジア肺炎(オウム病を除く。)			
細菌性髄膜炎		1	
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症			
マイコプラズマ肺炎	393		
無菌性髄膜炎			
メチシリン耐性ブドウ球菌感染症	131		
薬剤耐性緑膿菌感染症	2		
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ	273	
	再興型インフルエンザ		

※

※新型インフルエンザ(A/H1N1)の患者数は平成21年第35週までのPCR検査確定例

4 新型インフルエンザ対策

平成21年4月24日、WHOは、メキシコ、米国で豚由来A/H1N1インフルエンザが流行していると発表した。その後、5月16日には国内初の感染者が神戸市で確認され、7月7日には県内初の感染者が青森市で確認された。

県内の流行状況は、10月中旬に注意報レベル、10月下旬には警報レベル、11月下旬に流行のピークを迎え、1月上旬には全県的に沈静化に向かった。

これら一連の新型インフルエンザの発生・流行に対し、県は、医療はもとより生活基盤全体の確保を含む危機管理体制の構築に取り組んだ。

- (1) 総合対策として、新型インフルエンザ対策本部、医療協議会、地域協議会を開催し、医療及び生活基盤の確保対策を行った。
- (2) パンデミック時の抗インフルエンザウイルス薬不足に備え、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）の備蓄を行った。
- (3) 新型インフルエンザ外来設置医療機関等への施設設備補助及び個人防護具等の整備を行った。
- (4) 保健所及び県の対策本部員等が使用する個人防護具の整備を行った。
- (5) 新型インフルエンザウイルスを確定するための検査機器等を整備した。
- (6) 新型インフルエンザに関する県民からの相談窓口を設置し、相談に対応する職員を、保健所・保健衛生課に配置した。
- (7) 新型インフルエンザの臨床及び対策の周知を図るため、各医療圏で医療関係者を対象とした研修会と県民説明会を開催した。
- (8) 新型インフルエンザの重症化を防止するため、市町村が低所得者を対象に実施したワクチン接種費用を軽減する事業への補助を行った。

5 予防接種

平成6年10月からの予防接種法の改正により、予防接種が義務接種から勧奨接種となり、また、予防接種の対象疾病の変更、個別接種の推進、予防接種による健康被害者に対する救済施策の充実等が行われた（対象疾病の変更は平成7年4月から実施）。

第10表 予防接種実施状況の推移

区分 年度	急性灰白髄炎			麻しん			風しん		
	対象者数	実施者数	実施率	対象者数	実施者数	実施率	対象者数	実施者数	実施率
15	34,962	25,629	73.3	19,514	12,560	64.4	26,143	12,941	49.5
16	34,329	24,222	70.6	19,504	11,841	60.7	24,708	12,530	50.7
17	31,552	22,169	70.3	19,958	12,329	61.8	28,693	18,253	63.6

第11表 予防接種実施状況の推移（平成18年度から）

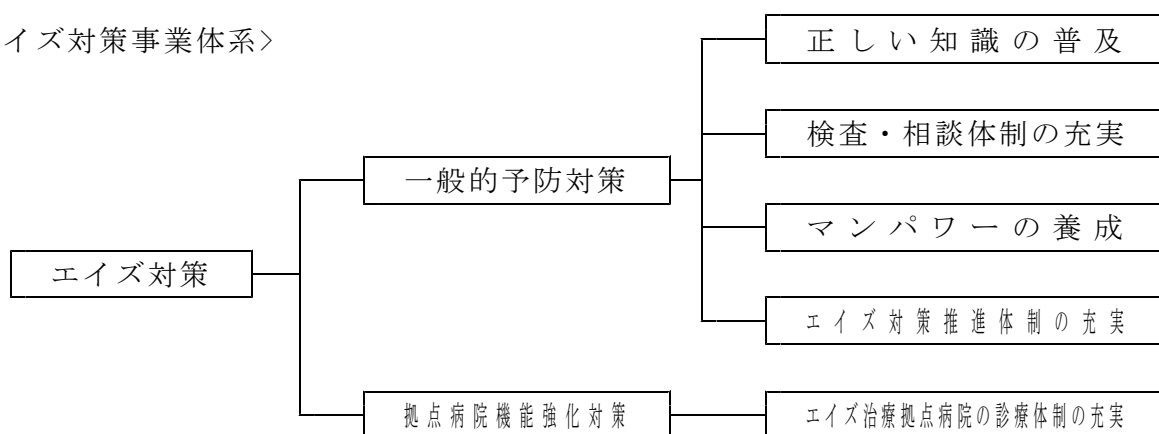
区分 年度	急性灰白髄炎			麻しん風しん第1期 (単抗原も含む)			麻しん風しん第2期 (単抗原も含む)		
	対象者数	実施者数	実施率	対象者数	実施者数	実施率	対象者数	実施者数	実施率
18	31,971	20,403	63.8	12,895	10,752	83.4	12,902	10,583	82.0
19	30,465	20,080	65.9	12,303	10,655	86.6	12,836	11,540	89.9

6 エイズ対策

エイズ（後天性免疫不全症候群）は、ヒト免疫不全ウイルス（以下「H I V」という。）に感染することにより引き起こされる病気であるが、現在のところ、ワクチン等による予防接種や根本的治療方法がないため、H I Vに感染しないための予防知識の啓発普及を行うとともに、保健所においてエイズに不安を持つ人達に対する相談や匿名での無料血液検査を実施している。

また、重症患者に対する総合的・専門的医療を行うため、エイズ診療の拠点となるエイズ治療拠点病院を選定し、医療体制の整備を進めているほか、実際に診療・ケアできる医療従事者を養成するための研修等に関係者を積極的に派遣している。

〈エイズ対策事業体系〉



第12表 エイズ相談、血液検査実施状況 (単位：件、人)

年度	区分	相談件数		採血件数		血液検査(スクリーニング)状況	
		男	女	男	女	陰性	陽性
16		583	322	170	119	288	1
17		751	481	224	162	385	1
18		881	529	283	164	446	1
19		779	555	244	185	428	1
20		727	552	230	212	441	1
21		421	284	171	144	315	0

※平成18年10月より青森市分を除く

第13表 エイズ患者、H I V感染者の届出状況 (単位：件、人)

年度	区分	エイズ患者		H I V感染者		年度末累計数		
		男	女	男	女	患者	感染者	計
元～15		8	0	11	2	8	13	21
16		2	1	6	0	11	19	30
17		3	0	3	0	14	22	36
18		1	0	4	0	15	26	41
19		3	0	2	0	18	28	46
20		1	0	4	0	19	32	51
21		5	0	2	0	24	34	58

※エイズ患者数、H I V感染者数は届出時における状況

7 肝炎対策

国内最大の感染症である肝炎について、平成20年度から、インターフェロン治療医療費助成制度を創設するとともに、検査から治療まで継ぎ目のない仕組みを構築するため、医療機関での無料肝炎検査事業を実施している。

第14表 無料肝炎ウイルス検査事業実施状況（ただし青森市実施分を除く）

（単位：人、件）

年次	検査件数 (実人数)	B型		C型	
		検査件数	陽性件数	検査件数	陽性の可能性が極めて 高いと判定された件数
20	588	555	8	581	16
21	542	534	8	538	13

第15表 インターフェロン治療医療費助成補助実施状況

（単位：件）

年次	20	21
認定件数	475	290

第3節 結核予防対策

本県の結核罹患状況は、昭和26年「結核予防法」制定以来、大幅に改善してきているが、本県の主要な感染症である。結核の罹患率減少を果たすため、平成17年4月「青森県結核予防計画」を策定し、結核患者の早期発見、適正医療の普及、患者支援の徹底、定期外健康診断の徹底、予防接種の推進、人材育成の推進、医療関係者等の研修会を重点的に実施している。なお、結核予防法は平成19年4月に廃止され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」）に統合された。

1 結核死亡者数等の推移

本県の結核死亡率は、平成13年から全国平均を下回り、平成19年は全国3位となったが、平成20年は結核死亡者が増加し、全国を上回り、39位となった。

第16表 結核死亡者数等の推移

（単位：人）

区分 年次	青森県		全国	
	死亡者数	死亡率(人口10万対)	死亡者数	死亡率(人口10万対)
16	17	1.2	2,328	1.8
17	13	0.9	2,295	1.8
18	17	1.2	2,267	1.8
19	16	1.1	2,188	1.7
20	30	2.2	2,216	1.8

※死亡率=(年間結核死亡者数)÷(人口)×10万

2 結核登録患者の状況

平成21年末の結核登録者数は888人で前年度を70人上回ったが、新登録患者は239人で前年を57人下回った。

第17表 全登録患者数及び新登録患者数の推移 (単位：人) H21は概数

区分		年次	17	18	19	20	21
全登録患者数	青森県		710	719	711	818	888
	全国		68,508	65,695	63,556	62,244	59,587
新登録患者数	青森県		281	268	232	296	239
	全国		28,319	26,384	25,311	24,760	24,158

第18表 罹患率及び有病率の推移 (人口10万対) H21は概数

区分		年次	17	18	19	20	21
罹患率	青森県		19.6	18.8	16.5	21.3	17.4
	全国		22.2	20.6	19.8	19.4	18.9
有病率	青森県		15.8	14.1	11.1	12.5	11.5
	全国		18.8	17.2	16.2	15.7	14.8

※罹患率=(年間新登録患者数)÷(人口)×10万

※有病率=(年末活動性全結核患者数)÷(人口)×10万

第19表 新登録者の年齢別階層 (単位：人、%)

区分	年次		17		18		19		20		21	
	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比
0～4歳	0	0.0	0	0.0	2	0.9	0	0.0	2	0.8	0	0.0
5～9歳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10～14歳	1	0.3	1	0.4	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0
15～19歳	2	0.7	1	0.4	0	0.0	3	1.0	0	0.0	0	0.0
20～29歳	18	6.4	15	5.6	14	6.0	12	4.1	7	2.9	7	2.9
30～39歳	19	6.8	14	5.2	17	7.3	21	7.1	19	7.9	19	7.9
40～49歳	16	5.7	22	8.2	28	12.1	25	8.4	13	5.4	13	5.4
50～59歳	39	13.9	39	14.6	26	11.2	31	10.5	25	10.5	25	10.5
60～69歳	46	16.4	36	13.4	33	14.2	43	14.5	45	18.8	45	18.8
70歳以上	140	49.8	140	52.2	112	48.3	161	54.4	127	53.1	127	53.1
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総数	281	100.0	268	100.0	232	100.0	296	100.0	239	100.0	239	100.0

3 定期健康診断及びBGC接種（定期予防接種）

結核の早期発見、早期治療を図るため、健康診断、予防接種の徹底に努めている。

定期健康診断は、施設長が行う被収容者への定期健診、事業者が行う定期健診、学校長が行う定期健診、市町村長が行う定期健診があり、主に胸部レントゲン撮影を实

施している。予防接種は、予防接種法（結核予防法廃止後）に基づき、生後6ヶ月に至るまでの間を対象とした定期予防接種が実施されている。

第20表 BCG接種実施状況

区分 年度	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
17	12,940	11,195	86.5
18	11,201	9,166	81.8
19	11,056	10,041	90.8
20	11,660	9,782	83.9
21	9,808	9,166	93.5

第21表 エックス線検査実施状況(単位：人)

年度	区分	間接撮影	直接撮影	計
平成17年度		159,664	26,071	185,735
平成18年度		130,758	23,965	154,723
平成19年度		144,786	35,967	180,753
平成20年度		133,279	34,853	168,132
平成21年度		134,426	28,938	163,364

4 接触者健康診断

法第17条の規定により、新たな感染者の発見と発病予防、接触者からの新たな発病者の早期発見のため、接触者検診を実施し、家庭内感染やまん延の防止に努めている。

第22表 接触者健康診断の状況 (単位：人)

区分	年	17	18	19	20	21
保健所実施		4,391	3,183	2,404	2,997	3,674
医療機関委託等		4,754	4,405	2,997	2,773	2,473

5 登録患者の精密検査（管理検診）

結核回復者の再発の早期発見及び治療中断または放置している患者に対し、病状悪化の早期発見や受領復帰への指導のために検診を実施している。保健所以外で検診を実施した患者については定期病状調査等により検診状況の把握に努め、また肺外結核や遠隔地の患者については医療機関に委託して検診を行っている。

第23表 精密検査（管理検診）の状況 (単位：人)

区分	年度	17	18	19	20	21
保健所実施		158	115	67	51	42
医療機関委託等		310	219	242	189	239

* 「医療機関委託等」に定期病状調査、他の受診確認を含む

6 結核患者家庭訪問

直接服薬確認療法（DOTS）の実施や、保健指導、患者の状況把握のため、保健師等により登録患者の訪問指導を実施している。

第24表 結核患者訪問状況 (単位：人)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
584	542	526	393	518

7 結核医療費公費負担（法第37条、第37条の2）

結核のまん延を防止する必要があると認められ、結核指定医療機関に入院勧告または措置をした場合や、結核の適正な医療を普及するため、結核診査協議会による承認に基づき、結核医療費に係る公費負担を行っている。

第25表 結核医療費公費負担の状況 (単位：円) H19以降は青森市分を除く

区分	年度	17	18	19	20	21
一般医療費		8,013,985	6,312,711	3,995,722	4,974,958	3,307,041
入院医療費		46,561,958	23,539,147	25,534,803	31,783,847	29,284,568
計		54,575,943	29,851,858	29,530,525	36,758,805	32,591,609

第26表 結核医療承認等の状況 (単位：件、%) H19以降は青森市分を除く

区分	年	17	18	19	20	21
申請件数		484	426	234	458	316
承認件数		481	422	232	456	311
申請対承認率		99.4	99.1	99.1	99.6	98.4

第27表 入院勧告数 (単位：人) H19以降は青森市分を除く

平成17年末	平成18年末	平成19年末	平成20年末	平成21年末
29	28	25	24	30

第4節 難病対策

1 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業については、昭和48年度から県が実施主体となり、患者が医療機関等において当該疾患に係る医療を受けた場合の医療費の自己負担分について医療給付を行っているもので、平成15年10月から、患者の生計を維持している者の所得状況に応じた患者一部負担が導入された。

ただし、スモン、プリオン病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、重症多形滲出性紅斑（急性期）の5疾患及びその他の疾患で重症と認定された者については、全額公費負担となっている。

当該事業の対象疾患は、平成21年10月に11疾患が追加され、56疾患となっている。

また、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業についても、平成元年度から県が実施主体となり、医療費の給付を行い、患者の負担軽減を図っている。

第28表 特定疾患治療研究事業患者数

(単位：人)

疾患名	患者数		疾患名	患者数	
	20年度末	21年度末		20年度末	21年度末
ベーチェット病	(16)278	(16)272	広範脊柱管狭窄症	(1)27	(1)28
多発性硬化症	(25)150	(25)164	原発性胆汁性肝硬変	(2)139	(2)150
重症筋無力症	(6)167	(6)174	重症急性膵炎	(6)6	(13)13
全身性エリテマトーデス	(9)559	(11)561	特発性大腿骨頭壊死症	(4)224	(5)235
スモソン	(6)6	(7)7	混合性結合組織病	(1)101	(1)102
再生不良性貧血	(3)135	(3)131	原発性免疫不全症候群	4	5
サルコイドーシス	(5)198	(4)208	特発性間質性肺炎	(3)27	(4)33
筋萎縮性側索硬化症(ALS)	(75)116	(80)120	網膜色素変性症	(41)157	(43)154
強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎	(8)302	(8)312	プリオソン病	(3)3	(3)3
特発性血小板減少性紫斑病	(1)340	(1)327	肺動脈性肺高血圧症	(2)8	(3)9
結節性動脈周囲炎	(3)36	(3)40	神経線維腫症	(3)29	(3)32
潰瘍性大腸炎	(1)887	(1)934	亜急性硬化性全脳炎	0	0
大動脈炎症候群	(4)56	(4)54	バッド・キアリ症候群	0	0
ビュルガー(バージャー)病	(5)165	(5)159	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	(1)6	(1)9
天疱瘡	46	50	ライソゾーム病(ファブリー病含)	2	(1)3
脊髄小脳変性症	(163)472	(165)503	副腎白質ジストロフィー	(1)2	(1)2
クローン病	(6)339	(6)340	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		1
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	(2)2	(1)1	脊髄性筋萎縮症		0
悪性関節リウマチ	(7)107	(8)111	球脊髄性筋萎縮症		(1)1
パーキンソン病関連疾患	(175)1,223	(177)1,284	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		(2)12
アミロイドーシス	12	(1)10	肥大型心筋症		4
後縦靭帯骨化症	(26)510	(26)512	拘束型心筋症		0
ハンチントン病	(4)6	(4)6	ミトコンドリア病		(2)6
モヤモヤ病(ウィリス動脈閉塞症)	(6)71	(7)76	リンパ脈管筋腫症(LAM)		0
ウェゲナー肉芽腫症	11	13	重症多形滲出性紅斑(急性期)		0
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	(11)98	(12)102	黄色靭帯骨化症		0
多系統萎縮症	(51)111	(58)113	間脳下垂体機能障害		113
表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	(1)4	(1)3	計	(687)	(726)
膿疱性乾癬	29	25		7,171	7,527

※()は重症認定患者数の再掲である。

また、家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)～間脳下垂体機能障害の11疾患については平成21年10月から特定疾患に追加されている。

第29表 先天性血液凝固因子障害治療研究事業患者数

(単位：人)

年 度	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
患 者 数	62	64	62	64	65

2 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者・家族の抱える医療及び日常生活上の相談に対し、保健所が実施主体となって専門医による医療相談を行い、疾患等に対する不安の解消を図るとともに、医療相談に参加できない要支援難病患者・家族に対しては、保健師・看護師等を「訪問相談員」として派遣しているもので、平成21年度は6保健所で16回の医療相談、延べ380件の訪問相談を実施している。

3 難病相談・支援センター運営事業

難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援を行うため、平成17年度から青森県難病相談・支援センター運営事業を青森県難病団体等連絡協議会に委託し、各種相談支援、患者会の交流会等の自主活動に対する支援及び講演・研修会等の開催を実施している。

4 難病患者等居宅生活支援事業

要介護の状態にありながら介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の施策の対象とならない患者について、居宅における療養生活を支援するため、各市町村において、ホームヘルパー派遣、短期入所、日常生活用具給付を実施し、難病患者の生活の質（QOL）の向上を図るもので、当該制度を設けている市町村は平成21年度は23市町村となっている。

5 在宅重症難病患者家族支援事業

在宅療養を行っている重症難病患者（人工呼吸器を装着した筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者）を常時介護している家族の身体的・精神的負担を軽減するとともに、患者及び家族の生活の質の維持向上を図ることを目的に、平成13年3月から実施しており、平成21年度は、4保健所管内で8人が利用している。

第5節 ハンセン病回復者支援及び原爆被爆者援護対策

1 ハンセン病回復者支援

ハンセン病対策については、正しいハンセン病の知識の普及を図るほか、県内外のハンセン病回復者に対する支援を行っている。

第30表 療養所入所者の状況(本県関係分)

(単位：人)

療 養 所 名	所在地	入 所 者 数				
		平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
国立療養所松丘保養園	青森県	56	54	52	51	49
〃 東北新生園	宮城県	4	4	3	3	3
〃 栗生楽泉園	群馬県	2	2	2	2	2
〃 多磨全生園	東京都	4	4	3	3	3
〃 駿河療養所	静岡県	2	3	3	2	2
計		68	67	63	61	59

2 原爆被爆者援護対策

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者の定期健康診断及び被爆者健康手帳の交付等を実施している。

また、医療特別手当（受給者4人）、健康管理手当（受給者68人）、保健手当（受給者2人）等の各種手当を支給している。

平成22年3月31日現在における原爆被爆者総数及び健康診断受診者数について、各保健所管内別の状況は、次のとおりである。

第31表 被爆者総数及び健康診断受診者数

(単位：人)

保健所別 区分	東地方 (青森市を含む)	弘 前	八 戸	五所川原	上十三	む つ	計
被 爆 者 総 数	20	11	24	2	13	5	75
健康診断受診者数							
一般検査(2回分)	19	14	30	1	16	5	85
がん検査(1回分)	11	6	14	1	8	1	41

第6節 水道対策

1 水道の普及整備の現状

清浄で豊富な飲料水を供給するため、水道の普及・整備に努めている。平成20年度末における給水人口は、1,349,067人で普及率は97.5%となっており、全国平均と同率となっている。

第32表 水道種類別給水状況

(平成21年3月31日現在)

区分	施設数	総人口 ①	現在給水人口 ②	普及率 ②/① ×100	給水量			供給単価		
					年間 ③	一日平均 ③÷365 ④	一人一日平均 ④/②	年間有収水量 ⑤	年間給水収益 ⑥	供給単価 ⑥/⑤
上水道	か所 30	人 1,384,053	人 1,273,343	%	千 ³ 139,346	千 ³ 382	リットル 300	千 ³ 122,041	千円 27,816,470	円/千 ³ 228
簡易水道	115		73,333		7,686	21	287	6,397	—	—
専用水道	67		2,391		—	—	—	—	—	—
計	212	1,384,053	1,349,067	97.5	147,032	403	299	128,438	—	—

2 水道整備の基本方針

青森県水道整備基本構想に掲げる以下の基本方針に基づき、広域的、計画的な水道の整備の推進に努める。

(1) 安全でおいしい水の供給

原水の水質に応じた適切な浄水処理と水質管理を行うとともに、水源地域の保全により原水の水質を向上させ、安全でおいしい水を利用者に供給する。

(2) 安定した水供給体制の確立

新規水源の開発や既存水源の有効活用により安定水源を確保するとともに、水利用の広域化や水の用途間転用により合理的な水利用を図り、安定した水供給体制を確立する。

(3) 安心できる水道の整備

施設の耐震化を推進するとともに、災害時の相互応援体制を充実させ、利用者が安心できる水道を整備する。

(4) 利用者の視点に立った水道づくり

十分な情報公開の下で利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに応えられる水道サービスを提供するとともに、経営の合理化を推進し、利用者の視点に立った水道づくりを進める。

3 上水道・簡易水道等の整備

平成21年度の上水道事業の施設整備等における、水道水源開発等施設整備費補助対

象事業は石綿管の更新等11箇所を実施し、事業費5,913,315千円のうち、国庫補助金として1,648,732千円が交付されている。(第33表参照)

また、簡易水道事業の施設整備においては、簡易水道等施設整備費補助対象事業として施設の統合等6箇所を実施し、事業費1,320,999千円のうち、国庫補助金414,506千円が交付されている。(第34表参照)

平成22年度の施設整備等に関する国庫補助事業については、水道水源開発等施設整備費補助が八戸圏域水道企業団など10箇所を、簡易水道施設等整備費補助が東北町甲地地区など4箇所を予定している。

4 水道の維持管理指導

水道に起因する事故を未然に防止し、清浄・豊富な飲料水を供給するために、施設等の維持管理の適正に努め、水源汚染防止、塩素滅菌等について管理指導の強化を行っている。

(1) 水源水質の確保

最近、様々な社会的要因による水源水質の汚染事故が増加する傾向にあるので、巡回監視体制の強化、水質検査の励行、汚染発生時もしくはその危険が予想される際の応急対策等について、水道事業者を指導している。

(2) 簡易専用水道の管理指導

ビルやマンション等に設置されている「貯水槽水道」については、従来から衛生的で安全な水道水の供給を図るための指導を行っており、受水槽容量が10m³を超える「簡易専用水道」については、立ち入り検査等を強化し、適正な維持管理を指導している。

(3) 小規模水道の監視

水道法の適用を受けない小規模水道については、利用者の健康を保護するため、昭和47年12月に制定した「青森県小規模水道規制条例」に基づき、市町村と連携を図りながら衛生上の措置等適正な管理について指導を行っている。

5 飲用井戸等の衛生対策

近年、化学物質等による地下水汚染の拡大に伴う一般飲用井戸等の汚染や小規模受水槽を有する施設の不適切な管理等が全国的に問題となってきたことから、水道法等の規制の及ばない飲用井戸等の総合的な衛生確保を図るため、昭和62年8月に策定した「青森県飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、実態の把握、施設の管理及び水質検査の実施等について指導している。

6 災害時における給水体制の確立

災害の発生時には、県内の各水道事業体が相互に応援し合う「水道災害相互応援協定」(昭和44年4月)に基づき、給水器具・技術者・諸資材を被災市町村に対して応援する体制を確立し、地震・水害・異常湧水等に対処する。

第33表 平成21年度上水道事業における施設整備費等（国庫補助事業）

(単位：千円)

事業主体	事業種別	基本計画			施設整備計画		21年度事業費	補助率	左のうち 国庫補助額
		給水人口 (人)	最大給水量 (m ³ /日)	目標年次	工期	総事業費			
青森市	老朽管更新	353,200	192,338	H26	H20~H23	1,047,874	301,812	1/4	56,778
弘前市	水源開発・石綿管更新	176,120	75,930	H29	H6~H28	9,870,424	407,256	1/3	92,418
五所川原市	石綿管更新	55,000	33,680	H25	H7~H23	3,243,253	124,365	1/3	30,000
平内町	石綿管更新	15,100	5,700	H16	H5~H30	3,015,136	14,289	1/3	4,096
野辺地町	石綿管更新	20,640	11,010	H10	H9~H23	1,551,176	26,385	1/4	4,200
八戸水業 八域企 業団	水道広域・石綿管・老朽管更新	365,500	142,500	H28	S62~H28	86,230,186	3,247,481	1/3	893,740
津軽水業 広域企 業団	水道広域	37,400	19,700	H35	H6~H30	20,279,639	1,732,917	1/3	552,000
久吉水業 夕道企 業団	石綿管更新	19,950	12,540	H19	H18~H22	272,430	58,810	1/3	15,500
合計	11箇所					124,462,244	5,913,315		1,648,732

第34表 平成21年度簡易水道事業における施設整備費等（国庫補助事業）

(単位：千円)

事業主体 (地区名)	事業種別	基本計画		施設整備計画		21年度事業費	補助率	左のうち 国庫補助額	
		給水人口 (人)	最大給水量 (m ³ /日)	工期	総事業費				
十和田市 (十和田湖畔)	統合簡水	534	1,500	H19~H21	1,300,000	505,771	4/10	172,000	
深浦町 (麴木追良瀬)	基幹改良	1,800	284	H21~H25	675,600	97,286	4/10	34,362	
西目屋村 (西目屋)	統合簡水	1,950	1,058	H10~H23	2,166,006	30,392	4/10	12,157	
東北町 (甲地)	統合簡水	3,478	1,469	H21~H27	1,574,000	136,065	1/4	26,600	
南部町 (二又)	統合整備	102	65	H21~H23	149,414	47,649	4/10	18,387	
久吉ダム水道企 業団 (居士、高野新田)	統合整備	852	272	H21	496,602	503,836	1/3	151,000	
合計	6箇所					6,361,622	1,320,999		414,506

第7節 生活衛生対策

1 営業施設

(1) 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場など、いわゆる生活衛生関係営業は、日常生活に密接な関係があり、営業方法、施設の良否は公衆衛

生上極めて重要であることから、

- 理容師法（昭和22年法律第 234号）
- 美容師法（昭和32年法律第 163号）
- クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）
- 興行場法（昭和23年法律第 137号）
- 旅館業法（昭和23年法律第 138号）
- 公衆浴場法（昭和23年法律第 139号）

等それぞれの関係法律に基づき、許可又は届出制により規制されており、その施設数は第35表のとおりである。

(2) 営業施設については、環境衛生監視員が常時立入検査を行い、衛生保持の状況及び施設の改善向上などについて指導を行っている。

第35表 生活衛生関係営業施設数 (H22.3.31現在)

区分 年度	県計	理容所	美容所	クリーニング所	興行場	旅館業				公衆 浴場
						ホテル	旅館	簡易宿所	下宿	
平成21年度	7,315	1,968	2,587	933	60	91	707	534	29	406
平成20年度	7,383	1,983	2,588	999	59	90	723	503	30	408
前年度末比較	△68	△15	△1	△66	1	1	△16	31	△1	△2

(青森市分を除く)

第36表 生活衛生関係営業許可(確認)件数

区分 年度	県計	理容所	美容所	クリーニング所	興行場	旅館業	公衆浴場
平成21年度	196	19	71	21	7	56	22
平成20年度	229	38	80	27	9	57	18

(青森市分を除く)

2 理容師養成施設及び美容師養成施設

理容師及び美容師を養成する施設として厚生労働大臣の指定を受けている県内の養成施設は、理容師養成施設が3施設、美容師養成施設が3施設となっている。

第37表 理容師、美容師養成施設 (H22.4.1現在)

指定年月日	施設名	所在地	養成定員				
			理容師養成施設		美容師養成施設		
			昼間 課程	通信 課程	昼間 課程	通信 課程	夜間 課程
平成10.4.1	ヘアアートカレッジ木浪学園	青森市久須志一丁目45の2	名 80	名 120	名 160	名 240	名 -
"	八戸理容美容専門学校	八戸市小中野三丁目5の1	名 80	名 60	名 160	名 120	名 40
平成12.4.1	青森県ヘアアーティスト専門学校	弘前市大字表町6の4	名 80	名 120	名 80	名 120	名 -
	合計		240	300	400	480	40

3 公衆浴場入浴料金

物価統制令に基づき、公衆浴場の経営の安定及び諸物価の動静等との関係を考慮し、入浴料金の指定の事務を行っており、本県における入浴料金の改定状況は第38表のとおりである。

第38表 青森県公衆浴場入浴料金改定状況

施行年月日	料 金			
	大人	中人	小人	洗 髪
昭和58年 3月 1日	235 円	110 円	50 円	—
60 10 1	250	120	50	—
平成元 8 1	265	120	50	—
4 9 1	300	140	60	—
9 7 29	350	150	60	—
18 7 1	390	150	60	—
20 10 20	420	150	60	—

また、公衆浴場の確保を図るため、物価統制令に基づく公衆浴場入浴料金で営業している公衆浴場に対し、次の助成措置を講じている。

名 称	制 度 の 概 要			平成21年度 実 績	備 考
	内 容	基 準	創設年度		
青森県公衆浴場施設整備費補助金	公衆浴場の経営の健全化及び衛生施設の充実を図るため、公衆浴場のかま又は手すり等を改善するために要する経費について、公衆浴場の経営者に対し、右の基準により補助する。	1. 補助対象基本額 1 浴場当たり最高255万円 2. 補助率 経費の3分の1に相当する額又はかまの65万円、手すり等は20万円のいずれか低い額以内の額	昭和 50年度	かま4施設 2,600千円 手すり等 2施設 400千円	平成22年度 予定 かま4施設 手すり等 2施設 3,000千円

4 経営の指導

(1) 生活衛生経営指導事業

生活衛生関係営業の近代化及び合理化を推進するため、生活衛生営業経営特別相談員養成講習会の開催及び各生活衛生同業組合に対する指導育成を行っている。また、生活衛生関係営業の衛生水準の向上と利用者等の利益の擁護を図ることを目的として設立された（財）青森県生活衛生営業指導センターに対し助成を行い、経営指導等の充実を図っている。

(2) 生活衛生同業組合

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく生活衛生同業組合は、現在10業種設立されている。

第39表 生活衛生同業組合設立状況

(H22.4.1現在)

名 称	設立年月日	出資、非出資組合の別	組合員数
青森県興行生活衛生同業組合	昭和33年11月23日	非 出 資	44 人
〃 旅館 ホテル 〃	33 1 31	出 資	296
〃 公衆浴場業 〃	33 3 28	〃	88
〃 理 容 〃	33 4 12	〃	1,242
〃 美 容 業 〃	33 2 13	〃	1,025
〃 クリーニング 〃	33 2 13	〃	98
〃 す し 業 〃	39 6 9	〃	112
〃 食 肉 〃	43 5 13	非 出 資	37
〃 料理飲食業 〃	58 11 22	〃	683
〃 社交飲食業 〃	62 6 26	出 資	600

(3) (株)日本政策金融公庫融資指導事業

(株)日本政策金融公庫が行う生活衛生関係営業の近代化、合理化のための設備資金の融資について、借入申込金額が300万円を超えるものに対する推薦事務や借入手続きの指導を行っている。

5 墓地及び埋葬

墓地、火葬場等の管理及び埋葬等が、国民の宗教感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的に、市町村で行う埋火葬等の事務の指導等を行っている。

なお、昭和54年4月1日から墓地、火葬場等の経営許可等に関する事務については、市町村に権限移譲している。

第40表 墓地、火葬場等施設数

(H22.3.31現在)

年度	区分	県 計	墓 地	火 葬 場	納 骨 堂
平成21年度		2,518	2,452	36	30
平成20年度		2,518	2,451	37	30

(青森市分を除く)

6 建築物における衛生的環境の確保

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年10月施行)により、特定建築物(興行場、百貨店、店舗、事務所、旅館等で床面積が3,000平方メートル以上の建築物)については、所有者等による届出が義務づけられている。

第41表 特定建築物の施設数

(H22.3.31現在)

施設数計	興行場	百貨店	店 舗	事務所	学 校	旅 館	その他
283	11	21	71	72	16	59	33

(青森市分を除く)

- (2) 建築物環境衛生に係る事業を営んでいる者は、建築物清掃業等8業種について、営業所ごとに知事の登録を受けることができる。

第42表 建築物環境衛生に係る登録営業所数 (H22.3.31現在)

登録数	建築物 清掃業	建築物 空気環境 測定業	建築物 空調調用 ダクト清掃業	建築物 飲料水水 質検査業	建築物 飲料水貯 水槽清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ昆虫 等防除業	建築物 総合管理業
287	70	17	0	9	102	24	42	23

7 遊泳用プールの衛生指導

遊泳用プールについては厚生労働省の定める「遊泳用プールの衛生基準」に基づき、プールの水質検査及び施設面の調査を行い、適正な衛生管理の指導を行っている。

8 家庭用品の有害物質含有検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和49年10月1日施行）に基づき、日常使用される家庭用品の試買検査を行ったところ、いずれも基準以下の結果であった。

第43表 平成21年度家庭用品の有害物質含有検査状況

有害物質 区分	ホルムアルデヒド	水酸化カリウム・ 水酸化ナトリウム	塩化水素・硫酸
対象品目 検査件数	よだれ掛け、下着、 くつ下、手袋、寝衣 等 10	家庭用洗剤 9	家庭用洗剤 6

第8節 食品衛生対策

1 営業施設

食品関係営業のうち、飲食店営業など34業種については、食品衛生法に基づき営業許可が必要とされている。

この許可は、申請に基づきその実態を調査し、青森県食品衛生法施行条例に定める施設基準に適合すると認められるものに対し、施設の構造等に応じて5年から9年の期限を付して許可するものであり、その権限は地域県民局長に委任している。

また、このほかに給食施設等許可を要しない食品関係営業施設がある。

第44表 許可を要する食品関係営業施設数

業種	県民局	東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
平成20年度		913	7,370	8,498	3,902	5,749	2,340	28,772
平成21年度		869	7,330	8,326	3,884	5,581	2,358	28,348
飲食店営業	一般食堂・レストラン	96	992	1,200	496	801	340	3,925
	仕出し・弁当屋	18	213	137	130	64	81	643
	旅館	23	166	95	96	140	140	660
	臨時飲食店	146	439	555	254	513	124	2,031
	その他	178	2,467	2,357	1,013	1,594	609	8,218
	計	461	4,277	4,344	1,989	3,112	1,294	15,477
菓子製造業		39	499	589	309	337	88	1,861
乳処理業		0	3	2	1	5	2	13
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		0	4	2	0	3	3	12
集乳業		0	0	0	0	1	0	1
魚介類販売業		97	428	679	324	360	257	2,146
魚介類せり売業		0	1	8	10	6	4	29
魚肉ねり製品製造業		0	3	9	7	1	0	20
食品の冷凍又は冷蔵業		14	19	119	8	24	13	197
缶詰又は瓶詰食品製造業		5	66	22	21	18	4	136
喫茶店営業		19	332	459	142	217	74	1,243
あん類製造業		1	5	4	5	10	1	26
アイスクリーム類製造業		11	127	120	91	82	34	465
乳類販売業		95	742	924	402	615	302	3,080
食肉処理業		0	14	17	4	26	0	61
食肉販売業		84	437	507	238	379	193	1,838
食肉製品製造業		0	5	11	3	9	3	31
乳酸菌飲料製造業		0	1	0	0	0	0	1
食用油脂製造業		0	2	4	1	6	0	13
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		4	22	51	40	34	5	156
醤油製造業		0	10	6	5	6	1	28
ソース類製造業		1	35	21	13	25	2	97
酒類製造業		0	13	10	3	5	4	35
豆腐製造業		2	15	45	31	34	7	134
納豆製造業		1	6	5	13	11	0	36
めん類製造業		4	31	79	11	49	18	192
そうざい製造業		29	136	232	173	171	45	786
添加物製造業		1	4	2	0	4	0	11
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		1	86	33	27	19	3	169
氷雪製造業		0	3	15	12	6	1	37
氷雪販売業		0	4	7	1	6	0	18

(青森市を除く)

第45表 許可を要しない食品関係営業施設数

業種	県民局	東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
平成20年度		240	2,585	2,239	1,359	1,432	798	8,653
平成21年度		294	2,595	2,248	1,357	1,432	803	8,729
給食施設	学校	5	37	25	26	8	22	123
	病院・診療所	2	42	35	8	43	10	140
	事業所	3	6	30	3	21	13	76
	その他	24	250	275	120	165	46	880
乳搾取業		0	7	0	3	16	0	26
食品製造業		20	225	40	48	34	21	388
野菜果物販売業		40	494	579	122	289	174	1,698
そうざい販売業		40	362	201	171	201	108	1,083
菓子販売業		40	591	342	255	373	159	1,760
食品販売業（上記以外）		60	474	419	567	210	187	1,917
添加物製造業		0	1	2	0	0	0	3
添加物販売業		30	48	70	4	10	30	192
氷雪搾取業		0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装おもちゃ販売業		30	58	230	30	62	33	443

（青森市を除く）

第46表 新規・更新営業許可件数（青森市を除く）

業種	年度	平成21年度			平成20年度
		計	新規	更新	
合計		5,736	2,434	3,302	3,564
合計（臨時を除く）		5,347	2,125	3,222	3,110
飲食店営業	一般食堂・レストラン	860	334	526	551
	仕出し・弁当屋	150	61	89	77
	旅館	170	25	145	64
	臨時飲食店	389	309	80	454
	その他	1,446	687	759	963
	計	3,015	1,416	1,599	2,109
菓子製造業		380	171	209	224
乳処理業		4	1	3	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		5	1	4	0
集乳業		0	0	0	0
魚介類販売業		415	136	279	246
魚介類せり売業		7	0	7	4
魚肉ねり製品製造業		4	3	1	1
食品の冷凍又は冷蔵業		56	13	43	19
缶詰又は瓶詰食品製造業		40	17	23	11
喫茶店営業		254	128	126	147
あん類製造業		8	3	5	1
アイスクリーム類製造業		83	42	41	78
乳類販売業		682	235	447	290
食肉処理業		12	3	9	6
食肉販売業		387	119	268	212
食肉製品製造業		11	4	7	2
乳酸菌飲料製造業		1	0	1	0
食用油脂製造業		2	2	0	5
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0
みそ製造業		36	11	25	22
醤油製造業		8	0	8	3
ソース類製造業		16	9	7	15
酒類製造業		16	4	12	0
豆腐製造業		33	4	29	15
納豆製造業		4	3	1	9
めん類製造業		43	17	26	20
そうざい製造業		155	79	76	97
添加物製造業		3	1	2	1
食品の放射線照射業		0	0	0	0
清涼飲料水製造業		44	11	33	21
氷雪製造業		9	0	9	1
氷雪販売業		3	1	2	5

2 行商等の登録

魚介類の行商及びアイスクリーム類の行商については、食品衛生上の危害発生の防止を図るため、条例に基づき知事の登録を受けなければならない。

第47表 登録状況

年度	種別	計	魚介類行商	アイスクリーム類行商
平成20年度		155件	48件	107件
平成21年度		125件	41件	84件

(青森市を除く)

3 監視指導

食品衛生監視指導は、食品衛生法の規定により、危害発生頻度の高い業種、流通の広域性、事業の規模及び地域の特性等を考慮して毎年度策定する食品衛生監視指導計画に基づき、重点的、効率的に実施している。

平成21年度は、広域流通食品を製造する清涼飲料水製造業及びそうざい製造業について、期限表示、アレルギー表示及び不適切な原材料の使用の有無について重点的に監視指導を行った。

表示については、JAS法、景表法、健康増進法及び薬事法等を管轄する関係部局と情報を共有しながら、表示相談時や監視時等に指導を行った。また、JAS法担当と合同で「青森県食品表示適正化指導チーム」として指導を行った。

第48表 食品関係営業施設監視状況（要許可）

業種	県民局	監視計画数	合計	東青	中南	三八	西北	上北	下北
平成20年度		13,821	14,308	474	3,907	3,562	1,743	2,782	1,840
平成21年度		13,765	14,979	484	4,129	4,139	2,135	2,362	1,730
飲食店営業		7,072	6,960	191	2,128	1,676	1,058	1,054	853
菓子製造業		899	1,212	32	345	367	170	182	116
乳処理業		14	19	0	7	5	2	2	3
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		12	15	0	8	1	0	3	3
集乳業		1	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		1,583	1,616	68	368	551	236	181	212
魚介類せり売業		29	30	0	6	4	11	4	5
魚肉ねり製品製造業		19	23	0	0	18	4	1	0
食品の冷凍又は冷蔵業		130	162	8	12	105	6	15	16
缶詰又は瓶詰食品製造業		73	108	2	46	24	18	11	7
喫茶店営業		416	477	13	114	175	36	88	51
あん類製造業		25	39	1	17	5	9	5	2
アイスクリーム類製造業		232	407	18	125	129	49	56	30
乳類販売業		1,035	1,543	65	373	414	205	286	200
食肉処理業		62	101	0	8	38	2	53	0
食肉販売業		1,033	1,237	57	300	332	169	228	151
食肉製品製造業		27	43	0	6	16	1	15	5
乳酸菌飲料製造業		1	2	0	2	0	0	0	0
食用油脂製造業		13	7	0	1	4	0	2	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		77	71	1	9	28	18	12	3
醤油製造業		14	23	0	6	6	6	4	1
ソース類製造業		49	69	0	27	17	9	15	1
酒類製造業		13	27	0	12	3	4	5	3
豆腐製造業		71	67	3	11	19	9	19	6
納豆製造業		18	11	1	2	0	3	5	0
めん類製造業		101	105	1	23	42	7	21	11
そうざい製造業		547	448	22	94	126	83	77	46
添加物製造業		10	7	0	3	1	0	3	0
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		168	117	1	72	15	17	9	3
氷雪製造業		14	20	0	2	13	2	1	2
氷雪販売業		7	13	0	2	5	1	5	0

（青森市を除く）

第49表 食品関係営業施設監視状況（許可不要）

業種		県民局		東青	中南	三八	西北	上北	下北
		監視計画数	合計						
平成20年度		4,084	6,831	262	2,381	1,781	514	1,028	865
平成21年度		3,968	8,552	564	2,907	1,976	1,215	1,028	862
給食施設	学校	95	126	6	37	29	19	10	25
	病院・診療所	76	63	2	24	12	4	10	11
	事業所	24	22	3	4	1	1	8	5
	その他	441	340	21	127	17	65	47	63
	小計	636	551	32	192	59	89	75	104
乳搾取業		9	0	0	0	0	0	0	0
食品製造業		195	188	14	53	34	20	4	63
野菜果物販売業		555	1,151	64	331	307	194	153	102
そうざい販売業		541	1,283	78	456	261	198	146	144
菓子販売業		881	1,733	104	638	360	238	212	181
食品販売業（上記以外）		958	2,070	158	766	486	263	220	177
添加物製造業		2	4	0	2	2	0	0	0
添加物販売業		53	798	54	248	244	84	130	38
氷雪搾取業		0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装おもちゃ販売業		138	774	60	221	223	129	88	53

（青森市を除く）

4 収去検査

（1）流通食品等の収去検査

県内で製造又は流通している食品及び添加物等を収去し、食品衛生法で定められた規格基準への適合状況や食中毒菌による汚染実態等について検査を行った。平成21年度の検査結果は、規格基準違反が3件、表示基準違反が2件であり、関係営業者に対し保健所が改善指導や改善報告書の徴収等の行政措置を講じた。

（2）野菜、果物等の有害物質検査

野菜、果実等に係る残留農薬の規制については、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するという新しい制度（ポジティブリスト制度）が平成18年5月29日から施行された。

平成21年度は、有機塩素系、有機リン系、有機窒素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等254～265種類の農薬について、13品目の野菜・果実等（冷凍野菜を含む）67検体を検査し、その結果、食品衛生法に基づく残留農薬基準値を超えるものはなかった。

また、輸入品（冷凍食品）2品目6検体について、高濃度に残留する有機リン系農薬に係る検査を実施した結果、基準値を超える有機リン系農薬は検出されなかつ

た。

(3) 魚介類の残留有害物質について

国の通知に基づき、魚介類に残留するPCB、水銀、有機スズ化合物（TBT O）及びクロルデンの検査を実施しており、平成21年度は、5検体いずれも規制値（暫定規制値含む。）以下であった。

(4) ホタテガイの下痢性貝毒等検査について

ホタテガイについては貝毒検査を実施しており、平成21年度は14検体いずれも規制値以下であった。

(5) 畜水産物中の残留抗菌性物質等検査について

平成18年5月29日から、食品中に残留する農薬等についてもポジティブリスト制度が施行され、食肉等の畜水産物についても動物用医薬品等に係る新たな基準が設定された。

平成21年度は牛肉26検体、豚肉35検体、鶏肉29検体、鶏卵9検体、牛乳8検体の合計107検体について抗生物質等の検査を実施したが、いずれも不検出若しくは陰性であった。

(6) アレルギー物質の検査について

平成14年から、食品中に含まれる小麦、そば、卵、乳、落花生のアレルギー表示が義務づけられ、平成20年6月からは、えび、かきが追加された。

平成21年度は菓子、そうざい等36検体についてアレルギー物質の検査を行い、表示違反となる食品は認められなかった。

第50表 平成21年度収去検査実施状況

	試験の内容												違反 検体数	
	試験 検体数	細菌試験			理化学試験						動物を 用いる 検査	その他		
		細菌	ウ イル ス	そ の 他	残 留 農 薬	食 品 添 加 物	残 留 動 物 用 医 薬 品	ア レ ル ギ ー 物 質	遺 伝 子 組 換 え 食 品	そ の 他				
魚介類	80	56	5	0	0	0	0	0	0	0	9	14	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前加熱の 加熱後摂取冷凍食品	6	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の加 熱後摂取冷凍食品	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	45	37	0	0	0	24	0	1	0	0	0	0	0	1
肉卵類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	169	70	0	0	0	8	99	0	0	0	0	0	0	0
乳	8	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	1
乳製品	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除 き、マーガリンを含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類、氷菓	14	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
穀類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	37	29	4	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	103	13	4	0	66	20	0	2	0	0	0	0	0	0
菓子類	72	68	0	0	0	22	0	21	0	0	0	0	0	2
清涼飲料水	18	8	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・瓶詰食品	13	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0
その他の食品	88	79	4	0	0	13	0	2	0	0	0	0	0	0
添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	562	385	17	0	70	87	107	36	0	46	14	0	5	

5 行政処分

食品衛生法違反が確認された場合は、その措置について検討を行い、食品衛生上の危害防止の観点から、違反した者に対し営業停止等の行政処分等を行うこととしている。

営業許可の取消しを除く行政処分の権限は地域県民局長に委任されている。

第51表 違反件数及び行政処分実施状況

区分 年度	違反 件数	違反内容					違反条項										行政処分等内容					
		表示	異物	規格 基準	添加 物	その他	法 6 条	法 9 条	法 10 条	法 11 条	法 19 条	法 20 条	法 50 条	法 52 条	その他	禁 止	停 止	廃 棄	回 収	整 備 改 善	告 発	そ の 他
平成20年度	18	3	0	5	2	8	4	0	0	7	3	0	0	4	0	0	4	0	1	0	0	13
平成21年度	17	8	0	2	0	7	7	0	0	2	8	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	10

6 食中毒発生状況

食中毒の発生防止は、食品衛生の重要課題であり、食中毒の発生時には、保健所が、疫学的調査及び微生物学的検査等を実施し、発生原因を究明の上、原因食品や発生の機序を排除する等、必要な処分及び指導等の措置を講じ、被害の拡大及び再発防止に努めている。

第52表 食中毒発生状況

年 (1月～12月)	発生 件数	患者数 (人)	死者(再掲) (人)	病因物質			
				病原微生物	自然毒	化学物質	不明
平成20年	8	112	0	5	3	0	0
平成21年	5	59	0	3	2	0	0

7 輸出水産食品

(1) 対EU輸出水産食品に係る業務

対EU水産食品の取扱いについては、国が定める「対EU輸出水産食品の取扱要領」に基づき行うこととなっている。

ア 対EU輸出ホタテガイに係る業務

本県産ホタテガイのEU域内への輸出については、平成7年の禁輸措置を受け、国、県、加工業者等が、輸出再開に向けて体制の整備を行い、平成14年に禁輸措置が解禁された後、順調に輸出されているところである。

ホタテガイを輸出するためには、当該ホタテガイの生産海域の衛生管理及び同海域から採捕するホタテガイの水揚げから加工等までのすべての過程において、

衛生管理を確保しなければならないことから、県は、「青森県対EU輸出ホタテガイ管理要領」を策定し、EU向けホタテガイの生産海域として県が指定した「陸奥湾東部海域」から採捕されるEU向けホタテガイの管理を行っている。

(ア) 対EU輸出ホタテガイ生産海域のモニタリングについて

生産海域については、国の要領に基づき設置された青森県貝類衛生対策委員会が策定した「対EU輸出ホタテガイのモニタリングに係るサンプリング及び不正行為の防止計画書」により定められた定点から、ホタテガイ及び海水をサンプリングし、貝毒等に係るモニタリングを実施している。

「青森県対EU輸出ホタテガイ管理要領」の規定により、当該モニタリング結果に基づき、生産海域の開放、閉鎖及び一時閉鎖等を行い、当該海域の管理及び採捕されるホタテガイの衛生要件を確保している。

(イ) 不正行為の防止について

採捕したホタテガイの由来、搬送先に不正がないことを確認するため、「対EU輸出ホタテガイのモニタリングに係るサンプリング及び不正行為の防止計画書」に基づき、各EU向けホタテガイ採捕者に対し発行している「EU向けホタテガイ搬送票」の使用および保管状況等を確認し、不適正使用等不正行為に係るモニタリングを実施している。

イ 対EU輸出水産食品取扱い施設等について

EUへ水産食品を輸出する加工施設等については、同要領の認定要件を満たした施設として、都道府県等が認定を行うこととなっている。

県では、平成13年2月にホタテガイ加工施設1施設を認定したが、当該認定施設は、平成18年10月青森市が中核市となったことから、青森市の所管となった。

また、EUへ水産食品の輸出を希望している加工施設等に対し、随時、相談等に応じ、同要領に定める衛生要件等について指導、助言を行っている。

(2) 対米輸出水産食品に係る業務

対米水産食品の取扱いについては、国が定める「対米輸出水産食品の取扱い要領」に基づき行うこととなっている。

米国に水産食品を輸出するためには、同要領の認定要件を満たした施設として県から認定を受ける方法の他に、県以外の第三者機関から、当該施設が米国連邦規則に基づいて製造していることの証明を受ける等の方法があり、県では、平成21年度末現在、1施設を認定している。

当該認定施設に対しては、同要領に基づき、国から指名を受けた対米指名食品衛生監視員（保健衛生課配置）が施設の整備、改善及び衛生管理等について、監視、指導を行っている。

第54表 対米輸出水産食品取扱認定施設

認定施設名	所在地	対米認定年月日	品目
武輪水産株式会社	八戸市	平成12年9月4日	シメサバ

(3) 対中国輸出水産食品に係る業務

中国に輸出する水産食品の取扱については、国が定める「対中国輸出水産食品の取扱要領」に基づき行うこととなっており、平成22年2月1日からは、それまで県が行っていた施設の登録、衛生証明書の発行等については、厚生労働省医薬食品局食品安全部長が認定した証明書発行機関が行うこととなった。

なお、平成21年4月1日から平成22年1月31日までの期間における衛生証明書の発行件数は92件であった。

第9節 食肉衛生対策

食肉衛生検査所の検査機器等の整備及び食肉検査体制の強化を図り、最新の科学技術に立脚した食肉検査を実施し、安全で衛生的な食肉の供給に努めている。

なお、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく食鳥検査については、平成15年4月1日から(社)青森県獣医師会へ委任している。

1 食肉衛生検査所

第55表 名称及び所管区域

名称	位置	備考
十和田食肉衛生検査所	十和田市	八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、上北郡、下北郡 三戸郡（三戸支所の所管区域を除く）
三戸支所	三戸郡三戸町	三戸町、田子町
田舎館食肉衛生検査所	南津軽郡田舎館村	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

2 と畜場及び食鳥処理場

第56表 と畜場設置状況

	と畜場名	所在地	許可年月日	開設者	一日当り 処理能力 大動物/小動物
十和田 食肉衛生 検査所	十和田食肉センター	十和田市	S 43. 9. 20	十和田地区食肉処理 事務組合	100/1,200
	三沢市食肉 処理センター	三沢市	H 8.10. 1	三 沢 市	0/1,300
	日本フードパッカー(株) 青 森 工 場	上 北 郡 おいらせ町	H 8. 4. 1	日本フードパッカー 株 式 会 社	50/1,350
	(株)三戸食肉センター	三 戸 郡 三 戸 町	H 6. 3. 17	株式会社三戸食肉 セ ン タ ー	66/650
田衛 舎生 館検 査食 肉所	(株)青森畜産公社 津軽食肉センター	南津軽郡 田舎館村	S 52. 11. 14	株式会社青森畜産公社	20/520

第57表 食鳥処理場設置状況（年間30万羽超処理施設）

	食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設置者	鳥の種類
十 和 田 食 肉 衛 生 検 査 所	1 日本ホワイトファーム(株) 東 北 食 品 工 場	横 浜 町	H 6. 6. 15	日本ホワイト ファーム株式会社	鶏
	2 (株)阿部繁孝商店 田 子 工 場	田 子 町	H 4. 3. 27	株 式 会 社 阿部繁孝商店	鶏
	3 (株)阿部繁孝商店 五 戸 工 場	五 戸 町	〃	〃	鶏
	4 プライフーズ(株) 第一ブロイラーカンパ ニー細谷工場	三 沢 市	〃	プ ラ イ フ ー ズ 株 式 会 社	鶏
	5 (株)ヤマショウフーズ 東 北 事 業 部	十和田市	H 17. 3. 8	株 式 会 社 ヤマショウフーズ	鶏
	6 有限会社石澤産業	階 上 町	H 5. 3. 26	有限会社石澤産業	鶏

第58表 認定小規模食鳥処理場設置状況（年間30万羽以下処理施設）

	食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設置者	鳥の種類	
十和田食肉衛生査所	1	(有)アイトク販売東北	南部町	H 4. 4. 9	有限会社 アイトク販売東北	鶏 鴨
	2	農事組合法人銀の鴨	おいらせ町	H 5. 3. 11	農事組合法人銀の鴨	あひる (フランス鴨)
	3	青森シャモロック 食鳥処理場	五戸町	H 17. 12. 5	有限会社青森県 農産物生産組合	鶏
田舎館食肉衛生検査所	1	大鰐シャモロック ファーム	大鰐町	H 17. 10. 3	有限会社大鰐振興	鶏

3 と畜検査

第59表 と畜検査頭数及び検査結果に基づく措置

(単位：頭)

畜種	年度	と畜検査頭数	と畜検査の結果に基づく措置		
			禁 止	全部廃棄	一部廃棄
牛	19	27,591	0	146	13,357
	20	28,463	0	151	13,000
	21	29,888	0	161	12,566
とく	19	180	0	6	69
	20	187	0	10	94
	21	275	0	4	150
馬	19	1,268	0	2	375
	20	1,266	0	3	397
	21	1,252	0	3	283
豚	19	927,922	0	521	408,538
	20	945,215	0	627	399,835
	21	962,990	0	813	351,301
めん羊	19	26	0	0	4
	20	37	0	0	7
	21	42	0	0	1
山 羊	19	3	0	0	2
	20	8	0	0	2
	21	15	0	0	3
計	19	956,990	0	675	422,345
	20	975,176	0	791	413,335
	21	994,462	0	981	364,304

第60表 平成21年度と畜検査の実績

名称	畜種 と畜場名	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
		十和田食肉センター	7,955	250	491	173,280	39	13
十和田食肉衛生検査所	日本フードパッカー(株) 青森工場	11,511	9	0	327,773	0	0	339,293
	三沢市食肉処理センター	0	0	0	280,374	0	0	280,374
	(株)三戸食肉センター	10,339	10	0	146,922	0	0	157,271
	計	29,805	269	491	928,349	39	13	958,966
	衛生検査所 田舎館食肉	(株)青森畜産公社 津軽食肉センター	83	6	761	34,641	3	2
計	83	6	761	34,641	3	2	35,496	
合計	29,888	275	1,252	962,990	42	15	994,462	

4 食鳥検査 ((社)青森県獣医師会へ委任)

第61表 食鳥検査羽数及び検査結果に基づく措置 (年間30万羽超処理施設)

(単位:羽)

種類	年度	食鳥検査羽数	食鳥検査の結果に基づく措置		
			禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
ブロイラー	19	40,474,534	272,695	291,237	1,591,255
	20	41,037,906	245,261	465,945	1,801,600
	21	42,211,558	316,657	717,947	1,719,359
成 鶏	19	5,464,896	0	81,323	104,764
	20	5,590,198	14,322	75,239	84,909
	21	5,576,870	9,479	63,855	56,048
計	19	45,939,430	272,695	372,560	1,696,019
	20	46,628,104	259,583	541,184	1,886,509
	21	47,788,428	326,136	781,802	1,775,407

第62表 平成21年度食鳥処理場別実績 (年間30万羽超処理施設)

	食鳥処理場名	食鳥処理羽数	備 考
1	日本ホワイトファーム(株)東北食品工場	13,640,230	ブロイラー
2	(株)阿部繁孝商店田子工場	9,579,804	〃
3	(株)阿部繁孝商店五戸工場	8,923,954	〃
4	プライフーズ(株)第一ブロイラーカンパニー細谷工場	10,067,570	〃
5	(株)ヤマショウフーズ東北事業部	4,043,045	成 鶏
6	有限会社石澤産業	1,533,825	〃
	合計	47,788,428	

5 認定小規模食鳥処理場確認状況

第63表 認定小規模食鳥処理業者における確認状況（年間30万羽以下処理施設）

（単位：羽）

種類	年度	食鳥確認羽数	法第19条に基づく措置		
			禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
成 鶏	19	254,562	0	1,207	47
	20	177,012	0	587	0
	21	215,953	0	1,097	0
フランス鴨	19	7,400	0	0	1
	20	6,370	0	0	0
	21	6,512	0	0	0
シャモロック	19	52,183	0	123	2,873
	20	43,391	3	362	1,931
	21	48,356	2	1,967	2,217
計	19	314,145	0	1,330	2,921
	20	226,773	3	949	1,931
	21	270,821	2	3,064	2,217

第64表 平成21年度認定小規模食鳥処理場別の確認実績

		食 鳥 処 理 場 名	食鳥確認羽数	備 考
十 衛 和 生 田 検 食 査 肉 所	1	(有)アイトク販売東北	215,953	成 鶏
	2	農事組合法人銀の鴨	6,512	フランス鴨
	3	青森シャモロック食鳥処理場	36,840	シャモロック
田 衛 舎 生 館 検 食 査 肉 所	1	大鰐シャモロックファーム	11,516	シャモロック
		合 計	270,821	

第10節 動物愛護管理等対策

1 狂犬病予防の推進

平成12年度から犬の登録及び狂犬病予防注射等の事務は市町村の事務となっているが、狂犬病は、依然として先進国を含む多くの国において流行していることから、県は狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射等の実施について、住民に対し周知徹底を図っている。

第65表 狂犬病予防事業実績

(単位：頭)

年度	区分	新規登録数	登録実数	狂犬病予防注射数
平成19年度		5,913	68,153	52,233
平成20年度		5,129	65,952	51,529
平成21年度		4,935	64,172	50,581

(青森市を除く)

2 動物愛護管理の推進

県は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条の規定に基づき、国が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した「青森県動物愛護管理推進計画」を平成20年3月25日に策定した。

県では、動物愛護管理に関する業務を総合的に行う「青森県動物愛護センター」を拠点として、当該推進計画に基づいた施策を推進している。

(1) 動物の適正飼養管理

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業や特定動物の適正飼養管理等についての指導を行っている。また、青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い犬等の適正飼養管理等についての指導等を行っている。

第66表 特定動物の許可等の状況

年度	区分	許可件数	届出件数
平成19年度		1	0
平成20年度		1	30
平成21年度		2	19

第67表 飼い犬の適正管理指導状況

(単位：件)

年度	区分	加害届	被害届	措置命令	告 発	調査回数	苦情届出
平成19年度		47	55	0	0	56	1,232
平成20年度		33	38	0	0	39	1,112
平成21年度		49	57	0	0	56	1,237

(2) 引取・収容

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬及びねこの引取並びに公共の場所における死傷動物の収容の業務を実施している。

第68表 犬及びねこの引取並びに死傷動物の収容状況

(単位：頭)

年度	区分	引 取 数			収 容 数				計
		犬	ねこ	計	犬	ねこ	その他	計	
平成19年度		552	1,099	1,651	137	202	25	364	2,015
平成20年度		500	1,391	1,891	173	430	26	629	2,520
平成21年度		426	1,244	1,670	193	481	30	704	2,374

(青森市を除く)

(3) 犬の捕獲・返還

狂犬病予防法及び青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬の捕獲及び返還の業務を実施している。

第69表 犬の捕獲・返還 (単位:頭)

年度	区分	捕獲数	返還数
平成19年度		853	156
平成20年度		679	142
平成21年度		702	188

(青森市を除く)

(4) 処分

捕獲した犬及び引取、収容した犬、ねこの焼却処分については、平成18年4月から青森市滝沢地区に設置した動物愛護センター管理施設で行っている。

第70表 動物の処分状況 (単位:頭)

年度	区分	犬		ねこ		その他		処分数
		焼却	埋却	焼却	埋却	焼却	埋却	
平成19年度		1,369	0	1,952	0	24	0	2,932
平成20年度		1,176	0	2,305	0	26	0	3,481
平成21年度		1,125	0	2,194	0	29	0	3,348

(青森市を含む)

(5) 譲渡

引き取った犬ねこ等に生きる機会を与えるため、新しい飼い主を探し譲渡を行っている。また、平成18年4月からは、譲渡する犬及びねこに対し健康診断や感染症予防ワクチンの接種を行っている。

第71表 譲渡の状況 (単位:頭)

年度	区分	犬	ねこ	計
平成19年度		142	20	161
平成20年度		171	44	215
平成21年度		112	26	138

3 災害時における動物救護活動

県は、地震等の災害時に動物愛護の観点から必要な救護活動を行うことを目的として、平成22年2月10日に青森県動物救護本部設置要綱及び青森県動物救護活動実施要領を策定し、(社)青森県獣医師会と協定を締結した。地震等の災害が発生した場合は、本要綱及び要領に基づき、避難所等に避難した被災動物及びその飼養者に対する支援を行うこととしている。

第11節 化製場等

化製場等に関する法律に基づき、化製場、死亡獣畜取扱場並びに魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とした飼料、肥料を製造する施設及びこれらのものを貯蔵する施設(法第8条に規定する施設)については、許可が必要とされている。

第72表 化製場等の施設数

年度	区分	化製場	死亡獣畜取扱い場	8条準用施設
平成19年度		4	8	11
平成20年度		4	10	11
平成21年度		4	10	12

高齡福祉保險課

事業概要

第1節 高齢社会対策

急速な高齢化の進展と少子化による人口減少が予測される中、本県では、高齢者一人ひとりが安心して「すこやか」に「自立」した生活ができるような社会づくりを支援するとともに、高齢者の生きがいつくりと社会参加を促進することにより、「高齢者が生きがいを持って安んじて暮らせる環境づくり」を目指して、「あおもり高齢者すこやか自立プラン2009」（平成21年3月策定）に基づき、施策を進めているところである。

これまで、本県の高齢社会対策については、平成11年に、県の高齢社会対策を的確かつ効率的に推進し、みんなが輝いている長寿社会を築くための基本的な施策の方向を示した「青森県高齢社会対策大綱」、また、高齢社会を明るくみんなが輝いている長寿社会にしていくため、高齢者だけでなく、県民一人ひとりが日常生活において、常に心がける基本的な目標として、「青森県長寿社会憲章」を制定し、これらを両輪として施策を進めてきたところである。

それらの理念に即して、具体的に施策を進めるための計画として、平成12年に策定した青森県老人保健福祉計画と青森県介護保険事業支援計画を合わせて、平成15年に「あおもり高齢者すこやか自立プラン」を策定し、平成18年度、平成21年度と3年ごとに、計画を見直してきたところである。

現在、生涯現役で活躍できる社会づくり、地域生活支援体制の整備、介護予防の取組の推進、介護サービスの充実と質の確保を柱に高齢社会対策を推進しているところである。

1. 青森県高齢社会対策推進本部

本格的な高齢社会の到来に備え、県民の誰もが長寿で生きがいをもって暮らすことができる、豊かで活力ある高齢社会を構築するため、本県の高齢社会に対応する諸施策を総合的に検討し、施策の効果的な推進を図ることを目的に、昭和63年8月、知事を本部長として設置された。

また、その下に幹事会及び部会が設置されている。

2. 青森県高齢社会対策推進懇談会

本県における高齢社会対策を総合的に推進するに当たり、広く民間有識者等の意見を聞き、今後の高齢社会対策に反映させることを目的として、平成2年9月に設置された。

懇談会は学識経験者、社会福祉、商工労働、文化、スポーツ、教育、高齢者（利用者の立場）、報道機関等県内各界各層の有識者で構成されている。

3. 青森県長寿社会振興センター

高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、明るい活力ある長寿社会の実現を図るため、平成3年7月1日に、県、市町村、民間団体の出捐による第3セクター方式により設立された財団法人青森県長寿社会振興財団は、平成14年4月1日に社会福祉法人青森県社会福祉事業団へ吸収統合され、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団として生まれ変わり、その中の1組織として「青森県長寿社会振興センター」となったもので、財団法人青森県長寿社会振興財団で実施していた事業を継続して実施している。

主な事業としては、あおもりシニアフェスティバルの開催、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手等の派遣など高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進する事業、高齢者ラジオ放送講座、高齢指導者（シニアリーダー）養成研修会など高齢者の社会活動を振興するための指導者等養成事業、高齢者サークル活動支援事業など仲間づくり事業等の諸事業を総合的に実施していくこととしている。

第2節 高齢者福祉対策

1. 高齢者サービス総合調整推進事業

高齢者に関する保健、医療、福祉等の各種サービスの総合調整を推進し充実を図るため、県に「青森県高齢者サービス総合調整推進会議」を、市町村に「地域ケア会議」を設置している。

(1) 青森県高齢者サービス総合調整推進会議

昭和62年11月に設置され、高齢者の各種サービスの総合的推進のため、保健、医療、福祉等の関係団体等との協調関係を樹立し、市町村における高齢者サービス総合調整推進を支援している。

(2) 地域ケア会議

高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健、医療、福祉等の各種サービスの総合的な調整を推進しており県内全市町村に設置されている。

会議の構成員は、市町村の老人福祉等の担当者、保健所の保健師、福祉事務所のケースワーカー、社会福祉協議会の職員、医師、老人福祉施設職員、ホームヘルパー、民生委員等である。

2. 高齢者虐待防止普及推進事業

高齢者虐待は、平成18年4月に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、市町村を第1次的な窓口として本格的な対応が始まった。

県においては、平成15年8月のアンケート調査を始め、これまで青森県高齢者虐待対策検討委員会の開催、「高齢者虐待防止・支援マニュアル」、「高齢者虐待対応事例集」や「高齢者虐待防止読本」等の作成・配布、ラジオ放送を通じての高齢者虐待防止及び認知症高齢者の権利擁護等に関する啓発などを行って、行政等の関係者や一般県民の高齢者虐待に関する理解の促進に努めてきた。

平成20年度及び平成21年度には、市町村や地域包括支援センターの高齢者虐待対応に従事する職員の専門的知識及び実践的手法の習得を図ることを目的に高齢者虐待対応専門員養成研修を実施したほか、民生児童委員や人権擁護委員などを含む一般県民を対象とした高齢者虐待防止シンポジウムを開催したところであり、今後も研修会等を通じて、高齢者虐待防止に関する啓発を進めていく。

3. 認知症対策等総合支援事業

高齢化の進展に伴い、県内に2万人以上いると推計される認知症高齢者は、今後益々増加することが見込まれており、認知症高齢者に対するケアの質の向上や包括的なケアの提供が可能な体制を構築することが重要な課題となっている。

こうしたことから、県では平成18年度から、①普及啓発、②早期発見、③在宅高齢者支援、④認知症グループホーム入所者支援、⑤人材基盤の5つの課題に取り組んでいる。

平成21年度の主な事業内容

(1) 青森県認知症対策検討委員会の開催

精神科医や学識経験者等12人の委員からなる検討会議を年3回開催し、認知症対策における地域の支援体制等について検討した。

(2) かかりつけ医認知症対応力向上研修の開催

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症の診断の知識・技術や家族からの悩みを聞く姿勢を習得するための研修会を青森県医師会に委託して県内3地域で実施し、45名の医師が受講した。

(3) 認知症予防事業普及合同研修の開催

認知症予防に関する知識・技術を持った市町村保健師や介護職員等の人材育成を図り、各市町村に認知症対策の基盤をつくるため、認知症予防に関する4つの手法の研修会を実施した。

(4) 認知症ケア総合研究会の開催

認知症ケアに対し、多様な職種の方が共通認識に立てるようになるため、認知症の関係団体や関係施設等の職員、キャラバンメイト、認知症の家族等、職種に関係なく合同で研修会を年2回実施した。

(5) 認知症介護普及事業の実施

認知症の方と認知症の方を支える方が、住み慣れたまちで、ともに安心して暮らせるまちづくりのための意見を幅広く募集し、それを冊子として作成し、市町村・地域包括支援センター等に配布した。

4. その他の高齢者福祉対策

平成22年2月の市町村調べによると、65歳以上の高齢者数は352,963人で、このうち在宅のひとり暮らし高齢者は35,899人となっており、これらの高齢者に対して次の施策を講じている。

(1) 生涯現役社会づくり推進事業

高齢社会の進展に伴う生産活動・地域活動の低下、社会保障費等の社会的負担の増大等に対応するため、「団塊・ポスト団塊世代」が退職後、魅力ある新たな地域活動を創出し、スムーズに地域活動ができるよう、「団塊・ポスト団塊世代」等が生涯にわたり元気で生きがいを持って生活できる社会の基盤づくりを進めることを目的に、平成21年度から実施している。

平成21年度は「生涯現役社会づくりフォーラム」や「ふれあい研修会」を開催し、県民への普及啓発を図るとともに、「キーマン養成研修会」において地域活動者やキーマン候補者の創出を図った。

(2) ひとり暮らし老人地域支援ネットワーク推進事業

高齢化が進む一方、かつてあった町内会や集合住宅の「見守り機能」は弱まっており、持ち家売って中心市街地の分譲マンションに移り住む単身高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、集合住宅では特に近所付き合いが希薄となっている。

そのような状況の中、都市部を中心に、単身高齢者や地域から孤立した高齢者が、家族や周囲の人に看取られずに死亡する孤立死が増加していることから、こうした孤立死を防止する観点に立ち、住民に対する啓発、地域のネットワークづくりなど、希薄になった近所づきあいに代わる支援体制の構築を目的として実施している。

(3) 青森県介護・実習普及センター事業

高齢者介護の実習等を通じて、県民への介護知識及び介護技術の普及を図るとともに、「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考え方を広く県民に啓発するほか、介護機器等の展示・相談を通じて、介護機器等の普及を図ることを目的として、平成10年4月に開設された。（平成16年4月1日から社会福祉法人 青森県社会福祉協議会に事業の運営を委託）

第1表 平成21年度介護講座等実施状況

講座名	回数	受講者数	講座名	回数	受講者数
知って得する介護講座	20	365	介護スキルアップ研修	10	354
テーマ別介護講座	2	55	介護技術活用実践研修	4	169
高齢者疑似体験講座	171	7,372	福祉用具・住宅改修研修会	3	153
地域・家族介護講座	2	55	福祉機器展及び福祉用具・住宅改修相談	2	450
出張家庭介護講座	27	980	介護相談件数		77

(4) 老人クラブ活動への支援

老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上、健康の向上、健康の増進、レクリエーション及び地域社会との交流を総合的に実施することを目的とした自主的組織で、平成21年度は青森市を除く39市町村に対し1,534クラブを対象として助成した。

第2表 老人クラブ結成状況（各年度末現在。青森市分を含む）

年 度	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
クラブ数（クラブ）	1,971	1,924	1,811	1,809	1,733
会 員 数（人）	92,252	89,777	79,428	76,573	71,618

(5) 県老人クラブ連合会への助成

老人クラブの活動を推進するため、平成21年度は次のとおり助成を行った。

老人クラブ活動推進員設置事業	5,085千円
老人クラブ活動推進事業	700千円
高齢者相互支援推進・啓発事業	1,366千円
健康づくり事業	1,750千円

(6) 介護員養成研修

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な訪問介護を提供するため、必要な知識・技能を有する訪問介護員の養成を図ることを目的として養成研修を行っている。

なお、県では、平成21年度末現在で44か所の事業者(実数)を養成研修事業者として指定している。平成21年度は、そのうち2事業者が基礎研修課程を、1事業者が1級課程を、24事業者で2級課程を実施した。

第3表 介護員養成研修実施状況

	基礎研修課程			1 級 課 程			2 級 課 程			3 級 課 程		
受 講 対 象 者	介護福祉士資格を所持しない者で、今後介護職員として従事しようとする者若しくは現任の介護職員			2級課程修了者であって現にホームヘルパーとして従事している者又はホームヘルパーとして従事することが確定している者で基幹的業務を行うホームヘルパーを目指す者			現に、常勤又はこれに準ずるホームヘルパーとして従事している者又はホームヘルパーとして従事することが確定している者			勤務時間の少ない非常勤ヘルパー、登録ヘルパー等として、ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者（平成20年度まで実施）		
受講時間	500時間			230時間			130時間			50時間		
年度	19年度	20年度	21年度	19年度	20年度	21年度	19年度	20年度	21年度	19年度	20年度	21年度
終了者数	7	47	58	63	23	14	2,201	1,816	2,737	42	14	—

(7) 認知症介護研修事業

人口の高齢化に伴い増加が予想される認知症高齢者に対する介護技術の向上を図るために、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者の介護実務者に対し、実践的な知識及び技術を修得させるための研修を実施することにより、認知症高齢者

に対する介護サービスの向上を図る。

①認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護実践者等養成事業の指導的役割を担っている認知症介護指導者の最新の認知症介護に関する専門的な知識の修得及び教育技術等の向上を図ることを目的とする。

②認知症介護実践研修

・実践者研修

認知症介護の基本理念、知識及び技術を修得させる。

・実践リーダー研修

実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所においてケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する。

第4表 認知症介護研修実施状況（平成21年度）

実施課程	回数	受講者数
認知症介護指導者フォローアップ研修	2	2
認知症介護実践者研修	3	209
認知症介護実践リーダー研修	1	54

5. 老人福祉施設・介護老人保健施設の設置状況

老人福祉施設等は、養護老人ホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入所施設及び老人福祉センターやデイサービスセンター等の利用施設に大別される。

寝たきりや認知症等により常時の介護を必要とする高齢者の入所需要が多く見込まれる特別養護老人ホームや在宅福祉サービスの拠点としての役割が高まっているデイサービスセンター及び在宅介護支援センター等について必要量に応じた計画的な整備を推進している。

(1) 養護老人ホーム

原則として65歳以上の老人で、経済的な事情又は環境上の事情から、居宅の生活が困難な方が入所する施設で、平成22年4月1日現在10施設、定員675人となっている。

(2) 特別養護老人ホーム

要介護認定を受けた要介護者で、居宅において適切な介助が困難な者を対象とした施設で、平成22年4月1日現在で97施設、定員5,270人となっている。

(3) 介護老人保健施設

要介護認定を受けた要介護者で、病状安定期にあり、入院治療する必要はないがリハビリテーション等の医療のケア及び日常生活の世話を必要とする方を対象とした施設で、平成22年4月1日現在で58施設、定員5,165人となっている。

(4) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の高齢者で、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢などのため独立して生活するには不安のある方を対象に、日常生活上必要な食事や入浴のお世話をする施設で、平成22年4月1日現在27施設、定員810人となっている。

(5) 有料老人ホーム

老人を入所させ、入浴等の介護、食事の提供、その他日常生活上必要な便宜を供与する施設で、利用料は全額入所者の自己負担となっており、平成22年4月1日現在128施設、定員3,576人となっている。

(6) デイサービスセンター

在宅の要援護高齢者等に対し、通所等により入浴、給食、日常動作訓練等のサービスを提供する施設で、平成22年4月1日現在343施設が設置されている。

(7) 在宅介護支援センター

身近なところで気軽に専門家に相談できる等、在宅介護の支援を行う施設で、平成22年4月1日現在149施設が設置されている。

(8) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

原則として60歳以上の高齢者で独立して生活することに不安のある方を対象とし、安心して健康で明るい生活を送れるよう、介護支援機能（デイサービス部門）、交流機能、居住機能を総合的に提供する施設で、平成22年4月1日現在20施設が設置されている。

(9) 老人福祉センター、老人憩いの家

高齢者の各種相談、機能回復訓練及びレクリエーションを行うための施設で、平成22年4月1日現在老人福祉センター51か所、老人憩いの家52か所が設置されている。

第5表 老人福祉施設等状況（各年度4月1日現在）

施設種別	年 度	17	18	19	20	21	22
養護老人ホーム	か所	10	10	10	10	10	10
	定員	685	685	685	685	675	675
特別養護老人ホーム	か所	90	90	94	96	96	97
	定員	5,111	5,111	5,191	5,220	5,220	5,270
介護老人保健施設	か所	55	55	55	56	58	58
	定員	5,074	5,074	5,074	5,118	5,165	5,165
軽費老人ホーム	か所	26	27	27	27	27	27
	定員	780	810	810	810	810	810
有料老人ホーム	か所	20	25	48	64	83	128
	定員	740	1,005	1,576	2,117	2,664	3,576
デイサービスセンター	か所	269	294	311	321	332	343
在宅介護支援センター	か所	179	167	157	154	150	149
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	か所	20	20	20	20	20	20
老人福祉センター	か所	53	53	53	53	51	51
老人憩いの家	か所	57	56	55	53	52	52

第3節 介護保険

1. 要介護認定の実施状況等

(1) 介護認定審査会の設置状況

要介護認定の公平性の確保及び委員の確保等の観点から、全市町村が老人福祉圏域毎に、広域組織で介護認定審査会を設置している。

第6表 介護認定審査会の設置状況 (平成22年4月1日現在)

老人福祉圏域名	広域組織名	審査会設置年月日	合議体数	委員数
1 青森地域	青森地域広域事務組合	H11. 10. 4	23	114
2 津軽地域	津軽広域連合	H11. 8. 21	30	150
3 八戸地域	八戸地域広域市町村圏事務組合	H11. 10. 1	20	139
4 西北五地域	つがる西北五広域連合	H11. 9. 13	24	120
5 下北地域	下北圏域介護認定審査会	H11. 10. 25	7	35
6 上十三地域	上北地方教育・福祉事務組合	H11. 10. 1	16	96
	合計		120	654

(2) 要介護（要支援）認定の状況

各市町村において要介護（要支援）認定を行っており、第1号被保険者に対する割合は18.6%となっている。

○第1号被保険者数…平成22年3月末 353,701人

第7表 要介護（要支援）認定者数（平成22年3月末） (単位:人、%)

	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	第1号被 保険者に 対する割合
認定者数	6,315	7,283	0	11,820	13,447	9,652	8,318	8,843	65,678	18.6
構成比	9.6	11.1	0.0	18.0	20.5	14.7	12.7	13.4	100.0	

※要介護（要支援）認定者数には、第1号被保険者のほか第2号被保険者を含む。

(3) 要介護認定に係る研修の実施

要介護認定の公正かつ適正な実施を図るため、認定調査等関係者等に対し、研修を実施した。

第8表 主治医研修の実施状況

	主治医研修
実施期間	平成21年11月4日
実施場所	青森市、弘前市、八戸市、むつ市
参加者数	104人

第9表 認定調査員研修、介護認定審査会委員研修の実施状況

認定調査員研修				介護認定審査会委員研修			
年月日	場 所	参加者数	対象	年月日	場 所	参加者数	対象
21.6.4	青森市	259人	新任	21.11.18	青森市	68人	新任 ・ 現任
21.9.7	青森市	520人	現任	21.11.20	弘前市	104人	
21.9.10	弘前市	488人		21.11.13	八戸市	115人	
21.9.9	八戸市	450人		21.11.9	五所川原市	66人	
				21.11.16	むつ市	26人	
				21.11.11	十和田市	85人	

2. 介護支援専門員の養成確保等

(1) 介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修

介護保険制度において介護サービス計画の作成等、重要な役割を担う介護支援専門員を養成するため、実務研修受講試験及び実務研修を行った。

① 21年度実務研修受講試験の実施状況

- ・試験日：平成21年10月25日（日）
- ・試験会場：青森市、弘前市、八戸市
- ・受験者数：2,575人

② 21年度実務研修の実施状況

前期3日間、後期4日間で平成22年1月～3月に実施（青森市、弘前市、八戸市）

第10表 介護支援専門員の養成状況等

（単位：人）

区分 \ 年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計
実務研修受講試験合格者	995	709	644	381	360	416	466	392	336	384	354	450	5,887
実務研修修了者	971	724	646	388	357	413	463	393	337	386	352	447	5,877

(2) 介護支援専門員専門研修

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に、介護保険制度等に関する講義及び対人個別援助技術（ソーシャルワークケース）やサービス計画の事例研究（グループ討議）等の演習を内容とする専門研修を行った。

○21年度専門研修の実施状況

専門研修課程Ⅰ 平成21年7月に実施（県内2地域で延べ11日） 修了者165人

専門研修課程Ⅱ 平成21年8月に実施（県内2地域で延べ5日） 修了者277人

指定研修実施機関 特定非営利活動法人青森県介護支援専門員協会

(3) 主任介護支援専門員研修

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的に、主任介護支援専門員の役割等に関する講義及び事例研究等の演習を内容とする主任介護支援専門員研修を行った。

○21年度主任介護支援専門員研修の実施状況

平成21年10月から11月にかけて実施（県内1地域で延べ10日） 修了者 1 1 1 人
委託先 特定非営利活動法人青森県介護支援専門員協会

3. 介護サービス事業者等の指定状況等

平成22年4月1日現在の介護サービス事業者等の指定状況は次のとおりである。

第11表 介護サービス事業者等の指定状況（H22.4.1現在）

1. 在宅サービス		5. 介護予防サービス	
訪問介護	380件	介護予防訪問介護	377件
訪問入浴介護	67件	介護予防訪問入浴介護	63件
訪問看護	346件	介護予防訪問看護	340件
訪問リハビリ	171件	介護予防訪問リハビリ	169件
居宅療養管理指導	981件	介護予防居宅療養管理指導	977件
通所介護	307件	介護予防通所介護	303件
通所リハビリ	88件	介護予防通所リハビリ	86件
短期入所生活介護	108件	介護予防短期入所生活介護	103件
短期入所療養介護	85件	介護予防短期入所療養介護	83件
特定施設入居者生活介護	14件	介護予防特定施設入居者生活介護	13件
福祉用具貸与	93件	介護予防福祉用具貸与	93件
特定福祉用具販売	93件	介護予防特定福祉用具販売	95件
小 計	2,733件	小 計	2,702件
2. 施設サービス		6. 介護予防支援 58件	
介護老人福祉施設	88件		
介護老人保健施設	58件	7. 地域密着型介護予防サービス	
介護療養型医療施設	27件	介護予防認知症対応型通所介護	49件
小 計	173件	介護予防小規模多機能型居宅介護	19件
3. 居宅介護支援事業 464件		介護予防認知症対応型共同生活介護	306件
		小 計	374件
4. 地域密着型サービス		合 計（1～7） 6,894件	
認知症対応型共同生活介護	307件		
夜間対応型訪問介護	1件		
認知症対応型通所介護	52件		
小規模多機能型居宅介護	20件		
地域密着型特定施設入居者生活介護	1件		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9件		
小 計	390件		

4. 介護保険審査会

要介護認定や保険料に関する処分等に対する審査請求を審理、裁決するため、「青森県介護保険審査会」が設置されている。

- (1) 設置年月日 平成11年10月
 (2) 委員の構成 被保険者代表…3人、市町村代表委員…3人、公益代表委員…6人
 (3) これまでの裁決の状況 ----- 下記の表のとおり

第12表 介護保険審査会における裁決の状況 (平成22年3月末現在)

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数	裁決内容		
			却下	認容	棄却
51(32)	17(14)	34(18)		9(9)	25(9)

※()は要介護認定に係る審査請求

5. 苦情処理体制の確保

介護保険のサービス提供に関する苦情について適切に処理するため、市町村及び県国民健康保険団体連合会と連携をとった。

6. 介護サービス事業者等に対する指導等の状況

介護サービス利用者の利益保護、介護保険制度運営の健全化を図る観点から介護サービス事業者等に対して指導等を行った。

また、市町村の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、保険者（市町村）指導を行った。【実施箇所数：13市町村等】

第13表 集団指導実施状況

区 分	実施事業者(施設)数				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
居宅サービス事業者	1,288	1,288	1,292	1,210	2,487
居宅介護支援事業者	412	460	447	430	874
介護保険施設	186	185	172	172	340
計	1,886	1,919	1,911	1,812	3,701

※ 平成21年度は2回実施

第14表-1 実地指導実施状況

区 分	実施事業者(施設)数		
	17年度	18年度	19年度
居宅サービス事業者	424	202	113
居宅介護支援事業者	104	79	128
介護保険施設	62	51	53
介護老人福祉施設	28	27	27
介護老人保健施設	25	19	26
介護療養型医療施設	9	5	0
介護予防サービス事業者		74	83
計	590	406	377

第14表－2 実地指導・監査実施状況

区 分	実施事業者(施設)数					
	平成20年度			平成21年度		
	実地指導	監 査	計	実地指導	監 査	計
居宅サービス事業者	51	114	165	58	114	172
居宅介護支援事業者	91	31	122	20	34	54
介護保険施設	48	0	48	55	0	55
介護老人福祉施設	26	0	26	36	0	36
介護老人保健施設	22	0	22	19	0	19
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護予防サービス事業者	48	112	160	58	112	170
計	286	257	543	246	260	506

※ 平成20年度から「指導」と「監査」を明確に区分して実施することとした。

7. 介護職員処遇改善特別対策事業

平成21年11月に青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金を設置し、介護職員の処遇改善に取り組む介護サービス事業者等に介護職員処遇改善交付金を交付した。

(交付金の額は各サービスごとに定められた交付率を介護報酬総額に乗じて算出)

①基金積立額 6,515,681千円

(うち介護職員処遇改善特別対策事業分 5,895,390千円)

②交付金支出額 697,108千円

③申請率 83% (H21.12末現在)

対象事業所数	1,270か所
申請事業所数	1,051か所

8. 介護給付費等

(1) 介護給付費県負担金

市町村に対し、介護給付費等に要する費用の12.5% (施設等分については、17.5%) (法定負担率) に相当する額を負担した。(40市町村、15,014百万円)

(2) 財政安定化基金

市町村の介護保険財政の安定化を図るため、県に財政安定化基金(財源は国1/3、県1/3、市町村1/3)を設置し、見通しを上回る給付費増や保険料収納率低下に起因する財政不足が生じた市町村に資金の交付や貸付を行うこととしている。

①基金積立額… 158,388千円

②貸付実績 … 10,000千円(1市)

9. 低所得者対策

介護保険制度の円滑な実施を図る観点から、低所得者に対して特別対策を講じる市町村に対して補助を行った。

第15表 低所得対策実施状況

区 分	実施市町村数				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置	37	(廃止)			
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	23	24	23	22	4
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度	23	27	16	18	20
離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置	1	1	0	0	0
中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置					(新規) 1

※市町村数は、交付決定時点。

10. 地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務という4つの業務を担う、地域の中核機関であり、平成22年4月1日現在、全市町村に計58カ所が設置されている。

(2) 地域包括支援センター職員等研修事業

①地域包括支援センター職員研修

地域包括支援センターに勤務する職員、又は勤務予定の者が業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上を図るための研修を実施。

②介護予防支援従事者研修

介護予防支援の業務に従事する者が、介護予防サービス計画を作成できるよう必要な知識の習得及び技能の向上を図るための研修を実施。

第16表 地域包括支援センター職員等研修事業（平成21年度）

研修名		開催場所	修了者数	委託先
地域包括支援センター職員研修	初任者研修	青森市	42人	(社)青森県社会福祉士会
	現任者研修	青森市	65人	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
介護予防支援指導者研修		東京都	5人	(財)長寿社会開発センター
介護予防支援従事者研修	前期	青森市	316人	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	後期	青森市外2カ所		

第4節 国民健康保険

1. 一般状況

(1) 加入状況

平成21年度末現在における世帯数は251,123世帯、被保険者数は468,469人となっている。

第17表 被保険者数及び加入率等の状況

(年度末現在)

区分 年度	保険者数 (保険者)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	世帯構成 (人)	国保加入率 (%)
19	41	311,952	627,772	2.01	43.9
20	41	254,177	481,072	1.89	33.9
21(見込)	41	251,123	468,469	1.87	33.3

(2) 保険者の指導等

保険者に対しては、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営の確保を図るために、法令に基づく適正な事業運営とともに、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進を主眼として技術的助言を実施している。

第18表-1 保険者の技術的助言の実施状況

年度	保険者数(保険者)
19	24
20	15
21	27

2. 保険給付費等

国民健康保険の平成21年度の平均被保険者数は、477,035人、療養諸費費用額は1,298億8,305万円、一人当たり費用額は272,272円となっている。

(1) 高額医療費共同事業負担金

青森県国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業(高額医療費の発生により、市町村の財政運営が不安定となることを緩和する事業)に要する経費のうち、80万円を超える部分に要する経費の一部を負担するものである。

平成21年度県負担金 665,443千円(負担率 国1/4、県1/4)

(2) 保険基盤安定事業負担金

市町村が国民健康保険の被保険者の保険料(税)負担の緩和を図るため、保険料(税)の軽減分及び保険者支援分(軽減の対象となった一般被保険者数に応じた平均保険料(税)の一定割合)を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れる経

費の一部を負担するものである。

平成21年度負担金総額 4,647,649千円

内訳 保険者支援分 302,813千円 (負担率 国1/2、県1/4)

保険料軽減分 4,344,836千円 (負担率 県3/4)

(3) 財政調整交付金

国民健康保険財政の安定化を図るため、市町村の医療費格差、所得格差、地域の特殊な事情等に基づいて助成を行うものである。

平成21年度交付金総額 6,581,517千円

第19表 給付状況 (老人医療受給者を除く。)

区分 年度	被保険者数 (人) (3月～2月平均)	療養諸費 件数 (件)	療養諸費 費用額 (千円)	1人当たり 費用額 (円)	左の 前年比 (%)	受診件数 (100人当り) (件)
19	503,954	7,046,175	131,381,346	260,701	107.1	1,398
20	487,297	6,905,175	129,616,156	265,990	102.0	1,417
21 (見込)	477,035	6,868,195	129,882,146	272,270	102.4	1,440

3. 財政状況

(1) 決算状況 (経常収支)

保険者 (40市町村及び1組合) の平成21年度決算見込額は、約36億9百万円余の黒字である。

第20表 決算状況（経常収支）

区分	年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決算見込額	構成比
入	保険料（税）	千円 47,383,951	% 27.6	千円 40,575,160	% 24.6	千円 38,754,245	% 23.4
	国庫支出金	52,255,101	30.4	49,365,923	30.0	47,732,488	28.9
	療養給付費等交付金	27,094,328	15.8	9,324,809	5.7	7,031,088	4.2
	前期高齢者交付金	—	—	26,119,826	15.9	30,358,593	18.3
	県支出金	7,987,758	4.6	7,224,332	4.4	7,380,986	4.5
	連合会支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	共同事業交付金	18,881,250	11.0	16,990,743	10.3	17,667,860	10.7
	繰入金	15,382,027	8.9	13,240,844	8.0	13,229,056	8.0
	繰越金	2,192,997	1.3	1,329,034	0.8	2,094,526	1.3
	その他の収入	600,590	0.4	575,076	0.3	1,182,972	0.7
	合 計	171,778,002	100.0	164,745,747	100.0	165,431,814	100.0
出	総務費	3,583,475	2.1	3,049,827	1.9	2,849,231	1.7
	一般分保険給付費	78,007,858	45.8	97,421,772	60.0	99,332,626	61.4
	退職者等分 保険給付費	30,831,742	18.1	8,210,218	5.1	6,485,680	4.0
	後期高齢者支援金等	—	—	19,709,513	12.1	21,682,068	13.4
	前期高齢者納付金等	—	—	26,540	0.0	62,046	0.0
	介護納付金	10,622,598	6.2	9,585,147	5.9	9,024,055	5.6
	老人保健拠出金	25,623,732	15.1	3,588,846	2.2	603,365	0.4
	共同事業拠出金	18,848,757	11.1	16,975,489	10.5	17,660,162	10.9
	保健事業費	715,775	0.4	1,240,079	0.8	1,271,155	0.8
	その他の支出	1,980,890	1.2	2,438,588	1.5	2,851,482	1.8
	合 計	170,214,827	100.0	162,246,019	100.0	161,821,870	100.0
歳入歳出差引額		1,563,175		2,499,728		3,609,944	

(2) 保険料（税）賦課状況

平成21年度の保険料（税）の1世帯当たりの額は、163,105円、被保険者1人当たりの額は、86,824円となっている。

第21表 保険料（税）賦課状況

区分 年度	1世帯当たりの額 (円)	被保険者1人当たりの額 (円)	左の前年比 (%)	収納率 (%)
19	159,397	78,423	101.57	90.05
20	165,742	86,570	110.39	88.31
21(見込)	163,105	86,824	100.29	87.68

4. 国民健康保険審査会

保険給付に関する処分等に対する審査請求を審理、裁決するため、国民健康保険審査会を設置している。

- (1) 設置年月日 昭和36年6月
- (2) 委員の構成 被保険者代表委員3人、保険者代表委員3人、公益代表委員3人
- (3) 裁決の状況

第22表 国民健康保険審査会における裁決の状況（平成21年度）

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数		
		却下	認容	棄却
1	0	1		1

第5節 老人（後期高齢者）医療

1. 医療給付等

原則75歳以上の高齢者の方を対象とする後期高齢者医療の平成21年度平均受給者数は175,725人、後期高齢者医療費は1,371億7,110万円となっている。

(1) 後期高齢者医療費負担金

青森県後期高齢者医療広域連合が行う原則75歳以上の高齢者の医療に要する経費の一部を負担するものである。

平成21年度県負担金 10,382,575千円（負担率 国3/12、県1/12）

(2) 後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金

市町村が低所得者層に対して行った保険料の軽減分を基に算定した額を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる経費の一部を負担するものである。

平成21年度県負担金 2,194,690千円（負担率 県3/4）

(3) 後期高齢者医療高額医療費負担金

青森県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の1件あたり80万円を超える高額医療に関する給付に要する経費の一部を負担するものである。

平成21年度県負担金 353,289千円（負担率 国1/4、県1/4）

(4) 後期高齢者医療財政安定化基金積立金

保険料の未納や給付費の見込み誤りによる青森県後期高齢者医療広域連合の財源不足に対して、資金の貸付・交付を行うため、県に設置する「青森県後期高齢者医療財政安定化基金」に拠出するものである。

平成21年度積立金総額 333,790千円（負担率 国1/3、県1/3、連合1/3）

第23表 後期高齢者医療概況

項目		年度	
		20 (3月～2月)	21 (3月～2月)
受給者数（人） ()内は65～74歳の一定の障害があると認定された方の再掲		170,895 (9,973)	175,725 (9,675)
老人医療費（千円）		131,111,967	137,171,096
受診率	入院	6.7	6.6
	入院外	135.1	136.3
	歯科	7.1	7.4
	計	148.9	150.2
1件当たり 日数	入院	18.6	18.4
	入院外	2.1	2.1
	歯科	2.6	2.5
	計	2.9	2.8
1人当たり医療費(円)		767,208	780,601

資料：県後期高齢者医療月報実施状況報告による。

- 受診率(1ヶ月) レセプト件数÷後期高齢者医療受給者数×100
- 1件当たり日数 診療実日数÷レセプト件数
- 1人当たり医療費(年額)
年間総後期高齢者医療費÷後期高齢者医療受給者数

2. 後期高齢者医療審査会

後期高齢者医療給付に関する処分等に対する審査請求を審理、裁決するため、後期高齢者医療審査会を設置している。

- (1) 設置年月日 平成20年6月

- (2) 委員の構成 被保険者代表委員3人、広域連合代表委員3人、公益代表委員3人
 (3) 裁決の状況

第24表 後期高齢者医療審査会における裁決の状況 (平成21年度)

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数			
			却下	認容	棄却
2	0	2			2

第6節 保険医療機関に対する指導等

保険医療機関等に対しては、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を実施している。

第25表 保険医療機関等の指導監査の実施状況

年度	区分	保険医療機関等 (か所)			
		医科	歯科	薬局	計
19		151	79	123	353
20		126	86	138	350
21		141	68	170	379

こどもみらい課

事業概要

第1節 児童福祉の相談機関

1 児童相談所（地域県民局地域健康福祉部こども相談総室・福祉こども総室）

児童相談所は、青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、七戸町、むつ市にそれぞれ設置されており、児童に関する各般の問題について、家庭、学校などからの相談に応じ、必要な調査のほか、医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定並びに一時保護による行動観察等を行い、それぞれの診断に基づいた援助活動を行っている。

特に、近年、児童虐待に関する相談件数が増加したため、本県においては、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、様々な児童虐待防止対策事業を実施するとともに、児童相談所の支所の設置や児童福祉司、心理判定員等の職員の大幅な増員により、相談支援体制の強化を図ってきた。

平成14年度には、支所を児童相談所に格上げし、3児童相談所3支所体制から6児童相談所体制とし、更に強化を図るとともに、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供を図るため、保健所、地方福祉事務所と統合し、地域県民局地域健康福祉部となった。さらに平成20年度から地域健康福祉部内の組織統合を行い、3か所が地方福祉事務所と統合し福祉こども総室となった。

第1表 児童相談所相談件数

（単位：件）

年 度	相 談 種 別	養 護 相 談	保 健 相 談	肢 体 不 自 由 児 相 談	視 聴 覚 ・ 言 語 障 害 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	自 閉 症 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し っ け 相 談	そ の 他 の 相 談	計
8年度		353	91	159	676	151	1,423	9	172	66	469	109	117	47	232	4,074
16年度		705	4	86	665	63	1,416	16	91	80	304	94	78	19	135	3,756
17年度		778	6	89	499	146	1,347	22	98	53	284	102	96	31	156	3,707
18年度		780	6	172	493	366	2,042	21	120	87	293	109	92	29	199	4,809
19年度		941	3	87	497	113	1,554	41	114	83	306	88	54	17	156	4,054
20年度		968	5	147	407	117	1,650	44	97	75	283	74	90	9	174	4,140
21年度		1,073	5	154	338	260	1,731	25	106	83	281	53	58	25	225	4,417

※ 相談内容が2欄以上に該当するものは、主な相談のみに計上

第2表 児童虐待相談対応件数

(単位：件)

年 度	相談 種 別	身 体 的 虐 待	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否	計
16 年 度	162	11	41	93	307	
17 年 度	149	20	42	82	293	
18 年 度	134	13	46	139	332	
19 年 度	158	13	75	168	414	
20 年 度	159	10	118	158	445	
21 年 度	137	14	181	143	475	

2 福祉事務所調査相談処理件数

福祉事務所（地域県民局地域健康福祉部福祉総室・市福祉事務所）

福祉事務所は、児童福祉関係の業務として管内の実情を把握するとともに、相談に応じ、必要な調査、指導を行っている。

第3表 福祉事務所調査相談処理件数

(単位：件)

年 度	処理 別	社 会 福 祉 主 事 の 指 導 は	施 設 入 所 措 置		権 法 者 に 報 告 又 は 通 知 置	又 児 童 は 相 談 通 所 へ の 送 等 致	に 児 童 よ る 相 談 調 査 所 の 完 了 嘱	あ 他 の 機 関 紹 介 に	そ 相 談 の 助 他 言	計
			助 産 施 設	母 子 生 活 支 援 施 設						
15 年 度	4	8	10	0	13	25	74	1,162	1,296	
16 年 度	1	12	12	5	15	15	52	1,257	1,369	
17 年 度	1	13	11	0	23	28	33	1,361	1,470	
18 年 度	1	5	11	0	25	2	38	1,323	1,405	
19 年 度	0	9	9	1	17	9	259	2,456	2,760	
20 年 度	0	12	8	0	21	1	4	580	626	
21 年 度	0	16	4	8	8	0	8	474	518	

第2節 要保護児童の福祉対策

1 保育に欠ける児童の福祉

(1) 保育所

保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的としたもので、平成22年4月1日現在の施設数は469か所、定員31,671人、入所児童数31,418人であり、定員充足率99.2%、普及率（就学前児童数に占める保育所の定員）は51.1%となっている。

第4表 保育所設置状況

(各年度4月1日現在)

区分	9年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保育所数(か所)	508	489	487	479	475	471	469
定員(人)	33,335	33,118	33,123	32,741	32,516	32,071	31,671
入所児童数(人)	29,576	33,033	32,752	32,386	32,011	31,431	31,418

第5表 保育所市郡別、公私別、入所状況

(平成22年4月1日現在)

市郡別	区分	施設数(か所)			定員(人)	入所児童数(人)	充足率
		公営	私営	合計			
青森市			87	87	5,680	6,208	109.3%
弘前市		5	60	65	4,398	4,471	101.7%
八戸市		2	68	70	5,013	4,847	96.7%
黒石市			15	15	1,190	1,023	86.0%
五所川原市		1	20	21	1,405	1,396	99.4%
十和田市		1	21	22	1,490	1,545	103.7%
三沢市		1	16	17	1,045	1,099	105.2%
むつ市		4	11	15	1,120	1,065	95.1%
つがる市		5	10	15	1,025	997	97.3%
平川市			13	13	1,000	993	99.3%
市計		19	321	340	23,366	23,644	101.2%
東津軽郡計			12	12	560	491	87.7%
西津軽郡計		1	13	14	625	502	80.3%
中津軽郡計			1	1	30	51	170.0%
南津軽郡計		0	14	14	965	967	100.2%
北津軽郡計		3	14	17	1,205	1,028	85.3%
上北郡計		6	40	46	3,000	2,960	98.7%
下北郡計		4	1	5	360	312	86.7%
三戸郡計		7	13	20	1,560	1,463	93.8%
郡部計		21	108	129	8,305	7,774	93.6%
県計		40	429	469	31,671	31,418	99.2%

第6表 保育所運営費支払状況

(単位：円)

年度	市町村総額	徴収金	国庫負担基本額 (10/10)	負担区分		
				国庫負担金 (5/10)	県負担金 (2.5/10)	市町村負担金 (2.5/10)
9	26,607,693,060	8,969,849,110	17,637,843,950	8,818,921,975	4,409,460,987	4,409,460,988
17	28,056,505,980	8,604,890,120	19,415,615,860	9,707,807,930	4,853,903,965	4,853,903,965
18	25,388,110,470	7,903,176,460	17,484,934,010	8,742,467,005	4,371,233,502	4,371,233,503
19	22,979,471,883	6,966,966,456	16,012,505,427	8,006,252,713	4,003,126,356	4,003,126,358
20	23,534,168,080	7,200,693,210	16,333,474,870	8,166,737,435	4,083,368,717	4,083,368,718
21	23,585,784,050	7,272,306,400	16,313,477,650	8,156,738,825	4,078,369,403	4,078,369,422

※ 平成21年度は見込み。(青森市分については、中核市移行により平成18年10月分以降未計上。)平成16年度から公立保育所分の市町村一般財源化により、私立分のみ計上。

(2) へき地保育所

へき地保育所は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行うことを目的としている。(平成17年度から、次世代育成支援対策交付金として実施。)

(3) 保育対策等促進事業等

多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図り、仕事等の社会活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するための各種事業を実施した。

なお、平成21年度まで保育対策等促進事業だった一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業は、平成22年度から次世代育成支援対策交付金へ、次世代育成支援対策交付金だった延長保育促進事業は、保育対策等促進事業へ組み替えが行われた。

① 延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化等に伴い生ずる保育需要に対応するため、11時間の開所時間の前後の時間において概ね30分以上保育所の開所時間を延長して保育を行う。

第7表 延長保育促進事業実施状況

年 度	9年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市町村数	7	27	28	28	31	31
か所数	25	322	335	346	375	393

(中核市分を含む。)

② 一時預かり事業

専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の疾病や災害等により、一時的な保育需要に対応するための保育サービスを行う。(平成20年度までは、一時保育推進事業)

第8表 一時預かり事業

年 度	9年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市 町 村 数	5	20	23	25	25	24
か 所 数	6	116	136	154	172	136

(中核市分を含む)

③ 特定保育事業

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するために、一定程度継続的に保育サービスを行う。

第9表 特定保育事業

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市 町 村 数	2	2	2	2	2
か 所 数	2	2	2	2	2

(中核市分を含む)

④ 地域子育て支援拠点事業

地域の乳児又は幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

第10表 地域子育て支援拠点事業実施状況

年 度	9年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市 町 村 数	13	29	29	29	29	29
か 所 数	14	93	97	103	103	101

(中核市分を含む)

⑤ 保育環境改善等事業

保育に欠ける中度の心身障害児の保育を推進するため、障害児保育を行うために必要となる設備整備等に助成することにより、実施保育所の拡大を図る。

第11表 保育環境改善等事業実施状況

年 度	14年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市 町 村 数	2	1	2	0	0	0
か 所 数	2	1	2	0	0	0

(中核市分を含む)

⑥ 休日保育事業

日曜・国民の祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の保育需要に対応するため、日曜・祝日等においても保育所を開所する保育サービスを行う。

第12表 休日保育事業実施状況

年 度	10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市 町 村 数	6	15	15	15	16	16
か 所 数	9	57	63	73	78	83

(中核市分を含む)

(4) 保育料軽減事業

出生率の向上及び親が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、第3子以降（平成19年度からは3歳未満児に限る。）の保育料を保護者等の課税状況に応じて軽減する。

なお、平成10年度からはへき地保育所、平成12年度からは認可外保育施設に入所する第3子以降の児童についても軽減の対象としている。

第13表 保育料軽減事業実施状況

年 度	9年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市町村数（か所）	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	38市町村
対象児童数（人）	6,499	6,050	5,771	2,531	2,582	2,093
県補助額（円）	465,867,585	286,481,382	184,456,680	81,630,638	81,623,870	82,945,740

※ 平成8年10月から実施

2 保育士の育成

県は、毎年度保育士試験を実施し、有資格者の養成確保に努めている。（保育士試験については、平成17年度から試験事務の全部を指定試験機関社団法人全国保育士養成協議会に実施させている。）

また、平成22年4月1日現在、県内の保育士養成所は8か所、入学定員は560人となっている。

第14表 保育士の育成の資格取得状況

(単位：人)

年 度	9年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
保 育 士 試 験	(5,314) 34	(5,558) 28	(5,600) 42	(5,654) 54	(5,685) 31	(5,715) 30
保 育 士 養 成 所	(14,503) 433	(17,986) 510	(18,548) 562	(19,030) 482	(19,472) 442	(19,859) 387
計	(19,817) 467	(23,544) 538	(24,148) 604	(24,684) 536	(25,157) 473	(25,574) 417

※ () は累計

第15表 保育士養成所卒業者の就職分布状況

(単位：人)

年 度		14年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
就 職	県 内	327 (79.4%)	385 (75.2%)	398 (70.1%)	336 (68.9%)	332 (65.0%)	250 (63.6%)
	うち保育所	272 (66.0%)	323 (63.1%)	314 (55.3%)	258 (52.9%)	248 (48.5%)	201 (51.1%)
	県 外	32 (7.8%)	40 (7.8%)	88 (15.5%)	78 (16.0%)	108 (21.1%)	84 (21.4%)
	うち保育所	22 (5.3%)	25 (4.9%)	56 (9.9%)	48 (9.8%)	48 (9.4%)	69 (17.6%)
	計	359 (87.1%)	425 (83.0%)	486 (85.6%)	414 (84.8%)	440 (86.1%)	334 (85.0%)
未 就 職	53 (12.9%)	87 (17.0%)	82 (14.4%)	74 (15.2%)	71 (13.9%)	59 (15.0%)	
合 計	412 (100.0%)	512 (100.0%)	568 (100.0%)	488 (100.0%)	511 (100.0%)	393 (100.0%)	

※ 未就職には進学を含む。

3 養護に欠ける児童の福祉

児童相談所における平成21年度の養護相談処理件数は1,073件となっており、そのうち63名は児童養護施設及び乳児院に入所、21名は里子として里親委託されている。

(1) 児童養護施設

児童養護施設は県内に6か所あり、入所定員は403名となっている。

(2) 里 親

里親認定については、青森県社会福祉審議会で審議しており、平成20年度は11名が新規に里親として認定・登録された。また、認定・登録辞退が8名あった。

里親は児童福祉法の改正（平成20年12月3日公布、平成21年4月1日施行）により、「養育里親」と「養子縁組によって養親となることを希望する里親」に区分されることとなり、平成21年度からは、養育里親（短期里親を含む。養育里親の中で専門里親を区分）、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親（三親等内の親族がその子どもに限ってなる里親）の3つの種類となっている。

平成21年度においては、7月から2月にかけて、県内5地区において養育里親認定前研修を行った。

第16表 里親委託の状況

年 度		8年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
里 親	認定・登録里親（人）	152	128	126	124	122	125	98
	委託里親（人）	30	38	38	37	36	38	41
	委託率（％）	19.7	29.7	30.2	29.8	29.5	30.4	41.8
委託児童（人）		32	44	47	46	47	51	54

※ 平成21年度再掲 専門里親15人（委託児童11人）、親族里親5人（委託児童5人）

(3) 乳 児 院

乳児院は県内に3か所あり、入所定員は44名となっている。

(4) 母子生活支援施設

母子支援生活施設は県内に3か所あり、入所定員は63世帯となっている。

(5) 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業（平成22年度～）

子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）を、より実効性のあるものにするために、構成員のネットワーク力の強化をはじめ、市町村のリーダーシップの強化、市町村の専門性の向上という3層の取組により、「子どもを守る地域ネットワーク」の強化を図る。

①子どもを守る地域ネットワーク強化プロジェクト

モデル地区の子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）の構成員を対象に、ワークショップを実施する。

②児童相談所からのバックアップ力強化事業

外部講師による、児童相談所職員対象のバックアップ力向上研修及び市町村での実習を行う。

③市町村職員の専門性向上事業

県内講師により、市町村職員を対象に児童家庭相談について十分な知識等を身につけるための研修を行う。

第3節 児童の健全育成

1 青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」

次世代育成支援対策推進法に基づき、社会全体で次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するため、平成17年度から平成26年度を最終年度とする10か年計画のうち、平成17年度から平成21年度までの前期5か年を第1期とした青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）を、平成17年2月に策定し推進した。

また、平成22年度から平成26年度までの後期5か年を計画期間とする後期計画を策定・推進するため、平成21年度において次のとおり実施した。

- ・青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議における案の作成（3回開催）
- ・青森県次世代育成支援対策推進協議会からの意見聴取（3回開催）
- ・パブリックコメントの実施（平成22年1月4日～平成22年2月3日）
- ・青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」（後期計画）の策定（平成22年2月）
- ・青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」（後期計画）の周知（冊子1,100部、ダイジェスト版8,000部を作成し、国・市町村・関係機関等へ配布）

このほか、市町村における次世代育成支援行動計画の策定を支援するため、市町村次世代育成支援担当課長会議を開催するとともに、次世代育成支援に関する資料提供・情報提供等を実施した。

2 次世代育成支援の推進

近年、出生率の低下をはじめ、核家族化、都市化の進展、女性の社会参加の増大等、子どもを取り巻く環境の急激な変化により、家庭や地域の養育機能が低下しており、子育てに関して様々な問題を抱える家庭が増加してきている。

また、子ども自身にとっても、遊び場や遊び仲間が減少し、子どもが様々な人間関係の中で創造性や社会性を身につける機会が減少してきており、その健やかな成長を損ねることが懸念されている。

このようなことから、地域ぐるみで子育てを支援し、将来の社会の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）の推進に取り組んだ。

- ・青森県次世代育成支援対策推進協議会の開催
- ・青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」平成20年度報告書の作成と公表

3 児童家庭相談体制の充実支援

平成16年12月の児童福祉法の一部改正により、平成17年度から児童家庭相談窓口を設置することとなった市町村における児童家庭相談体制の充実を支援するため、次のとおり実施した。

- ・児童相談所による市町村児童家庭相談窓口職員への研修の実施
- ・市町村要保護児童対策地域協議会の運営等についての説明会を実施

4 子ども虐待防止対策事業

都市化の進行や核家族化により、家庭が地域や親戚等から孤立しがちな状況にあり、子どもに対する虐待の相談が増えている。

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育、発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、早期に発見できるネットワークの構築を図るとともに、気軽に相談できる体制をつくり、虐待の防止を図るため、平成21年度は次の事業を実施した。

- (1) 子ども虐待要保護児童対策研修会の開催
- (2) 青森県要保護児童処遇困難事例検討会の開催
- (3) 子どもの人権啓発活動地方委託事業
 - ・子ども虐待ホットラインカードの作成及びJ R時刻表への掲載
 - ・バスステッカーへの広告掲載

5 児童厚生施設

児童厚生施設は、広く一般児童のため健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするためのものであり、児童憲章にいう「児童はよい環境の中で育てられる」という精神を具現化したものである。

(1) 小型児童館・児童センター

小型児童館は、小地域を対象として児童の集団的及び個別的指導を行うとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図るなど児童健全育成に関する総合的な機能を果たす拠点として設置されているものであり、平成22年4月1日現在81館（休止中含む。）となっている。

また、児童の体力低下、運動ぎらい等のことが問題となっていることから、従来の小型児童館に体力増進機能を加えた児童センターの整備を図ってきており、平成22年4月1日現在26館となっている。

第17表 市郡別児童館・児童センター設置状況

(平成22年4月1日現在)

市 部		郡 部	
区分	設置数 (か所)	区分	設置数 (か所)
青森市	17	東津軽郡	1
弘前市	25 (8)	西津軽郡	0
八戸市	15 (9)	中津軽郡	0
黒石市	6 (2)	南津軽郡	2
五所川原市	0	北津軽郡	2
十和田市	0	下北郡	6
三沢市	8 (4)	上北郡	7 (3)
むつ市	3	三戸郡	9
つがる市	3		
平川市	3		
計	80 (23)	計	27 (3)
県 計			107 (26)

※ () 内は、児童センターの再掲

第18表 児童館・児童センターの利用状況 (1日あたり)

区 分	9年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		
	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	人員 (人)	割合 (%)	
学童	任意利用	809	21.5	612	17.0	494	14.6	747	18.5	362	8.9	297	7.7
	集団利用	2,167	57.7	2,525	70.2	2,637	77.9	2,965	73.5	3,406	77.8	3,263	84.8
	計	2,976	79.2	3,137	87.2	3,131	92.4	3,712	92.0	3,768	92.6	3,560	92.6
幼児	任意利用	180	4.8	100	2.8	125	3.7	173	4.3	135	3.3	109	2.8
	集団利用	602	16.0	360	10.0	131	3.9	151	3.7	168	4.1	177	4.6
	計	782	20.8	460	12.8	256	7.6	324	8.0	303	7.4	286	7.4
合 計	3,758	100.0	3,597	100.0	3,387	100.0	4,036	100.0	4,071	100.0	3,846	100.0	

(2) 児童遊園

児童遊園は、広場、遊具など児童の相違、工夫を生かすことができる設備を有し、児童の自主性、社会性及び創造性を高めるよう遊びの指導を行う施設である。

第19表 児童福祉法による児童遊園整備状況

(平成22年4月1日現在)

区 分	公 立	私 立	計
整 備 数	42	0	42

6 地域組織活動の育成助長等

(1) 母親クラブ

母親クラブは、子どもの健全育成を図るための母親世代の奉仕、研修、協力組織であり、最近、幼児期の養育方法、非行少年の問題、児童の事故防止、社会環境の浄化等についての活動を行っている。

第20表 母親クラブ組織結成状況

(各年度4月1日現在)

年 度	9年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ク ラ ブ 数 (国庫補助対象)	188	163	153	140	135	113
会 員 数 (人)	10,121	9,684	9,272	8,689	8,091	6,733

(2) 放課後児童健全育成事業

共働き等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として市町村等が設置する放課後児童クラブの運営に対する補助を行い、児童の健全育成を図っている。

平成19年度からは放課後子どもプランとして、放課後子ども教室と一体的あるいは連携して実施している。

第21表 放課後児童健全育成事業の実施状況

(各年度4月1日現在)

年 度	8年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
実 施 市 町 村 数	18	44	32	28	28	27	29
ク ラ ブ 数 (国庫補助対象)	75	193	200	213	213	215	222

(3) 主任児童委員

近年の出生率の低下等に伴い、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の課題となっているなかで、関係機関との連絡調整を図りながら、主として児童の健全育成や子育て家庭に対する支援を図るため、従来の民生委員・児童委員に加えて、平成6年1月1日から主任児童委員が設置された。

青森県の主任児童委員の人数(中核市を除く)は、225人(平成22年4月1日現在)であり、厚生労働大臣が委嘱している。

第22表 内容別相談・支援件数

年 度	在 宅 福 祉 社	介 護 保 険	健 康 ・ 保 健 医 療	子 育 て ・ 母 子 保 健	子 ども の 地 域 生 活	子 学 校 の 教 育 ・ 活 動	生 活 費	年 金 ・ 保 険	仕 事	家 庭 関 係	住 居	生 活 環 境	日 常 的 な 支 援	そ の 他	計
16年度	209	45	135	987	2,643	2,160	84	12	70	258	32	270	546	1,015	8,466
17年度	187	81	132	1,177	2,709	1,939	85	41	122	308	19	239	566	1,084	8,689
18年度	140	33	93	834	1,543	1,669	53	13	102	240	13	156	650	857	6,396
19年度	94	54	84	893	1,454	1,556	64	17	50	251	9	178	558	1,053	6,315
20年度	66	50	137	882	1,369	1,739	38	17	31	227	5	169	333	937	6,000
21年度	48	15	124	907	1,194	1,614	48	21	25	260	11	159	220	867	5,513

第23表 分野別相談・支援件数

(単位：件)

年 度	高 齢 者 に 関 する 事 務	障 害 者 に 関 する 事 務	子 ども に 関 する 事 務	そ の 他	計
16 年 度	697	272	6,070	1,427	8,466
17 年 度	719	279	6,315	1,376	8,689
18 年 度	518	186	4,546	1,146	6,396
19 年 度	491	187	4,355	1,282	6,315
20 年 度	354	123	4,400	1,123	6,000
21 年 度	317	173	4,026	997	5,513

7 青森県子ども家庭支援センター

青森県子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する総合的な相談・支援を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークを構築するための拠点施設として平成13年6月に開設され、青森県男女共同参画センターとの複合施設(アピオあおもり)となっている。

平成18年4月には、民間事業者のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度を導入した。

主な事業は次のとおりである。

- (1) 情報提供 (情報システムの運営、子育て啓発情報誌「あのね」の発行)
- (2) 活動支援 (子育て支援関係者育成事業、子育て団体活動支援事業)
- (3) 総合相談 (電話・面接相談事業)
- (4) 学習・体験 (アピオあおもりプレイルーム・児童図書室の運営、親子すくすくスキップ事業、季節の行事の実施)
- (5) 普及啓発 (子育て広場開催事業)
- (6) 調査・研究 (子育てサークル等活動調査等)
- (7) その他 (あおもり子育て応援わくわく店事業)

第24表 総合相談件数

(単位：件)

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
一般 相談	電話相談	1215	951	508	363	259	234
	養護	9	10	20	3	6	2
	保健	113	118	61	34	24	11
	心身障害	1	13	9	5	2	1
	非行	5	5	0	0	0	0
	育成	467	514	259	168	124	81
	一般（大人）	581	264	15	141	94	103
	その他	39	27	145	12	9	36
面接相談	9	6	11	4	4	8	
専門 相談	医療相談（小児科）	15	8				
	児童相談（児童福祉司）	2					
計		1241	965	519	367	263	242

※ 平成18年度から、相談時間を短縮。また、専門相談を廃止。

8 児童手当

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的に昭和47年1月に児童手当法が施行された。

昭和61年6月からの改正（支給対象児童を第2子に拡大等）、平成4年1月からの改正（支給対象児童を第1子に拡大、支給額増額等）、平成12年6月からの改正（支給対象期間が就学前児童まで延長）、平成13年6月からの改正（所得制限限度額が拡大）、平成16年4月からの改正（支給対象期間が小学校第3学年修了前まで延長）を経て、平成18年4月からは支給対象期間が小学校修了前までに延長され、所得制限限度額が拡大されたほか、国と地方の負担割合が変更された。平成19年4月からは、3歳未満の児童手当が一律1万円に引き上げられた。

なお、平成22年度においては、子ども手当の一部として支給される。

第25表 児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付制度（平成19年4月～）

区 分	所得制限限度額	負 担 区 分	手当支給月額
児童手当 被用者 非被用者	扶養親族2人の場合 536万円	事業主7/10・国1/10・県1/10・市町村1/10 国1/3・県1/3・市町村1/3	0歳以上3歳未満 月額10,000円 3歳以上 第1子、第2子 月額5,000円 第3子以降 月額10,000円
	536万円		
特例給付	扶養親族2人の場合 608万円	事業主10/10	
小学校修了前 特例給付 被用者 非被用者	扶養親族2人の場合 608万円	国1/3・県1/3・市町村1/3 国1/3・県1/3・市町村1/3	
	536万円		

被用者 サラリーマン等厚生年金加入者他
 非被用者 被用者以外の者（自営業等）
 特例給付 被用者の所得制限を超えた者に対する特例措置
 小学校修了前特例給付 3歳以上小学校修了前までの児童に対する特例措置

第26表 児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付支給状況

年度	区 分	受給者数	児童数	支給総額(千円)	備 考
15年度	被用者	15,674	17,311	1,205,775	
	非被用者	9,548	10,660	739,790	
	特例給付	1,567	1,738	118,055	
	被用者就学前特例給付	22,411	25,966	1,609,565	
	非被用者就学前特例給付	12,531	14,749	908,635	
	計	61,731	70,424	4,581,820	
16年度	被用者	15,351	17,085	1,165,715	16年4月～ 小学校第3学年 修了前までに支 給期間を延長
	非被用者	9,426	10,659	734,945	
	特例給付	1,509	1,669	120,145	
	被用者小3修了前特例給付	32,842	42,955	2,710,195	
	非被用者小3修了前特例給付	19,171	25,461	1,593,905	
	計	78,299	97,829	6,324,905	
17年度	被用者	14,425	15,959	1,094,020	
	非被用者	8,732	9,761	687,065	
	特例給付	1,457	1,572	110,810	
	被用者小3修了前特例給付	33,607	44,977	2,916,495	
	非被用者小3修了前特例給付	20,132	26,335	1,719,295	
	計	78,353	98,604	6,527,685	
18年度	被用者	15,275	16,605	1,161,130	18年4月～ 小学校修了前ま でに支給期間を 延長
	非被用者	8,244	9,001	656,100	
	特例給付	223	245	28,920	
	被用者小学校修了前特例給付	43,636	65,125	3,995,985	
	非被用者小学校修了前特例給付	25,713	38,254	2,379,725	
	計	93,091	129,230	8,221,860	
19年度	被用者	15,334	16,977	1,859,760	19年4月～ 手当月額の増額 (3歳未満一律 1万円)
	非被用者	7,455	8,344	948,895	
	特例給付	233	265	30,865	
	被用者小学校修了前特例給付	44,946	66,046	4,236,540	
	非被用者小学校修了前特例給付	24,469	36,031	2,421,280	
	計	92,437	127,663	9,497,340	
20年度	被用者	15,500	17,239	2,025,160	
	非被用者	7,046	7,894	946,630	
	特例給付	233	256	31,550	
	被用者小学校修了前特例給付	44,507	65,784	4,209,840	
	非被用者小学校修了前特例給付	23,102	33,957	2,271,840	
	計	90,388	125,130	9,485,020	
21年度	被用者	15,050	16,361	2,008,210	
	非被用者	6,742	7,355	911,230	
	特例給付	226	241	30,120	
	被用者小学校修了前特例給付	43,063	62,563	4,126,955	
	非被用者小学校修了前特例給付	22,308	32,293	2,158,025	
	計	87,389	118,813	9,234,540	

9 その他の児童健全育成に係る取組

(1) 子育て支援情報提供関連事業

平成18年4月から、青森県子ども家庭支援センターに指定管理者制度を導入したことに伴い、子育て支援情報提供に係る以下の事業を県による直接の実施とした。

- ・子育て支援24時間電話情報サービス
- ・子育て情報ボードの設置

第27表 子育て支援24時間電話情報サービス利用件数

区 分	(単位：件)					
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
安心子育てベビーダイヤル	4,053 (589)	4,161 (1,098)	3,313 (944)	31,194 (850)	2,515 (723)	1,566 (594)
安心子育て応急ダイヤル	600 (56)	747 (116)	568 (120)	547 (151)	511 (151)	304 (105)
計	4,653 (645)	4,908 (1,214)	3,881 (1,064)	31,741 (1,001)	3,026 (874)	1,870 (699)

※16年7月からインターネットでの利用サービスを開始。()内はそのアクセス件数で内数。 ※平成21年度で事業廃止

(2) あおもり子育て応援わくわく店事業

地域・社会全体で子育てを支え合う環境づくりの推進のため店舗等の協力を得て行う子育て世帯等に対する割引等の優待制度を平成19年度から実施しており、平成21年度末現在登録されている協賛店は1,077店舗となっている。

【あおもり子育て応援わくわく店の種類】

① にこにこ店

妊婦や18歳未満の子ども連れ家庭を対象に、割引や特典等のサービスを提供する店舗等

- ・平成21年度末登録店舗数 890店舗

② ほのぼの店

妊婦や子育て家庭がお出かけしやすい環境などに配慮したサービスを提供店舗等

- ・平成21年度末登録店舗数 291店舗

※ にこにこ店、ほのぼの店のいずれにも登録している協賛店があるため、合計は一致していない。

(3) 地域の子育て支援力バックアップ事業

子育て支援施策については、地域の実情に応じたより一層きめ細やかな施策の推進が重要であるため、平成20年度からの2か年事業として、市町村が子育て支援施策を能動的に展開できるよう、人材育成を主眼とした「地域の子育て支援力バックアップ事業」を実施した。

① 子育て支援セミナーの開催

県及び市町村職員を対象とした子育て支援施策に関する成功事例、政策形成手法などのセミナーを開催する。

- ・平成20年度開催実績 青森市(75名参加)
- ・平成21年度開催実績 青森市(47名参加)

② 子育て支援アドバイザーの派遣

子育て支援に係る知識経験豊富な者を子育て支援アドバイザーとして登録、希望す

る市町村に派遣し、子育て支援に係る政策形成や事業構築に係る知識・手法などの助言を行う。

・平成20年度派遣実績 五戸町

・平成21年度派遣実績 鱒ヶ沢町、平川市、十和田市、東北町、佐井村、三戸町

(4) 青森子育て支援力レベルアップ事業（平成21年度～）

地域社会全体で子育て家庭を支援するとともに、子育て中の家庭をあたたく見守り、時に励まし、時に悩みを共有してくれるなど「こころが通い合う日常」を実践することなどにより、本県の子育て支援力のレベルアップを図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進する。

① ファミリー・サポート・センターの設置促進

ファミリー・サポート・センター事業の設置を促進するため、市町村担当職員研修、アドバイザー養成、サービスの担い手養成の各研修を実施する。

・平成21年度実績 市町村担当職員研修（1回）

アドバイザー養成研修（1回）

サービスの担い手養成研修（1回）

② 子育て支援ネットワークづくりの支援

子育て支援事業に係る行政・民間協働のネットワークを構築し、子育て家庭に適切なサービスを提供するため、地域ネットワーク会議、地域交流会などを実施する。

・平成21年度実施地区 中南地区、西北地区、下北地区

③ ほほえみプロデューズ活用推進

「青い森のほほえみプロデューズ」のノウハウを活用して、県民が「ほほえみと笑い」の中で安心して生活できる社会づくりを推進するため、ほほえみプロデューサー講習会等を開催した。

・平成21年度実績 出前講座（13回）

ほほえみプロデューサー講習会（132回）

ほほえみあふれる青森県づくり推進大会（平成22年9月4日）

平成21年度末受講者数 25,541人

(5) 青い森のほほえみプロデューズ活動支援事業（平成22年度）

青い森のほほえみプロデューズ事業及びほほえみプロデューズ活用推進事業により養成した（コア）笑いプロデューサーの有志により設立された、「青い森のほほえみプロデューズ推進協会」の活動が円滑に行われるよう、専門アドバイザーの派遣と活動支援アドバイザー（県職員）の派遣を行う。

第4節 母子福祉対策

1 母子自立支援員

母子自立支援員は、各地域県民局地域健康福祉部福祉総室及び福祉こども総室に配置され、管内の母子家庭及び寡婦の実情を把握し、各種相談に応じ、その自立に必要な指導を行っている。

第28表 年度別相談指導状況

(単位：件)

相談内容		10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
生活一般	住 宅	60	53	68	42	52	37
	医 療	168	116	210	77	138	93
	家 庭 紛 争	49	35	36	32	41	29
	就 職	142	322	521	639	683	974
	結 婚	18	11	5	11	11	1
	そ の 他	404	701	1,149	923	824	790
	計	841	1,238	1,989	1,724	1,749	1,924
児 童	養 育	92	78	87	70	130	98
	教 育	294	469	299	114	131	134
	非 行	4	1	4	3	5	0
	就 職	129	151	109	60	53	36
	そ の 他	95	27	58	14	40	22
	計	614	726	557	261	359	290
生活援護	母子寡婦福祉資金	4,972	7,721	7,311	3,613	3,503	5,073
	公 的 年 金	22	18	29	3	9	3
	児 童 扶 養 手 当	67	31	173	266	214	236
	生 活 保 護	62	69	103	36	46	59
	税	20	10	23	8	26	8
	そ の 他	58	11	358	44	223	250
	計	5,201	7,860	7,997	3,970	4,021	5,629
そ の 他	売 店 設 置	—	—	—	—	—	—
	た ば こ 販 売	1	—	—	—	—	1
	母子世帯向公営住宅（母子及び寡婦福祉法第27条）	—	5	11	3	4	1
	母子福祉施設の利用	9	23	18	1	—	2
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	11	10	3	6	20	4
	計	21	38	32	10	24	8
合 計	6,677	9,862	10,575	5,965	6,153	7,851	

2 母子福祉資金の貸付

母子家庭に対する福祉対策は、母子及び寡婦福祉法を中心として行われており、配偶者のない女子等で現に児童を扶養しているものに対して、同法によりその経済的自立の助成と生活意欲の助長に必要な資金の貸付を行っている。

第29表 母子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	件	件	件	件	件	件
貸付件数	1,287	1,035	985	758	786	820
貸付金額	376,652	428,224	383,946	338,885	341,977	354,161

第30表 母子福祉資金種類別貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事 業 開 始	—	2,500	—	2,560	—	—
事 業 継 続	1,410	—	—	—	—	—
修 学	297,828	357,379	320,036	290,680	279,952	292,144
技 能 習 得	773	1,137	1,280	2,150	3,230	4,098
修 業	6,506	13,373	11,699	4,572	6,534	9,091
就 職 支 度	130	380	—	183	100	—
医 療 介 護	213	—	—	—	—	—
生 活	3,757	2,379	1,269	2,112	4,290	6,680
住 宅	—	—	—	—	—	209
転 宅	—	—	—	—	—	150
就 学 支 度	65,359	51,076	49,662	36,628	47,871	41,789
結 婚	—	—	—	—	—	—
児 童 扶 養	—	—	—	—	—	—
特 例 児 童 扶 養	—	—	—	—	—	—

3 寡婦福祉資金の貸付

配偶者のない女子等が扶養している児童が20歳以上になることにより、母子福祉資金の貸付対象外となるので、母子及び寡婦福祉法により、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長に必要な資金の貸付を行っている。

第31表 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
貸付件数	件 25	件 21	件 18	件 18	件 15	件 12
貸付金額	11,648	13,961	10,146	11,122	9,763	7,643

第32表 寡婦福祉資金種類別貸付状況

(単位：千円)

年 度	10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事 業 開 始	—	—	—	—	—	—
事 業 継 続	—	1,420	—	—	—	—
修 学	9,828	10,857	7,620	7,296	8,473	6,528
技 能 習 得	—	—	—	—	—	—
修 業	—	834	2,396	3,106	910	305
就 職 支 度	—	—	—	—	—	220
療 養	—	—	—	—	—	—
生 活	—	—	—	—	—	—
住 宅	—	—	—	—	—	—
転 宅	—	—	—	—	—	—
就 学 支 度	1,520	850	130	720	380	590
結 婚	300	—	—	—	—	—

4 児童扶養手当制度

母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、昭和37年に児童扶養手当法が施行され、当該児童について手当を支給することにより児童の福祉の増進を図っている。

平成22年8月1日からは父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることになった。

なお、平成14年8月から市部の支給事務を各市に委譲している。

第33表 児童扶養手当支給月額

(平成18年4月以降)

手当支給月額	
全部支給	子 1人 41,720円
	2人 46,720円
	3人以降 3,000円 ずつ加算
一部支給 停止	子 1人 41,710円 ~9,850円 (所得額に応じて10円刻み)
	2人 46,710円 ~14,850円 (所得額に応じて10円刻み)
	3人以降 3,000円 ずつ加算

第34表 児童扶養手当の受給状況

年 度		10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
認定請求書受付	受 付 件 数	1,725	477	434	398	382	395	
	認 定 件 数	1,690	471	437	388	379	386	
	未 処 理 件 数	73	9	3	10	1	9	
	却 下 件 数	23	1	3	3	2	0	
総 支 給 額		5,435,935,626円	1,732,978,759円	1,460,816,980円	1,466,023,420円	1,486,233,540円	1,503,061,410円	
受給世帯該当事由	受給者総数	10,401人	3,025人	3,110人	3,179人	3,133人	3,115人	
	内	生別母子世帯	9,136	2,632	2,727	2,774	2,727	2,709
		死別母子世帯	182	40	40	41	38	39
		遺棄世帯	114	9	8	9	8	10
		未婚の母子世帯	901	240	231	249	257	254
		訳 障 害 者 世 帯	66	23	18	19	15	13
		そ の 他 の 世 帯	2	81	86	87	88	90
受給対象児童数	15,704	4,511	4,649	4,755	4,647	4,586		

5 特別児童扶養手当制度

精神又は身体に障害を有している20歳未満の児童を抱えている父母の精神的・経済的な負担を軽減するために、昭和39年に重度精神薄弱児扶養手当法、その後昭和41年に身体に重度の障害を有する児童を対象に含めた特別児童扶養手当等の支給に関する法律が施行され、これらの家庭に手当を支給することにより児童の福祉の増進を図っている。

第35表 特別児童扶養手当支給月額

(平成18年4月以降)

等級	区分	1人につき	
	1	級	月
2	級	月	33,800円

第36表 特別児童扶養手当の受給状況

年 度		10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
認定請求書受付状況	受 付 件 数	278	323	306	344	354	318	
	認 定 件 数	273	310	297	346	343	294	
	未 処 理 件 数	21	5	8	2	2	15	
	却 下 件 数	14	12	6	4	9	9	
総 支 給 額		996,938,060円	1,138,276,360円	1,154,049,650円	1,193,126,600円	1,219,341,350円	1,240,928,850円	
手当支給状況	受給者総数	1,880人	2,172人	2,228人	2,313人	2,399人	2,440人	
	対象児童数	1,905人	2,233人	2,292人	2,381人	2,459人	2,513人	
	内	外 部 障 害	524	579	572	556	545	533
		知 的 障 害	1,080	1,289	1,348	1,362	1,404	1,452
		その他の精神障害	27	86	78	135	166	194
	訳	内 部 障 害	257	263	280	304	316	304
合 併 障 害		17	16	14	24	28	30	

6 青森県母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭等を対象に、一般・就労・法律相談、就業支援講習会、就業支援バンクなどを行い、母子家庭等の自立を支援をする事業であり、平成16年度からは財団法人青森県母子寡婦福祉連合会に委託して実施している。

第37表 就業支援講習会受講状況（実人員）

区分	年度					
	10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
実人員	136人	128人	172人	124人	122人	140人

7 遺児等援護対策事業

交通及び海難事故、労働災害など各種の災害あるいは遺棄、生死不明などによって両親又はそのいずれかを失った遺児家庭等に対し、これらの児童の健全な育成を願うため、昭和48年度から入学祝金や卒業祝金を支給している。

第38表 遺児等援護対策事業補助金額

（単位：千円）

年 度		10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
入学祝金	小学校	2,930	284	336	245	266	304
	中学校	4,735	850	592	697	864	736
卒業祝金(中学校)		8,675	1,465	1,380	1,735	1,502	1,575
激 励 金 品		7,082	—	—	—	—	—
計		23,422	2,599	2,308	2,677	2,632	2,615

8 母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業

昭和52年6月から、母子家庭の母が一時的な疾病のため、日常生活を営む上で支障があるとき、無料で介護人を派遣して介護及び乳幼児の保育等を行っており、昭和57年10月からは父子家庭も派遣対象としてきた。

また、昭和61年からは当該家族の義務教育修了前の児童の一時的疾病、昭和61年からは一人暮らしの寡婦、更に平成元年11月からは同居している祖父母についても派遣対象にするなど制度の拡充を図ってきた。

なお、この事業は、財団法人青森県母子寡婦福祉連合会に委託して実施している。

第39表 母子家庭等介護人派遣日数状況

(単位：日)

年 度		10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
派遣延日数	母子家庭	20	125	60	86	45	50
	父子家庭	0	0	0	3	0	0
	寡 婦	191	57	0	0	0	0
	計	239	182	60	89	45	50

9 ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭等の児童の健康保持と福祉の増進を図るため、昭和56年度から母子家庭等の義務教育修了前の児童を対象に医療費の助成を行ってきた。平成3年10月からはその対象範囲を満18歳に到達した年度末までの児童とその児童を監護する母親まで拡大し、さらに、平成8年10月から父子家庭の父とその父が監護する満18歳に到達した年度末までの児童にも助成を行っている。

第40表 ひとり親家庭等医療費助成事業状況

年 度	対 象 者 数			支給件数合計	支 給 額	補助金額
	母	父	児 童			
平 成 10 年 度	11,128	844	17,190	134,814	427,425	212,979
平 成 17 年 度	16,693	1,400	26,966	291,374	750,409	374,677
平 成 18 年 度	17,270	1,516	28,067	312,267	774,225	383,566
平 成 19 年 度	17,472	1,532	28,302	347,321	827,037	408,681
平 成 20 年 度	17,843	1,594	28,328	319,044	755,740	375,750
平 成 21 年 度	18,107	1,649	28,461	357,948	837,052	416,158

第5節 女性保護

1 青森県女性相談所

(1) 女性相談所は、婦人保護事業の中核機関として要保護女子、配偶者からの暴力被害女性及び日常生活を営む上でなんらかの問題を有する女性について広く相談に応じ、必要な保護、指導等を行うとともに婦人保護事業の啓発活動を行っている。

① 相談

来所相談、電話相談及び巡回相談を実施し、指導、助言を行っている。

② 調査及び判定

本人及びその家庭環境について、その実情を把握するため、本人の了解を得て調査を行うとともに、必要に応じて医学的、心理学的、職能的判定を行っている。

③ 指導・援助

相談、調査及び判定の結果に基づき、各種制度の活用等の指導・援助を行っている。

第41表 経路別相談受付状況

(単位：件)

区分	年度	経路 総数	本人 自身	警察 関係	法務 関係	他の 婦人 相談 所	福祉 事務 所	その 他	福祉 相談 機関	縁故 者・ 知人 等	その他 (医療・ 教育 機関 含)	
総 数	10年度	1,298 100%	899 69.3%	6 0.5%	8 0.6%	12 0.9%	158 12.2%	160 12.3%	54 4.2%	1 0.0%		
	17年度	4,034 100%	3,298 87.1%	106 1.7%	17 0.4%	27 0.1%	94 2.5%	132 2.3%	241 4.7%	119 1.3%		
	18年度	3,924 100%	3,353 85.4%	92 2.3%	18 0.5%	20 0.5%	140 3.6%	59 1.5%	187 4.8%	55 1.4%	0.0%	
	19年度	3,739 100%	3,255 87.1%	63 1.7%	14 0.4%	3 0.1%	93 2.5%	85 2.3%	176 4.7%	50 1.3%		
	20年度	3,472 100%	3,058 88.1%	40 1.2%	8 0.2%	16 0.5%	121 3.5%	67 1.9%	132 3.8%	30 0.0%		
	21年度	3,040 100%	2,633 86.6%	34 1.1%	13 0.4%	29 1.0%	76 2.5%	57 1.9%	153 5.0%	45 1.5%		
相 談 所	10年度	67 11.5%	36	4	2	0	18	4	3	0		
	17年度	1,115 27.6%	962	19	1	0	16	9	95	13		
	18年度	1,392 35.5%	1,236	26	1	1	19	16	79	14		
	19年度	1,274 34.1%	1,131	28	0	0	15	9	85	6		
	20年度	1,274 34.1%	1,147	11	1	1	4	8	72	7		
	21年度	1,098 36.1%	978	13	0	0	10	8	76	13		
相 談 員	10年度	1,231 88.5%	863	2	6	12	140	156	51	1		
	17年度	2,919 72.4%	2,336	87	16	27	78	123	146	106		
	18年度	2,532 64.5%	2,117	66	17	19	121	43	108	41		
	19年度	2,465 65.9%	2,124	35	14	3	78	76	91	44		
	20年度	2,221 64.0%	1,911	29	7	15	117	59	60	23		
	21年度	1,942 63.9%	1,655	21	13	29	66	49	77	32		

第42表 形態別受付状況

(単位：件)

区分 年度	総 数			相 談 所			相 談 員		
	総 計	面 接 相 談	電 話 相 談	計	面 接 相 談	電 話 相 談	計	面 接 相 談	電 話 相 談
10年度	2,867 100%	659 23.0%	2,208 77.0%	1,187 41.4%	76 2.7%	1,111 38.8%	1,680 58.6%	583 20.3%	1,097 38.3%
17年度	4,034 100%	1,219 30.2%	2,815 69.8%	1,115 27.6%	117 2.9%	998 24.7%	2,919 72.4%	1,102 27.3%	1,817 45.0%
18年度	3,924 100%	1,218 31.0%	2,706 69.0%	1,609 41.0%	175 4.5%	1,434 36.5%	2,315 59.0%	1,043 26.6%	1,272 32.4%
19年度	3,739 100%	951 25.4%	2,788 74.6%	1,274 34.1%	54 1.4%	1,220 32.6%	2,465 65.9%	897 24.0%	1,568 41.9%
20年度	3,472 100%	943 27.2%	2,529 72.8%	1,251 36.0%	46 1.3%	1,205 34.7%	2,211 63.7%	897 25.8%	1,324 38.1%
21年度	3,040 100%	863 28.4%	2,177 71.6%	1,098 36.1%	52 1.7%	1,046 34.4%	1,942 63.9%	811 26.7%	1,131 37.2%

第43表 相談処理状況

(単位：件)

区分 年度	事項別	就 職 自 営	結 婚	帰 宅	福 祉 事 務 所 等 へ 移 送	婦 人 相 談 員 へ 移 送	婦 人 相 談 員 へ 移 送	婦 人 相 談 員 へ 移 送	他 人 相 談 員 へ 移 送	其 他 の 機 関 へ 移 送	助 言 指 導	そ の 他	計
	相談所	10年度	2		8	4					5	38	12
17年度		6		15				1		6	1,060	27	1,115
18年度		3		18						3	1,333	36	1,393
19年度		4		4						3	1,243	19	1,273
20年度		1		10						4	1,218	15	1,248
21年度				8						2	1,071	21	1,102
相談員	10年度	11	3	4	29			1		17	1,151	19	1,235
	17年度	7	2	17	1	16		1		5	2,788	81	2,918
	18年度	8		13		16		2		9	2,421	66	2,535
	19年度	9		5		22				4	2,408	15	2,463
	20年度	5				9				6	2,192	11	2,223
	21年度	5		5		16				1	1,879	35	1,941

(2) 緊急に保護する必要のある人、入所を希望する人等を一時保護し、日常生活上の援助等を行うとともに問題の解決が図られるよう指導、援助している。

第44表 入所の理由状況

(単位：件)

年度	区分 総数	本人の問題							家族の問題						その他	
		生活困窮	借入金・未金の母	交不純異遊性	男女問題	な帰住し先	そ の 計	・夫の酒暴乱力	のその問他の題夫	離婚問題	問子ども題の	家庭不和	問親・親族の題の	計	住居問題	計
17年度	65	2			1	8	1	12	44			2		7	53	
18年度	56					9	1	10	39	1	1	4		1	46	
19年度	42					7		7	33			1		1	35	
20年度	36					6		6	27			3			30	
21年度	42				1	4		5	29			4		4	37	

第45表 退所状況

(単位：件)

年度	就自営又職は	帰宅	帰郷	所福へ社移事務	へ人他移相談の送所婦	へ関他の係の移機福送関社	移病院送へ	そ の 他	合 計
17年度	8	19	11		2	6	1	16	63
18年度	5	15	16			5	1	14	56
19年度	5	11	12			4		7	39
20年度	2	10	7			3		10	32
21年度	1	13	9	3				16	42

(3) 婦人相談員は、女性相談所と県の6福祉事務所及び6市の福祉事務所に配置され、それぞれ職員と連携を取りながら、要保護女子及び一般女子からの日常の悩みごとや生活上の相談にも応じ、相談者が安定した生活を営めるよう援助している。

2 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、平成14年4月から県内8か所（女性相談所、男女共同参画センター及び県の6地方福祉事務所）の機関で業務を開始している。

第46表 相談状況

(単位：件)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
女性	1,314	1,193	1,087	1,090	1,190
男性	0	1	1	0	4
総件数	1,314	1,194	1,088	1,090	1,194

3 ハートフルコミュニケーション事業

DVの発生と深刻化を防止し、DVのない社会づくりを促進することを目的として中学生へのDV予防啓発ハートフルセミナーの開催と教育現場で活用できるDV予防啓発取組ガイドブックの印刷、配布を行う。

第47表 DV予防啓発ハートフルセミナー実施状況

区 分	実施回数	受講者数
平成20年度	7校7回	422人
平成21年度	6校6回	348人

第6節 母子保健対策

母子保健対策は、昭和40年の母子保健法制定以来、逐年、整備充実が図られ、医学のめざましい進歩とともに母子保健の水準は著しく向上した。しかしながら、近年、母性及び乳幼児をとりまく社会環境は出生率の低下、人口の高齢化、核家族化の進行など大きく変化してきており、母子保健に求められる役割も多様化している。このような状況において、安全な妊娠・出産と健康な子の出生及び児童の健康な育成を図るため、市町村や医療機関等との密接な連携の下、各種の母子保健対策を実施している。

母子保健対策の現状

(1) 乳児死亡

本県における乳児死亡は、昭和43年当時、出生1,000人に対して23.3人であったことから、以後「健康な子を生む運動」を展開した結果、昭和53年には半減したものの、平成11年以降再び全国を上回っていた。平成16年10月に「総合周産期母子医療センター」を整備する等、周産期医療体制の強化により、平成16年以降、全国平均並みに改善されてきたが、平成21年は前年を上回った。

第48表 乳児死亡数及び死亡率

区 分	死亡率（出生千対）											
	青 森 県						全 国					
	乳 児		新 生 児		周 産 期		乳 児		新 生 児		周 産 期	
死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	
平成10年	49	3.6	28	2.1	84	6.1	4,380	3.6	2,353	2.0	7,447	6.2
平成17年	29	2.8	20	1.9	56	5.3	2,958	2.8	1,510	1.4	5,149	4.8
平成18年	32	3.0	22	2.1	68	6.4	2,864	2.6	1,444	1.3	5,100	4.7
平成19年	26	2.6	17	1.7	55	5.4	2,828	2.6	1,434	1.3	4,906	4.5
平成20年	21	2.1	11	1.1	45	4.4	2,798	2.6	1,331	1.2	4,720	4.3
平成21年	33	3.5	17	1.8	46	4.8	2,556	2.4	1,254	1.2	4,517	4.2

※ 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものをいう。

※ 人口動態統計による。（平成21年は概数）

(2) 妊産婦死亡

妊娠、分娩等に伴う妊産婦死亡率は、妊婦のおかれている保健水準をあらわす指標でもある。妊産婦の死亡を減少させるため、更に妊産婦の健康管理を適切に行う必要がある。

第49表 妊産婦死亡

区 分	青 森 県				全 国			
	出 産 数		死 亡 数	死 亡 率 (出産10万対)	出 産 数		死 亡 数	死 亡 率 (出産10万対)
	出 生 数	死 産 数			出 生 数	死 産 数		
平成10年	13,595	498	0	0.0	1,203,149	38,988	89	7.2
平成17年	10,524	367	0	0.0	1,062,530	31,818	66	6.0
平成18年	10,556	382	0	0.0	1,092,674	30,911	63	5.6
平成19年	10,162	311	0	0.0	1,089,818	29,313	39	3.5
平成20年	10,187	290	0	0.0	1,091,156	28,177	41	3.7
平成21年	9,523	290	1	10.2	1,070,025	27,021	60	5.5

※ 人口動態統計による。(平成21年は概数)

(3) 妊産婦、乳幼児の健康診査

妊娠中に定期的な健康診断を受診することは、安全な分娩と健康な子の出生の基礎的条件であり、また、乳幼児については、異常を早期に発見し早期に適切な措置を講ずることが児童の健康な成長にとって重要であることから、妊産婦及び乳幼児に対し健康診査を実施している。平成9年度から市町村が実施主体となり実施してきた。

また、国の平成20年度第2次補正予算により、市町村が実施する妊婦健康診査の公費負担回数を14回に拡充することとし、平成21年4月1日からは、全市町村で14回の公費負担を実施している。

ア. 医療機関委託

第50表 妊婦健康診査委託

区 分	妊娠届出数	委託診査延件数
平成10年度	13,449	26,315
平成17年度	10,777	20,599
平成18年度	10,336	21,017
平成19年度	10,333	24,940
平成20年度	9,720	59,138
平成21年度	10,100	116,544

第51表 乳児健康診査委託

区 分	出 生 数	委託診査延件数	精密健康診査数実人員
平成 10 年 度	13,595	17,802	436
平成 17 年 度	10,524	16,432	424
平成 18 年 度	10,556	16,406	439
平成 19 年 度	10,162	17,065	443
平成 20 年 度	10,187	16,344	568
平成 21 年 度	9,523	15,732	449

※ 出生数は暦年、平成21年は概数

イ. 市町村実施

第52表 乳幼児集団健康診査

区 分	受診延人数
平成 10 年 度	15,383
平成 17 年 度	10,629
平成 18 年 度	10,511
平成 19 年 度	9,817
平成 20 年 度	10,854
平成 21 年 度	8,924

第53表 1歳6か月児健康診査

区 分	対 象 者 数 (A)	受 診 者 数 (B)	受診率(B)／(A) (%)	精密検診受診者数
平成 17 年 度	11,557	10,906	94.4	159
平成 18 年 度	10,609	10,027	94.5	120
平成 19 年 度	10,544	10,063	95.4	156
平成 20 年 度	10,323	9,917	96.1	170
平成 21 年 度	10,295	9,871	95.9	161

第54表 3歳児健康診査

区 分	対 象 者 数 (A)	受 診 者 数 (B)	受診率(B)／(A) (%)	精密検診受診者数
平成 17 年 度	12,723	11,887	93.4	3,651
平成 18 年 度	11,833	11,142	94.2	3,592
平成 19 年 度	11,400	10,651	93.4	3,101
平成 20 年 度	10,655	10,091	94.7	3,111
平成 21 年 度	10,543	9,953	94.4	2,783

(4) 訪問指導

妊産婦及び新生児・未熟児の保健指導の徹底を図るため、助産師及び保健師による訪問指導を実施している。なお、新生児及び妊産婦に対する訪問指導は、平成9年度から市町村が実施主体となっている。

第55表 妊産婦・新生児訪問指導

区 分	新 生 児		妊 産 婦	
	訪 問 件 数		訪 問 件 数	
	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員
平 成 10 年 度	5,127	5,313	9,885	10,440
平 成 17 年 度	3,456	3,648	7,628	8,257
平 成 18 年 度	3,271	3,535	8,354	9,317
平 成 19 年 度	3,299	3,569	8,152	8,966
平 成 20 年 度	3,874	4,158	9,066	10,043
平 成 21 年 度	3,390	3,726	8,442	9,505

第56表 低出生体重児訪問指導

区 分	低出生体重児出生数 (A)	訪 問 件 数		訪 問 指 導 率 (B) / (A) (%)
		実 人 員 (B)	延 件 数	
平 成 17 年 度	974	986	1,156	101.2
平 成 18 年 度	948	927	1,177	97.8
平 成 19 年 度	976	849	1,007	86.9
平 成 20 年 度	963	795	969	82.6
平 成 21 年 度	879	748	902	85.1

※ 出生数は暦年

(5) 未熟児養育医療

未熟児は正常な新生児にくらべ生理的に種々の欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率もきわめて高い。また、心身障害への移行も多く、生後速やかに適切な処置が必要とされることから、指定医療機関に入院し、医療を受けることを必要とする未熟児に対して医療の給付を行っている。

第57表 未熟養育医療費

区 分	実 人 員	公費負担額
	人	円
平成10年度	295	53,802,165
平成17年度	338	60,677,082
平成18年度	333	63,941,954
平成19年度	248	60,471,203
平成20年度	234	43,714,617
平成21年度	230	42,393,883

(6) 先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常については、新生児の体内で先天性な酵素障害等により特定の酵素の代謝が正常に行われず、知的障害等の症状をきたすことから、早期発見、治療が必要である。

このため、昭和53年7月から先天性代謝異常検査を実施している。また、昭和55年度から先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）検査、平成元年度から先天性副腎過形成症検査を新生児期にそれぞれ実施している。

第58表 先天性代謝異常検査状況

区 分	検体受理 件 数	検査実施 実 人 員 数	再 検 査 実 施 員 数	疾 患 別 陽 性 判 定 数						計
				フェニール ルケトン 尿	楓糖尿症	ヒスチン 血症	ホモチ ン尿	ガラクト ース症	そ の 他	
平成10年度	15,217	15,106	111	0	0	0	0	0	0	0
平成17年度	11,656	11,655	36	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	11,737	11,737	20	2	0	0	0	0	0	2
平成19年度	11,492	11,492	33	0	0	0	0	0	0	0
平成20年度	11,514	11,506	8	0	0	0	0	0	0	0
平成21年度	10,832	10,829	3	0	0	0	0	0	0	0

第59表 先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）検査状況

区 分	検査委託件数	検 査 結 果	
		正 常	擬 陽 性
平成10年度	15,328	15,090	234
平成17年度	11,771	11,613	150
平成18年度	11,898	11,715	173
平成19年度	11,627	11,470	149
平成20年度	11,656	11,490	151
平成21年度	10,998	10,813	179

第60表 先天性副腎過形成症検査状況

区 分	検査委託件数	検 査 結 果			
		正 常	擬 陽 性	要 精 検	再チェック (再提出)
	件	件	件	件	件
平成10年度	15,128	15,101	21	6	—
平成17年度	11,654	11,597	41	16	—
平成18年度	11,756	11,713	30	12	—
平成19年度	11,510	11,429	55	26	—
平成20年度	11,537	11,470	30	37	—
平成21年度	10,863	10,793	36	34	—

(7) 小児慢性特定疾患治療研究事業

悪性新生物等小児の慢性特定疾患の治療はきわめて困難、かつ長期にわたることから、児童の健全な育成に支障をきたすことになる。このため、これらの疾病に関する治療研究を推進し、併せて患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

第61表 小児慢性特定疾患治療研究事業給付状況

区 分	平成10年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	人	人	人	人	人	人
悪性新生物	364	317	259	210	210	157
慢性腎疾患	134	85	89	80	90	69
慢性呼吸器疾患	35	27	37	23	22	21
慢性心疾患	193	188	204	201	196	161
内分泌疾患	350	350	372	314	248	254
膠原病	66	184	180	88	114	84
糖尿病	101	124	123	88	112	81
先天性代謝異常	94	99	59	36	43	37
血友病等血液・免疫疾患	202	106	78	67	49	47
神経・筋疾患	30	22	34	39	43	31
慢性消化器疾患	—	45	46	37	47	34
計	1,569	1,547	1,481	1,183	1,174	976

(8) 身体障害児の療育相談と医療給付

各地域県民局地域健康福祉部保健総室において整形外科等の専門医による定期的な療育相談と巡回相談を行い、慢性疾患や身体障害等、長期に療養を要する児童に対して適切な指導を行っている。また、身体障害児で比較的短期間の治療により、その機能の回復が期待できるものについては、自立支援医療（育成医療）の支給を行い、早期治療によって障害の除去及び軽減に努めている。

第62表 療育相談実施状況・医療相談（被指導延人員）

区 分	総 数	要 治 療			治 療 不 能	治 療 不 要
		肢 体 不 自 由 児 施 設 入 所	育 成 医 療	そ の 他		
平 成 10 年 度	813	4	2	88	0	709
平 成 17 年 度	531	0	0	31	0	500
平 成 18 年 度	446	0	0	44	0	402
平 成 19 年 度	374	0	0	45	0	329
平 成 20 年 度	350	0	0	41	2	307
平 成 21 年 度	270	0	0	36	0	234

第63表 育成医療給付状況（給付人員）

区 分	肢 体 不 自 由		視 覚 障 害		聴 覚 平 衡 機 能 障 害		音 声 言 語 機 能 障 害		心 臓 障 害		腎 臓 障 害		そ の 他 内 臓 障 害		計		
	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	入 院	通 院	合 計
平 成 10 年 度	63	54	36	1	15	0	61	61	115	0	21	6	39	3	350	125	475
平 成 17 年 度	73	30	56	1	27	1	62	43	83	1	4	6	80	8	385	90	475
平 成 18 年 度	84	67	53	5	36	2	47	93	59	0	2	3	90	19	371	189	560
平 成 19 年 度	43	100	40	7	41	8	25	81	54	0	2	0	47	32	252	228	480
平 成 20 年 度	87	147	33	3	43	3	44	99	52	2	1	0	38	29	298	283	581
平 成 21 年 度	63	209	26	2	23	4	45	115	59	0	0	0	54	33	270	363	633

（平成18年4月から自立支援医療（育成医療）に移行）

（9）乳幼児はつらつ育成事業

乳幼児に対し、速やかな診察、治療の機会を与えること等を目的に、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行っている。

- ・ 対 象 年 齢 0歳児～小学校未就学児童
- ・ 所 得 制 限 定額（平成10年7月時点における児童扶養手当の支給に係る所得制限（一部支給）に準拠）
- ・ 一 部 負 担 入院一日当たり500円（4歳～小学校未就学児童）
通院一月当たり1,500円（同上）
- ・ 補 助 対 象 経 費 平成20年12月1日から平成21年11月30日までの診療医療費
- ・ 補 助 率 2分の1

※平成20年10月診療分から通院の対象年齢を3歳までから小学校未就学までに拡充した。

第64表 乳幼児はっらつ育成事業費補助実施状況

	給 付 件 数	補 助 金 額
平成17年度	581,248件	660,966千円
平成18年度	568,877件	609,141千円
平成19年度	553,438件	581,943千円
平成20年度	544,860件	569,269千円
平成21年度	680,768件	585,957千円

※ 県内全市町村で実施

(10)女性健康支援事業

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えていることから、思春期から更年期に至る女性を対象として、各地域県民局地域健康福祉部保健総室で女性健康相談を月1回実施している。

平成17年度から特定不妊治療費助成事業が開始されたことに伴い、不妊に関する相談件数が増加している。

第65表 女性健康支援事業実績

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
実人員	人 152	人 214	人 287	人 254	人 259	
延人員	155	241	289	305	267	
相談内容	思春期女子の健康相談	2	2	7	4	2
	妊娠・避妊に関する相談	3	12	57	12	6
	不妊に関する相談	133	194	209	266	237
	メンタルケア	4	6	6	2	1
	婦人科疾患、更年期障害に関する相談	10	5	4	8	3
	その他	3	22	6	13	18
	計	155	241	289	305	267

(11)不妊専門相談センター事業

不妊に悩む男女に不妊治療等の正しい情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を平成14年6月に開設した。

- ・対象者 不妊に悩む夫婦等
- ・開設場所 弘前大学医学部附属病院
- ・開設回数 年40日
- ・相談件数 37件（平成21年度）（面接相談 20件 メール17件）

なお、平成21年4月からは、従来の面接相談に加え、メール相談を随時実施している。

表66表 不妊専門相談センター事業実績

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
延相談件数		22件	8件	8件	18件	(17) 37件
他院への紹介件数		3	5	0	6	(3) 8
相談内容 (延件数)	不妊治療を受けるか否かに関する相談	4	0	5	0	(0) 0
	不妊診断・治療方法	18	7	2	18	(12) 30
	不妊治療による副作用	0	0	0	0	(0) 0
	不妊治療に要する費用	0	0	0	0	(0) 0
	その他	0	1	1	0	(5) 7
	計	22	8	8	18	(17) 37

()内はメール相談の再掲

(12)特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成17年度から治療費の一部を助成する青森県特定不妊治療費助成事業を実施している。

- ・助成額及び回数 1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回まで
- ・助成期間 通算5年

第67表 特定不妊治療費助成事業実施状況

	助成件数	体外受精	顕微授精	凍結胚移植	助成額
平成17年度	129件	92件	37件	—	12,785千円
平成18年度	201件	136件	65件	—	19,690千円
平成19年度	326件	154件	94件	37件	31,070千円
平成20年度	370件	135件	106件	81件	33,693千円
平成21年度	432件	153件	116件	108件	56,199千円

(13) 高リスク「未受診妊婦」支援システム検討事業

妊娠届出をせず、妊婦健康診査を受診しないまま分娩に至る未受診妊婦の実態を把握分析し、効果的な支援システムのあり方を検討した。

- ①高リスク「未受診妊婦」支援システム検討委員会による検討（2年間、6回）
- ②医療機関及び市町村を対象とした実態調査の実施
- ③「青森県における未受診妊婦支援対策の今後のあり方について」報告書の作成（平成22年3月）
- ④未受診妊婦解消のための県民向けリーフレットの作成及び配布

(14) 母子保健地域力向上支援事業

望まない妊娠対策、高リスク妊産婦対策として、保健・医療の情報共有の充実に念頭においた妊産婦情報共有システムの再構築を図る。

また、市町村の母子保健担当者が困難事例に対応できるスキルを習得する研修会等により妊婦が安全に妊娠出産できる環境をつくる。

(15) 思春期情報発信センター

平成20年度に「あおもり思春期研究会」に対して思春期相談センター・思春期情報発信センター事業の開設補助をし、思春期における性感染症予防、望まない妊娠を防ぐための相談等、思春期のからだところの問題に対する相談体制の強化と情報発信を行っている。

思春期相談センター・思春期情報発信センター <http://www.aomori-sisyunki.jp/>

障 害 福 祉 課

事業概要

【障害施策の動向】

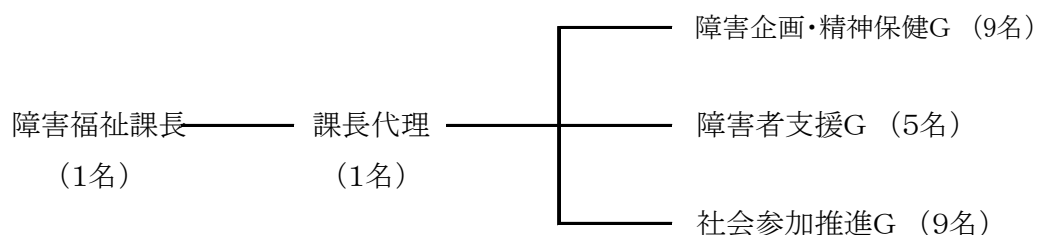
国は、平成21年12月に、当面5年間の障害者制度に係る改革の集中期間と位置付け、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を内閣府に設置した。

また、障害福祉事業者や学識経験者等を構成員とする「障がい者制度改革推進会議」において、現行の「障害者自立支援法」に代わる新たな総合福祉法や差別禁止法の創設及び雇用、教育、利用者負担の在り方などについて、総合的に検討が進められている。

なお、国は障害者制度改革の推進のための基本的な方向について平成22年6月29日閣議決定した。

第1節 機構図及び職種別職員数と出先機関等

1 機構図及び職種別職員数



第1表 職種別職員数(H22.4.12現在)

	総括課長級	課長級	課長補佐級	班長級	主査級	一般職員	非常勤事務員	手話通訳者	援専門員 こころの健康支	合計
課長	1									1
課長代理		1								1
障害企画・精神保健G		1	1	2	2	1	1		1	9
障害者支援G			1	1	1	2				5
社会参加推進G		1		2	4	1		1		9
合計	1	3	2	5	7	4	1	1	1	25

2 出先機関

(1) 青森県立障害者相談センター

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法や戦傷病者特別援護法に関する相談等及び身体障害者手帳及び愛護(療育)手帳の交付を行っている。

第2表 障害者相談センター(旧身体障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員 (人)	相談内容								判定内容					判定書交付件数						
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計	更生医療	補装具	身体障害者手帳	度区分	障害程度	その他	計
20	来所	5,865	3,722	2,143	0	0	0	0	0	0	5,865	5,865	0	0	0	5,865	3,722	2,143	0	0	0	5,865
	巡回	926	1,134	237	760	0	0	0	4	2,135	325	0	0	0	325	0	325	852	0	0	0	1,177
	計	6,791	4,856	2,380	760	0	0	0	4	8,000	6,190	0	0	0	6,190	3,722	2,468	852	0	0	0	7,042
21	来所	6,123	4,082	2,039	2	0	0	0	0	6,123	6,121	0	0	0	6,121	4,082	2,039	0	0	0	0	6,121
	巡回	732	933	213	581	0	0	1	1	1,729	291	0	0	0	291	0	291	630	0	0	0	921
	計	6,855	5,015	2,252	583	0	0	1	1	7,852	6,412	0	0	0	6,412	4,082	2,330	630	0	0	0	7,042

第3表 障害者相談センター(旧知的障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度	区分	実取 人員 扱 (人)	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
			施設 入所	職親 委託	職業	医療 保健	生活 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医学的 判定	心理 判定	職 能 判定	そ の 他 の 定	計	障 害 程 度 分	療 育 手 帳	そ の 他	計
20	来所	120	4	0	0	0	0	0	112	4	120	43	110	110	0	263	0	110	34	144
	巡回	198	0	2	0	0	0	0	196	0	198	63	198	198	0	459	0	196	2	198
	計	318	4	2	0	0	0	0	308	4	318	106	308	308	0	722	0	306	36	342
21	来所	155	1	0	0	0	2	1	93	58	155	30	93	93	47	263	0	93	47	140
	巡回	199	9	3	0	0	0	0	187	0	199	71	190	190	0	451	0	187	3	190
	計	354	10	3	0	0	2	1	280	58	354	101	283	283	47	714	0	280	50	330

(2) 青森県立精神保健福祉センター

地域精神保健福祉活動を推進するために、保健所をはじめ精神保健福祉活動に関わる各機関に対し、専門的立場から技術指導及び援助を行っている。

(3) 青森県立あすなろ医療療育センター

(4) 青森県立さわらび医療療育センター

青森県立あすなろ医療療育センター(青森市)は、児童福祉法に規定されてる肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設であり、青森県立さわらび医療療育センター(弘前市)は、児童福祉法に規定されている重症心身障害児施設である。

肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、入

所又は通所をさせながら治療を行うとともに、理学療法、作業療法等による機能回復訓練、日常生活指導を行う施設である。

重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設である。

第4表 年度別1日平均入所児童数

区分 年度	あすなる医療療育センター				さわらび医療療育センター				はまなす医療療育センター			
	肢体不自由児		重症心身障害児		肢体不自由児		重症心身障害児		肢体不自由児		重症心身障害児	
	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数
17	50	15	50	27	50	19	-	-	42	37	40	27
18	50	20	50	28	-	-	50	25	42	40	40	28
19	50	19	50	27	-	-	50	25	42	40	40	27
20	50	20	50	27	-	-	50	24	42	41	40	27
21	50	20	50	27	-	-	50	24	42	41	40	27

3 その他の施設

(1) 青森県立はまなす医療療育センター

青森県立はまなす医療療育センター(八戸市)は、児童福祉法に規定されている肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設であり、施設の運営については日本赤十字社に指定管理委託している。

(2) 青森県視覚障害者情報センター

視覚障害者の福祉の向上を図るため、点字図書等を無料で閲覧貸出しすることを主な業務として、昭和44年に青森市矢田前に設置され、平成3年に青森市石江(青森県青森福祉庁舎)に移転改築した。

平成18年度から指定管理者制度を導入し社団法人青森県視力障害者福祉連合会に管理運営を委託している。

第5表 視覚障害者情報センター図書貸出数(利用延べ冊数)

年度	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
17	19,774	609	769	694	590	133	7	120	144	11,512	34,352
18	21,039	608	717	634	765	63	19	202	141	11,750	35,938
19	25,511	398	615	525	464	122	6	435	141	12,630	40,847
20	18,346	317	515	371	369	29	31	259	69	11,347	31,653
21	17,307	246	375	263	284	38	91	183	130	9,606	28,523

第6表 視覚障害者情報センター図書蔵書数

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計	
点字図書	タイトル数	174	490	574	940	1,245	405	79	261	173	4,837	9,178
	冊数	707	1,356	1,933	2,467	3,450	851	242	726	742	15,637	28,111
録音図書	タイトル数	424	506	612	716	849	265	52	689	90	3,665	7,868
	冊数	970	2,301	3,661	3,564	3,767	899	182	1,448	322	24,189	41,303
CD図書	タイトル数	64	224	321	414	415	101	47	138	42	2,970	4,736
	冊数	68	224	321	414	416	101	47	138	42	2,970	4,741

(3) 青森県聴覚障害者情報センター

聴覚障害者のコミュニケーション支援による自立と社会参加の推進を図るため、字幕入りビデオテープの製作・貸出しや、手話通訳者、要約筆記者の派遣及び養成を行うことを主な業務として、平成12年4月に青森市筒井に設置した。

平成18年度から指定管理者制度を導入し社団法人青森県ろうあ協会に管理運営を委託している。

第7表 聴覚障害者情報センター字幕ビデオテープ貸出数

年度	趣味教養	記録報道	教育教材	映画ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
17	36	38	26	383	21	75	7	2	34	6	1	3	9	641
18	49	46	30	457	5	84	3	0	40	20	0	22	6	762
19	25	35	10	414	5	60	8	0	30	6	4	0	7	604
20	16	33	2	218	9	61	0	0	39	0	2	2	3	385
21	23	40	8	203	0	53	0	1	34	12	0	4	8	386

第8表 聴覚障害者情報センター字幕ビデオテープ所有数

	趣味教養	記録報道	教育教材	映画ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
本数	623	661	314	2,222	138	387	69	17	295	63	6	24	41	4,860
タイトル数	387	369	181	1,171	78	199	35	11	161	57	6	14	31	2,700

(4) 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館

身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市野尻に設置した。

平成18年度から指定管理者制度を導入し、財団法人青森県身体障害者福祉団体連合会に管理運営を委託している。

第9表 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館利用数

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
17	1,351	191	426	2,349	1,856	2,026	3,976	12,175
18	1,338	168	384	2,747	2,032	1,853	6,172	14,694
19	1,569	123	233	2,847	2,049	1,651	5,704	14,176
20	1,534	62	227	2,793	2,153	1,616	3,901	12,286
21	2,186	81	363	2,881	1,855	2,062	3,299	12,727

4 予算額の概要

第10表 予算の比較

単位：千円

	平成22年度 当初予算	平成21年度 当初予算	対前年度比較	
			増減額	増減率(%)
一般会計 障害福祉課予算	15,684,382	13,752,758	1,931,624	114.0%
健康福祉部予算額	105,482,957	95,727,325	9,755,632	110.1%
健康福祉部予算額に占める 障害福祉課予算(%)	14.8%	14.4%	—	—
特別会計 肢体不自由児会計	2,072,840	2,218,644	△145,804	93.4%

第2節 障害者施策の推進

1 新青森県障害者基本計画の推進

県では、障害のある人もない人も共に生きる社会環境づくりというノーマライゼーションの理念の実現に向け、平成5年3月に「障害者対策に関する新青森県長期行動計画」を策定し、障害者施策を推進してきたが、平成14年度で計画の終期を迎えたことから、平成15年度以降の本県における障害者施策の推進方向を示すため、平成15年度から10年間を計画期間とする「新青森県障害者計画」を平成15年3月に策定し、平成21年3月に、障害者自立支援法の制定等の障害者を取り巻く環境の変化を反映させ、改定した。

「新青森県障害者計画」では、「ノーマライゼーション」の理念の下、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしい自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指し、副題を「すべての人が人格と個性を尊重し支え合う共生社会をめざして」と定めている。

また、計画の基本理念の柱として、

- ① 利用者本位の視点に立った支援
- ② 障害者が安全に安心して生活できる環境の整備
- ③ 地域移行の推進
- ④ 各障害の特性を踏まえた施策の展開
- ⑤ 総合的かつ効果的な施策の推進

の5つの横断的視点を定め、さらに重点目標として、

- ① 利用者本位の相談・支援体制の整備・充実
- ② 福祉のまちづくりの推進
- ③ 心身障害児者のリハビリテーション体制の検討
- ④ 障害及び障害者に対する県民理解の促進

を掲げ、障害者施策を推進していくこととしている。

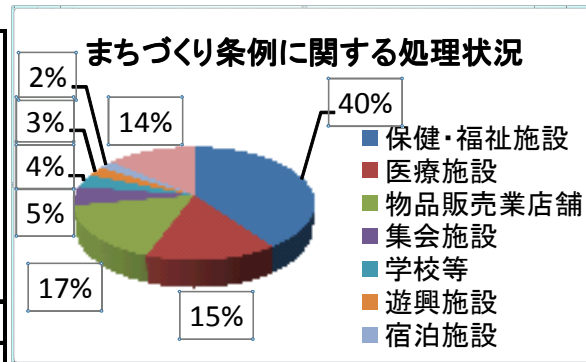
2 福祉のまちづくりの推進

本県では、建築物等のバリアフリー化を推進するため、平成10年10月に「青森県福祉のまちづくり条例」を制定し、平成11年4月から施行した。

この条例に基づく特定施設(公共的施設のうち、特に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備することが必要な施設)の処理件数は、平成21年度末までの累計で、2,171件となっており、区分別に見ると保健・福祉施設が最も多く40.2%、次いで物品販売業店舗16.5%、医療施設15.4%の順となっている。

処理件数(累計)

保健・福祉施設	医療施設	物品販売業店舗	集会施設	学校等	遊興施設	宿泊施設	その他	計
872	335	359	116	81	60	51	297	2,171
40.2%	15.4%	16.5%	5.3%	3.7%	2.8%	2.3%	13.7%	100.0%



第3節 障害者の現状と障害者を取り巻く環境の変化

1 障害者自立支援法

(1) 障害程度区分認定の実施状況等

ア 市町村審査会の設置状況

市町村審査会は、障害者自立支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行うことを目的として設置している。

第11表 市町村審査会の設置状況

(平成22年3月31日現在)

圏域名	広域組織名等	審査会設置年月日	合議体数	委員数
青森地域	青森市	H18.4.1	4	20
津軽地域	津軽広域連合	H18.4.1	4	20
八戸地域	八戸市	H18.7.1	6	30
西北五地域	つがる西北五広域連合	H18.4.1	4	20
下北地域	下北圏域障害程度区分認定審査会	H18.6.30	4	20
上十三地域	上北地方教育・福祉事務組合	H18.7.1	1	5
		合計	23	115

イ 障害程度区分の認定状況

市町村審査会における障害程度区分の審査及び判定の結果に基づき、市町村が障害程度区分の認定を行う。

第12表 障害程度区分認定者数

(平成22年3月31日現在)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
認定者数	354	1,115	1,113	642	525	673	4,422

(2) 障害者介護給付費等不服審査会

市町村が行った介護給付費等の処分に係る審査請求を審理するため、「青森県障害者介護給付費等不服審査会」を設置した。

ア 設置年月日 平成18年6月8日

イ 委員の構成

人格が高潔であって、介護給付費等に関する処分の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者。

ウ これまでの裁決の状況

下記の表のとおり

第13表 障害者介護給付費等不服審査会における裁決の状況(平成22年3月31日現在)

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数			次年度繰越
		却下	認容	棄却	
2 (1)	0	0	0	0	2 (1)

※ () は障害程度区分認定に係る審査請求

(3) 障害福祉サービス事業所等の指定状況等

障害者自立支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の3障害共通の仕組みでサービスが提供されており、障害福祉サービス事業所等の指定状況は次のとおりである。

第14表 障害福祉サービス等の指定事業所数(平成22年4月1日現在)

	種 別	事業所数
介護 給付	居宅介護・重度訪問介護	210
	行動援護	37
	重度障害者等包括支援	0
	療養介護	1
	生活介護	45
	児童デイサービス	31
	短期入所	79
	共同生活介護	54
	施設入所支援	13
訓練 等給 付	自立訓練	30 (うち宿泊型2)
	就労移行支援	35
	就労継続支援	73
	共同生活援助	74
相談支援		58

※ 旧法施設支援は別掲

(4) 旧法身体障害者更生援護施設の設置状況

障害者自立支援法の施行により、旧法身体障害者更生援護施設は平成23年度末までに障害者自立支援法の障害者支援施設及び新体系サービス事業所へ移行することとなり、平成21年度中に1入所授産施設、1通所授産施設が移行した。

また、福祉ホームは、平成18年10月から市町村の地域生活支援事業において実施している。

第15表 旧法身体障害者更生援護施設設置状況 (各年度4月1日現在)

種別 \ 年度	17	18	19	20	21	22
身体障害者更生施設	2 10 100	2 10 100	2 10 100	1 10 50	1 10 50	1 10 50
身体障害者療護施設	9 18 473	9 18 473	10 18 479	10 18 479	8 14 324	8 14 324
身体障害者授産施設	5 65 270	5 65 270	4 65 180	4 65 180	3 52 120	2 37 80
身体障害者通所授産施設	4 90	4 90	3 60	2 40	2 40	1 20
身体障害者福祉工場	1 50	1 50	0	0	0	0
計	21 93 983	21 93 983	19 93 819	17 93 749	14 76 534	12 61 474

※ 上段：か所数、中段：入所施設の通所部定員、下段：定員

(5) 旧法知的障害者更生援護施設の設置状況

障害者自立支援法の施行により、旧法知的障害者更生援護施設は平成23年度末までに障害者自立支援法の障害者支援施設及び新体系サービス事業所へ移行することとなり、平成21年度中に入所更生施設3か所、通所更生施設1か所、通所授産施設3か所、通勤寮1か所、小規模通所授産施設1か所が移行した。

また、福祉ホームについては、平成18年10月から市町村の地域生活支援事業において実施している。

第16表 旧法援護施設設置状況

(各年度4月1日現在)

種別 \ 年度	17	18	19	20	21	22
知的障害者更生施設 (入所)	35 203 2,082	35 199 2,072	34 213 1,987	34 195 1,987	33 195 1,902	30 176 1,722
知的障害者更生施設 (通所)	7 175	8 200	8 195	8 195	8 195	7 165
知的障害者更生施設 (分場)	1 19	1 19	0 0	0 0	0 0	0 0
知的障害者授産施設 (入所)	3 25 180	3 25 185	3 15 100	2 15 100	2 15 100	2 15 100
知的障害者授産施設 (通所)	27 662	31 765	31 770	28 690	24 575	21 505
知的障害者授産施設 (分場)	2 34	2 34	2 34	0 0	0 0	0 0
知的障害者通勤寮	2 40	2 40	2 40	2 40	2 40	1 20
小規模通所授産施設	4 76	3 57	2 38	2 38	2 38	1 19
計	81 228 3,268	85 224 3,372	82 228 3,164	76 210 3,050	71 210 2,850	62 191 2,531

※ 上段：か所数、中段：入所施設の通所部定員、下段：定員

(6) 自立支援医療（更生医療）の給付

日常生活能力の回復や職業能力の向上を図るため、身体上の障害を除去又は軽減する目的で医療の給付を実施している。

平成21年度は延べ32,135件、1,879,732千円の給付があった。

第17表 更生医療の給付延件数と更生医療負担額

年 度	延件数	更生医療負担額（千円）
17	19,045	423,974
18	19,548	342,539
19	23,410	1,699,216
20	28,870	1,857,695
21	32,135	1,879,732

(7) 補装具の給付

身体障害者（児）の身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活又は職業活動を容易にする義肢、車いす、補聴器、盲人安全つえ、装具等の給付（交付・修理）を行っている。

平成18年10月からは排泄管理支援用具が、日常生活用具へ移行された。

平成21年度は延べ4,278件、322,006千円の給付があった。

(8) 日常生活用具の給付（貸付）

重度身体障害者（児）の日常生活がより円滑に行われるよう、特殊寝台等の日常生活用具（住宅改修費を含む）を給付（貸与）し、日常生活の便宜を図っている。

- ア 介護・訓練支援用具・・・特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド等
 - イ 自立生活支援用具・・・入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、歩行支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置等
 - ウ 在宅療養等支援用具・・・透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計等
 - エ 情報意志疎通支援用具・携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、視覚障害者用ワープロ（共同利用）、点字図書等
 - オ 排泄管理支援用具・・・ストマ装具、紙おむつ、収尿器等
 - カ 居宅生活動作補助用具・小規模な住宅改修
- 平成21年度は延べ24,491件、257,874千円の給付があった。

(9) 苦情処理体制の確保

障害福祉サービスの提供に関する苦情について適切に処理するため、必要に応じて市町村及び青森県運営適正化委員会等と連携をとった。

(10) 障害福祉サービス事業者等に対する指導等の状況

障害福祉サービス利用者の利益保護、障害福祉サービス事業者の運営の適正化を図る観点から障害福祉サービス事業者等に対して指導等を行った。

また、市町村の障害者自立支援給付等事務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村指導を行った。【平成20年度実施か所数：39市町村】

第18表 集団指導及び実地指導の実施状況

区 分	集団指導実施事業者数		実地指導実施事業者数	
	19年度	20年度	19年度	20年度
障害福祉サービス事業者	623	692	110	107
旧法施設	76	108	45	46
計	699	800	155	153

(11) 障害者自立支援給付費負担金

障害者自立支援法に基づき、障害児者を対象に市町村が支給する介護給付費及び訓練等給付費等に要する費用の25%（法定負担率）に相当する額を負担した。

（40市町村、4,047,253千円）

（内訳）

- ・ 障害福祉サービス費等 4,024,070千円
- ・ 療養介護医療費等 23,117千円
- ・ やむをえない事由による措置 66千円

(12) 障害者地域生活支援事業関係事業（平成18年10月より実施）

ア 県地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりを促進するため、次の事業を実施した。

なお、本事業は、平成18年9月まで実施してきた障害者の社会参加促進事業を統合・再編したものである。

第19表 平成21年度青森県障害者地域生活支援事業実績

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	事業内容：「障害者110番」運営事業ほか、障害者社会参加推進事業の実施に対する協力等を行う。
2. 「障害者110番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置し（相談員2人配置）、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。 21年度相談件数：212件
3. 相談員活動強化事業	県（福祉事務所）	身体障害者・知的障害者相談員研修 実施地区：弘前市、五所川原市、むつ市、八戸市、七戸町 実施回数及び参加人員：延5回、延120人
4. スポーツ教室開催事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	事業内容：視覚障害者スポーツ教室、ボウリング教室、健康教室、地区別スポーツ大会（県内10地区）他 21年度参加人員 計1,535人
5. スポーツ大会開催事業		第17回 青森県障害者スポーツ大会 21年8月30日 青森県総合運動公園等
6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会開催 47人 中級スポーツ指導員養成研修会派遣 7人
8. 字幕入りビデオカセットライブラリー事業	県（（社）青森県ろうあ協会及び（社福）聴力障害者情報文化センターに委託）	利用登録者数：289人, 25団体 貸出件数：386件
9. 指定居宅介護事業者情報提供事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	事業内容：障害者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの確保のための調整等を行う。

10. 在宅盲人点字指導事業	県（（社）青森県視力障害者福祉連合会に委託）	在宅の重度視覚障害者（主に中途失明者）に点字の指導を行う。21年度2人指導
11. 点字競技会		県点字競技会開催：青森市（72人参加）
12. 盲女性家庭生活訓練事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	事業内容：料理教室等 実施地区：3地区(青森、弘前、八戸) 実施回数及び参加人員：延9回、延167人
13. 盲青年等社会生活教室開催事業		事業内容：講演会 実施地区：青森市 実施回数及び参加人員：2回、82人
14. 手話講習会		実施地区：蓬田、田舎館、鱈ヶ沢、六戸、むつ、五戸 実施回数及び参加人員：延48回、延512人
15. オストメイト社会適応訓練事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	実施地区：青森、弘前、八戸 実施回数及び参加人員：延13回、延440人
16. 音声機能障害者発声訓練事業		実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延175回、延1,550人
17. 音声機能障害者指導者養成事業		指導者養成人員：5人
18. 点訳奉仕員養成事業	県（（社）青森県視力障害者福祉連合会に委託）	点訳奉仕員15人
19. 朗読奉仕員養成事業		朗読奉仕員5人養成
20. 要約筆記奉仕員養成事業		基礎課程：50時間（全31回） 6人修了 応用課程：34時間（全24回） 15人修了
21. 手話奉仕員養成事業	県（（社）青森県ろうあ協会に委託）	入門課程：35時間（全25回） 25名修了 基礎課程：45時間（全32回） 6名修了
22. 手話通訳者養成事業		基本課程：35時間（全24回） 14名修了 応用・実践課程：55時間（全37回） 8名修了
23. 手話通訳設置事業		設置場所：県障害福祉課（1人） 青森県聴覚障害者情報センター（2人）
24. 手話通訳者等指導者養成研修	県（（社）青森県ろうあ協会に委託）	手話通訳士養成研修指導者研修会 受講者7人 手話指導者研修会「講義編」 受講者49人 手話指導者研修会「実技編」 受講者70人
25. サービス提供者情報提供等事業		件数 県内：0件、県外7件

イ 市町村地域生活支援事業（平成18年10月～実施）

障害者にとって最も身近な市町村において、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている事業であり、平成21年度は39市町村で実施した。

なお、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業としている。

第20表 平成21年度市町村別障害者地域生活支援事業実績

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	実施事業数
	相談支援	コミュニケーション支援	日常生活用具給付	移動支援	地域活動支援センター機能強化	福祉ホーム	訪問入浴サービス	更生訓練費給付	就職支度金給付	職親委託	生活支援	日中一時支援事業	生活サポート支援	社会参加促進	
青森県全体	17	26	39	26	26	19	15	22	1	9	15	32	2	20	269
東青地区	青森市	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	11
	平内町	○	○	○	○	○	○				○	○		○	8
	今別町			○	○	○									4
	蓬田村			○							○				2
	外ヶ浜町			○	○	○									3
中弘南黒地区	弘前市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	12
	黒石市	○	○	○	○	○	○	○				○		○	9
	平川市		○	○	○		○	○						○	8
	西目屋村														0
	藤崎町			○	○		○	○				○			5
	大鱗町		○	○	○	○						○			5
	田舎館村			○	○			○				○		○	5
	板柳町	○	○	○	○	○					○	○		○	9
	八戸市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	11
	おいらせ町	○	○	○	○	○	○					○		○	8
三八地区	三戸町		○	○	○		○	○				○		○	6
	五戸町	○	○	○	○	○		○			○	○		○	10
	田子町	○	○	○	○	○	○			○		○		○	10
	南部町	○	○	○	○	○				○		○		○	10
	階上町	○		○		○						○			5
	新郷村	○		○	○										4
	五所川原市	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	11
西北五地区	つがる市	○	○	○	○		○	○			○	○		○	9
	鯹ヶ沢町	○	○	○	○			○			○	○		○	8
	深浦町			○			○				○	○		○	5
	鶴田町		○	○		○					○	○		○	6
	中泊町	○	○	○		○					○	○		○	6
	十和田市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	11
	三沢市		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	11
上十三地区	野辺地町		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	9
	七戸町			○		○	○	○			○	○		○	7
	六戸町		○	○	○	○					○	○		○	7
	横浜町		○	○	○	○					○		○		5
	東北町		○	○	○	○					○	○			7
	六ヶ所村			○								○	○		3
	むつ市		○	○	○	○	○	○				○		○	9
むつ下北地区	大間町		○	○			○					○		○	4
	東通村			○		○						○		○	4
	風間浦村			○											1
	佐井村			○											1
事業の概要	<p>社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応、相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行う。</p> <p>聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。</p> <p>日常生活上の便宜を図るため、重度障害者等に用具を給付又は貸与する。</p> <p>移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。</p> <p>障害者等と通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実を図る。</p> <p>障害者の地域生活を支援する。</p> <p>現に住居を求めている障害者につき、定額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、障害者の地域生活を支援する。</p> <p>地域の身体障害者の生活を支援するため、看護師、介護職員等が訪問により居宅で入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。</p> <p>就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生支援施設 身体障害者療護施設を除く。に入所している者に支給。</p> <p>身体障害者更生支援施設に入所・通所している者が訓練を終了し、又は就労移動支援事業若しくは就労継続事業を実施して就職等により自立する者に支給。</p> <p>知的障害者を一定期間、知的障害の更生支援に熟意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技術習得訓練を行う。</p> <p>障害者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援、ボランティア活動支援 福祉機器リサイクルなどを行う。</p> <p>障害者の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。</p> <p>介護給付決定者以外の者で、日常生活に関する支援を行わなければならない支障をきたす恐れのある者に、居宅介護従事者を派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行う。</p> <p>スポーツ・レクリエーション教室開催、芸術・文化講座開催、点字・声の広報等発行、奉仕員養成研修、自動車運転免許・改造助成、その他社会参加促進事業など。</p>														

(13) 障害者自立支援特別対策事業（平成19年度から）

障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化及び新法への移行促進等を図ることを目的としている事業であり、次のような内容となっている。

第21表 平成21年度障害者自立支援特別対策事業実績

事業名	実施主体	実施状況
1. 事業運営安定化事業	市町村	事業内容：旧体系施設の事業基盤の安定と新体系移行後の事業運営を安定化させる。 ○対象施設・事業所数 36か所
2. 通所サービス等利用促進事業	市町村	事業内容：通所サービス及び短期入所において実施する送迎サービスに要する費用を助成する。 ○対象施設・事業所数 95か所
3. 障害者自立支援基盤整備事業	社会福祉法人等	事業内容：既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる施設の改修等の経費に対し助成を行い、新体系におけるサービスの基盤の整備を図る。 ○建物の改修等の経費 2件 ○備品購入経費 3件 ○開設準備経費 7件
4. 一般就労移行等促進事業	社会福祉法人等	事業内容：障害者の職場実習に必要な設備の更新及び施設外就労等を実施する事業所等に対し助成を行い、障害者の一般就労の促進を図る。 ○職場実習・職場見学促進事業 4件 ○施設外就労等による一般就労移行事業 3件 ○職場定着促進支援事業 2件
5. 地域移行支度経費支援事業	県、市町村	事業内容：入所施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行う。 ○実施市町村 13市町村
6. 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業	市町村	事業内容：重度訪問介護等の訪問系サービスについて、国が定める市町村に対する国庫負担の上限額となる国庫負担基準を超過する市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援する。 ○補助対象 2市

2 身体障害者(児)の福祉

(1) 身体障害者手帳の交付状況

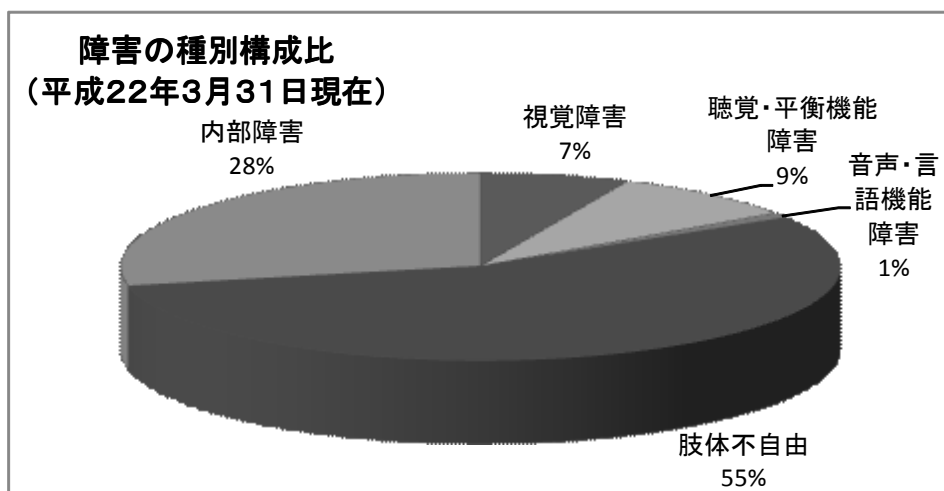
平成22年3月31日現在の身体障害者手帳交付者（児）数は59,250人で、県人口に対する割合は、1,000人当たり42.3人となっている。

障害種別の構成比を見ると、肢体不自由が55.3%で過半数を占めており、次いで内部障害（28.4%）、聴覚・平衡機能障害（8.6%）、視覚障害（7.6%）、音声・言語機能障害（0.9%）の順となっている。近年の傾向を見ると、内部障害が増加傾向にある一方、聴覚・平衡機能障害及び視覚障害は減少傾向にある。

また、等級別に見ると、1・2級の重度の身体障害者が全体の54.8%と過半数を占めている。

第22表 身体障害者手帳所持状況 各年度3月31日現在（単位：人）

年 度 別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
17	4,397 (7.4)	5,568 (9.3)	541 (0.9)	33,798 (56.8)	15,245 (25.6)	59,549 (100.0)
18	4,409 (7.3)	5,654 (9.4)	558 (0.9)	33,395 (55.5)	16,203 (26.9)	60,219 (100.0)
19	4,236 (7.0)	5,480 (9.0)	543 (0.9)	33,992 (55.9)	16,518 (27.2)	60,769 (100.0)
20	3,950 (6.8)	5,109 (8.8)	538 (0.9)	32,334 (55.5)	16,308 (28.0)	58,239 (100.0)
21	3,995 (6.7)	5,106 (8.6)	533 (0.9)	32,785 (55.3)	16,831 (28.4)	59,250 (99.9)



第23表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数

各年度3月31日現在(単位:人)

障害別	等級別	年度別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害		17	1,674	1,061	312	353	466	531	4,397
		18	1,757	1,023	314	341	451	523	4,409
		19	1,658	1,022	301	319	435	501	4,236
		20	1,586	976	265	294	390	439	3,950
		21	1,609	1,007	254	290	408	427	3,995
聴覚平衡機能障害		17	74	1,660	652	882	26	2,274	5,568
		18	166	1,614	655	914	42	2,263	5,654
		19	101	1,564	644	942	45	2,184	5,480
		20	102	1,497	618	902	25	1,965	5,109
		21	87	1,497	629	899	30	1,964	5,106
音声言語機能障害		17	9	15	351	166	0	0	541
		18	26	17	350	165	0	0	558
		19	13	25	353	152	0	0	543
		20	20	29	345	144	0	0	538
		21	18	13	348	154	0	0	533
肢 体 不 自 由		17	9,844	8,003	4,986	6,716	2,949	1,300	33,798
		18	10,106	7,729	4,819	6,660	2,849	1,232	33,395
		19	9,940	7,872	5,039	7,036	2,864	1,241	33,992
		20	9,180	7,513	5,029	6,881	2,590	1,141	32,334
		21	9,303	7,465	5,117	7,138	2,607	1,155	32,785
内 部 障 害		17	9,953	77	2,666	2,549	0	0	15,245
		18	10,762	77	2,732	2,632	0	0	16,203
		19	10,931	89	2,775	2,723	0	0	16,518
		20	10,958	86	2,617	2,647	0	0	16,308
		21	11,395	90	2,599	2,747	0	0	16,831
計		17	21,554	10,816	8,967	10,666	3,441	4,105	59,549
		18	22,819	10,458	8,870	10,712	3,342	4,018	60,219
		19	22,643	10,572	9,112	11,172	3,344	3,926	60,769
		20	21,846	10,101	8,874	10,868	3,005	3,545	58,239
		21	22,412	10,072	8,947	11,228	3,045	3,546	59,250
21年度構成比	%		37.8	17.0	15.1	19.0	5.1	6.0	100

(2) 身体障害者のスポーツ振興

身体障害者が体力の維持増強、機能回復訓練及び身体障害者相互の親睦を目的とするスポーツの振興を図った。

平成21年度は、第9回全国障害者スポーツ大会の北海道・東北予選会（グラウンドソフトボール、車椅子バスケットボール、バレーボール、ソフトボール）へ選手を派遣し全国大会（新潟県：10月11日～13日）へ36人の選手を派遣した。

(3) 身体障害者相談員の設置

身体障害者の更生援護の相談に応じて必要な指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関の業務に対する協力や地域福祉活動の中核となって援護思想の普及に努めている。

その設置状況は昭和45年に75人、47年度から110人、平成12年度からは210人、平成19年度からは176人（中核市除く）となっている。

3 知的障害者（児）の福祉

(1) 愛護（療育）手帳の交付状況

平成22年3月31日現在の愛護手帳（療育手帳）交付者数は10,889人で、性別では男58.4%、女41.6%、児者別では児19.6%、者80.4%、障害程度別では重度(A)43.0%、中軽度(B)57.0%となっている。

第24表 愛護手帳交付数 (各年度3月31日現在)

区分 年度	総 数 (人)	性 別		児 者 別		障 害 程 度 別	
		男	女	児	者	A(重度)	B(中軽度)
17	9,646	5,405	4,241	1,905	7,741	4,768	4,878
18	9,947	5,715	4,232	2,032	7,913	4,847	5,100
19	10,262	5,920	4,342	2,072	8,190	4,906	5,356
20	10,656	6,193	4,463	1,905	8,751	5,090	5,566
21	10,889	6,360 (58.4%)	4,529 (41.6%)	2,132 (19.6%)	8,757 (80.4%)	4,682 (43.0%)	6,207 (57.0%)

* ()内は構成比

(2) 障害児等療育支援事業

在宅障害者（児）の地域での生活を支援するため、障害者（児）施設の機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行い、地域の在宅障害者（児）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に現在、県内6か所で実施している。

① 在宅支援訪問療育等指導事業

ア. 巡回相談

支援施設に構成された相談・指導班が家庭を訪問する等により、在宅障害者（児）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行う。

イ. 訪問による健康診査

医療機関等における健康診査を受けることが困難な在宅の重度知的障害者の家庭を訪問し、健康診査、介護等に関する指導・助言や各種の相談を行う。

実 施 箇 所	巡 回 相 談	健 康 診 査
6 か所	4 2 5 件	0 件

② 在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障害者（児）及び保護者に対し、外来の方法により各種の相談・指導を行う。

実 施 箇 所	外 来 相 談
6 か所	2, 8 3 3 件

③ 施設支援一般指導事業

障害児通園（デイサービス）事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し在宅障害者（児）の療育に関する技術の指導を行う。

実 施 箇 所	件 数
6 か所	9 4 件

(3) 知的障害児（通園）施設設置状況

知的障害のある児童を入所（通園）させて、これを保護し、又は治療するとともに自立自活に必要な知識技能を与えることを目的として児童福祉法に基づき設置されており、設置状況は以下のとおりとなっている。

第25表 施設設置状況

(各年度4月1日現在)

種別	年度	17	18	19	20	21	22
知的障害児施設		7	7	7	7	7	7
		460	460	370	350	350	350
知的障害児通園施設		3	3	3	3	3	3
		100	100	105	105	105	110
計		10	10	10	10	10	10
		560	560	475	455	455	460

※上段：か所数、下段：定員

(4) 発達障害者（児）の状況

発達障害者（児）の支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者（児）やその家族からの各種相談に応じるとともに、関係施設・機関に対する普及啓発及び研修等を行っている。（社福）青森県すこやか福祉事業団に委託し、県民福祉プラザ内に開設している。

第26表 支援内容別件数の状況

(単位：延件数)

区 分	相談支援	発達支援	就労支援	普及啓発及び研修
17年度	116	65	5	0
18年度	523	359	21	18
19年度	718	354	8	31
20年度	525	169	13	24
21年度	562	74	42	44

4 精神保健福祉対策

精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保するため、精神科病院に対する実地指導及び措置入院患者等に対する実地審査を行っている。また、精神障害者の医療及び保護のために、措置入院等の適切な運用を図るとともに、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするため、通院医療費の公費負担を行っている。

保健所においては、精神保健福祉相談窓口の開設、訪問指導、心の健康づくり教室、社会復帰相談指導及び患者家族会等の育成、援助等の地域精神保健福祉活動を展開している。

また、精神障害者の社会復帰を促進するために、精神障害者社会復帰施設の運営に対する助成のほか、精神障害者社会適応訓練事業等の社会復帰対策を進めており、精神障害者保健福祉手帳交付事業を実施することにより手帳所持者が各種サービスを利用できるよう支援している。

なお、平成13年度から、心の健康づくり対策として、心のヘルスアップ事業を実施し、自殺予防に取り組んでいる他、平成20年度～21年度は自殺対策普及啓発事業、平成21年度からは自殺対策のための地域力支援事業及び自殺対策緊急強化事業を実施している。

(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

障害者基本法並びに精神保健福祉法の制定に基づき、精神障害者の保健福祉向上を目的として平成7年10月から精神障害者保健福祉手帳の交付事業が実施され、平成21年度は694人に交付をした。

第27表 手帳所持状況

各年度末現在

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
交 付 数		6,826	7,541	7,497	7,936	8,488
内	1 級	2,917	3,218	3,142	3,274	3,535
	2 級	3,188	3,517	3,610	3,906	4,192
	訳 3 級	721	806	745	756	761

(2) 精神科病院及び精神障害者入退院の状況

① 精神科病院の状況

第28表 精神科病院の状況

(平成21年度)

設置主体	国	県	市町	一部事務組合	日赤	公益法人	医療法人	その他の法人	個人	計
病院数	1	1	4	1	1	6	10	2	1	27
指定病院数			2 (20)	1 (20)		2 (20)	4 (40)	1 (10)		10 (110)
応急入院指定病院		1 (1)				1 (1)	1 (1)			3 (3)

() は指定病床数

第29表 病床整備状況

種別 年度	病 院 数	病 床 数	前年比増減	指定病床数	前年比増減
17	26	4,749	36	110	0
18	26	4,692	△ 57	110	0
19	26	4,488	△ 204	110	0
20	27	4,619	131	110	0
21	27	4,499	△ 120	110	0

②精神障害者入退院の状況

第30表 入院形態別精神科病院在院状況 (各年12月31日現在)

	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他の入院	計
17	21	1,385	2,668	2	4,076
18	18	1,446	2,530	2	3,996
19	15	1,492	2,377	2	3,886
20	27	1,653	2,294	3	3,977
21	13	1,701	2,218	4	3,936

第31表 精神障害者入退院状況 (各年度12月31日現在)

種別 年度	前年末在 院患者数	入 院 患者数	退 院 患 者 数					本年末在 院患者数
			全 治	軽 快	未 治	死 亡	計	
17	4,090	5,365	17	4,390	824	133	5,364	4,091
18	4,091	5,453	5	4,539	860	144	5,548	3,961
19	3,996	5,270	4	4,407	816	153	5,380	3,886
20	3,886	5,531	1	4,365	896	178	5,440	3,977
21	3,977	6,066	2	4,980	927	198	6,107	3,936

第32表 精神障害者負担区分の状況 (県内病院入院者) (平成21年12月31日現在)

入 院 患 者 数	費 用 負 担 区 分 内 訳						
	精神保健 福祉法	社会保険 各 法	国民健康 保 健 法	高齢者医 療確保法	生 活 保 護 法	自 費	そ の 他
3,936 (100%)	13 (0.3)	267 (6.8)	1,662 (42.2)	1,135 (28.9)	784 (19.9)	7 (0.2)	68 (1.7)

第33表 疾病別精神科病院在院患者数

(各年度12月31日現在)

病名別	17年	18年	19年	20年	21年	
F0 症状性を含む器質性精神障害	821	886	879	982	994	
再掲	F00 アルツハイマー病の認知症	275	356	372	428	461
	F01 血管性認知症	300	306	285	288	257
	F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害	246	224	222	266	276
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	173	166	170	171	201	
再掲	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害	165	159	163	162	195
	覚醒剤による精神及び行動の障害	0	1	1	3	2
	アルコール、覚醒剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	8	6	6	6	4
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,451	2,377	2,316	2,289	2,203	
F3 気分(感情)障害	306	292	258	307	305	
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	143	90	93	71	67	
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	8	6	7	4	6	
F6 成人の人格及び行動の障害	18	28	23	31	21	
F7 精神遅滞	75	66	66	54	58	
F8 心理的発達の障害	9	13	12	12	11	
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害	5	7	6	10	13	
てんかん (F0に属さないものを計上)	52	56	50	38	44	
その他	15	9	6	8	13	
計	4,076	3,996	3,886	3,977	3,936	

【措置入院】

精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条により知事の権限で強制的に入院させる制度である。

第34表 精神保健診察実施状況

年度	種別	申請、通報件数	被診察件数	措置入院件数	措置率(%)
		A		B	B/A
17		72	56	34	47.2
18		76	34	21	27.6
19		57	29	23	40.4
20		108	71	50	46.3
21		84	56	35	41.7

第35表 精神保健診察実施状況

種別 年度	前年度末措置患者数	新規措置者数	措置解除数	年度末措置患者数
17	26	34	39	21
18	21	21	25	17
19	17	23	22	18
20	18	50	53	15
21	15	35	37	13

第36表 措置延件数及び入院費の推移

年 度	措 置 延 件 数	措 置 入 院 費
17	348	62,486千円
18	273	42,150千円
19	230	35,405千円
20	331	56,172千円
21	239	43,460千円

【青森県精神医療審査会】

精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行う精神医療審査会（委員15名）を設置している。

平成21年度は、定期の報告等3,298件及び退院等の請求28件について審査を行った。

第37表 青森県精神医療審査会の審査状況（平成21年度）

① 定期の報告等

	審査件数	審査結果件数		
		適 当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出	2,203	2,203	0	0
入院中の 定期報告	医療保護入院	1,067	1,067	0
	措置入院	28	28	0
計	3,298	3,298	0	0

② 退院等の請求

	審査件数	審査結果件数	
		適 当	入院又は処遇は不適當
退 院 の 請 求	19	19	0
処 遇 改 善 の 請 求	9	9	0
計	28	28	0

(3) 自立支援医療費（精神通院医療）の給付

精神障害者の通院医療を促進し、かつ、適正な医療を普及させるため、通院医療に要する費用を公費で一部負担しているが、通院延件数、承認実人員からみると、その制度を活用する精神障害者は年々増えている。

第38表 公費負担通院延件数と通院医療費の推移

年 度	通 院 延 件 数	通 院 医 療 費
17	183,331	1,844,855千円
18	188,355	1,949,014千円
19	200,067	2,082,460千円
20	206,612	2,154,624千円
21	212,359	2,359,549千円

【通院医療費等判定会】

通院患者の医療費公費負担の適否を審査するため、精神保健福祉センターにおいて通院医療費等判定会を月2回開催し、精神障害者の医療に万全を期すこととしている。

第39表 病名別承認件数内訳(通院医療費等判定会分)

病 名 別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
F0 症状性を含む器質性精神障害	247	2.0	301	2.2	265	1.9
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	435	3.4	481	3.6	404	2.9
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	7,086	55.3	7,180	53.3	7,162	52.2
F3 気分（感情）障害	2,960	23.1	3,345	24.8	3,727	27.2
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	234	1.8	307	2.3	377	2.8
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	17	0.1	22	0.2	22	0.2
F6 成人の人格及び行動の障害	133	1.0	132	1.0	129	0.9
F7 精神遅滞	290	2.3	266	2.0	244	1.8
F8 心理的発達の障害	31	0.3	54	0.4	69	0.5
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害	19	0.1	24	0.2	18	0.1
てんかん（F0に属さないものを計上）	1,354	10.6	1,349	10.0	1,310	9.5
合 計	12,806	100.0	13,461	100.0	13,727	100.0

(4) 精神保健福祉相談と指導

① 各保健所の相談事業

県内6保健所に精神科嘱託医を配置し、精神保健福祉についての相談指導を行っている。

また、随時相談（電話・来所）にも対応している。

第40表 一般相談指導

(平成21年度)

保健所名	東	弘 前	八 戸	五所川原	上十三	む つ	計
回 数	7	17	12	12	12	12	72
延件数	145	502	377	193	495	299	2,011

② 精神保健福祉相談員及び精神保健福祉士

精神保健福祉活動の推進を図るため、保健所及び県立精神保健福祉センターにおいて精神保健福祉相談員による指導を行っており、平成21年度は、精神保健福祉相談員として保健所及び県立精神保健福祉センターに40人を配置した。

また、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う専門職として、平成10年4月から精神保健福祉士の資格制度が創設され、県は、平成22年3月末現在で18人の有資格者を配置している。

第41表 保健所等別精神保健福祉相談員数

(平成21年度)

保健所	東	弘 前	八 戸	五所川原	上十三	む つ	精神保健福祉センター	合 計
人 数	1	9	3	10	3	11	3	40

③ 訪問指導

保健所では、本人の状況、家庭環境、社会環境等の実情を把握しながら、医療の継続又は受入れについての相談指導、生活指導、職業に関する指導の訪問指導を行っている。

第42表 保健所別訪問指導実績

(平成21年度) (延件数)

	東	弘 前	八 戸	五所川原	上十三	む つ	計
一 般 (アルコール含む)	3	144	67	52	47	48	361
社 会 復 帰	0	0	0	0	0	0	0
職 親 事 業	39	18	22	0	3	12	94
計	42	162	89	52	50	60	455

(5) 心の健康づくり事業

地域住民が心の健康に関心をもち、うつ病等の精神面の健康障害に対処できるよう、地域住民、民生委員、保健協力員等を対象に精神科専門医師等を講師とする心の健康づくり教室を全保健所で開催している。

第43表 心の健康づくり事業実施状況（平成21年度）

保 健 所 名	東	弘 前	八 戸	五所川原	上十三	む つ	計
開催回数（回）	3	4	1	1	11	5	25
受講人員（人）	154	172	120	37	487	421	1,391

(6) 精神障害者社会適応訓練事業

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を事業所に一定期間通所することにより社会生活適応のための訓練を実施している。

第44表 精神障害者社会適応訓練事業（平成21年度）

登 録 事業所数	委 託 事業所数	訓 練 実 施 状 況					
		訓 練 延 日 数	社会復帰 した者	そ の 他 (中断等)	訓 練 継 続 者	訓 練 者 実 数	社 会 復 帰 率
162ヶ所	41ヶ所	5,327日	15人	12人	28人	55人	56%

(7) 旧精神障害者社会復帰施設の設置状況

精神障害者の自立及び社会経済活動の参加の促進を図ることを目的とする精神障害者社会復帰施設に対して運営費補助金を交付した。

なお、精神障害者社会復帰施設は、障害者自立支援法の施行により、従来の根拠法であった精神保健福祉法から設置根拠条文が削除され、国の定めるところに従い、精神障害者福祉ホームA型及び、精神障害者地域生活支援センターは平成18年10月1日より、それ以外の施設は平成23年度末の経過措置期間中に障害者自立支援法に定める新事業体系へ移行することとなる。

平成22年4月1日時点で、精神障害者生活訓練施設3か所、精神障害者通所授産施設1か所、精神障害者小規模通所授産施設2か所、精神障害者福祉工場1か所、精神障害者福祉ホームA型3か所、精神障害者地域生活支援センター16か所が、障害者自立支援法の定める新事業体系へ移行済みである。

第45表 旧精神障害者社会復帰施設の設置状況

(毎年度4月1日現在)

種別	年度	18	19	20	21	22
精神障害者生活訓練施設		9	9	9	8	6
		180	180	180	160	120
精神障害者授産施設 (通所)		5	5	5	5	4
		100	100	100	100	80
精神障害者授産施設 (入所)		2	2	2	2	2
		60	60	60	60	60
精神障害者授産施設 (小規模通所)		5	4	4	3	3
		91	72	76	57	57
精神障害者福祉ホーム (B型を含む)		7	4	4	4	4
		110	80	80	80	80
精神障害者福祉工場		1	-	-	-	-
		20	-	-	-	-
精神障害者地域生活支援センター		16	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
計		45	24	24	22	19
		561	492	496	457	397

(上段:か所数、下段:定員数)

(8) 老人性認知症センター及び認知症疾患医療センター

認知症患者等に関する専門医療相談や保健・医療・福祉関係者に対する技術援助等を実施し、保健・医療・福祉サービスの向上を図るため、老人性認知症センターとして精神科を有する総合病院等を指定している。

なお、21年4月より、県立つくしが丘病院が、老人性認知症センターの機能に加え、合併症・周辺症状への急性期対応等の「専門医療機関として機能」や、研修会等の開催等の「地域連携としての機能」を強化した認知症疾患医療センターに移行している。

第46表 老人性認知症センター及び認知症疾患医療センター指定状況

圏域	医療機関名	指定開始年月日	備考
青森	県立つくしが丘病院	H 3. 4. 1	H21. 4. 1 認知症疾患医療センターへ移行
津軽	藤代健生病院	H15. 4. 1	
八戸	八戸市立八戸市民病院	H 2. 4. 1	H19. 8. 31付け廃止
西北五	西北中央病院	H 4. 4. 1	H22. 1. 31付け廃止
上十三	十和田市立中央病院	H 6. 4. 1	
下北	むつ総合病院	H 5. 4. 1	

※指定期間は、一年間であり、次年度以降自動更新となる。

(9) 精神科救急医療システム整備事業

入院中心から在宅での通院医療に重点が置かれるようになった精神科医療において、夜間・休日など緊急時における適切な医療を確保するため、病院群輪番制により精神科救急医療施設を確保し、精神科救急医療体制を整備するもので、平成11年度から実施している。

第47表 病院群輪番制（平成21年度）

ブ ロ ッ ク	精神科救急医療施設	運 営 時 間
青森ブロック	青森県立つくしが丘病院 浅虫温泉病院 芙蓉会病院 生協さくら病院	夜間 午後5時～翌日午前9時 休日 午前9時～午後5時
津軽ブロック	弘前愛成会病院 藤代健生病院	
八戸ブロック	松平病院 湊病院 みちのく記念病院 八戸赤十字病院	
西北五ブロック	五所川原市立西北中央病院 布施病院	
上十三ブロック	十和田市立中央病院 十和田済誠会病院 高松病院 三沢聖心会病院	
下北ブロック	むつ総合病院	

第48表 対応件数（平成21年度）

総 数	電話相談	外来受診	入 院
1,503	297	908	298

【精神科救急医療情報システム整備事業】

精神病床を有する医療機関の空床情報等を速やかに把握することにより、精神科救急医療システムの円滑な運営を図っている。

平成12年12月から青森県救急医療情報システム（医療薬務課所管）に精神科の応需情報を付加することにより実施している。

(10) 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者等に対し、専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及啓発、研修等を行うとともに高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的に財団法人黎明郷に委託し実施している。

第49表 平成21年度 相談支援状況

合 計	相談数（実数）		
	本人	家族	その他
124件（18）	5件（2）	80件（7）	39件（9）

(11) 精神障害者家族会の育成

精神障害者の社会復帰については、各種施設の整備の充実とともに地域社会における理解、援助が必要であるが、そのための支援システムの中核となる精神障害者家族会の結成を指導している。

第50表 精神障害者家族会の設立状況（単位家族会）（平成22年3月31日現在）

区分	保健所	青森	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
箇所数		8	10	8	6	6	3	41

【回復者家族交流事業】

青森県精神保健福祉会連合会及び青森県精神障害者社会復帰施設協会への委託事業として、精神障害者の家族及び回復者を対象に家族学習交流会、研修会及び回復者交流会を開催している。

(12) 自殺対策

① 本県の現状

本県の自殺率は平成15年をピークに年々減少傾向がみられ、平成18年には、全国ワースト2位から第6位と改善が見られた。

しかし、平成19年からは再び増加に転じ、平成21年の自殺率は全国ワースト2位となっている。年齢階級別では、40歳から59歳までの男性及び65歳以上の高齢者の死亡が多い状況となっている。

第51表 自殺の死亡数・死亡率の推移

		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
青森県	男性	404	59.6	334	49.9	373	56.4	353	54.1	358	55.4
	女性	123	16.3	107	14.3	96	12.9	120	16.3	117	16.0
	総数	527	36.8	441	31.1	469	33.4	473	34.1	475	34.5
	順位	2		6		3		2		2	
全国	男性	22,236	36.1	21,419	34.8	22,007	35.8	21,546	35.1	22,158	36.1
	女性	8,317	12.9	8,502	13.2	8,820	13.7	8,683	13.5	8,491	13.2
	総数	30,553	24.2	29,921	23.7	30,827	24.4	30,229	24.0	30,649	24.4

第52表 壮年期男性及び高齢者の自殺死亡数の推移

40歳～59歳までの男の死亡

	人数	対前年比	対全死亡比
平成17年	202	101.0%	38.3%
平成18年	154	76.2%	34.9%
平成19年	175	113.6%	37.3%
平成20年	148	84.6%	31.3%
平成21年	158	106.8%	33.2%

65歳以上の高齢者の死亡

	人数	対前年比	対全死亡比
平成17年	143	100.0%	27.1%
平成18年	127	88.8%	28.8%
平成19年	150	118.1%	32.0%
平成20年	151	100.7%	31.9%
平成21年	138	91.4%	29.1%

② 自殺対策普及啓発事業

総合的な自殺対策の推進を継続し、県民各層への支援のため、自殺対策未実施の市町村への支援を行うとともに、壮年期、高齢者等地域住民各層へのうつ予防等の支援の強化を図った。

(ア) 市町村自殺対策推進事業

保健所において、市町村の自殺の現状分析から事業の計画、実施、評価等への助言を行い、市町村への自殺対策を支援した。

(イ) 自殺対策あおもり推進事業

青森県自殺対策連絡協議会が中心となり、世界自殺予防デー（9月10日）のある9月に、集中的に自殺対策のPRを実施した。

また、相談窓口の周知と相談対応者への支援として「こころの相談窓口ネットワーク電話番号一覧表」を、市町村をはじめ関係機関に配布した。

(ウ) 相談担当者等のためのメンタルサポート研修事業

精神保健福祉センターにおいて、自殺対策等の相談業務担当者等の心身のストレスに対するケアなどメンタルサポートを図るための研修会を開催した。

(エ) 壮年期メンタルヘルス普及啓発事業

保健所において、事業所と連携し、働く壮年期男性に対し、うつ病予防等の普及啓発を図った。

(オ) 高齢者に対するうつ病対策

保健所において、市町村の介護予防事業と連携し、高齢者のうつ病の早期発見、早期対応に努めた。

(カ) 多量飲酒に対する自殺対策

保健所において、多量飲酒と自殺による死亡には高い相関関係があることから、健康教育等で適正飲酒について普及啓発を図った。

③ 自殺対策のための地域力支援事業

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応の中心的役割を果たす人材を養成するとともに、ボランティアや民間団体等による住民参加型の自殺対策の拡大や壮年期の自殺対策を効果的に実施するためのネットワークの構築を図ることを目的に実施した。

(ア) ボランティア、民間団体活動交流会

ボランティア、民間団体が、お互いの活動を通して交流を深め、地域の力を情報発信するシンポジウムを世界自殺予防デー（9月10日）に開催した。

(イ) ゲートキーパー育成事業(青森県医師会、青森県介護支援専門員協会委託)

内科医等一般診療科医師や看護師、介護支援専門員を対象に、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応をするための人材育成研修会を開催した。

(ウ) ボランティア、民間団体活動支援事業

ボランティア、民間団体等が、地域で自立した自殺対策を実施するために、各地域県民局が活動を支援した。

(エ) 自殺対策ネットワーク構築事業

壮年期の自殺対策を効果的に実施するためのネットワークを構築するため、事業所関係者、民生委員児童委員、民間団体等を対象とした研修会や関係者のネットワーク会議を開催した。

④ 自殺対策緊急強化事業

本事業は、自殺者数が、平成10年以降11年連続3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策力の強化を図ることを目的とし、「地域自殺対策緊急強化基金」(内閣府)を都道府県に造成し、平成21年度から23年度までの3年間で実施する。

本県においては、様々な人々や組織が密接につながり合う相談体制の整備やそのための人材育成、悩んでいる人の身近な目線で自殺対策に取り組むボランティアや民間団体の活動を支援しつつ、これらの人々や組織がつながりあって総合的な自殺対策を推進するための普及啓発や地域ネットワークの構築を図ることを目的に実施することとし、平成21年度は以下の事業を実施した。

(ア) 対面型相談支援事業

平成21年12月のハローワークにおいて、弁護士・司法書士による法律相談、ハローワークにおける対面型相談支援事業を実施した。

(イ) 電話相談支援事業

あおもりのちの電話の電話相談事業等を支援した。

(ウ) 人材育成事業

市町村自殺対策担当課長のための自殺対策塾、司法書士会に委託しゲートキーパー養成研修等を開催する。

(エ) 普及啓発事業

世界自殺予防デーフォーラムの開催やテレビ、ラジオ、新聞による自殺防止の

普及啓発を行った。

(オ) 強化モデル事業

県内8市町村において、お日様キャラバン（自殺防止演劇「お日様の匂い」を上演）を実施した。

5 その他の障害者福祉制度

(1) 特別障害者手当等の給付

20歳以上で日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者を対象に特別障害者手当が支給され、また、20歳未満の児童で日常生活において常時介護を要する在宅の障害児を対象に障害児福祉手当が支給される。

さらに、従来の福祉手当受給資格者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給することができない場合は、今までどおり福祉手当が支給される。

○特別障害者手当 月額 26,440円（平成18年4月分～）

○障害児福祉手当 月額 14,380円（ " ）

○福祉手当（経過措置分） 月額 14,380円（ " ）

第53表 特別障害者手当等受給人員、金額（単位：人、千円）

年 度	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当（経過措置分）	
	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）
17	2,024	644,382	985	170,548	129	22,308
18	2,093	664,403	1,071	184,989	131	22,648
19	2,064	654,388	1,133	195,510	119	20,492
20	2,085	661,255	1,170	201,817	113	19,474
21	2,056	652,459	1,168	201,679	111	19,182

(2) 重度心身障害者の医療費の助成

市町村が行う重度心身障害者医療費助成事業に対し、県が2分の1を補助し、重度心身障害者の健康の保持、増進を図っている。

なお、平成17年10月から、住民税課税世帯の方について外来診療は、

12,000円、入院診療は40,200円（平成18年10月から、44,400円）を1か月当たりの上限として、医療費の1割を負担することとしている。

ただし、市町村民税非課税世帯の方については、引き続き医療費の負担が免除されることの見直しを行った。

第54表 重度心身障害者の医療費助成金額等

年 度	受給者証交付数	医療費給付金額（千円）	県補助金額（千円）
17	29,153	2,518,421	1,244,214
18	23,382	1,898,496	919,010
19	22,619	1,856,826	892,727
20	22,402	1,848,661	896,692
21	21,893	1,754,646	876,777

(3) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）の保護者の相互扶助の精神に基づいて、将来独立して自活することが困難と認められる心身障害者（児）の経済的な保障を行う共済制度として昭和45年に発足したが、その加入及び年金等の受給状況は次のとおりである。

第55表 心身障害者扶養共済制度加入数及び年金等支給状況（各年度3月31日現在）

区 分 年 度	加入者総数			知的障害者			身体障害者				そ の 他	年 金 受 給 者	弔 慰 金 受 給 者
	男	女	計	重 度	中 ・ 軽 度	計	一 級	二 級	三 級	計			
17	485	348	833	273	302	575	89	111	27	227	31	459	9
18	475	330	805	263	295	558	87	104	25	216	31	473	7
19	474	328	802	256	293	549	93	98	25	216	37	494	6
20	447	305	752	236	281	517	87	93	23	203	32	512	7
21	436	285	721	229	269	498	85	87	21	193	30	536	3

(4) 障害者就業・生活支援事業

障害者雇用促進法に基づき県が指定する障害者就業・生活支援センターに生活支援担当職員を配置し、就職や職場定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及び日常生活に必要な支援を行っている。

平成21年度は5ヶ所で開催し、対象登録者数は857人である。

支援内容	電 話	家庭訪問	職場訪問	来 所	他機関訪問	そ の 他
延べ回数	3,813	311	385	1,327	714	269

